熊野町

都市計画マスタープラン

～ 筆にのせて　未来を描く　まちづくり ～

令和3年3月

熊野町

目 次

はじめに

Ⅰ．　都市計画マスタープランの基本的事項 ･････････････････････････････ 1
　１．都市計画マスタープランの趣旨 ･･･････････････････････････････････ 2
　　(1) 計画の背景・目的･･ 2
　　(2) 計画の役割 ･･ 2
　２．計画の位置づけ ･･･ 2
　３．都市計画マスタープランの構成･･････････････････････････････････････ 3
　　(1) 計画対象区域･･ 3
　　(2) 目標年度 ･･ 3
　　(3) 計画の構成 ･･ 3

Ⅱ．　熊野町の現状と課題 ･･･ 5
　１．熊野町の概況 ･･･ 6
　　(1) 地理・歴史 ･･ 6
　　　① 広域的条件 ･･ 6
　　　② 歴史的背景 ･･ 7
　　(2) 人口・産業 ･･ 8
　　　① 人口・世帯数･･ 8
　　　② 将来人口ビジョン（第６次熊野町総合計画） ････････････････････････ 10
　　　③ 産業別就業構造･･ 11
　　　④ 農業 ･･ 13
　　　⑤ 工業 ･･ 14
　　　⑥ 商業 ･･ 16
　　　⑦ 観光 ･･ 19
　　(3) 都市計画の概況･･ 20
　　　① 都市計画区域･･ 20
　　　② 土地利用の現況･･ 23
　　　③ 住宅の現況 ･･ 26
　２．都市の状況と動向･･ 27
　　(1) 都市施設の状況･･ 27
　　　① 都市計画道路･･ 27
　　　② 都市公園・都市緑地･･ 29
　　　③ 上下水道 ･･ 30
　　　④ 公営住宅 ･･ 31
　　　⑤ 公共施設 ･･ 31
　　(2) 財政の状況 ･･ 32
　　　① 歳出決算額の推移（一般会計） ･･････････････････････････････････ 32
　　(3) 災害 ･･ 33

(4) 住民意識の把握 36
(5) 現行計画の検証 41
(6) 上位・関連計画の整理 42
３．熊野町のまちづくりの課題 46

Ⅲ． まちづくりの目標 51
１．熊野町の基本理念と目指す姿 52
(1) 上位・関連計画における方針等 52
① 第６次熊野町総合計画 52
② 熊野町災害復興計画 53
(2) まちづくりにおける基本的な考え方 54
(3) 将来都市像 54
(4) まちづくりの目標 55
２．将来都市構造 58
(1) 基本的な考え方 58
(2) 拠点の設定 59
(3) 軸の設定 60
(4) ゾーンの構成 61
(5) 将来都市構造の再編プロセス 63

Ⅳ． まちづくりの方針 65
１．土地利用の方針 67
２．安心・安全で快適に暮らすための防災・減災まちづくりの方針 75
(1) 自然災害に強い土地利用の方針 75
(2) 防災・減災対策の強化方針 76
(3) 安全で安心な道路空間の整備方針 78
３．コンパクト＋ネットワーク型の都市施設の整備方針 80
(1) 主要な都市機能の維持・整備方針 80
(2) 交通ネットワークの整備方針 82
(3) 生活インフラの整備方針 85
４．活力・魅力に満ちあふれるまちづくりの方針 88
(1) 活力を生み出す市街地整備方針 88
① 良好な中心市街地整備 88
② 幹線道路整備に合わせた市街地整備 92
③ ゆとりある居住環境の創出 93
④ 空き家・低未利用地の有効活用 94
(2) 魅力あふれる景観形成の方針 95
５．人と自然が調和する水と緑のネットワーク整備方針 98
(1) 自然環境の保全の方針 98
(2) 公園・緑地の整備・活用方針 100
(3) 都市環境形成の方針 102

(4) 農地の保全・活用の方針 103
６．住民主体のまちづくりの推進方針 105
(1) 継続的な都市づくり 105
(2) 町民主体のまちづくりの推進 106

Ⅴ．　地域別構想 109
１．地域別構想について 110
(1) 地域別構想の役割 110
(2) 地域区分の設定と地域の概況 111
２．地域別構想 112
２－１．西部地域 112
(1) 地域の概要 112
(2) 住民意向 113
(3) 西部地域のまちづくり方針 116
２－２．中央地域① 121
(1) 地域の概要 121
(2) 住民意向 122
(3) 中央地域①のまちづくり方針 125
２－３．中央地域② 130
(1) 地域の概要 130
(2) 住民意向 131
(3) 中央地域②のまちづくり方針 134
２－４．東部地域 138
(1) 地域の概要 138
(2) 住民意向 139
(3) 東部地域のまちづくり方針 142

Ⅵ．　計画の推進方針 147
１．多様な主体の協働によるまちづくりの推進 148
２．効率的な都市運営 149
３．計画の適切な運用 149

参考資料 151
用語解説 152

はじめに

「筆にのせて　未来を描く　まちづくり」

筆を大切にし、筆とともに

町と町民の夢（未来）を描くまちづくり　をめざします

熊野町は、広島市・呉市・東広島市の中央に位置し、緑豊かな山地に囲まれた盆地で、町の中央を熊野川、二河川と平谷川が流れ、周囲は田園集落が広がっており、その中心部に市街地を形成しました。

広島熊野道路等の整備により広島市との近接性が高まり、また東広島呉自動車道の全線開通により、周辺都市との連携がより深まる中、この良好な自然や住環境を活かした魅力ある持続可能なまちづくりへの対応が求められています。

こうした中、本町がさらなる発展をとげるためには、人口減少社会、超高齢社会の進行、環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、本町を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に的確に対応することが必要となります。

このたび策定した「熊野町都市計画マスタープラン」は、これまでのまちづくりの方針を検証し、改善した上で、広域的に捉えたまちづくりを推進するために都市計画の基本的な方針を示したものです。

今後、本計画に基づき、町民との連携・協働のもと、本町が有する多様な資源や地域特性などを最大限に生かしながら、具体的な施策を着実に進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見等をいただきました多くの町民の皆様、また長期間にわたり、議論をいただいた熊野町都市計画審議会の委員の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和３年（２０２１年）３月

熊野町長　三村　裕史

Ⅰ.都市計画マスタープランの基本的事項

都市計画マスタープランは都市計画法に基づき、将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画で、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針となるものです。本章では、都市計画マスタープランの位置づけや目標年度などについて記載します。

１．都市計画マスタープランの趣旨

２．計画の位置づけ

３．都市計画マスタープランの構成

１．都市計画マスタープランの趣旨

(1) 計画の背景・目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の２に基づくもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「市町村の基本構想」に即して定めるものです。土地利用や道路、公園、下水道等の整備、自然環境の保全など、長期的視点に立った望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画であり、今後の都市計画の見直しや都市施設の整備を進める上での指針となるものです。

熊野町では、平成 16 年３月に「熊野町都市計画マスタープラン」を策定しており、平成 24 年に一部内容の改定を行っています。しかし、策定後 10 年以上が経過しているとともに、本格的な人口減少社会、少子高齢社会の到来、都市型災害や大規模な災害発生の懸念、環境への意識の高まりなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきました。

このような社会情勢の変化や現状の課題に適切に対応し、これまでのまちづくりの方針を検証して改善した上で、広域的に捉えたまちづくりを推進するための都市計画の基本的な方針を定めることを目的として、『熊野町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）』を策定するものです。

(2) 計画の役割

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、中長期的な見通しをもって定める必要があります。

本計画は、創意工夫の下に町民の意見を反映させ、あるべき都市像・地域像の実現に向けて、都市計画の方針等をきめ細かくかつ総合的に定めるものであり、以下の役割が期待されます。

・将来都市像の明示
・町が定める都市計画の方針
・都市計画の総合性・一体性の確保
・町民の理解による都市計画の合意形成の円滑化

２．計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「熊野町総合計画」や広島県が策定する「広島圏域都市計画マスタープラン」に即するとともに、その他の分野における関連計画と整合・連携を図り策定するものです。

また、各種都市計画の決定や変更、都市に関する基本計画を策定する際は、本計画との整合を図りつつ、運用しなければなりません。

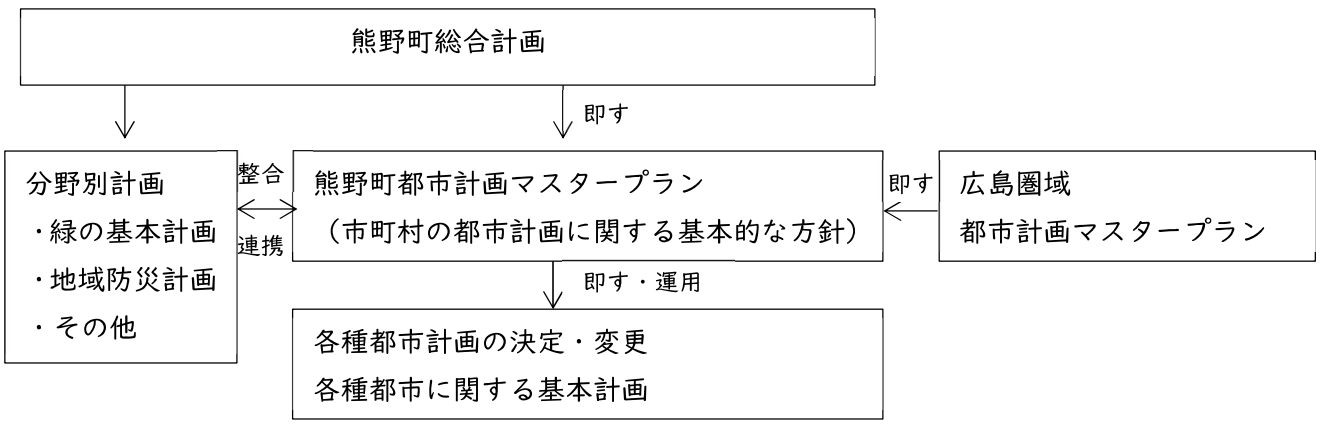

３．都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

計画対象区域は、都市計画区域である本町全域とします。

(2) 目標年度

本計画の目標年度は、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れつつ、概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）を展望しつつ、10 年後の令和 12 年（2030 年）までとします。ただし、今後の社会情勢の変化や上位計画等の改訂に対応するため、必要に応じて見直すものとします。

(3) 計画の構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「計画の推進方針」で構成されます。

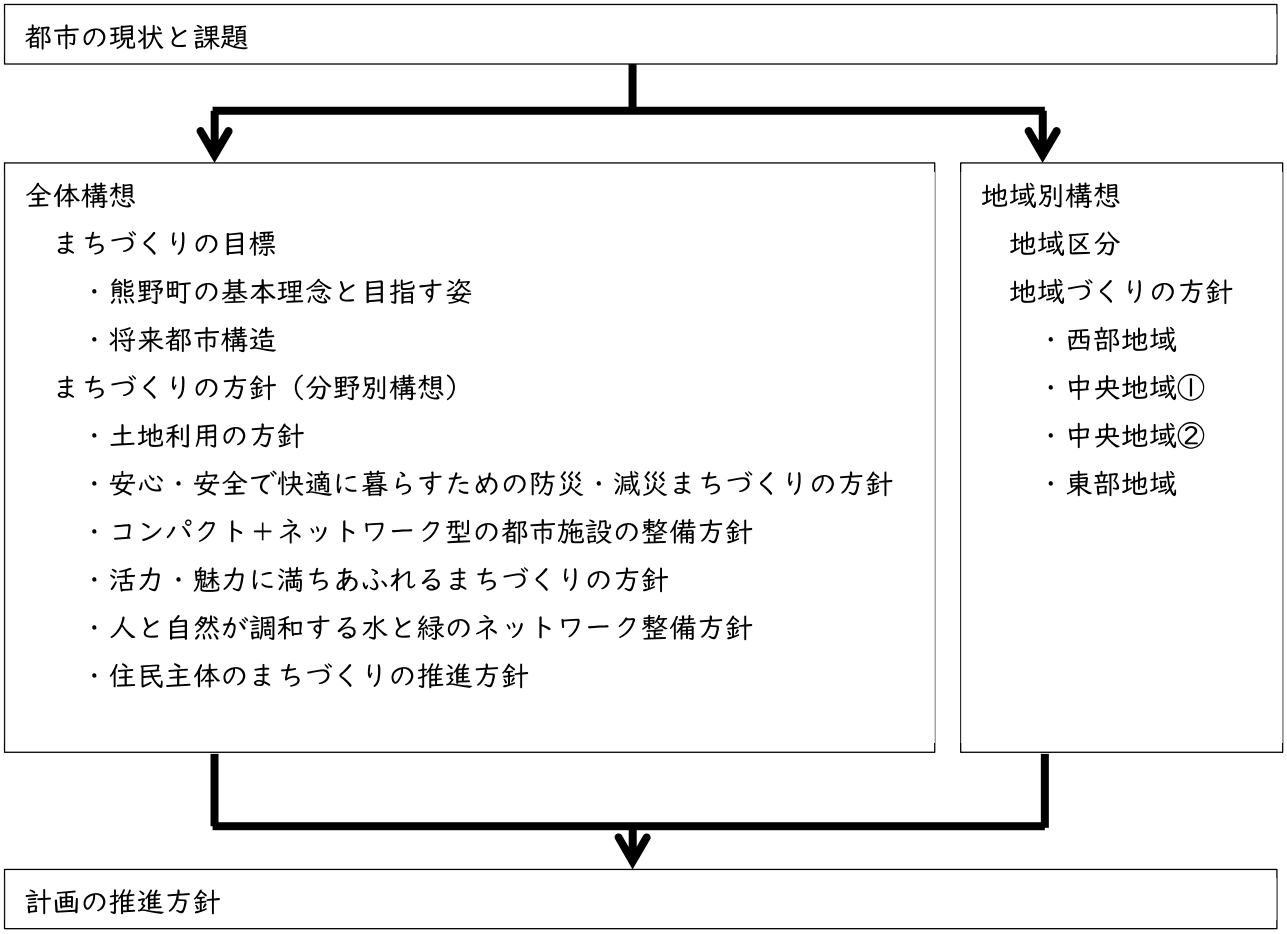

Ⅱ．熊野町の現状と課題

本章では、熊野町の社会情勢や都市計画の状況、住民アンケート調査結果等について整理した上で、それらをふまえた本町のまちづくりの課題を示します。

１．熊野町の概況

２．都市の状況と動向

３．熊野町のまちづくりの課題

１．熊野町の概況

(1) 地理・歴史

① 広域的条件

■ 広島市・呉市・東広島市トライアングルの中央に位置する好立地

熊野町は、広島市・呉市・東広島市トライアングルの中央に位置し、町域面積は 33.76 平方キロメートル（平成 27 年（2015 年）3 月時点）あり、周囲を山地に囲まれた盆地に形成され、中央部を熊野川、二河川と平谷川が流れ、市街地周辺部は田園や丘陵地が広がっています。

広島熊野道路等の整備により、広島市との近接性が高まり、東広島呉自動車道路の全線開通により、周辺都市との連携がより深まる中、この良好な自然や住環境を活かして魅力があり、持続可能なまちづくりへの対応が求められています。

本町の全域が都市計画区域にあり、広島圏都市計画区域（広島湾沿岸の大竹市から呉市にかけての 4 市 4 町から構成）の一部に位置づけられています。

また、広域的な都市づくりを推進するため、「広島広域都市圏（11 市 13 町）」、「広島中央地域連携中枢都市圏（4 市 4 町）」の構成自治体になっています。

■ 広島圏都市計画区域における熊野町の位置

■ 広域連携の状況

② 歴史的背景

■ 筆の都としてのまちの発展と、ベッドタウンとしての都市化の進行

本町では、東深原遺跡から局部磨製石斧が出土しており、今から約 20,000～25,000 年前の旧石器時代には人々が生活し始めていたと考えられます。7 世紀の律令体制下においては、熊野盆地は安芸国安芸郡に含まれており、「養隈郷」と称されていたといいます。天保 9 年（1838 年）に毛筆製造技術がもたらされると、上方の職人の指導により技術普及が図られ、筆の生産が盛んに行われるようになり、熊野で製造された筆は芸州筆として、全国に販売されてきました。以来、筆の製造を産業の中心として「筆の都」として栄えてきました。その象徴として、昭和 7 年から開催される全国書画展覧会や、昭和 10 年から続く筆まつりなど、筆にまつわる行事も盛んに行われてきました。

熊野町は、大正 7 年に町政を施行し、本庄村（現呉市）の平谷、川角を昭和 6 年に合併して現在に至ります。昭和 40 年代には、昭和 42 年の県営熊野団地の整備を契機に、広島市等のベッドタウンとして都市化が急速に進行してきました。こうした中、平成 2 年に広島熊野道路が開通し、平成 6 年には筆の里工房オープンをはじめ、町民の生活を支える図書館や健康センターの整備、役場の新築などを行いました。近年では、平成 26 年に熊野黒瀬トンネルが開通し、本町へのアクセスが飛躍的に向上しています。さらに平成 28 年に多世代交流や地域づくり・人づくりなど地域コミュニティの場としてのくまの・みらい交流館の開館、平成 30 年には子育て支援や移住・定住、就業支援など様々な目的・機能を持たせた複合施設としてくまの・こども夢プラザが開館しています。このようにまちの暮らしをよくするための取組が進められる中、平成 30 年には町制施行 100 周年を迎えたところです。

■ 町に染み渡る筆文化
（左から筆の里工房内のモニュメント、榊山神社境内に飾られる熊野筆、
筆をモチーフとしたマンホール、筆まつりの日の榊山神社）

■ 筆まつりの様子（左：熊野中学校、右：榊山神社境内における大作席書）

(2) 人口・産業

① 人口・世帯数

■ 人口減少、年少・生産年齢人口が減少する中、増加する老年人口

町人口は、平成 12 年をピークに減少に転じ、平成 27 年（2015 年）には 23,755 人となっています。

一方で、世帯数は増加傾向が続いており、一世帯当たり人員は平成 27 年には、2.52 人／世帯となり、世帯の少人数化が進展しています。

年齢 3 区分別では、15 歳未満の年少人口が減少し、少子化傾向が続くなか、65 歳以上の老年人口の増加が加速し、平成 12 年には、老若人口比が逆転し、その差が大きく開いてきています。

15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は、平成 12 年以降、減少が加速しています。

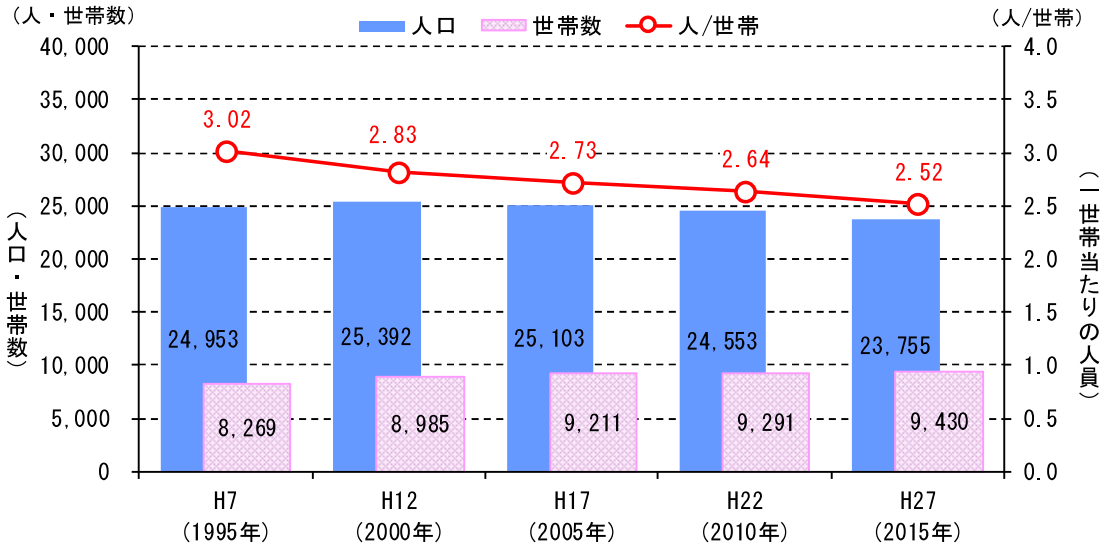

■ 人口・世帯当たり人数の推移（各年数値は 10 月 1 日時点）

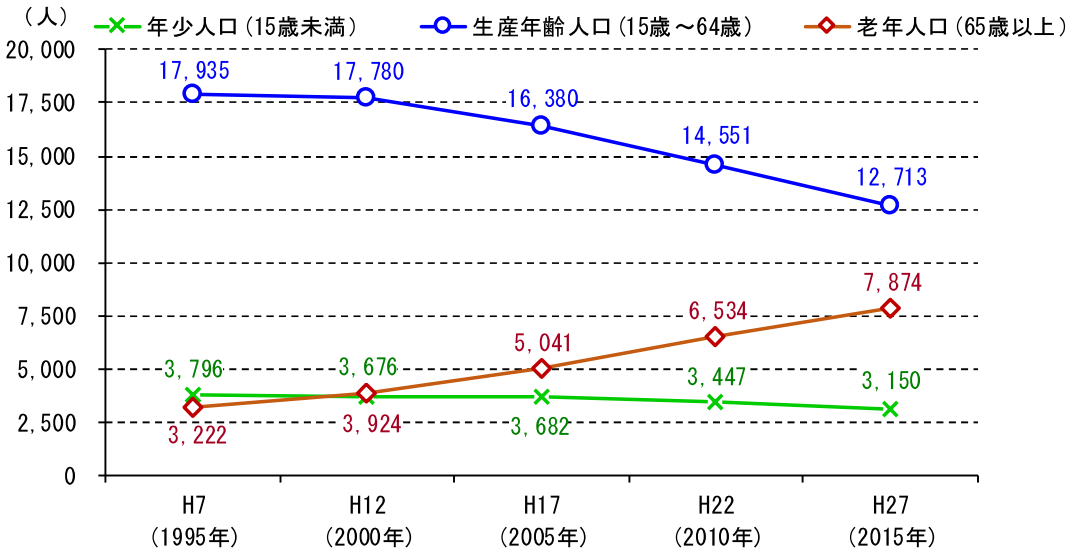

■ 年齢３区分人口の推移（各年数値は 10 月 1 日時点）

資料：国勢調査

地区別人口では、さくら野団地などが開発された川角地区が平成 7 年以降、大きく増加し、平成 7 年人口に対して平成 30 年には約 2 倍となっていますが、その他の地区は、平成 7 年以降、横ばいもしくは減少傾向にあります。その中でも、熊野団地、中溝地区の減少幅が大きく、平成 7 年の約 7 割程度の人口となっています。

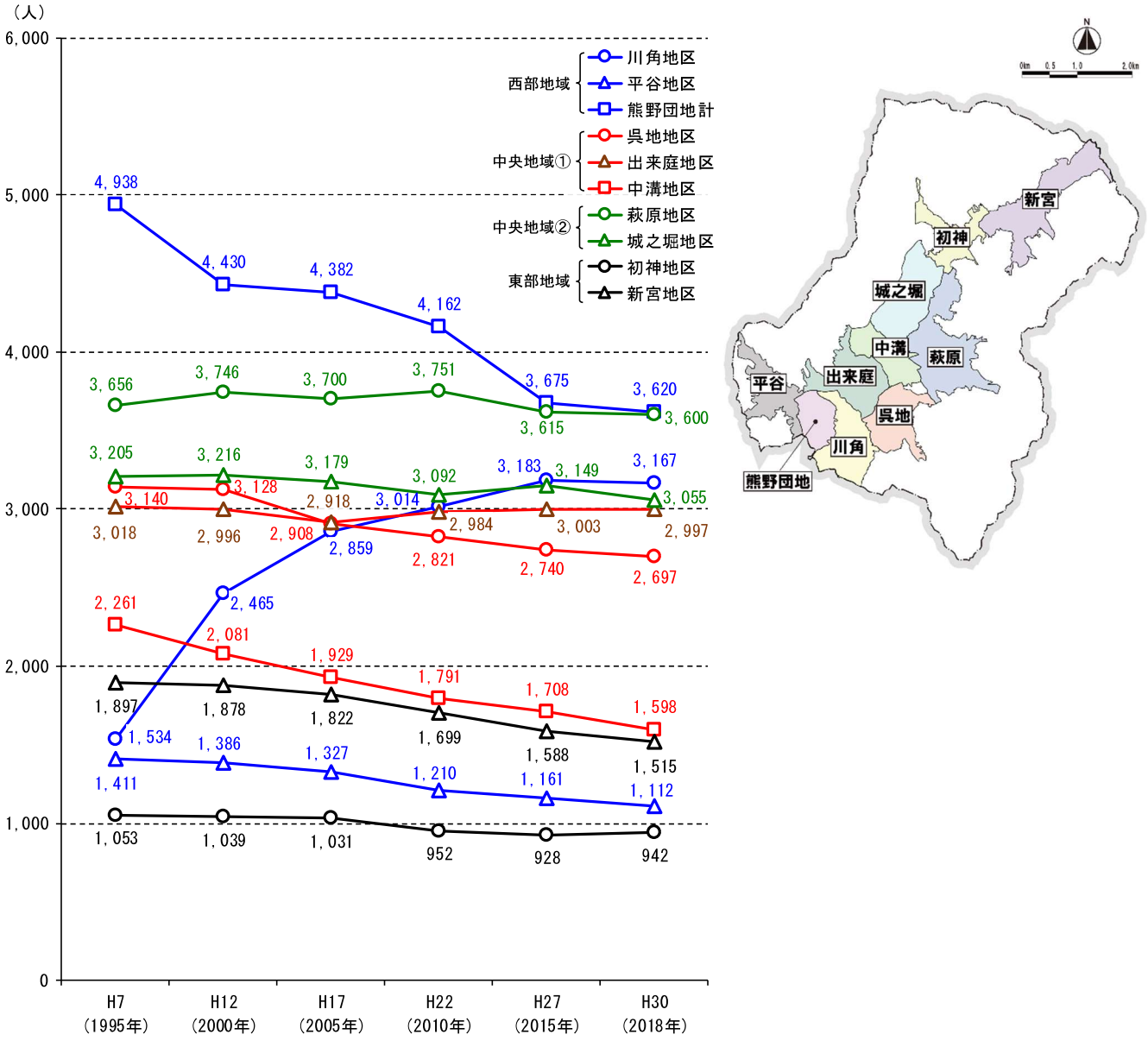

■ 地区別人口の推移

※1 熊野団地計は“貴船地区”“石神地区”“神田地区”“柿迫地区”“東山地区”の合計人口による。

※2 地区の境界図については、平成 19 年から順次地区の再編が行われたため、平成 17 年以前と平成 22 年以降で若干の違いがある。右図は、平成 24 年時点（最新）の熊野町住居表示街区案内図を基に作成した。

資料：住民基本台帳

②　将来人口ビジョン（第 6 次熊野町総合計画）

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も人口減少が進み、令和 22（2040）年には 16,704 人まで減少するという推計が示されています。

そうした人口動向を踏まえ、第 6 次熊野町総合計画では、将来像である『ひと　まち　育む　筆の都　熊野』の実現に向け、令和 12（2030）年の目標人口を 21,000 人と設定しています。

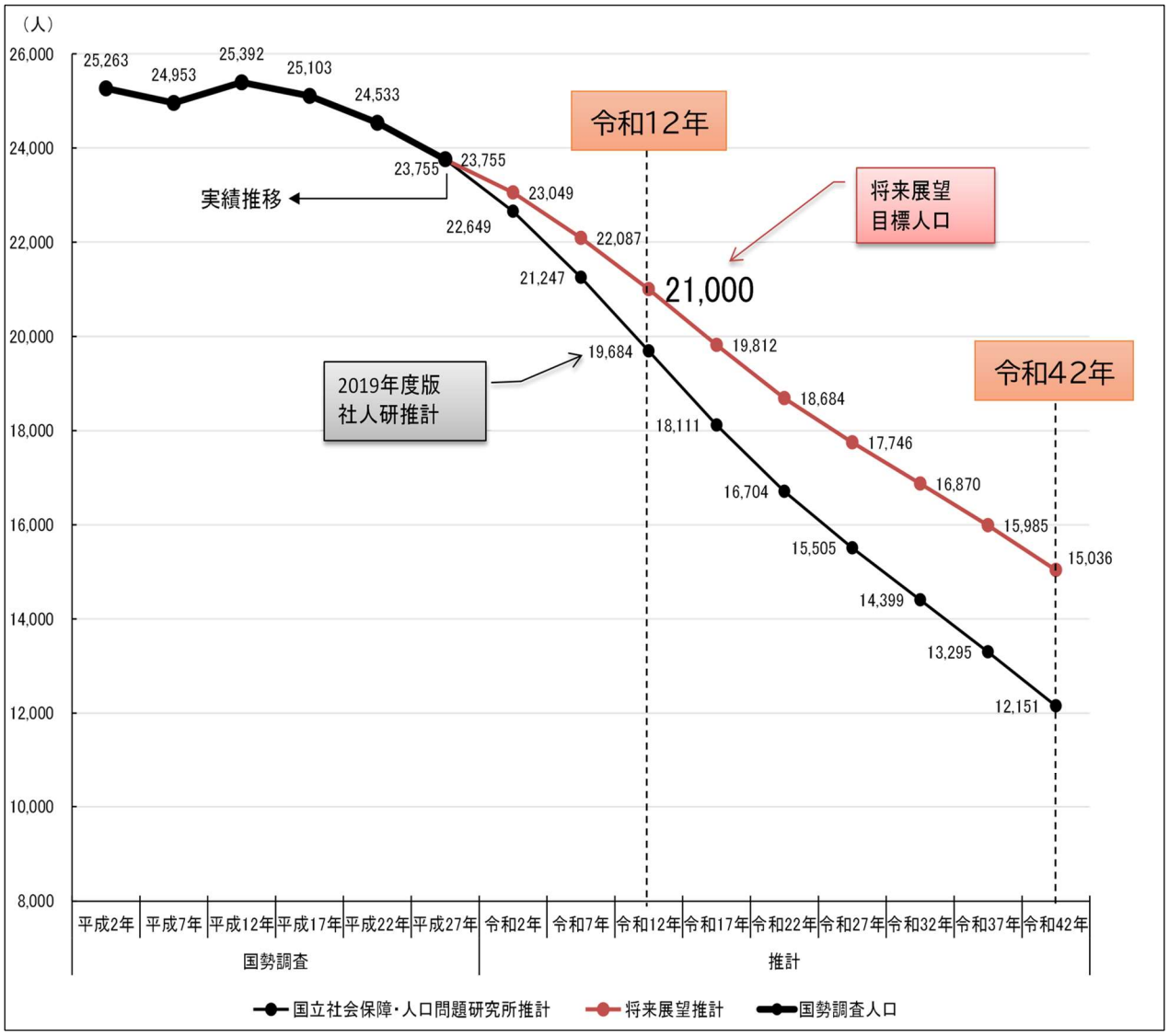

■ 将来人口目標

出典：熊野町第 6 次総合計画

③　産業別就業構造

■ 平成 12 年以降、減少幅が大きい第２次産業人口

就業人口（常住地人口）は、平成 12 年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。

各産業ともに、就業人口（常住地人口）は減少傾向にあり、平成 17 年までは堅調であった第 3 次産業も、その後減少に転じています。第 2 次産業では平成 7 年の 6,045 人から平成 27 年には 3,796 人となり、6 割程度の人数規模となっています。

昼夜率（従業地就業人口／常住地就業人口）では、各年とも流出人口が流入人口を大きく上回っており、周辺市町に就業機会を依存する傾向にありますが、昼間就業のための流入人口が若干増加傾向にあるため、昼夜率は年々上昇しています。

また、通勤流動でみると、広島市への通勤者が約 40%を占め、次いで呉市約 23%、東広島市約 15%、海田町約 6%と続きます。他市町からの熊野町への通勤者も同様の傾向が見られるものの流出人口の 3 割程度の移動者数であり、広島市のベッドタウンとしての傾向が強いことがうかがえます。

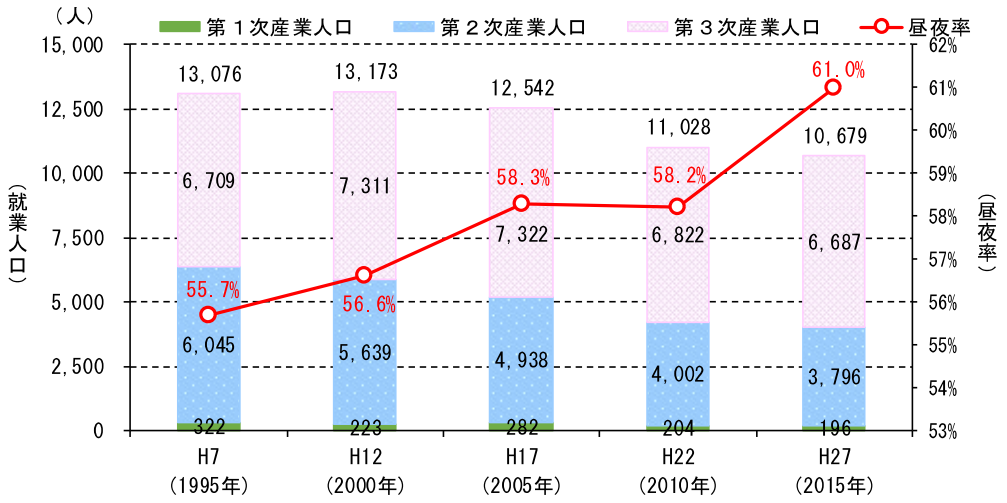

■ 産業別人口及び昼夜率の推移

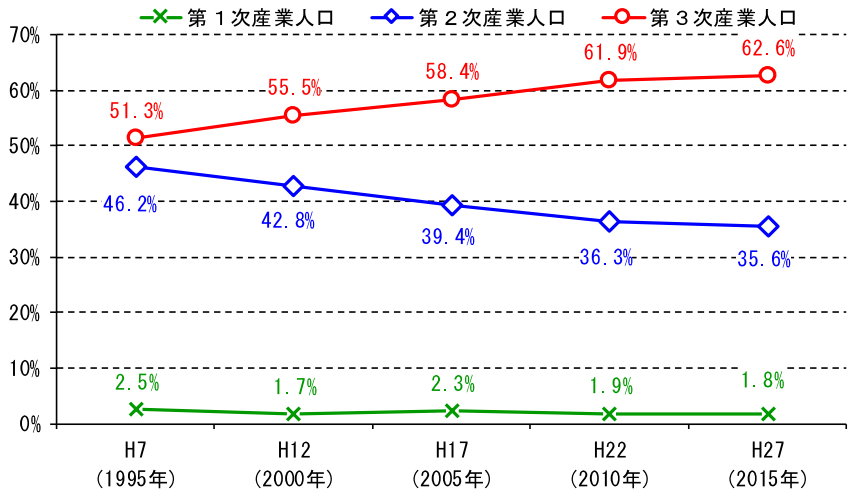

■ 産業別人口割合の推移

資料：国勢調査

区分 / 年	夜間就業人口（人）	流出		昼間就業人口（人）	流入		昼/夜就業人口比率（%）
		流出人口（人）	流出率（%）		流入人口（人）	流入率（%）	
S50（1975年）	8,745	4,416	50.5%	4,774	445	9.3%	54.6%
S55（1980年）	10,382	5,315	51.2%	5,845	778	13.3%	56.3%
S60（1985年）	11,509	6,026	52.4%	6,504	1,021	15.7%	56.5%
H2（1990年）	12,497	6,730	53.9%	6,985	1,218	17.4%	55.9%
H7（1995年）	13,110	7,368	56.2%	7,296	1,554	21.3%	55.7%
H12（2000年）	13,200	7,498	56.8%	7,476	1,774	23.7%	56.6%
H17（2005年）	12,545	7,216	57.5%	7,320	1,991	27.2%	58.3%
H22（2010年）	11,514	6,763	58.7%	6,705	1,953	29.1%	58.2%
H27（2015年）	11,030	6,372	57.8%	6,730	2,072	30.8%	61.0%

※ 夜間就業人口：（流出人口＋昼間就業人口－流入人口）で算出

■ 就業者の流出・流入人口の推移

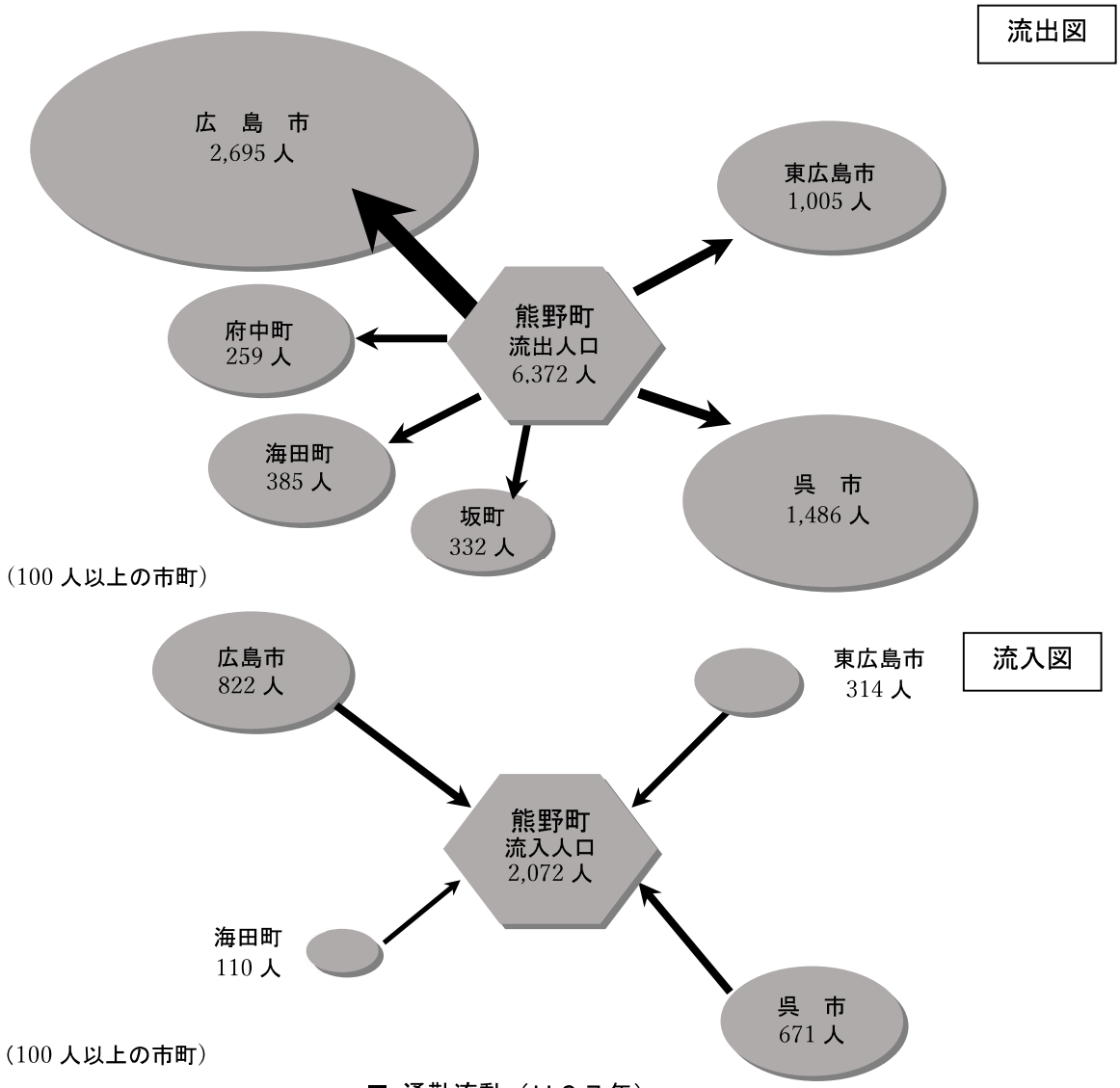

■ 通勤流動（Ｈ２７年）

資料：国勢調査

④　農業

■ 農家減少と高齢化が進行、県平均を下回る１戸当りの平均経営耕地面積

本町の農家数は、自給的農家を含む総農家数、販売農家数ともに減少傾向にあります。販売農家人口での 65 歳以上の高齢者の占める割合は、県全体とほぼ変わらず、農家人口の約半数が高齢者となっています。

販売農家の経営耕地面積は減少傾向にあり、販売農家１戸当りの平均経営耕地面積は 0.5ha を若干上回り推移していますが、県平均の５割強程度と小規模経営の農家が多いことがうかがえます。

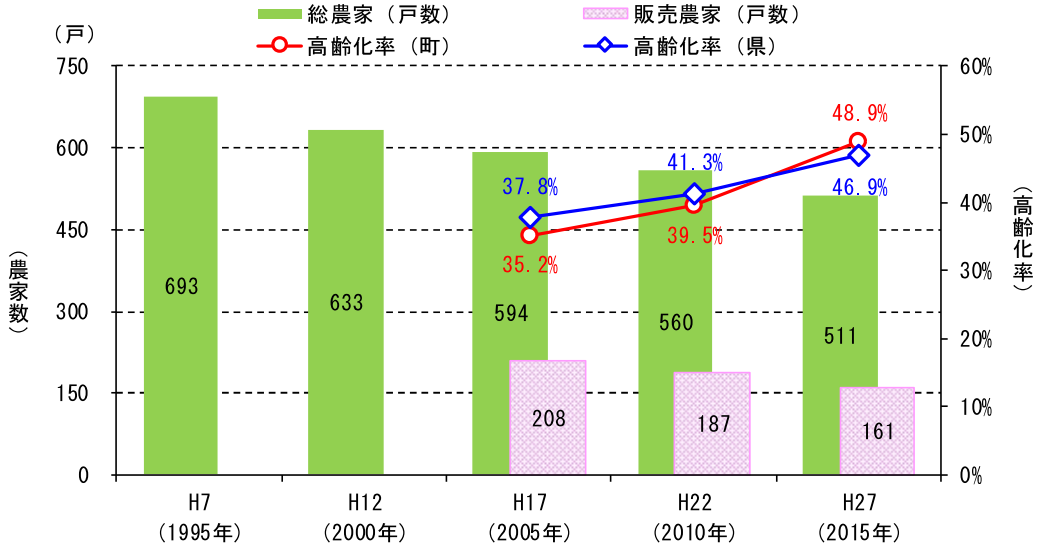

■ 農家数、販売農家高齢化率の推移

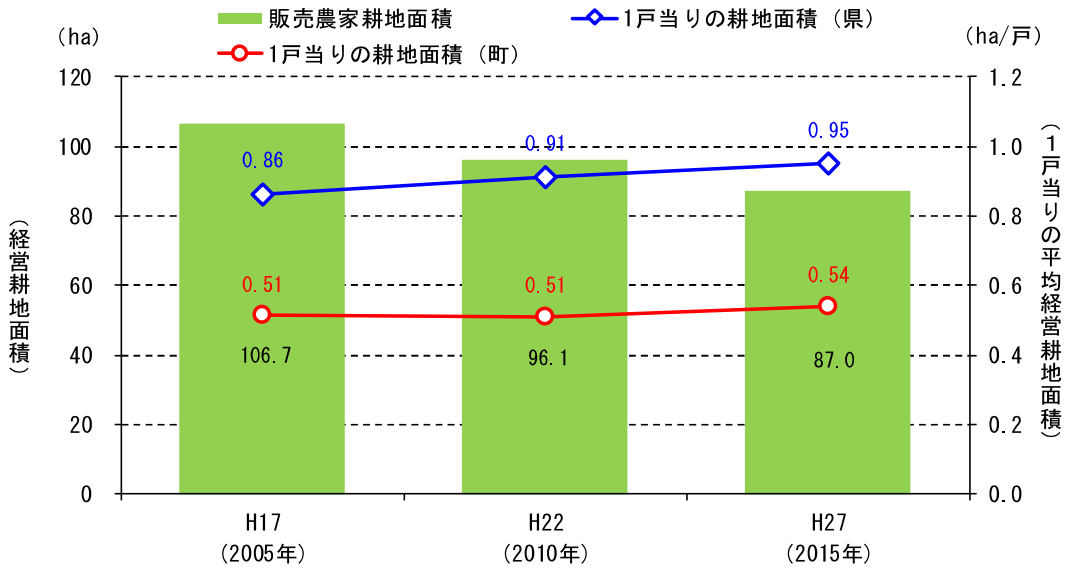

■ 販売農家の経営耕地面積の推移

※ 平成 17 年調査より、“販売農家”“自給的農家”の区分が追加された。

資料：農林業センサス

⑤　工業

■ 熊野筆を中心とする“その他の製造業”が本町経済を支える、出荷額は増加傾向に転じる

本町の工業は、従業者数及び事業所数ともに、熊野筆を中心とする“その他の製造業”が全体の約 5 割を占め、次いで“金属製品製造業”、“輸送用機械器具製造業”がともに約 1 割程度です。

製造品出荷額等及び従業者数の推移では、ともに平成 22 年までは横ばい・微減傾向にありましたが、以降は増加傾向にあります。しかしながら、従業者一人当たりの製造品出荷額等は、平成 28 年で県平均 4,692 万円／人に対し、町平均は 1,562 万円／人と県の 3 割程度、周辺市町と比べても最も低くなっています。

事業所当たり従業者数は、家内工業型の熊野筆が中心であることから、平成 28 年で県平均は 37.4 人に対し、町平均は 17.9 人と県平均を下回っています。

主要製造業の出荷額の推移では、熊野筆を中心とする“その他の製造業”が 100 億円を超えて推移しているほか、輸送用機械器具製造業も増加傾向にありますが、その他の業種は横ばい傾向にあります。

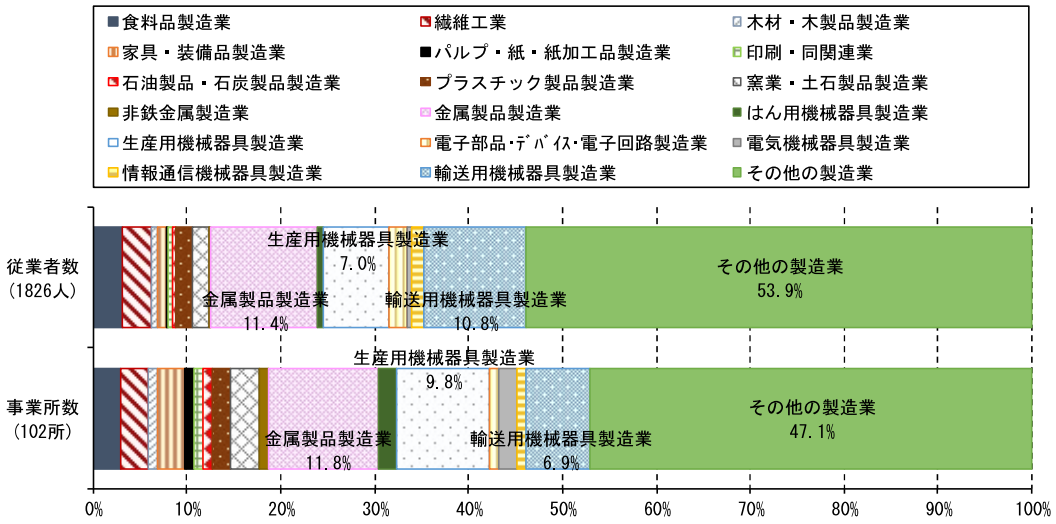

■ 製造業の状況（平成 28 年）

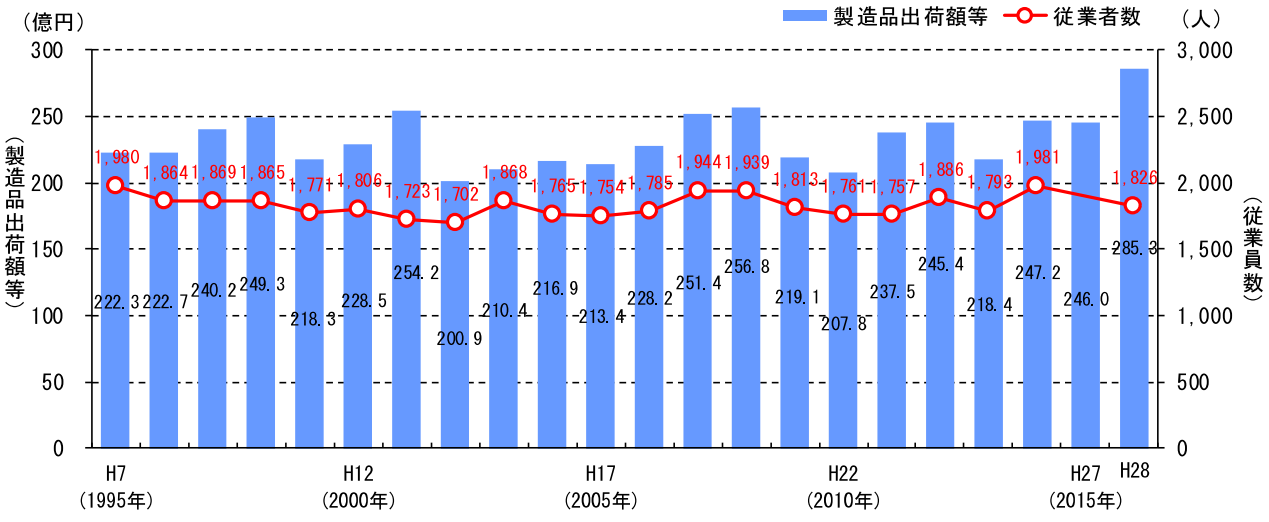

■ 製造品出荷額等、従業者数の推移

資料：工業統計調査，経済センサス - 活動調査（製造業分）（平成 24 年，平成 28 年）

※ 平成 27 年の従業者数は公表されている調査結果に不足があったため、データ未掲載としている。

■ 製造品出荷額等、従業者数等の比較

H28	一人当たりの製造品出荷額等［万円］	従業者数［人］	製造品出荷額等［億円］	事業所数［所］	1事業所当たりの従業者数［人］
広島県	4,692	211,902	99414.7	5,661	37.4
熊野町	1,562	1,826	285.3	102	17.9

資料：工業統計調査、経済センサス‐活動調査（製造業分）（平成 24 年，平成 28 年）

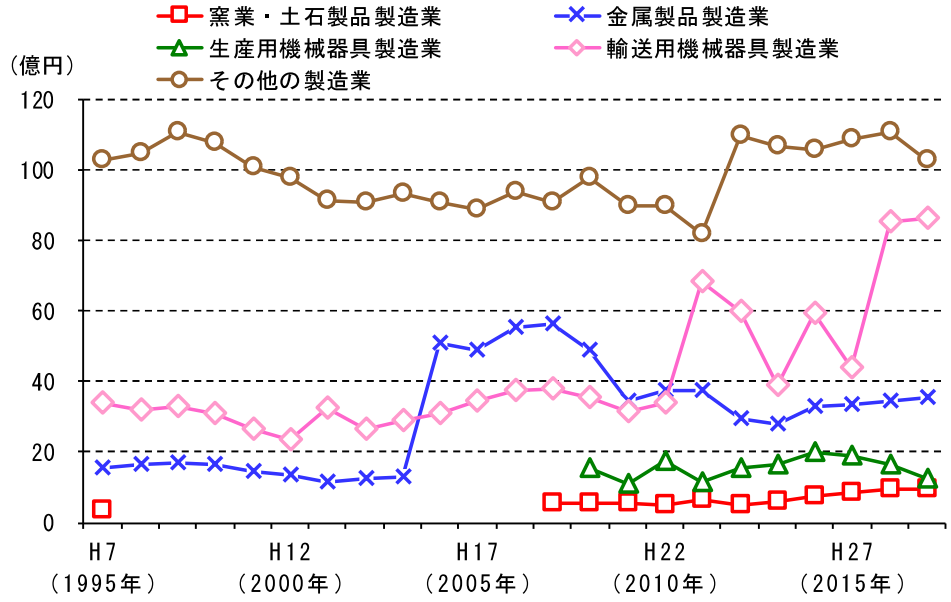

■ 主要製造業の出荷額等の推移

資料：工業統計調査，経済センサス‐活動調査（製造業分）（平成 24 年，平成 28 年）

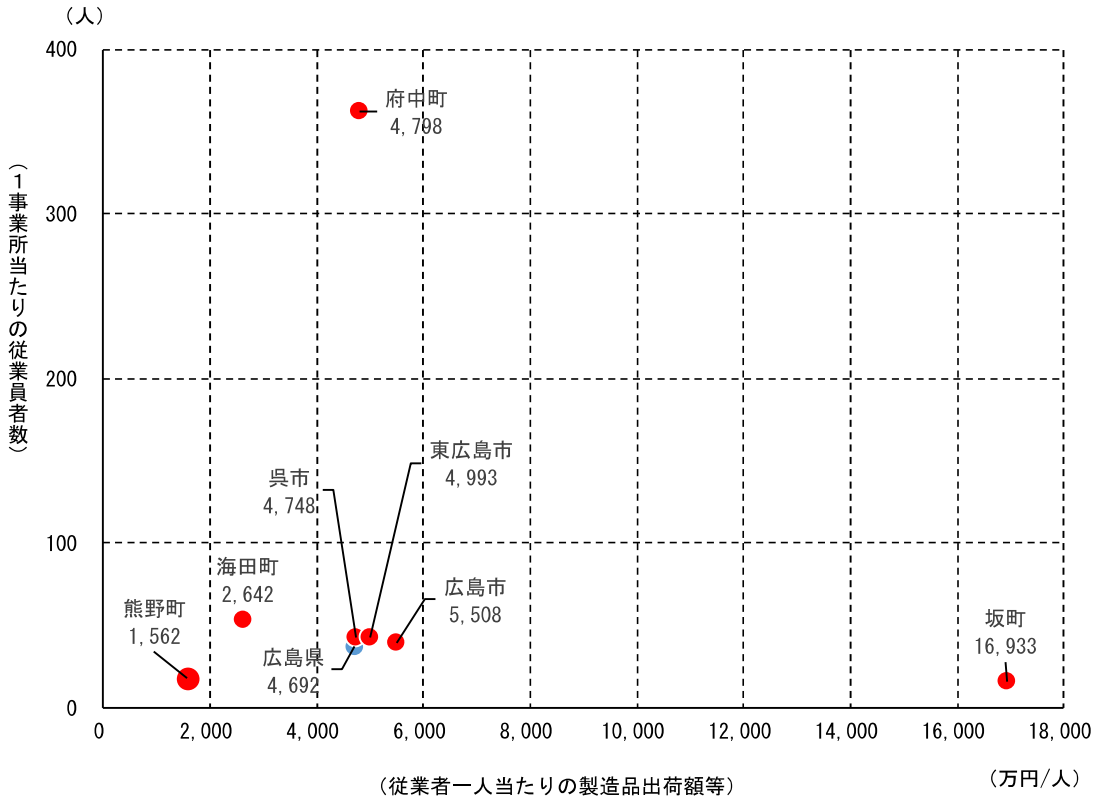

■ 従業員一人当たりの製造品出荷額等

資料：経済センサス‐活動調査（製造業分）（平成 28 年）

⑥　商業

■ 回復に転じる小売業にあるが、依然、続く買い物客の周辺市町への流出

商業の推移では、小売年間商品販売額は、平成 6 年から減少に転じていましたが、平成 26 年を底に大きく回復しています。

卸売年間販売額は、小売の 1～2 割程度の販売額に留まり、平成 24 年以降減少傾向にあります。

従業者数は、ピーク時の平成 14 年に 1,513 人でしたが、平成 26 年には 844 人と半減し、平成 28 年には 995 人と増加しています。

小売業の売場面積及び商店数も同様に直近では回復傾向に転じています。

小売業の商業力の指標である小売吸引率では、本町は 65.7%と周辺市町の中で最も低く、周辺市町への買い物客の流出が多い状況にあります。

年間小売販売額メッシュ分布図をみると、商店街のある近隣商業地域外の地区で高くなっています。

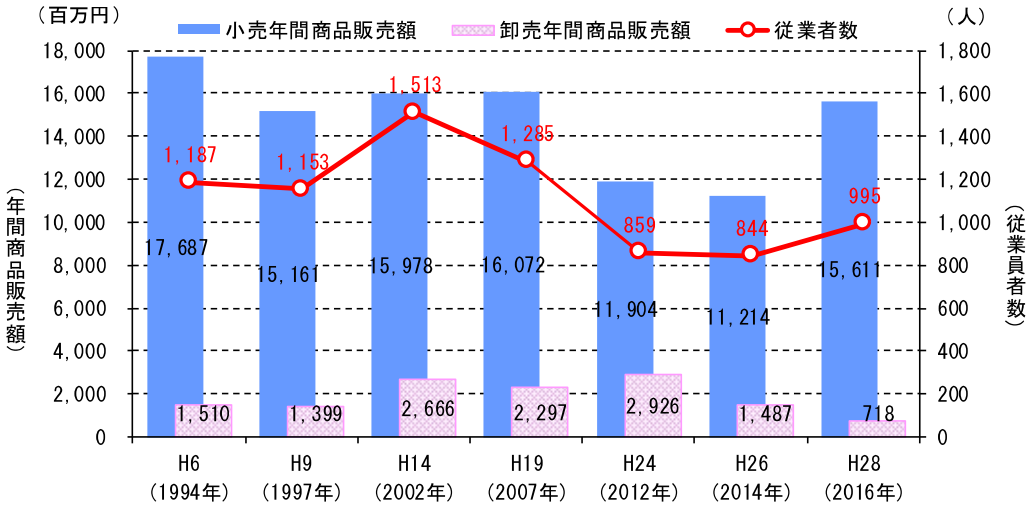

※ 従業員数は“卸売業”“小売業”の合計人数を示す。

■ 卸・小売業の年間販売額及び総従業者数の推移

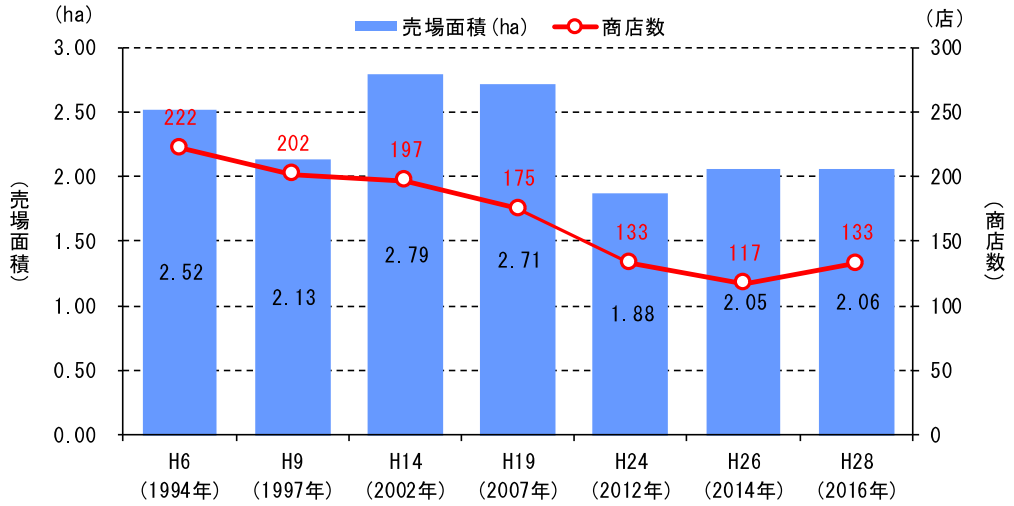

■ 売場面積、商店数(小売業)の推移

資料：商業統計調査，経済センサス - 活動調査（卸売業・小売業分）（平成 24 年，平成 28 年）

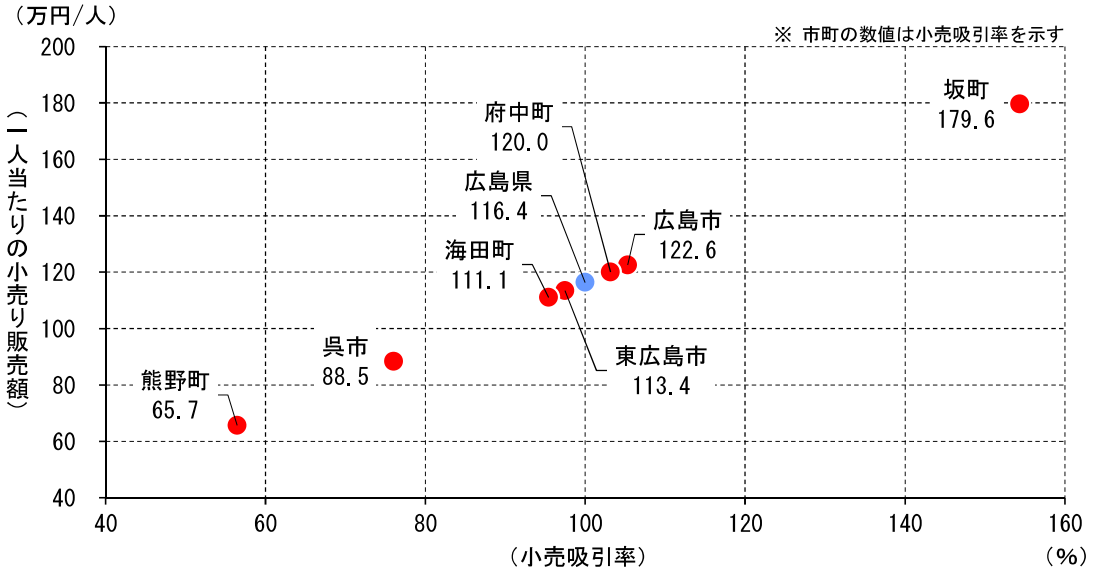

■ 周辺市町の小売吸引率・一人当たりの小売り販売額の比較

資料：経済センサス 活動調査（卸売業・小売業分）（平成 28 年）

注）商業統計調査，経済センサスにより算定

$$\text{小売吸引率} = \frac{\text{小売支配人口}}{\text{町総人口}} \ [\%] \qquad \text{小売支配人口} = \frac{\text{町一人当たり小売販売額}}{\text{県一人当たり小売販売額}}$$

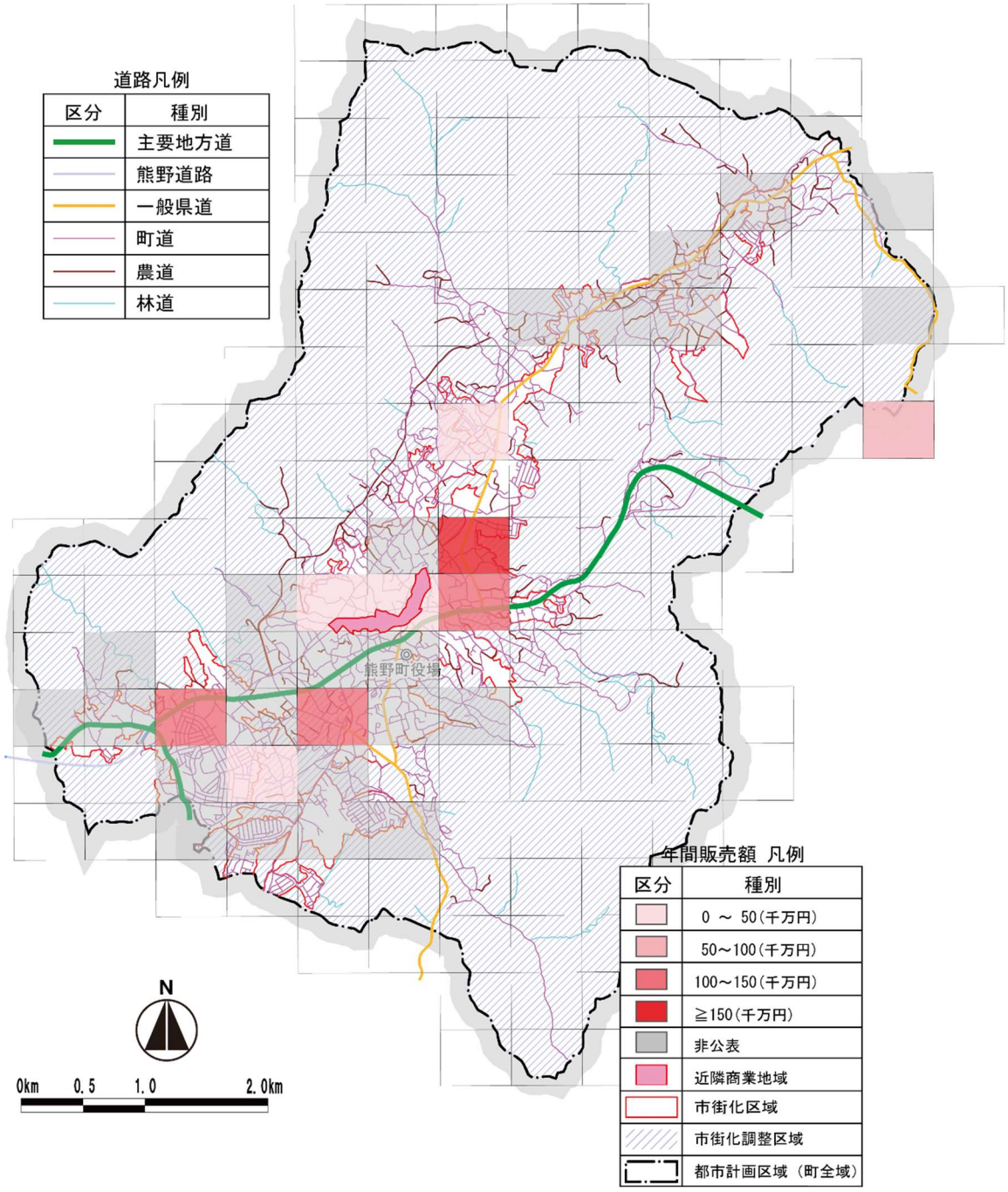

■ 年間小売販売額メッシュ分布

⑦　観光

■ 観光客数の伸び悩み、横ばい状態が続く

日本一の生産量を誇る筆の産地・熊野町では、これまで「筆」による地域ブランドの推進を図ってきました。特に、昭和 10 年から始まった筆まつりをはじめ、筆づくり体験、工房見学体験など、観光の観点からも、本町の資源を活かした観光まちづくりを実現してきました。

本町の観光客数は、平成 6 年に筆の里工房が開館以降、大きく増加しましたが、近年は年間 20 万人弱で横ばい状態が続き、平成 30 年には西日本豪雨災害や施設リニューアルによる休館の影響などもあり、大きく減少しました。広島県観光客数の動向からは、観光来訪者の居住地は広島県内が大半を占めることが分かっています。

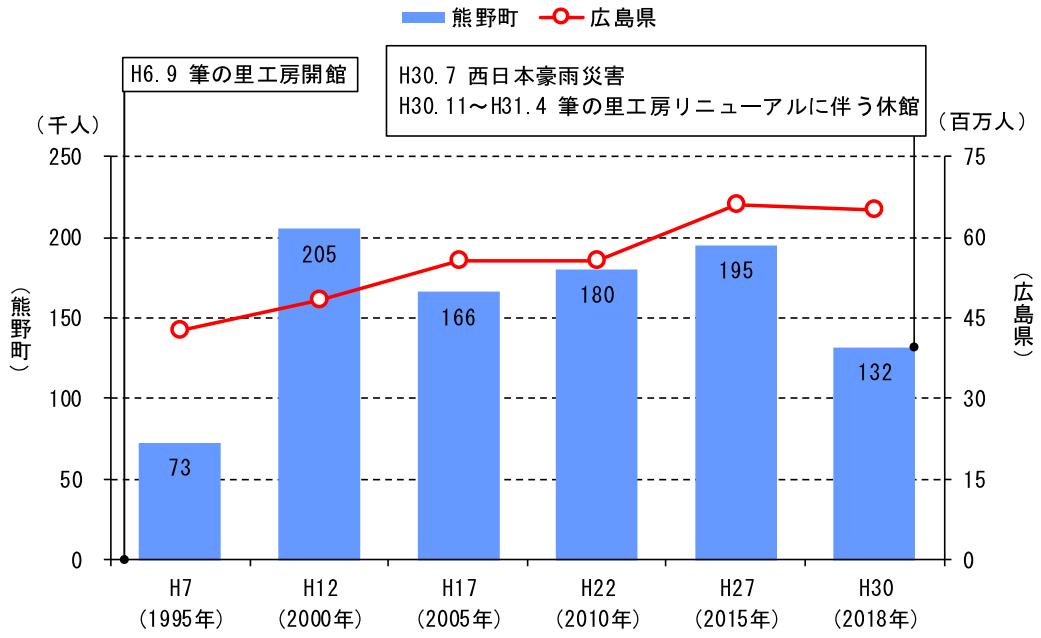

■ 総観光客数の推移

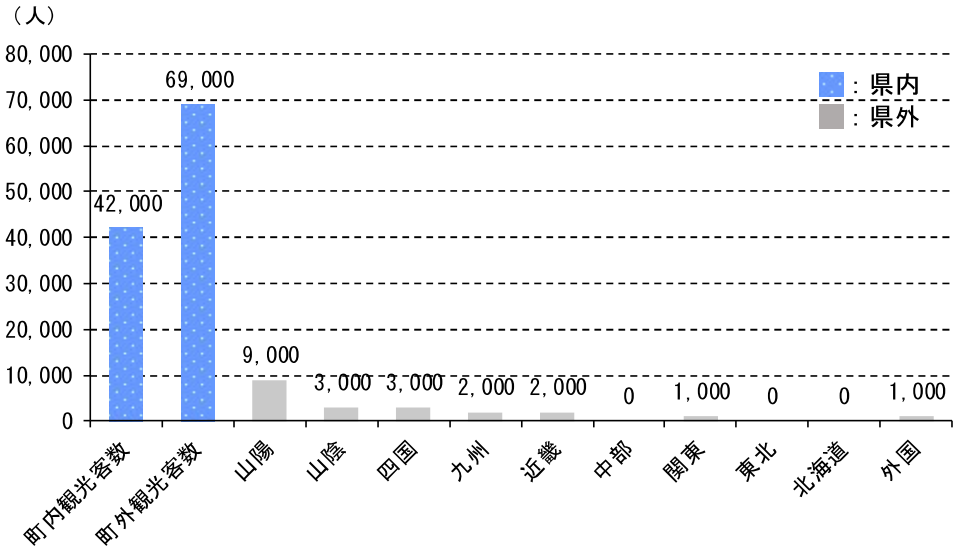

■ 熊野町における発地別観光客数（平成 30 年）

資料：広島県観光客数の動向

(3) 都市計画の概況

① 都市計画区域

■ 行政区域全域が都市計画区域、そのうちの約 17%を市街化区域に指定

本町の都市計画区域は 3,376.0ha（平成 31 年 4 月時点）であり、行政区域の全域を指定しています。

そのうち、市街化区域は 561.5ha で行政区域の 16.6%、それ以外の 2,814.5ha（83.4%）を市街化調整区域に指定しています。

さらに、市街化区域全域は用途地域を指定し、第一種住居地域が 273.0ha と最も広く、次いで第一種低層住居専用地域 107.7ha、第一種中高層住居専用地域 75.7ha が続き、住居系用途地域が、市街化区域内の大半を占めています。また、住居系の他に、近隣商業地域は 10.7ha、準工業地域は 34.7ha を指定しています。

市街化区域内の人口密度は、35.9 人／ha となっており、市街化区域拡大とともに、減少傾向にあるとともに、広島県全体の 53.0 人／ha に比べ、低密度で推移しています。

■ 都市計画区域・用途地域の指定状況

区域・用途区分			面積(ha)	割合(%)	
				市街化区域内	全体
都市計画区域			3,376.0	—	100.0
	市街化区域		561.5	100.0	16.6
		第一種低層住居専用地域	107.7	19.2	3.2
		第一種中高層住居専用地域	75.7	13.5	2.2
		第一種住居地域	273.0	48.6	8.1
		第二種住居地域	28.3	5.0	0.8
		準住居地域	31.4	5.6	0.9
		近隣商業地域	10.7	1.9	0.3
		準工業地域	34.7	6.2	1.0
	市街化調整区域		2,814.5	—	83.4

資料：熊野町都市整備課

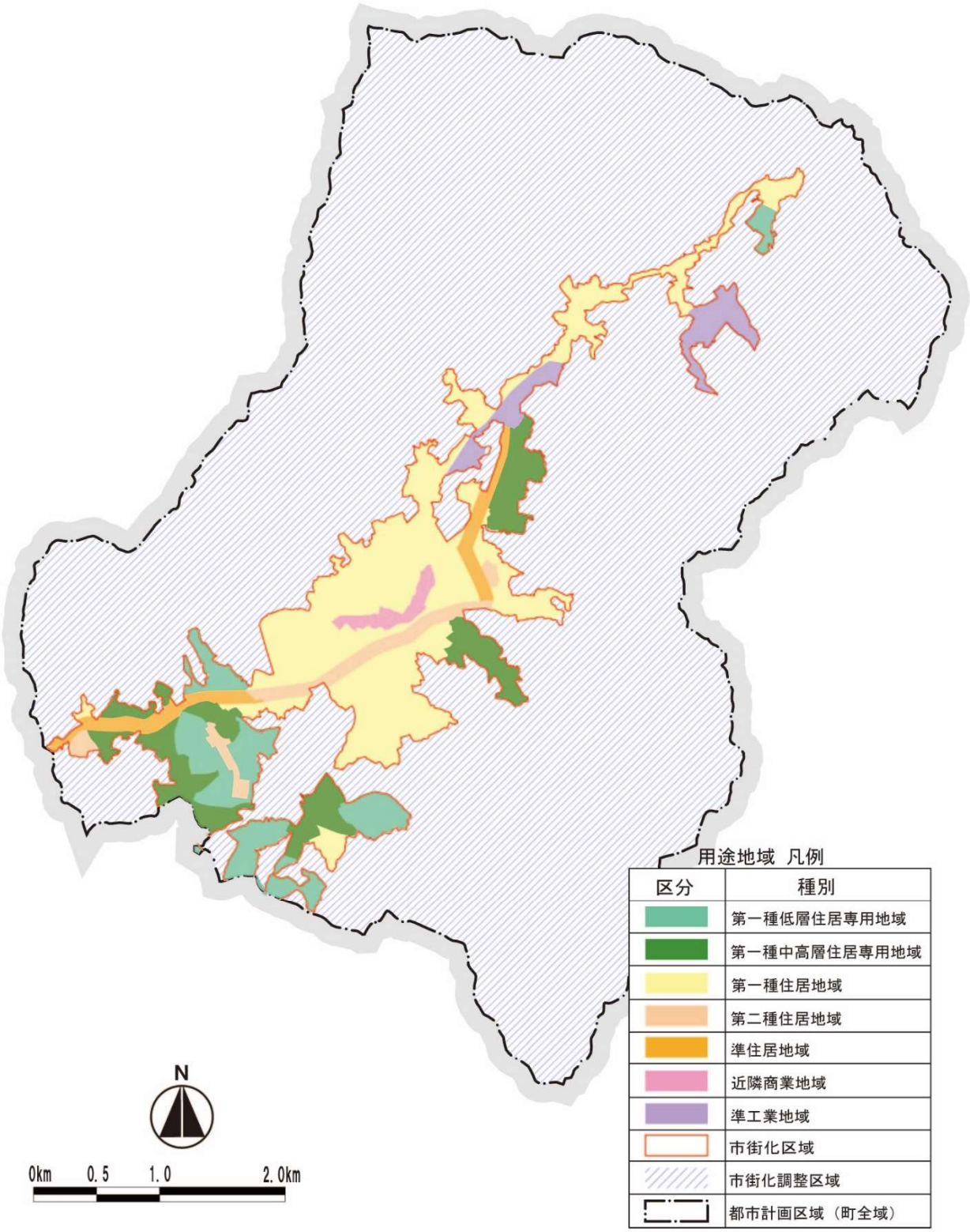
用途地域 凡例
区分
種別
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
準工業地域
市街化区域
市街化調整区域
都市計画区域（町全域）
N
0km
0.5
1.0
2.0km

■ 用途地域図

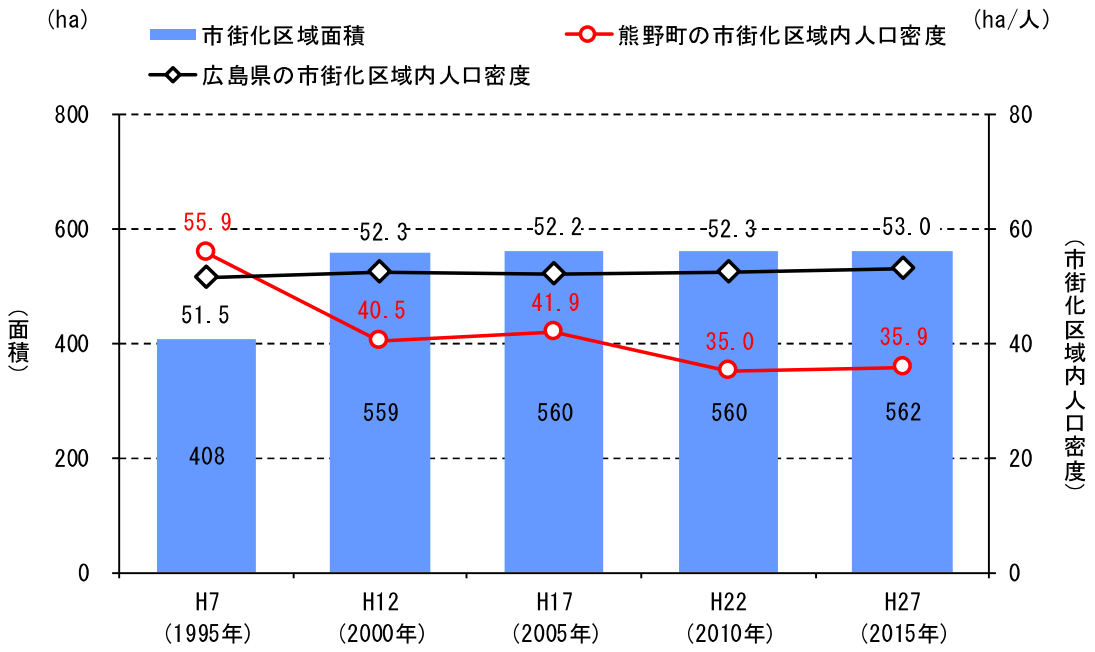

■ 熊野町における市街化区域の人口及び面積の推移

資料：広島県都市計画基礎調査、都市計画年報

② 土地利用の現況

■ 宅地面積は増加傾向、市街地内農地は減少傾向が続く

本町の土地利用は、森林が全体の 69.4%と最も多く、次いで建物用地が 16.4%を占めています。昭和 51 年と平成 28 年を比べると農地から建物用地への転換が特に多くなっており、宅地面積は増加傾向にあります。

宅地は、市街化区域内でも同様の傾向にあり、一方で農地は減少しています。

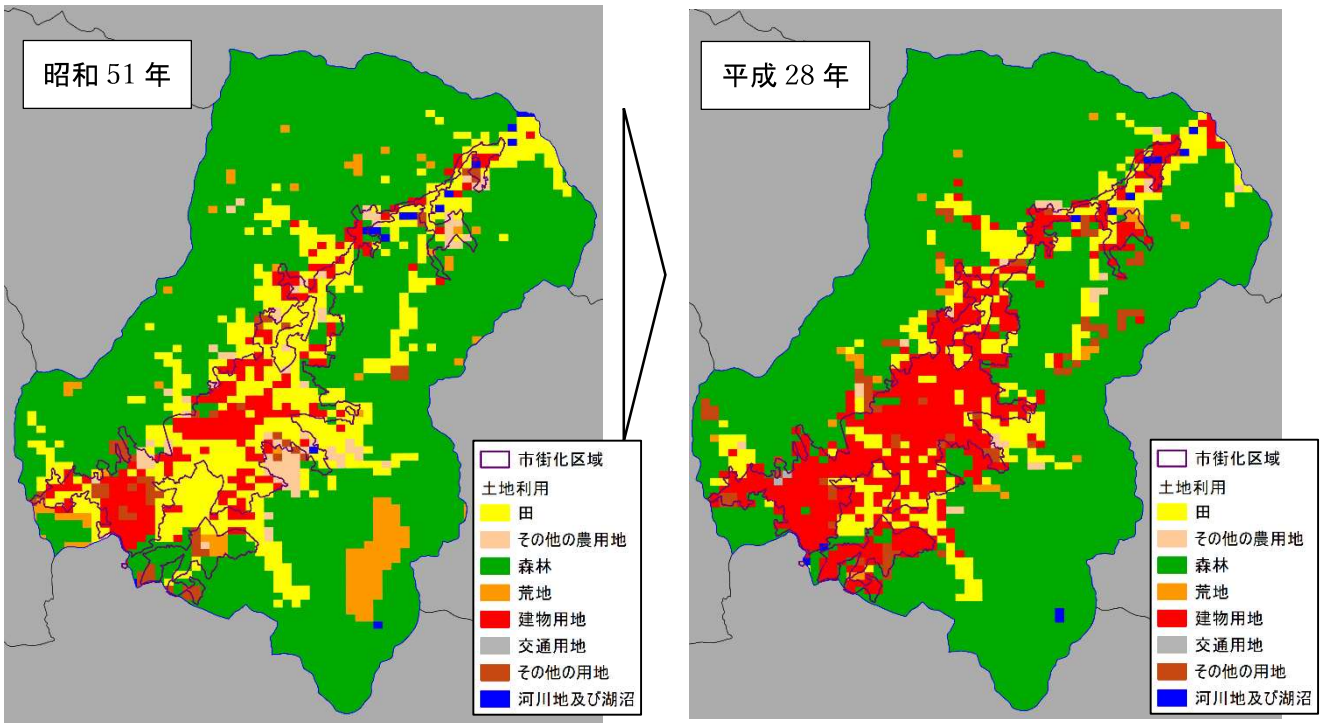

※市街化区域は令和元年時点

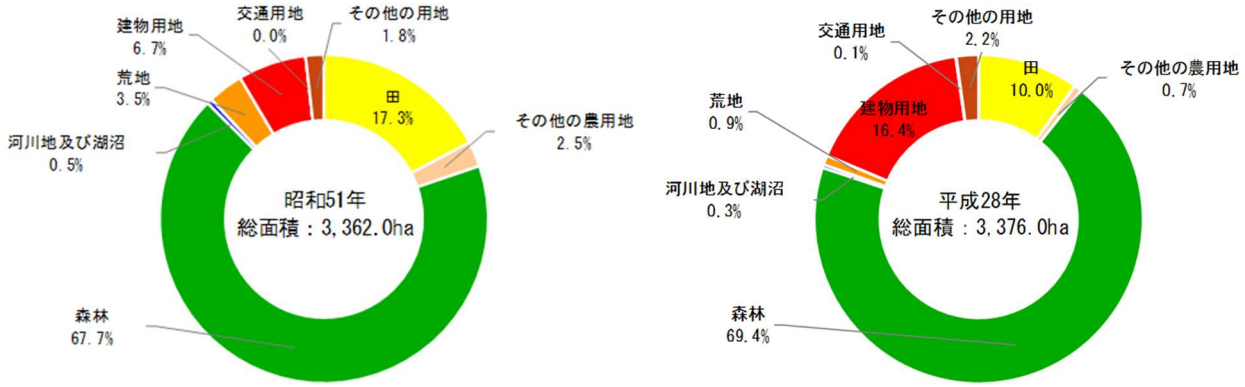

■ 土地利用の現況

資料：国土数値情報

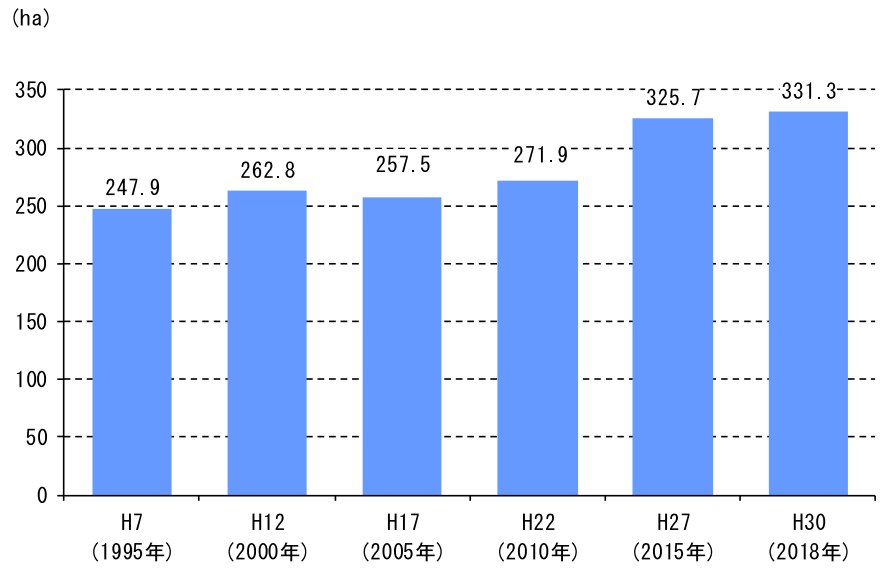

■ 宅地面積の推移

資料：熊野町固定資産概要調書（土地第２表）

○市街化区域

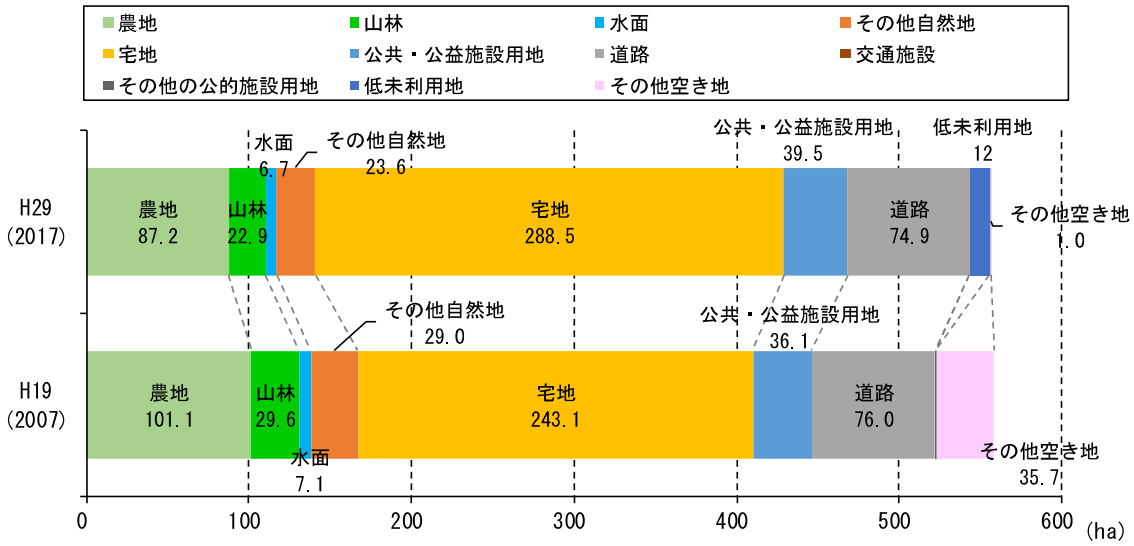

○市街化調整区域

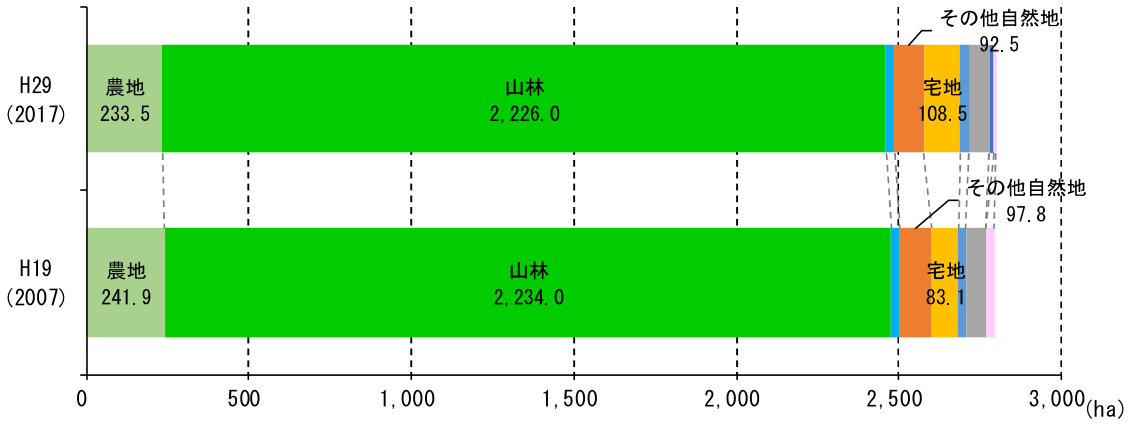

■ 市街化区域内・市街化調整区域内の土地利用の変化

資料：広島県都市計画基礎調査

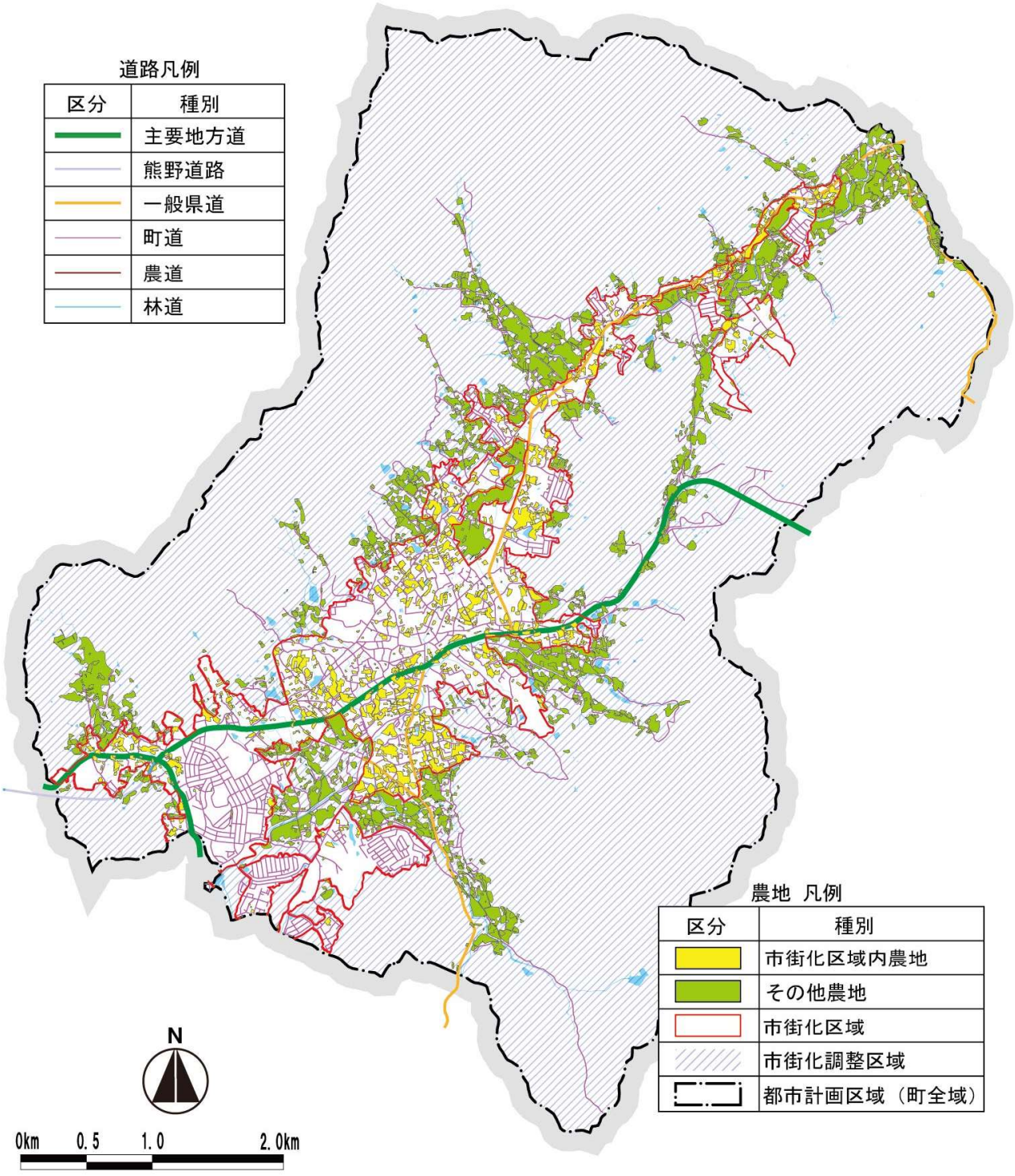

■ 農地の分布状況

資料：広島県都市計画基礎調査（平成 29 年）

③　住宅の現況

■ 空き家の増加、広島県全体を上回った空き家率

本町の住宅総数は 11,720 戸あり、近年、100 戸以上の住宅が新築されています。

空き家数は、平成 10 年以降、増加傾向にあり、平成 30 年時点で約 1,900 戸あります。空き家率では広島県全体の約 15%を上回る約 16%となっています。

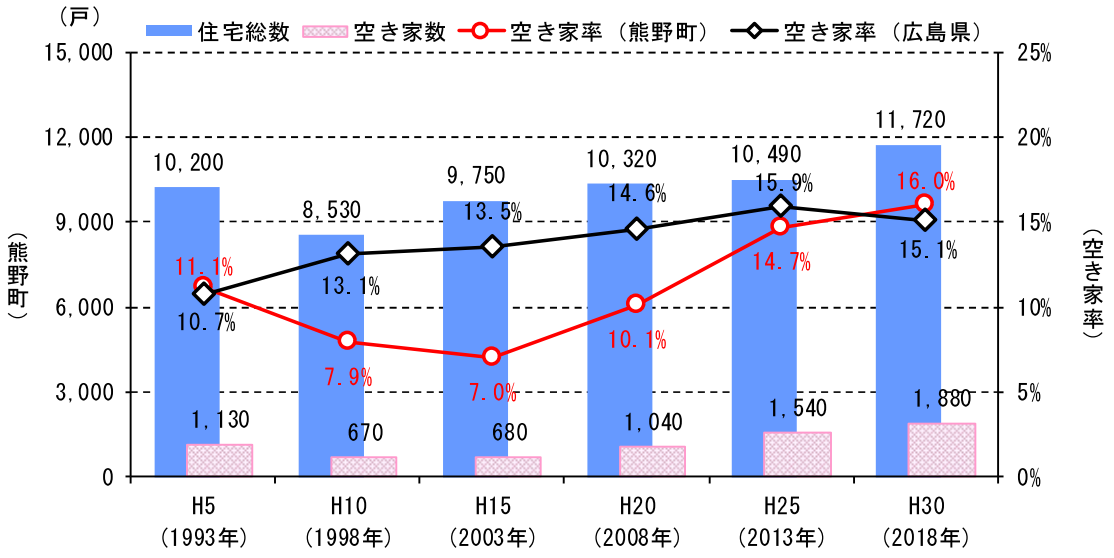

■ 住宅総数・空き家の状況

資料：住宅・土地統計調査

※ 空き家総数は、長期不在となっている空き家に加え、賃貸用住宅や売却用住宅の空き家を含む。

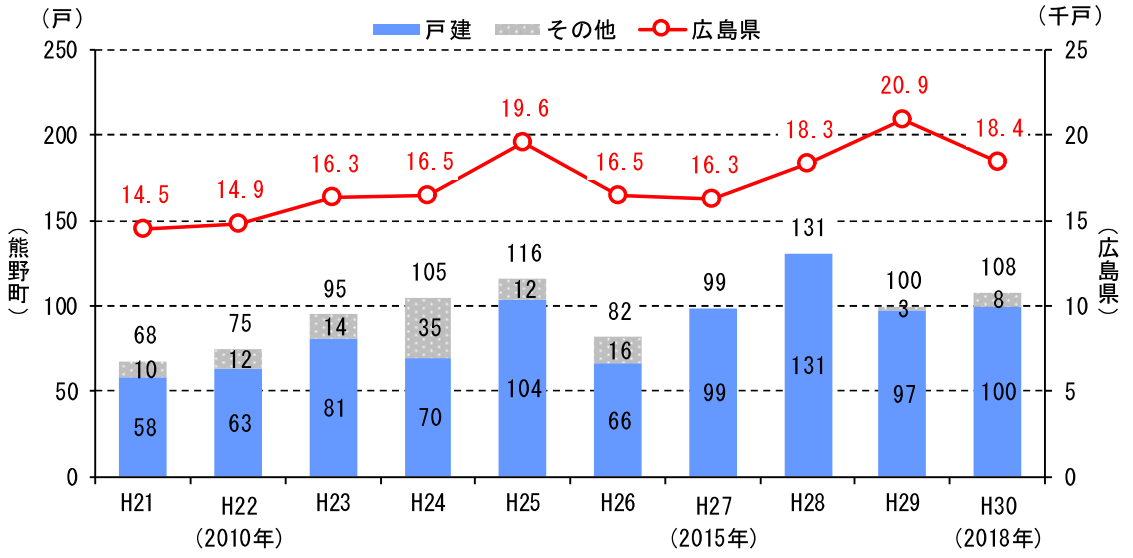

■ 新築住宅着工件数

資料：広島県 新設住宅着工戸数データ

２．都市の状況と動向

(1) 都市施設の状況

① 都市計画道路

本町の都市計画道路は、総延長 7.94km の５路線を都市計画決定しています。改良済延長は 3.21km、改良率は 40.4%となっています。

■ 都市計画道路一覧表

番号	路線名	幅員（m）	延長（m）	決定年月日
3・4・801	平谷呉線	16	1,480	昭和62.7.30
3・3・862	平谷萩原線（矢野安浦バイパス工区）	25	3,090	平成15.2.24
3・4・863	太央馬場線	16	1,560	〃
3・4・864	萩原線	16	390	平成3.2.25
3・5・011	熊野押込線	15	1,420	〃
合計			7,940	

■ 道路整備の状況

	計画延長（m）	改良済延長（m）	改良率（%）
全　町　道	172,936	94,243	54.5
都市計画道路	7,940	3,210	40.4

資料：熊野町統計情報（平成 31 年 4 月時点）

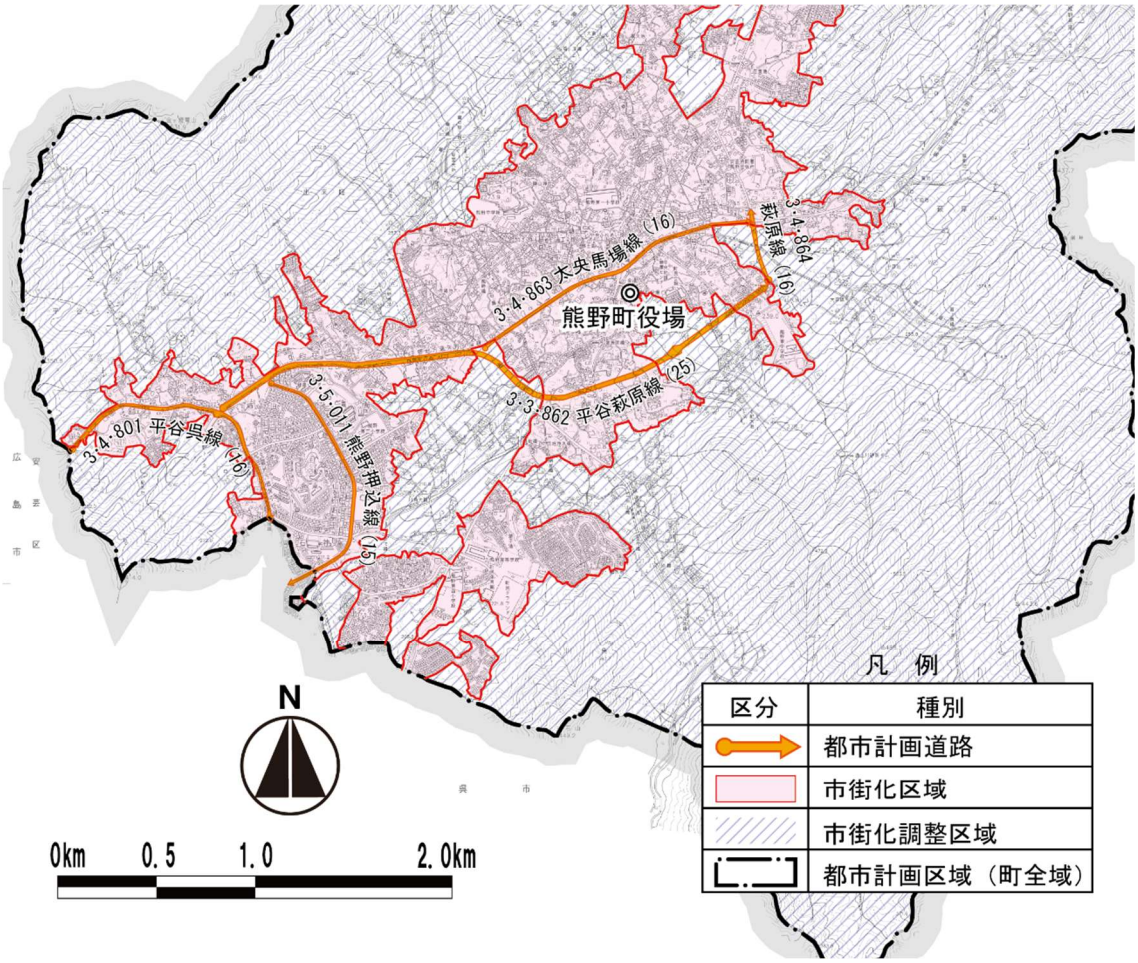

■ 都市計画道路

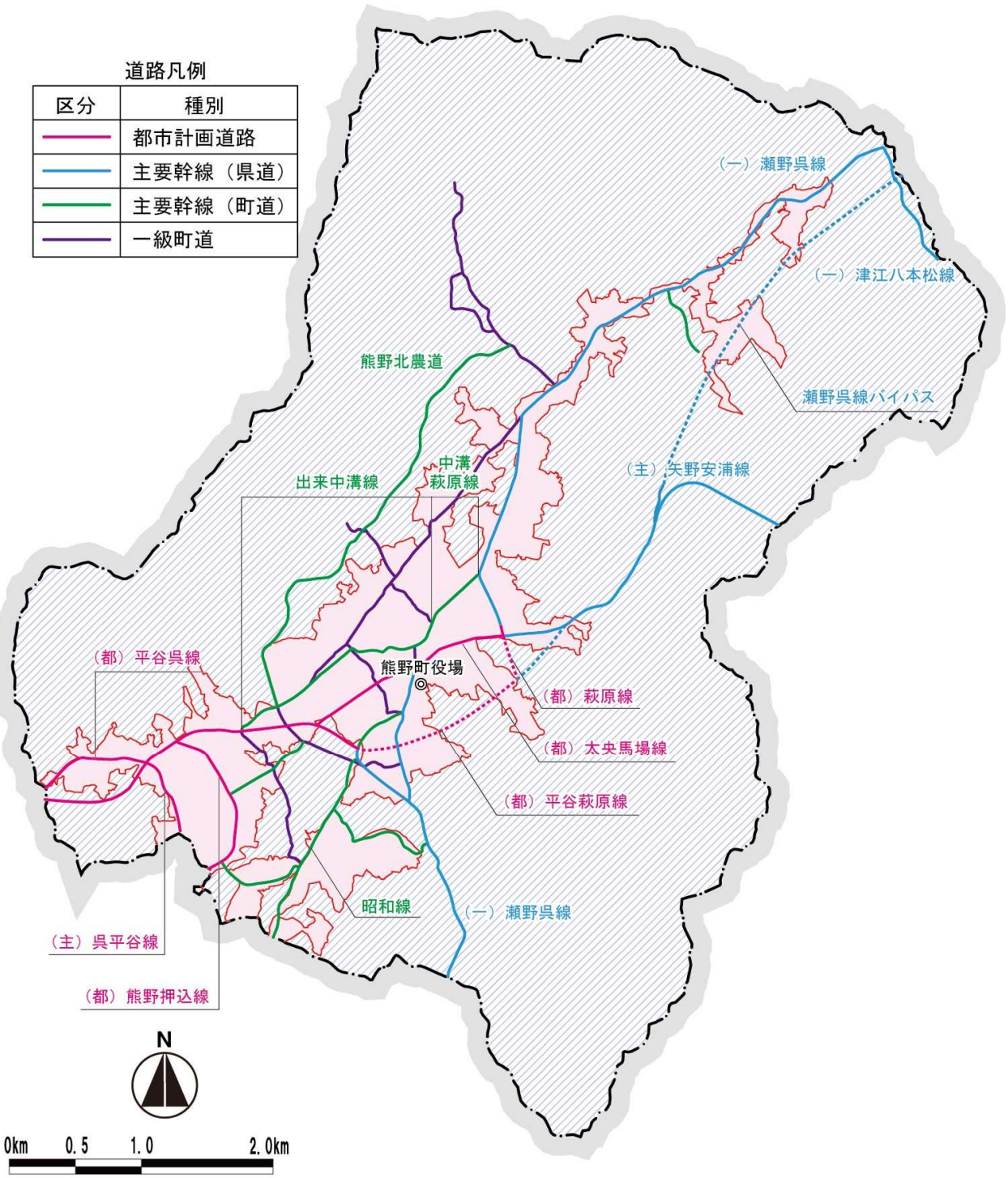
道路凡例
区分
種別
都市計画道路
主要幹線（県道）
主要幹線（町道）
一級町道
（一）瀬野呉線
（一）津江八本松線
瀬野呉線バイパス
熊野北農道
中溝
萩原線
出来中溝線
（主）矢野安浦線
（都）平谷呉線
熊野町役場
（都）萩原線
（都）太央馬場線
（都）平谷萩原線
昭和線
（一）瀬野呉線
（主）呉平谷線
（都）熊野押込線
N
0km
0.5
1.0
2.0km

■ 町内の道路網

② 都市公園・都市緑地

本町の都市公園・都市緑地は、都市公園のうち街区公園が 6 箇所、地区公園が 1 箇所あり、都市緑地が 1 箇所あります。面積は、住区基幹公園が 4.74ha、都市緑地が 1.5ha です。

■ 都市公園一覧表

番号	種別	公園名	面積 (ha)	決定年月日
	街区公園	貴船公園	0.05	
	街区公園	柿迫公園	0.15	
	街区公園	東山公園	0.04	
	街区公園	神田公園	0.12	
2・2・861	街区公園	大年公園	0.18	平成3.8.1
	街区公園	中央ふれあい公園	0.20	
4・4・861	地区公園	深原地区公園	4.00	平成15.3.18
17	都市緑地	坊主山緑地	1.50	平成2.10.18
住区基幹公園面積合計			4.74	
都市公園面積合計			6.24	

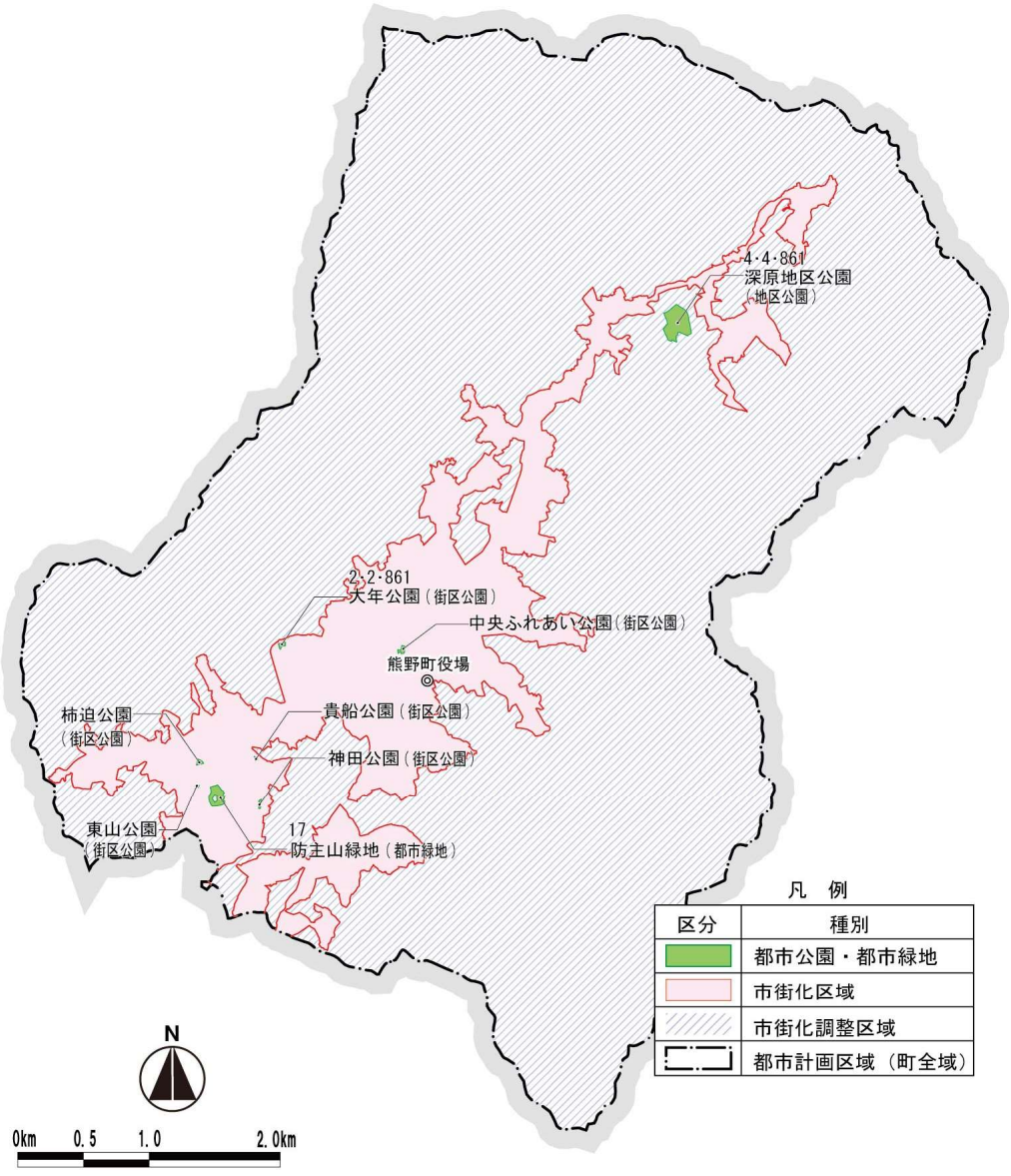

■ 都市公園・都市緑地

③　上下水道

ア．上水道

本町の給水人口は、平成 29 年度末時点で 21,679 人、給水戸数は 9,434 戸です。普及率（給水人口／行政区域内人口）は、89.2%となっています。

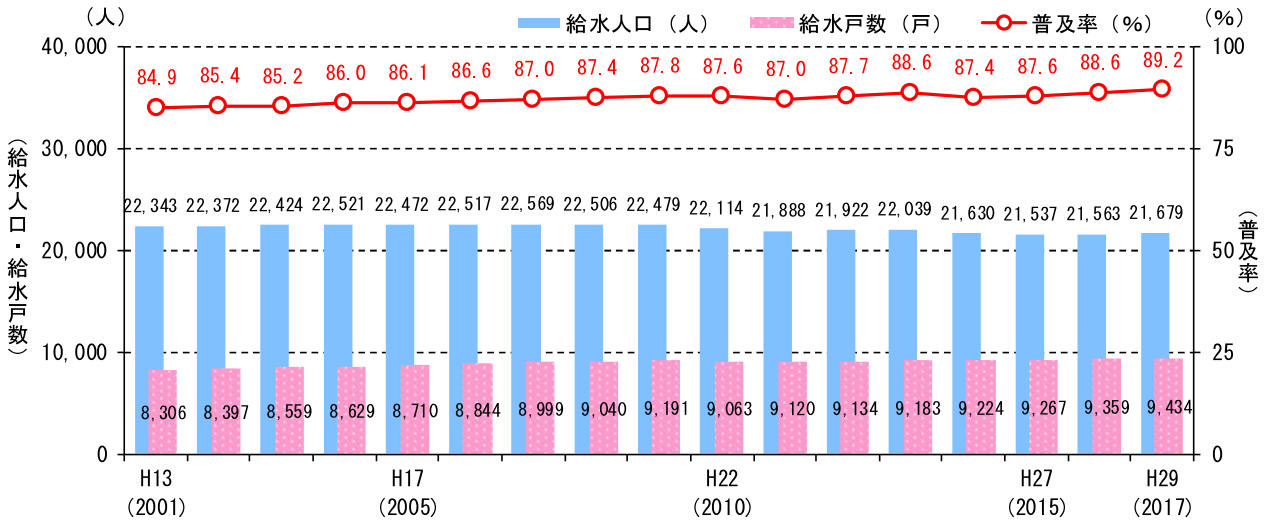

※ 各年数値は、年度末（3 月 31 日）決算値

■ 上水道等の普及状況

イ．下水道

本町の下水道処理区域内人口は、平成 30 年 4 月時点で 21,994 人です。普及率（下水道処理区域内人口／行政人口）は、90.5%となっています。

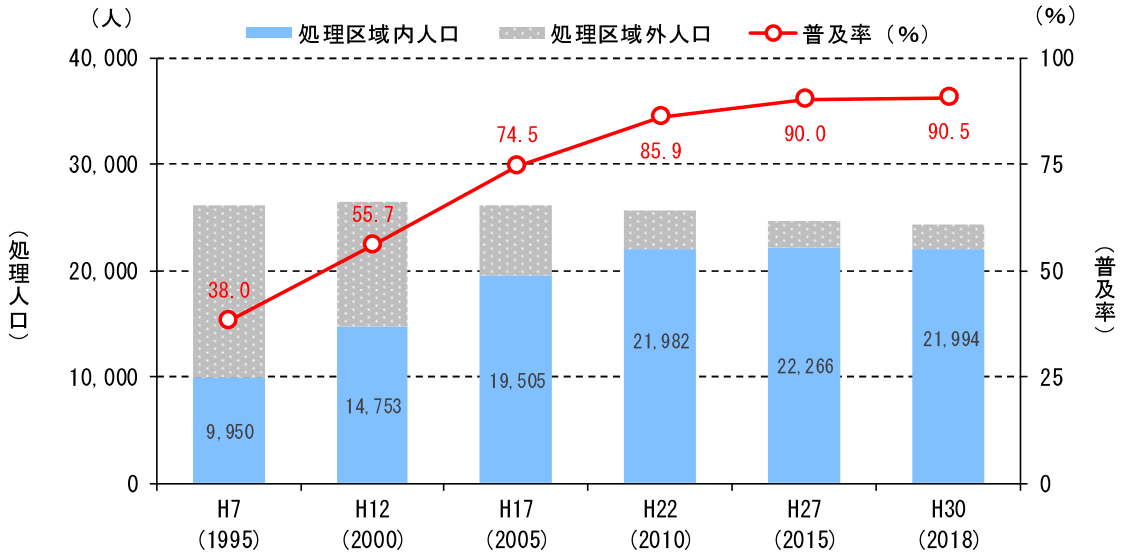

※ 各年数値は、年度（4 月 1 日）

■ 下水道等の普及状況

資料：熊野町統計情報

④　公営住宅

本町にある公営（町営）住宅は、平成 30 年現在で 106 戸あり、建物構造別では木造建 13 戸、非木造建 93 戸となっています。

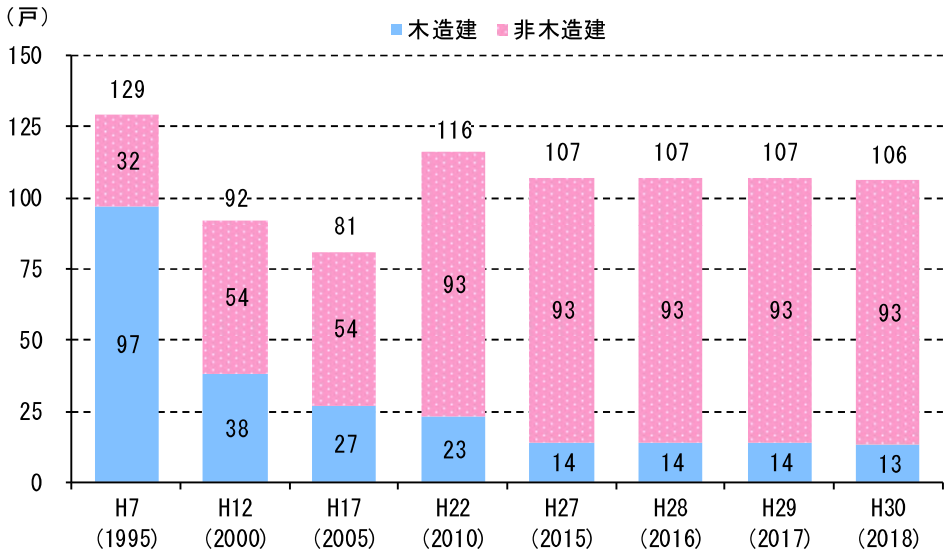

■ 公営住宅数

資料：熊野町統計情報

⑤　公共施設

本町にある公共施設は、現在までで約 7.8 万㎡のストックがあり、今後 40 年間で、大規模な改修や建替えに 317.9 億円の予算が必要になることが予想されています。

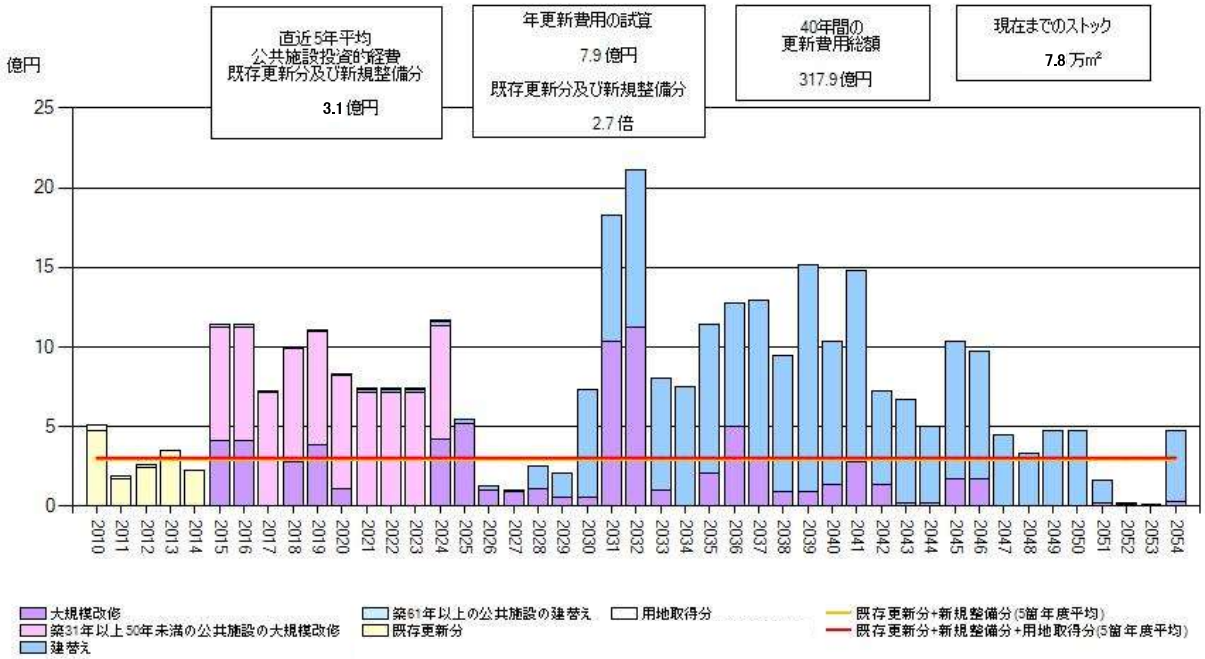

■ 公共施設の更新費用推計

出典：熊野町公共施設等総合管理計画

(2) 財政の状況

① 歳出決算額の推移（一般会計）

本町の歳出決算額の推移を比較すると、平成 12 年度に比べ、平成 30 年度は、投資的経費は縮小している一方、扶助費が 3 倍以上に増加しています。このことは、超高齢社会を反映した結果を示しており、児童・高齢者・障がい者等への生活保護費や手当などを含む扶助費が増加する一方で、都市整備などに必要な投資的経費は縮小する傾向にあることが分かります。

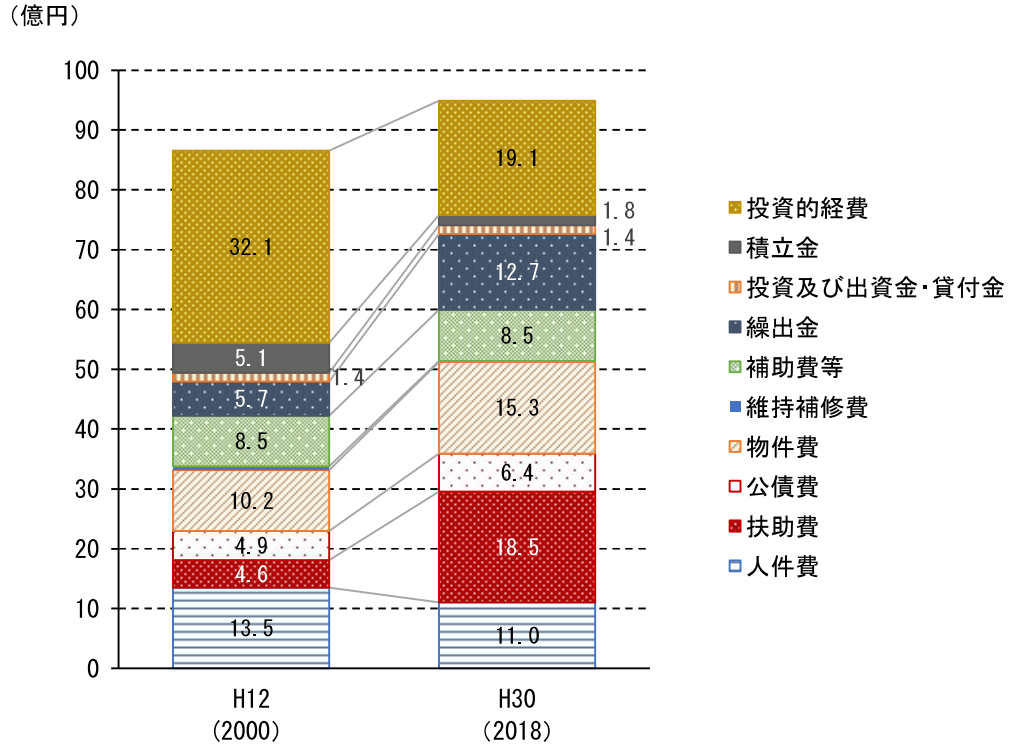

(3) 災害

■ 平成 30 年７月豪雨で町全域が被災、土砂災害の危険性の高い区域等が多数存在

本町は、周囲を急峻な山がめぐり、南北には比較的狭い川が流出する地理的条件から、水害による被害を多く受けてきました。また、文化年間（1804～1818 年）以降の資料によれば、灌漑による被害も多く受けたことから、灌漑用のため池が多く設けられており、寛政 9 年（1797 年）にはため池 136 箇所とつぶれ池 6 箇所があったといいます。町域最大の坂面大池は天和 3 年（1683 年）に掘削されました。

近代においては、干害が 4～5 年に一回、風水害が 10 年に一回あると言われており、下表のように、過去にも各地で甚大な被害を受けてきました。

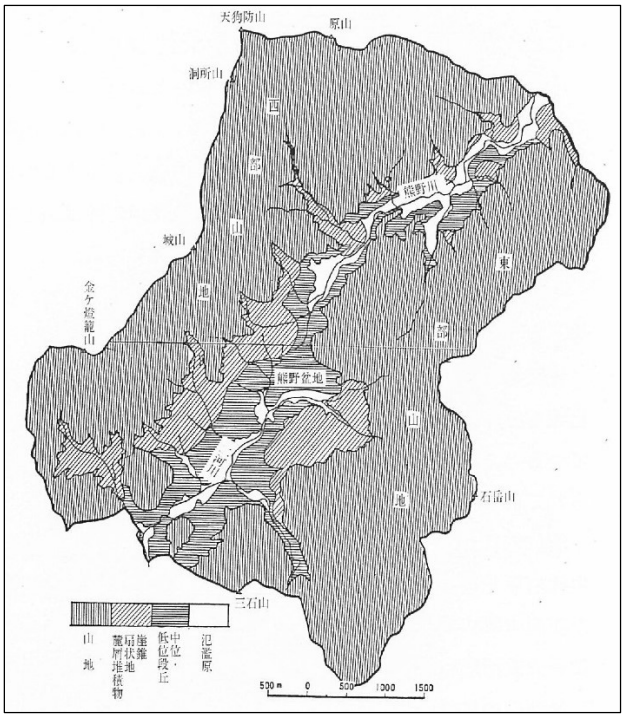

■ 熊野町の地形区分

資料：熊野町史

■熊野町における近年の主な災害

被災時期	主な災害	熊野町における主な被害
明治 9 年　8 月	大風	呉地で家屋 11 戸倒壊
明治 40 年　7 月	猛雨大洪水	初神、新宮の被害が大きく、出来庭、川角も被害があった
大正 8 年　7/1～7/4	梅雨期の水害	熊野川の堤防決壊
昭和 20 年 9/17～	枕崎台風	石嶽山が各所で崩れ、川の堤防も流失、道上川と石風呂川、道上川と呉地川の合流点で洪水、新宮でがけ崩れにより家屋 2 軒被災し、5 名の死者
昭和 28 年　7/16～7/22	豪雨	呉地ダム周辺にあった土えん堤が破壊 家屋 2 軒流失、死者 2 名
平成 11 年　6/23～7/3	断続的大雨	新宮地区で河川氾濫、多数の土石流（人的被害無）
平成 30 年　6/28～7/8	豪雨	死者 12 名、土砂災害・河川氾濫、道路通行止め等

資料：熊野町史

平成 29 年以前は、比較的被災規模が小さい災害が多い傾向にありましたが、平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害では、人的、建物被害ともに過去に類をみない甚大な被害となりました。

本町内には、土砂災害警戒区域等が多数点在し、土石流及び急傾斜地の崩壊を合わせて、警戒区域が 268 箇所あり、そのうち特別警戒区域は 244 箇所あります。（令和 2 年 11 月 12 日現在）

また、町内の避難場所は指定緊急避難場所が 9 箇所、指定避難所が 13 箇所あり、（主）矢野安浦線が広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月決定）の第一次緊急輸送道路に、（主）呉平谷線が第二次緊急輸送道路に区間指定されています。

土砂災害警戒区域内の居住人口推計では、市街化区域内には 5,638 人、市街化調整区域内には 1,882 人が居住しているとみられます。さらに、土砂災害特別警戒区域内には、市街化区域内に 298 人、市街化調整区域内に 140 人が居住しているとみられます。

■ 自然災害による被災状況（過去 10 年間）　（単位：人・棟）

		H21（2009年）	H22（2010年）	H23（2010年）	H24（2012年）	H25（2013年）	H26（2014年）	H27（2015年）	H28（2016年）	H29（2017年）	H30（2018年）
人的被害	死　者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者 重　傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	負傷者 軽　傷	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
建物被害	全　壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
	半　壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	一部損壊	2	0	1	0	3	4	0	0	0	104
	床上浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	床下浸水	2	0	0	0	0	0	0	0	0	32

※ H30 は『平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨災害）』による被災実績を示す。

資料：広島県の災害状況、熊野町の被害状況（H30.9.14 現在）

■ 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和 2 年 11 月 12 日時点）　（単位：箇所）

	土石流		急傾斜		地すべり		合計	
	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域	警戒区域	内、特別警戒区域
熊野町	130	116	138	128	0	0	268	244

資料：広島県砂防課

■ 土砂災害警戒区域内の居住人口推計

	市街化区域		市街化調整区域	
	指定面積	居住人口	指定面積	居住人口
土砂災害特別警戒区域	10.8ha	298 人	48.3ha	140 人
土砂災害警戒区域	181.2ha	5,638 人	474.4ha	1,882 人

※居住人口は国勢調査 4 次メッシュをもとに建物あたり居住人口を推計し算出した。

資料：国勢調査（平成 27 年）、ひろしま土砂災害ポータルをもとに推計

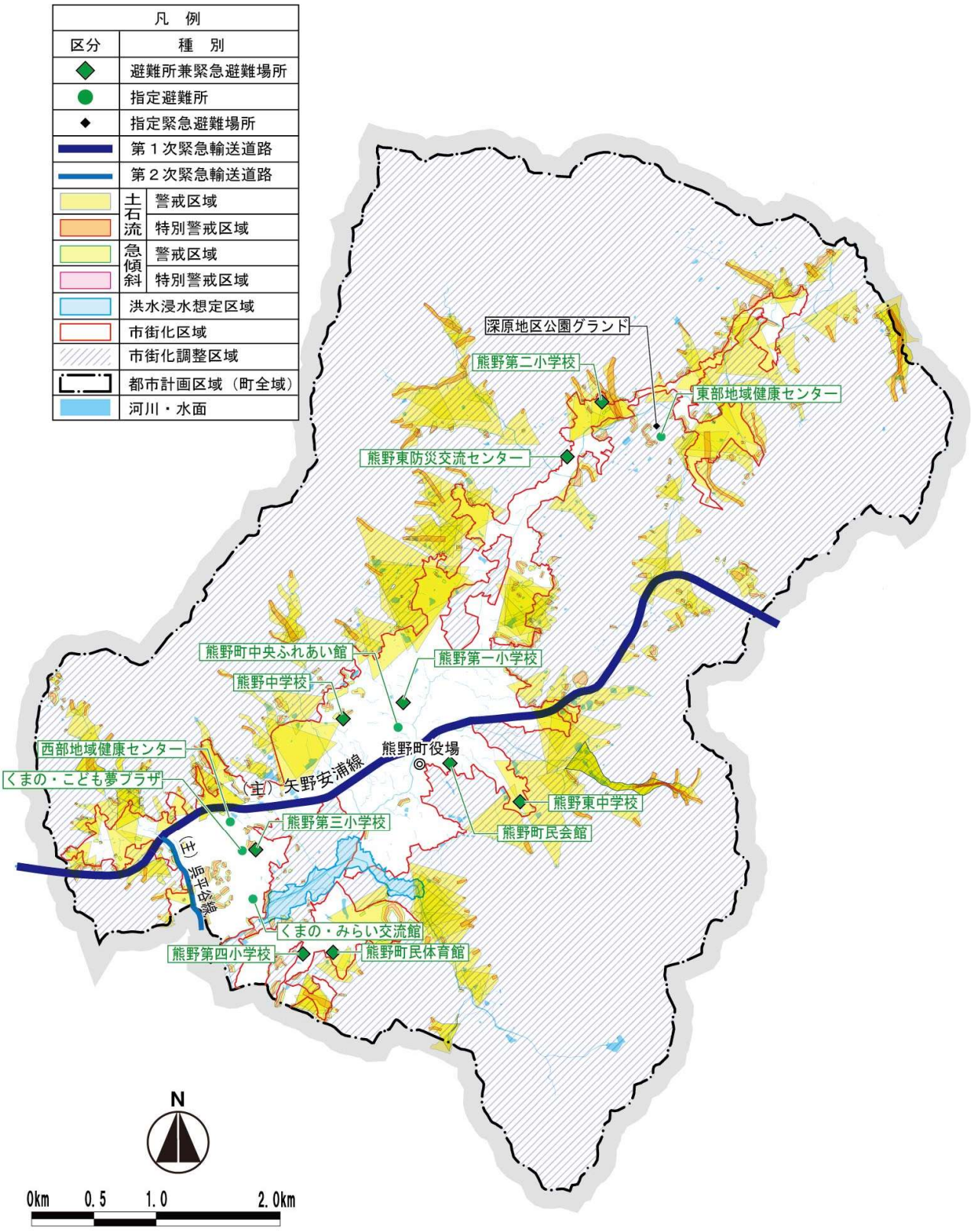

■ 避難所・土砂災害警戒区域等の状況

(4) 住民意識の把握

熊野町都市計画マスタープラン及び緑の基本計画改定に向けて、住民ニーズや課題等を把握し、まちづくりの方向性を検討するため、アンケート調査を実施しました。

①調査概要

対象：熊野町民

対象数：2,500 人（18 歳以上）

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

時期：令和元年 10 月 23 日（水）から 11 月 8 日（金）

調査方法：郵送配布・郵送回収

有効回収数：1,162 票（有効回収率 46.5%）

②調査結果の概要

１）居住地区の満足度・重要度に関する認識

・「安全性」に関わる項目では、歩行者の安全性、災害対策等の重要度は高いが、満足度は低い。

・「利便性」に関する項目では、公共交通の利便性や病院・福祉施設への行きやすさ等の重要度は高いが、満足度は低い。

・「快適性」に関する項目は、比較的満足度が高いものの、誰もが暮らしやすい空間づくりについては重要度が高いが、満足度が低い。

・「にぎわい・活性化」に関する項目（観光、商業地のにぎわい等）の満足度・重要度はともに低い。

２）日常生活の移動環境

・「最寄り品」や「かかりつけ医」は６割以上の割合で町内施設利用だが、その他（病院、通勤・通学、買回り品、レジャー等）は町外施設利用が多い。

・主な交通手段は、「自家用車のみ」が全項目で７割超

３）災害に強いまちづくり

・優先すべき取組み：ライフラインの強化・充実、避難路整備、水害・土砂災害対策

４）まちづくりの分野別の取組み（優先すべき取組み）

・道路・交通：安全な避難路整備、広域道路整備、生活道路の整備・改良

・生活環境：空き家の解体・利活用、防災上問題のある地区の住環境改善、耕作放棄地・空き地の抑制・管理・活用

・景観：自然的景観の保全、筆文化・伝統が伝わる景観づくり

５）緑のまちづくり

・優先すべき取組み：森林河川等の保全・自然にふれあえる場の確保、既存公園等の適切な管理、防災公園等の新設整備

６）熊野町の将来像

・目指すべき将来像：災害に強い安全・安心なまち、医療福祉施設が充実したまち

■居住地区の満足度・重要度について

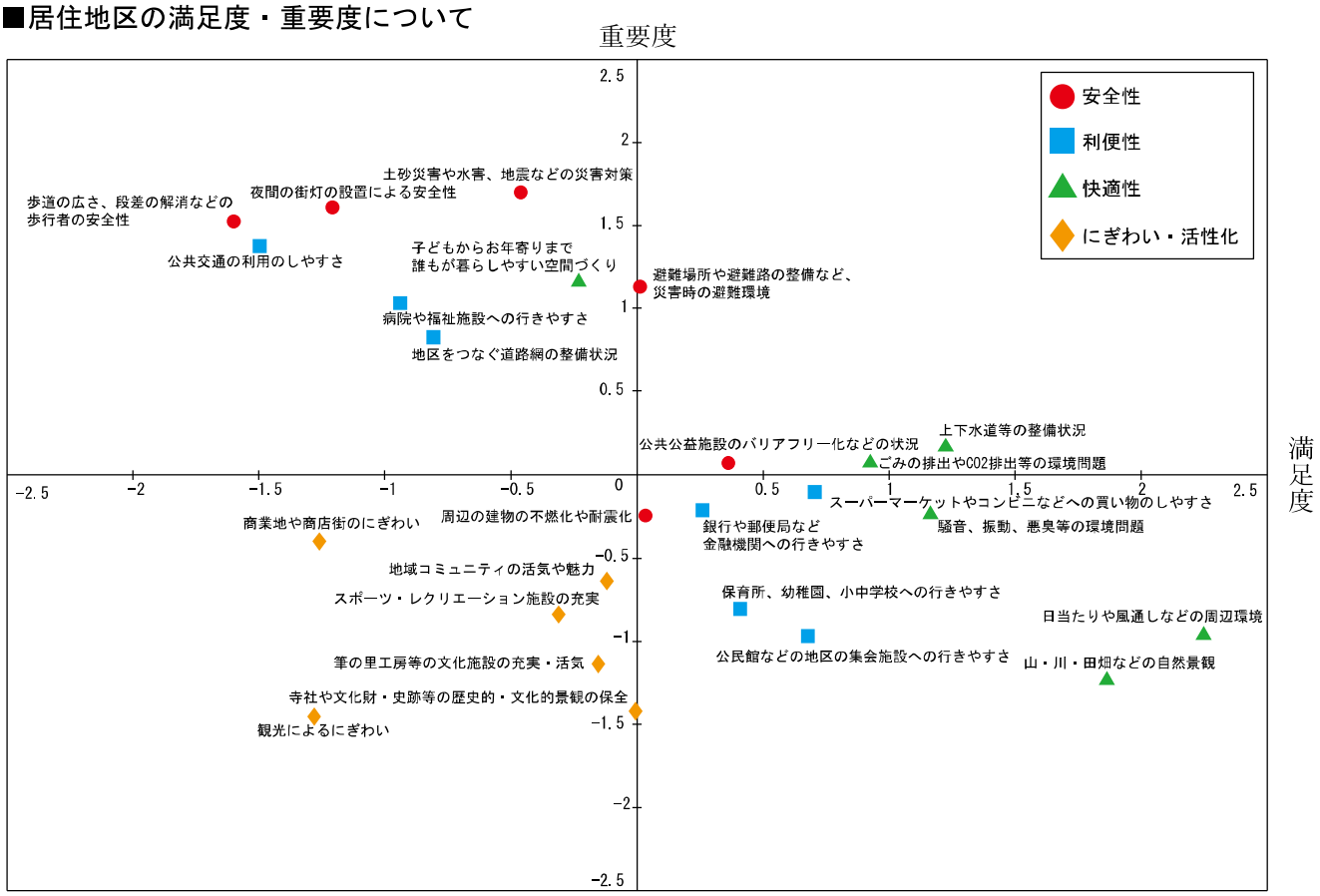

■一番よく利用する施設の立地場所【単数回答】

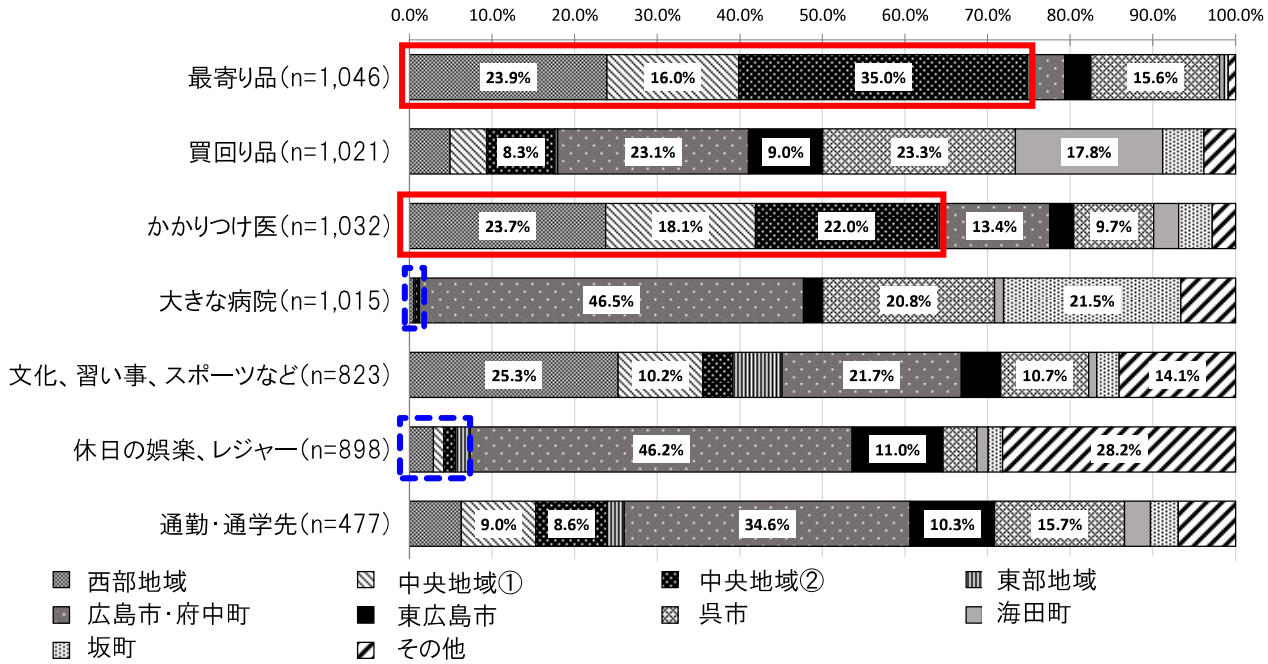

■主な交通手段　【複数回答】

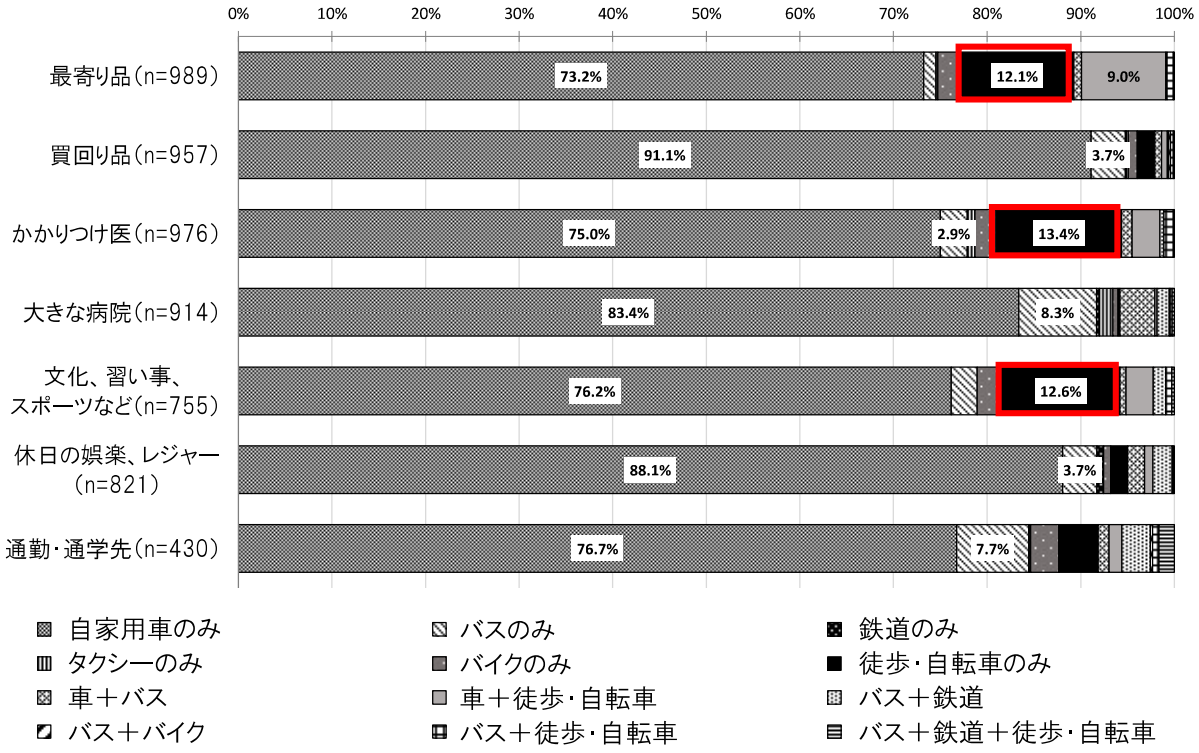

■災害に強いまちづくりで優先すべき取組み【複数回答】(n＝1,101)

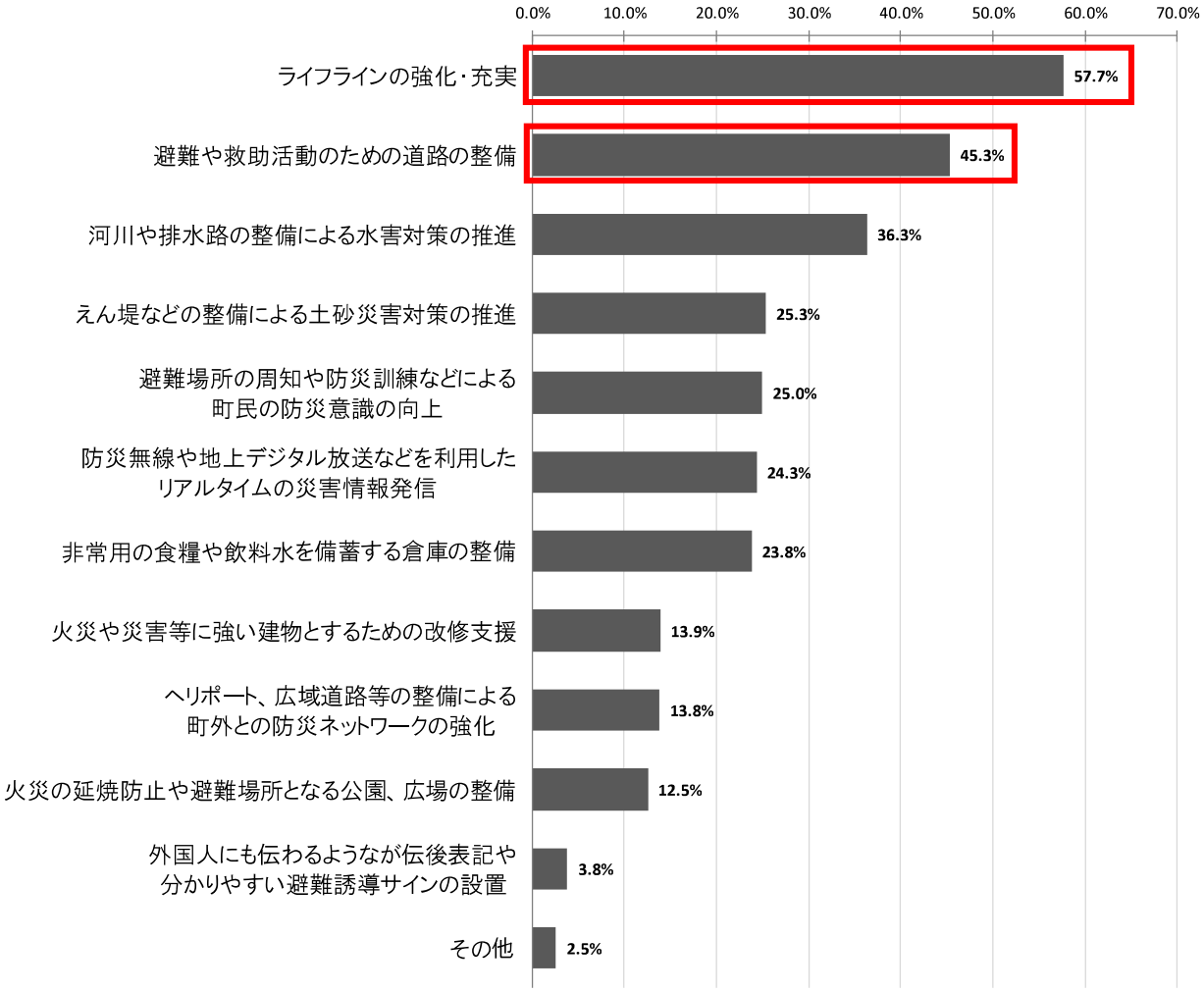

■道路・公共交通機関の整備や維持管理で優先すべき取組み【複数回答】（n＝1,041）

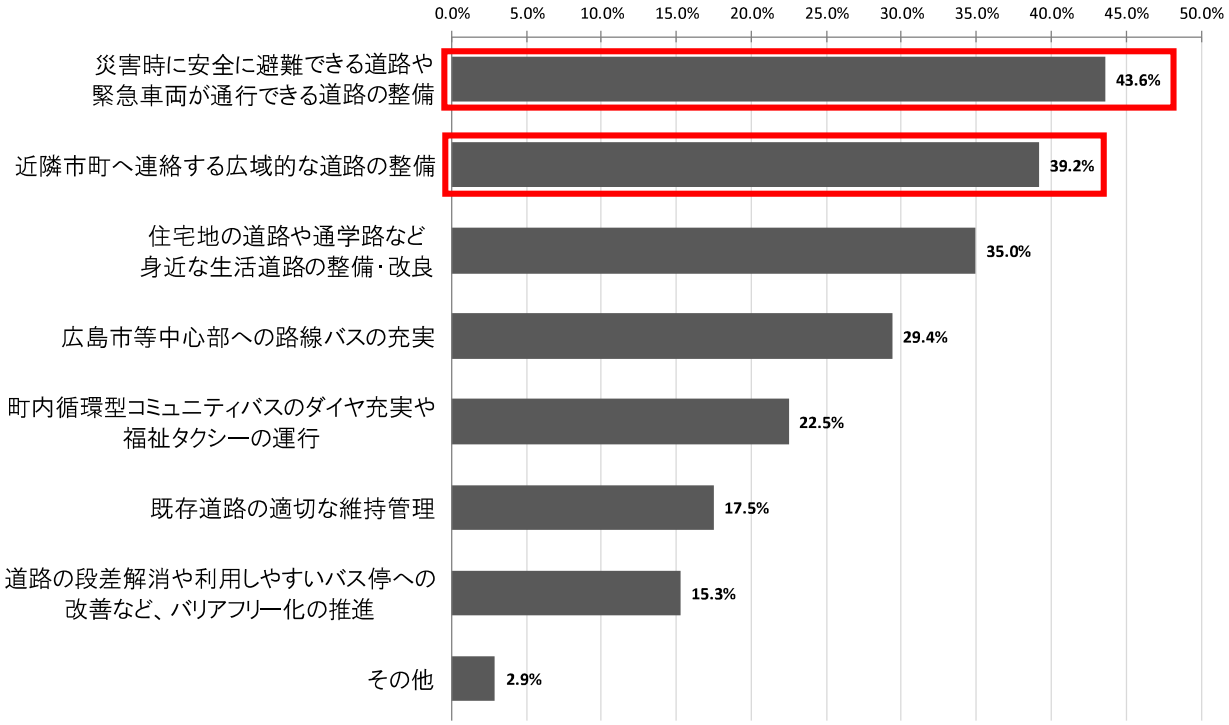

■良好な生活環境の形成に向けて優先すべき取組み【複数回答】（n＝1,095）

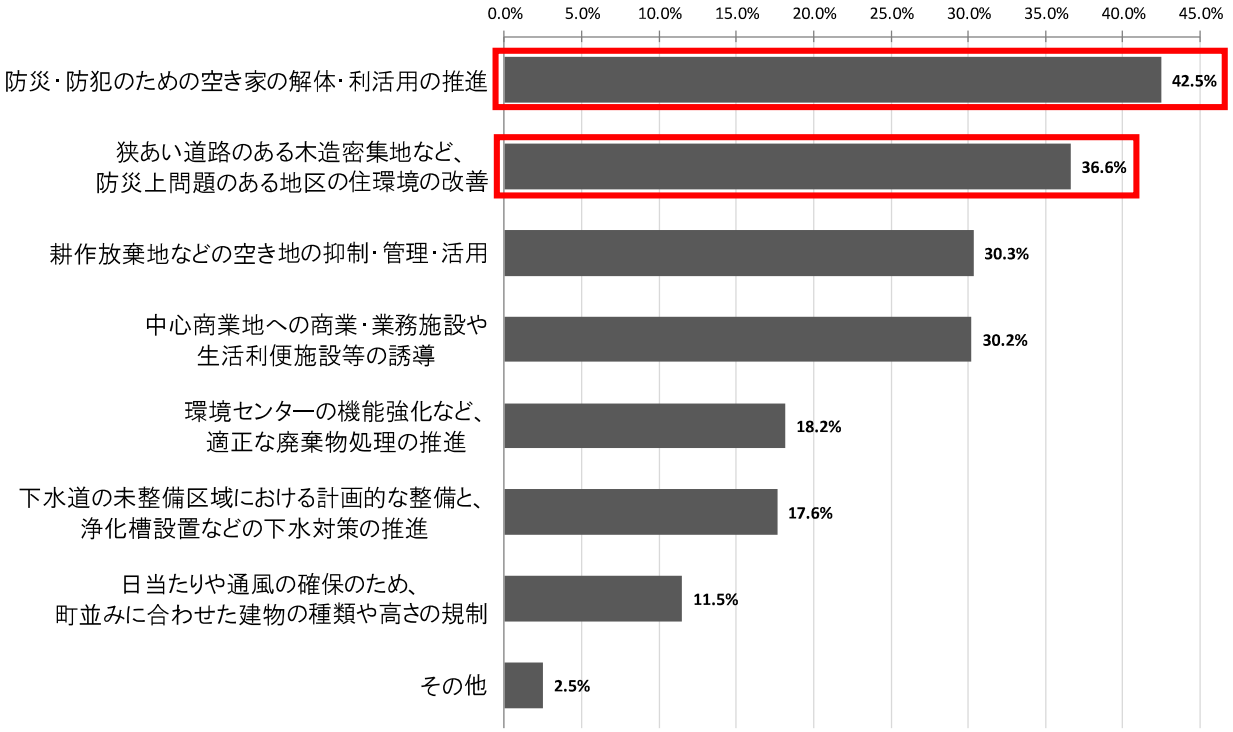

■熊野町で今後進めるべき緑のまちづくり【複数回答】（n＝1,068）

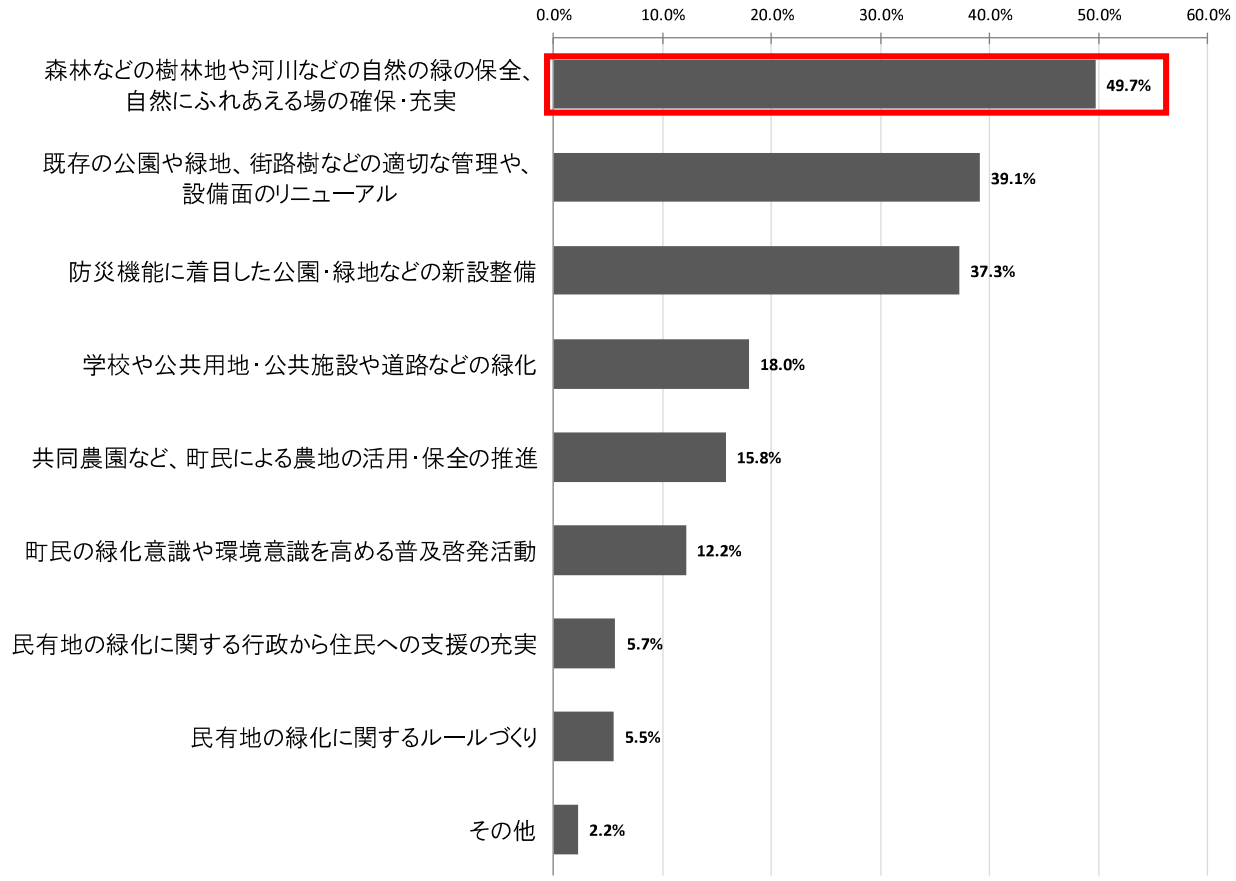

■熊野町の将来像【複数回答】（n＝1,162）

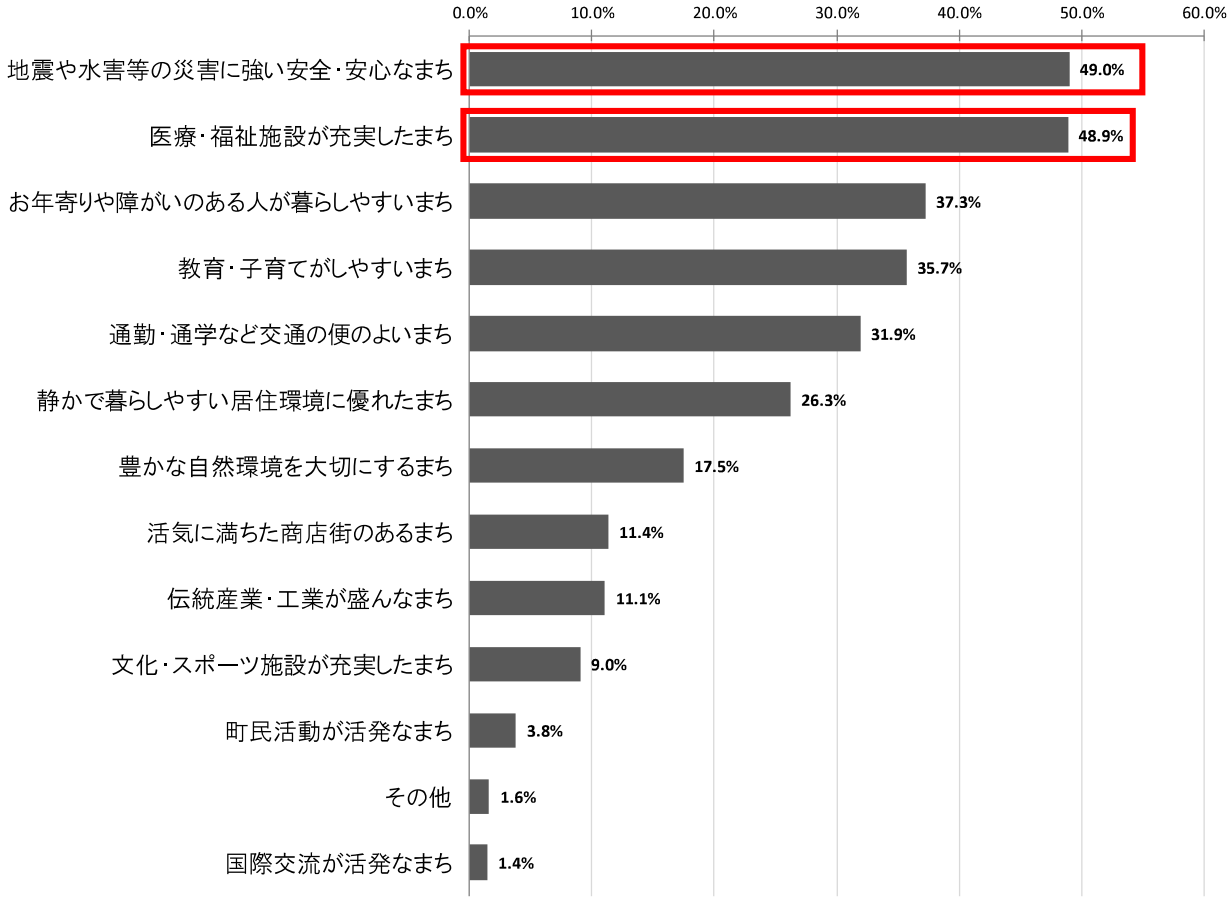

(5) 現行計画の検証

現行の都市計画マスタープランで示していた方針の達成状況について、その成果と課題を分野別（土地利用、都市施設、自然環境、都市景観、その他の都市整備）に振り返り、検証を行いました。

■土地利用

（主）矢野安浦線沿線へのくまの産業団地の完成及び企業誘致や（主）矢野安浦線バイパスの整備を見据えた出来庭二丁目・三丁目地区の地区計画の指定、熊野団地における都市再生整備計画事業の実施等、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進してきました。

一方で、平成 30 年７月豪雨によって顕在化したように、防災上の不安が高い斜面地にまで居住地が拡大したことによって、土砂災害等の災害リスクも高まってきていることや中心市街地等における空き家・空き地の増加に伴う地域の活力低下等、積み残しの課題もみられます。

■都市施設

平成 30 年７月豪雨によって被災した地区をはじめとする避難路の整備、町道の局部改良等の実施や路線バスではカバーしきれない交通不便地区の解消のため、町内循環型コミュニティバス（おでかけ号）の運行、バスベイや自転車駐輪場の整備等を実現してきました。また、広域幹線道路ネットワークの（主）矢野安浦線は、平成 26 年３月に熊野黒瀬トンネルの開通や東広島・呉道路の全線開通に伴い、広島湾から東広島呉道路の黒瀬ＩＣで接続する物流機能の向上、 平成 29 年１月には、空港リムジンバスの迂回路ルートとして路線認可など、一層重要な路線となってきました。

一方、依然として慢性的な渋滞は解消されておらず、（主）矢野安浦線バイパスや（都）萩原線等の都市計画道路、（一）瀬野呉線バイパスの整備が途上段階であるため、広島市や呉市、東広島市へとつながる広域幹線道路ネットワークが十分に効果を発揮するための継続的な対策が求められます。

■自然環境

熊野団地における老朽化した施設の撤去及びポケットパークの整備等、身近な公園・緑地の整備を実施してきました。また、深原地区公園における指定管理者を中心とした桜の植樹や各種イベントの実施、ラブリバー制度や公園報奨金制度を活用した地域主体の公園・緑地等の維持管理の体制づくり等、既存施設の有効活用・保全にも取り組んできました。

一方、出来庭・中溝地区をはじめとする市街地内の身近な公園・緑地の不足や、官民連携による公園・緑地等の活用・維持管理の体制づくりについて、引き続きの対策が求められています。

■都市景観

筆の里工房周辺や防主山緑地、榊山神社や貴船八幡宮等の社寺林など、地域のシンボルとなる緑地を本町の歴史や文化を感じさせる景観要素として、保全・活用に取り組んできました。

一方、広島県による『ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例』によって大規模行為届出対象地域に該当すること以外に、良好な都市景観を形成するための規制・誘導手段を特段設けていないため、地域の特性に応じた景観形成の手法について、引き続き検討していく必要があります。

■その他の都市整備

災害発生時に防災上重要な施設となる災害対策本部（町役場）や避難施設等をはじめ、公共施設の耐震性確保や、老朽化した木造建の町営住宅の撤去等の取組を実施してきました。

今後も良好な居住環境を確保しながら、安全な市街地の形成を図っていく必要があります。

(6) 上位・関連計画の整理

本町の最上位計画である「第６次熊野町総合計画」及び「広島県都市計画制度運用方針」に基づき広島県で策定する「広島圏域都市計画マスタープラン」における関連事項を整理します。

① 第６次熊野町総合計画（令和３年３月策定）

【目標年次】令和 12（2030）年（令和３年度～令和 12 年度）（後期基本計画令和８年度～令和 12 年度）

《将来像》

「ひと　まち　育む　筆の都 熊野　～なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して～」

《将来像を実現するための基本目標》

基本目標１　誰もが元気で健やかに暮らせるまち
基本目標２　学ぶ力と豊かな心を育むまち
基本目標３　活力と魅力に満ちた元気なまち
基本目標４　安心・安全で快適に暮らせるまち
基本目標５　人と自然が調和する美しいまち
基本目標６　自立と協働　みんなで創る持続可能なまち

《地域形成の方針－土地利用の基本的考え方》

● コンパクトかつ自然を活かした市街地形成
● 地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進

《まちづくりの政策－基本目標》（関連項目抜粋）

基本目標３ 活力と魅力に満ちた元気なまち
　基本施策１　移住・定住の推進
　基本施策２　商工業の振興
　基本施策４　雇用の促進
基本目標４ 安心・安全で快適に暮らせるまち
　基本施策４　道路交通網の整備・充実
　基本施策５　生活インフラの整備
基本目標５ 人と自然が調和する美しいまち
　基本施策１　土地利用と都市計画の推進
　基本施策２　公園・緑地の整備・保全
　基本施策５　美しい景観の形成

②　広島圏域都市計画マスタープラン（令和３年３月策定）

【目標年次】令和 12（2030）年

《広島県における都市の目指すべき将来像》

・コンパクト+ネットワーク型の都市　・住民主体のまちづくりが進む都市
・安全・安心に暮らせる都市　・活力を生み出す都市　・魅力あふれる都市

《圏域の目指すべき将来像》　中四国地方の発展を牽引する“中枢圏域ひろしま”

《都市区分》

都市区分	位置付け	概ねの配置
中枢拠点都市	中枢拠点を含む市街地 （中枢拠点：県外をもサービス圏域とし，広域的影響のある，高次都市機能の集積・強化により中四国地方全体の発展にあたって中心となる拠点）	・広島市の市街化区域
広域拠点都市	広域拠点を含む市街地 （広域拠点：都市機能及び一部の高次都市機能の集積を図り，中枢拠点の都市機能を分担する拠点）	・線引き都市計画区域（呉市，大竹市，東広島市，廿日市市）の市街化区域
地域拠点都市	地域拠点を含む市街地 （地域拠点：都市機能の集積を推進し，中枢拠点，広域拠点による都市機能の補完を受けつつも，一定程度の独立性を持つ拠点）	・線引き都市計画区域（府中町，海田町，熊野町，坂町）の市街化区域 ・非線引き都市計画区域（竹原，安芸津，川尻安浦，江田島，千代田，吉田，河内，佐伯）の用途地域 ・安芸太田町，大崎上島町，旧宮島町，旧音戸町の市街地
都市計画区域外などの生活圏	生活拠点を含む集落生活圏 （生活拠点：中枢，広域，地域拠点による都市機能の補完を受けつつも，日常生活面での都市機能を集積する拠点）	・線引き都市計画区域の市街化調整区域の生活圏 ・非線引き都市計画区域の用途白地地域の生活圏 ・都市計画区域の指定のない区域の生活圏

《広島圏域　将来都市構造図》

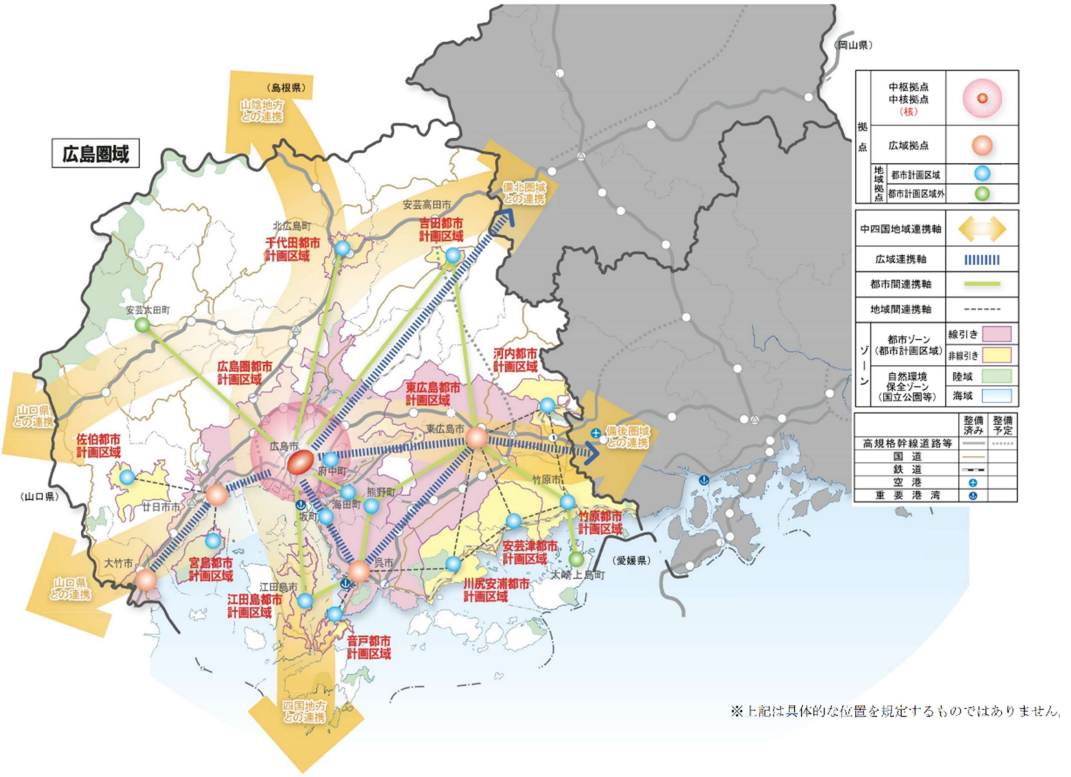

《主要な都市計画の決定の方針》（関連内容抜粋）

第１節　土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

○コンパクト＋ネットワーク型の都市を実現し、活力を生み出す都市を実現するため、地域の実情に応じた立地適正化計画の作成を促進する。

○市街化区域内の災害リスクの高い区域については、安全な暮らしを確保するために、居住者等の合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進する。

○市街化調整区域においては、無秩序な宅地開発等を抑制する。

○交通利便性の高い場所では、地域の産業振興、雇用創出等を図るため、市街化調整区域おける地区計画の活用などにより無秩序な開発等を抑制しながら、適切な土地利用の誘導を推進する。

○郊外部の住宅団地は、空き家や空き地となった隣地の買い増しによるゆとりある土地利用の促進や、基盤整備、中古住宅のリノベーションによる住替え等を促進し、再生を目指す。

○地場産業など用途の混在を許容しうる業種が集積する地区については、地区の実情に応じて特別用途地区の指定や地区計画の策定に努め、住環境と共存する市街地の形成を進める。

○戸建住宅団地等においては、地区計画や建築協定などの活用により、ゆとりある敷地面積の最低限度を規定するなど、居住環境の向上を図る。

○河川などの身近な水辺緑地や、市街地を取り巻く農地や森林、市街地内に残る良好な樹林地等の緑地については、関連法規による規制などを適切に活用し、保全を推進する。

○都市農地については、多面的な機能を適切かつ十分に発揮させるため、地域住民の意向に配慮しつつ、田園住居地域や生産緑地地区の指定等による保全と活用を図る。

第２節　都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

○コンパクト＋ネットワーク型の都市（集約型都市構造）を支える交通ネットワークの形成

○広域的な交流・連携の促進、産業競争力強化に資する広域交通ネットワークの形成

○災害に強い交通ネットワークの形成

○利便性の高い公共交通サービスの形成

○環境負荷の少ない交通体系への転換

○交通施設の適切な維持管理の実施

○近年各地で頻発・激甚化する自然災害の発生に備え、災害時の交通遮断による地域の孤立を防ぎ、円滑な緊急輸送や復旧支援のため、広島呉道路の４車線化や、（主）呉平谷線等の整備を進め、緊急輸送道路の機能強化、多重型道路ネットワークの構築を図る。

○道路施設の定期点検から診断に基づく措置及び記録までのメンテナンスサイクルを適切に回し、戦略的な維持管理・更新を行う。

○自然災害から住民の生命を守るため、被災地の砂防堰堤等の整備を最優先に取り組むとともに、代替施設のない大規模避難所や住宅密集地等を保全する箇所を優先的に整備することにより、効率的で効果的なハード対策を推進する。

○土砂災害警戒区域の認知度向上や適切な避難行動につながる防災知識の普及啓発などソフト対策の充実・強化を図り、ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策に取り組む。

○県内全域で、新しい生活様式の実践に必要な通信速度を提供可能な光ファイバ網をはじめとする超高速ブロードバンド基盤等の整備等を推進する。

第４節　安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針

○土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害を防止するための砂防堰堤等の施設整備を推進する。

○洪水または内水による浸水リスクが高い区域においては、洪水・内水被害を防ぐため、河川改修や下水道整備などを推進する。

○市街地などにおける災害時の避難活動を円滑に行うため、一次避難地となる住区基幹公園の適正な配置及び整備を推進する。

○中心市街地への自動車流入を抑制し、公共交通への利用転換や歩行者優先の安全で快適に移動できる都市構造への転換を図る。

○多くの人が集まる場所を中心に歩道の整備や公共施設などのバリアフリー化、外国人にも分かりやすいサイン整備などにより、ウォーカブルで移動しやすい都市空間づくりを推進する。

第５節　自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

○森林や農地などに関する関連法令と連携した自然環境の保全を推進する。

○市街地を取り囲む丘陵地の緑地は、都市の背景として景観上重要な役割を有するとともに、土砂流出の防止などの防災の観点からも重要であることから、適切な保全に努める。

○施設緑地と地域制緑地の一体的な整備又は保全を図るため、市町における緑の基本計画の策定とそれに基づく公園・緑地の確保や、河川空間と緑地による水と緑のネットワークの構築に努める。

第６節　歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針

○都市独自の景観形成を図るため、景観法に基づく景観計画の策定を促進するとともに、景観地区の都市計画決定や景観条例の制定などに努める。

○住民等の主体的な取組を促進するため、土地所有者やまちづくりNPO法人などが自ら、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる都市計画提案制度の普及・啓発を行うとともに、地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う地区計画などの作成を支援する。

第７節　住民主体のまちづくりに関する方針

○まちづくり手法等に関する広報・周知活動や、活動の担い手となる人材の育成支援、まちづくり活動に活用可能な都市計画に関する情報提供といった環境の整備を推進する。

○まちづくりに関する広報・周知活動の推進

○民間団体のネットワークづくり

○まちづくりに関わる民間活動の支援

○まちづくりリーダーの育成促進

○まちづくり協議会や住民参加型ワークショップの開催促進

○公共空間等の規制緩和の推進

○提案制度の活用

○インターネットを活用した都市計画に関する知識の普及・啓発と情報開示

○都市計画決定手続きにおける住民参画促進に向けた情報提供の充実

３．熊野町のまちづくりの課題

本町のまちづくりを取り巻く状況や住民アンケート調査、現行計画の検証、上位・関連計画の整理を踏まえて、以下のとおり本町のまちづくりの課題を整理します。

課題１：平成 30 年７月豪雨の教訓を活かした災害に強いまちづくり

◆早期の災害復旧と次なる災害に向けた強靭化

平成 30 年７月豪雨により甚大な被害を被った地区の復旧をはじめ、今後の災害に備えるための砂防・治山事業や河川等の整備、二方向避難を可能とする道路整備が喫緊の課題となっています。また、地域で日常的に利用されながら、災害時には防災拠点として機能するような拠点を整備していく必要があります。

災害に強いまちづくりを進めるため、防災・減災の視点から全ての施策を体系し、本町の強靭化を進める事が求められます。

◆防災上危険な地区への対応

本町では、土砂災害の危険性のある地域においても市街地が広がっており、その危険性を把握した上で、防災まちづくりに力を入れていく必要があります。そのため、小学校区単位ごとに作成している土砂災害警戒区域等を示したハザードマップを住民に提示しながら、国や県などとも連携し、安全な市街地へ居住誘導を図る必要があります。

また、狭隘（きょうあい）道路のある市街地についても、災害時の避難や緊急車両通行に支障をきたすおそれがあり、これらの解消に向けた対応が求められています。

◆自助・共助の促進に向けた防災意識の向上

近年、激甚化・広域化する災害に対しては、公助を待っているだけでは一刻を争う緊急時には対応できない可能性があるため、自分の身は自分で守る自助の力や、地域で助け合う共助の力を培っていく必要があります。過去の災害からの教訓・記憶の継承や、定期的な避難訓練の実施など、日ごろから一人ひとりの防災意識の向上に向けた取組を図る必要があります。

課題２：社会動向に応じた土地利用の適切な誘導

◆土地利用の適正な誘導

本町では、熊野筆をはじめとした製造業を中心に発展してきましたが、近年、第２次産業人口の減少幅が大きいことに加え、中心商業地の空き店舗化・空き地化が進み、買い物客も周辺市町へ流出している状況にあります。他方、市街化調整区域においても宅地が微増傾向にあることや、上位計画においても日常生活サービス機能の集約などによる市街地の適切な密度の確保を図ることが課題とされていることから、まちの活力である地域の伝統産業や商店街等、中心市街地のにぎわいが生まれるよう、土地利用の誘導が求められています。

農地については、農家の減少や高齢化などから、耕作放棄地が増加傾向にあり、町民農園等の活用推進などの対策が必要となっています。

また、都市計画道路整備事業の進行に合わせて、関係機関との連携・調整を図った沿道の計画的土地利用の検討が必要です。

◆空き家・空き地等の抑制・管理・活用

本町では、市街化区域内の人口密度が県平均に比べて低密度で推移していることに加え、空き家数は年々増加し、近年は県平均も上回っています。特に、昭和 40 年代前半に整備された熊野団地をはじめ、一斉に高齢化を迎える団地においては、空洞化対策が求められています。

今後、増加傾向にある空き家・空き地の抑制・管理・活用に対策を講じていく必要があります。

課題３：地区内道路の改善と広域交通ネットワークの強化

◆広域道路・避難路のネットワーク整備

本町には鉄道がなく、日常生活の移動には自家用車が欠かせない状況にあります。一方、大きな病院や通勤・通学、買回り品、休日のレジャーなど、日常生活を送る上で、多くの場面で町外施設に依存している状況がアンケート調査結果からも明らかとなっています。町民の快適な暮らしを支えるために、周辺市町とつながる広域幹線道路の整備は必要不可欠と言えます。

また、平成 30 年７月豪雨により顕在化した問題の一つに、安全な避難や緊急車両通行を可能とする道路が不足していたことが挙げられます。主要道路に接続する唯一の生活道路が寸断され、孤立してしまう地区もみられました。一時は周辺市町につながる広域幹線道路も寸断され、車両が町内に集中したため、今までに経験したことのない慢性的な渋滞を引き起こし、災害支援や物流にも支障をきたしました。このような都市構造上の課題を一つひとつ解決し、災害時に代替可能な道路を備えておく必要があります。

◆歩行者の安全性確保を見据えた生活道路への改良

近年増加する高齢ドライバーによる悲惨な事故は、いつどこで起こり得るか分かりません。特に、本町には、歩道を確保する余裕のない狭隘（きょうあい）な道路が多く存在していることや、地区ごとに学校があり、子どもたちの安全を守る必要があることを踏まえ、安全な社会基盤を構築していく必要があります。また、高齢化の進む昨今において、誰もが歩きやすい道路へと改良していくことが求められます。

◆公共交通ネットワークの強化

公共交通の利用しやすさについて、住民アンケート調査によれば、重要度は高い一方、満足度が低いという結果がみられます。また、先述のように本町では、日常生活の大半を町外施設に依存している状況にあります。特に、広島市や呉市への都市サービスの依存が大きいことや高齢化の進む実態などから、路線バスをはじめとした公共交通の充実が求められています。

課題４：良好かつ持続可能な居住環境の形成

◆立地特性を活かした良好な居住環境の形成

広島市・呉市・東広島市のトライアングルの中央に位置する利便性の良さに加え、周囲を山地に囲まれた自然環境を併せ持つ利点を活かし、良好な居住環境形成に力を入れていくことで、他市町村にはない熊野町の魅力を引き出すことにつながります。そのために、空き家・低未利用地の有効活用や、団地等における地区のルールづくりなどの対応が必要となっています。

◆人口減少・超高齢社会に適応した福祉のまちづくり

人口減少・超高齢化の時代の波は、本町にも例外なく訪れており、町の財政状況を見ても、過去 15 年間で社会保障関係費用が含まれる扶助費の割合が４倍となり、今後その傾向は高まっていくことが予想されます。このような状況を踏まえ、医療福祉・商業施設などへのアクセスの改善や、都市施設のバリアフリー化などの対応が求められます。

◆公共施設の継続運営・維持管理

本町の公共施設は、昭和 40～60 年代にかけて建設されたものが多く、今後、大規模な改修や建替えが必要となることが予想されます。その他にも、道路や河川、上下水道など社会基盤は様々ありますが、一度整備された公共施設は、適切に維持管理されずに放置されると、景観を阻害するだけでなく、事故などを引き起こす要因となるおそれがあります。そのため、今後は新設整備を主体とするのではなく、既存の公共施設を地域と連携しながら運営・維持管理していく必要があります。

課題５：自然環境の保全と公共空間の活用・管理

◆需給バランスを考慮した公園・緑地整備と活用・管理

公園・緑地は、レクリエーションの場としてだけでなく、環境保全、景観形成、災害発生時の延焼防止帯や避難の場となる等、様々な役割を担っています。

本町では、特に中心市街地で公園・緑地が不足しており、空き地を活かしたオープンスペースの確保が課題となっています。一方で、既存の公園や街路樹等の維持管理水準についても十分とは言えず、地域との協働による活用や管理を推進していくことが、手入れの行き届いた公園・緑地環境形成に向けて必要となっています。

また、観光という観点では、熊野筆産業の振興と合わせて観光拠点として整備された筆の里工房周辺一帯において、町民や観光客が憩える空間づくりが課題となっています。

災害で被災した呉地ダム周辺の活用については、安全性なども踏まえながら検討していく必要があります。

◆地域と連携した里山活用・保全の推進と環境への配慮

本町では、ゆるぎ観音周辺地域などの自然緑地の地元による活用・管理が進んでいます。町内に多数ある豊かな自然緑地を保全していくためには、地域との連携が必要不可欠であるため、継続的な活用・管理を普及・推進する仕組みづくりも必要となっています。

また、多様な生物の生息地の保全の観点から、環境に配慮した都市整備手法の検討・導入も重要な課題の一つです。

◆市街化区域内農地の計画見直しと保全・活用

市街化区域内の農地は減少傾向にありますが、市街化区域に編入されながらも今後市街化の可能性が低い箇所の見直し、あるいは、緑地・オープンスペースの不足した市街地においての生産緑地法に基づく緑地の確保・保全を図るなど、ニーズに応じた農地の維持・活用が求められています。

Ⅲ．まちづくりの目標

本章では、上位計画である第６次熊野町総合計画で示された将来像や目標人口をふまえた上で、将来都市像やまちづくりの目標、将来都市構造について記載します。

１．熊野町の基本理念と目指す姿

２．将来都市構造

１．熊野町の基本理念と目指す姿

(1)　上位・関連計画における方針等

本計画の上位計画である『第６次熊野町総合計画』、関連計画である『熊野町災害復興計画』では、以下の方針等が示されています。

①　第６次熊野町総合計画（令和３年３月策定）

■将来像

ひと　まち　育む　筆の都　熊野

～なんかいい　ちょうどいい　そう想えるまちを目指して～

まちの主役は、ここに暮らすひと、ここで働くひと、ここで育つひと、一人ひとりです。
そんな、まちにかかわるすべてのひとが、まちを好きになり、協働でまちを盛り立ててくれる、そんな関係を育てることが、まちの未来の可能性につながります。

〇世界のブランドとして誇れる熊野筆
〇通勤・通学に困ることのない住まいの立地
〇日常の生活に困ることのない利便性
〇自然の中でのびのびと子育てできる環境
〇学ぶ力と豊かな心を育む教育

そんな、「なんかいい」「ちょうどいい」という想いをもっと深めるために、町民との共生による信頼と連携を基本に持続的なまちづくりを進めることで、「なんかいいことが多いまち」「私たちの暮らしにちょうどいいまち」を実現します。
そうして、多彩な魅力のあるまちになるとともに、町民同士がつながり、周りの「まち」とつながり、世界の「ひと」とつながることで、さらなる「なんかいい」「ちょうどいい」そう想える「熊野」を目指します。

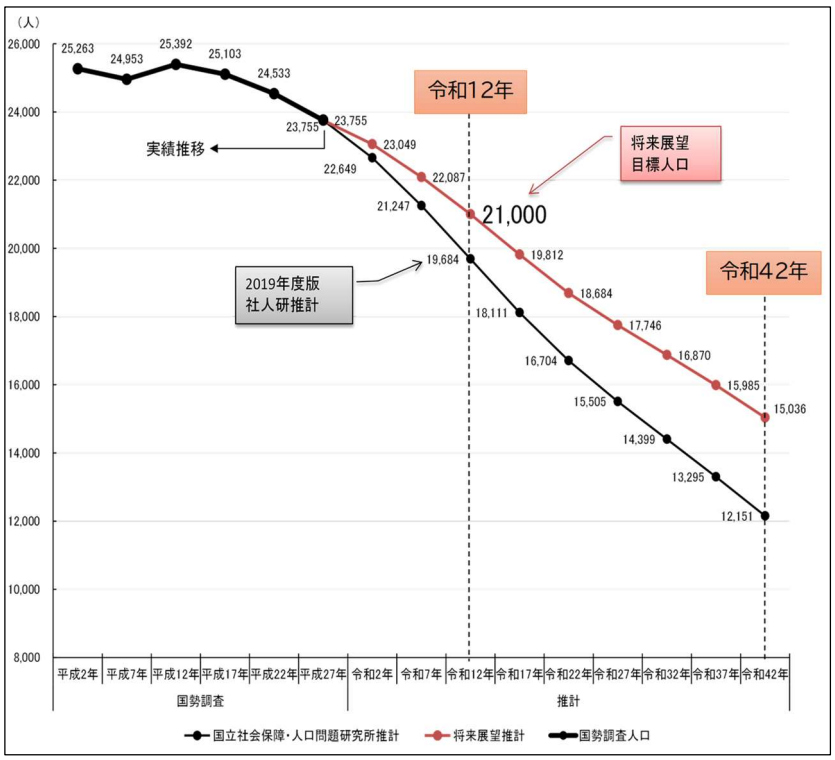

■ 将来人口目標

出典）第６次熊野町総合計画

■目標人口

本町の人口は、平成 27（2015）年までの国勢調査による人口動向をみると、平成 12（2000）年をピークに減少に転じています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も人口減少が進み、令和 22（2040）年には 16,704 人まで減少するという推計が示されています。

そうした人口動向を踏まえ、第６次熊野町総合計画では、将来像である『ひと　まち　育む　筆の都　熊野』の実現に向け、令和 12（2030）年の目標人口を 21,000 人と設定し、令和 42 年（2060）までに１万５千人を上回る将来展望を目指すこととします。

② 熊野町災害復興計画（令和元年９月策定）

■計画の基本方針（施策の体系）

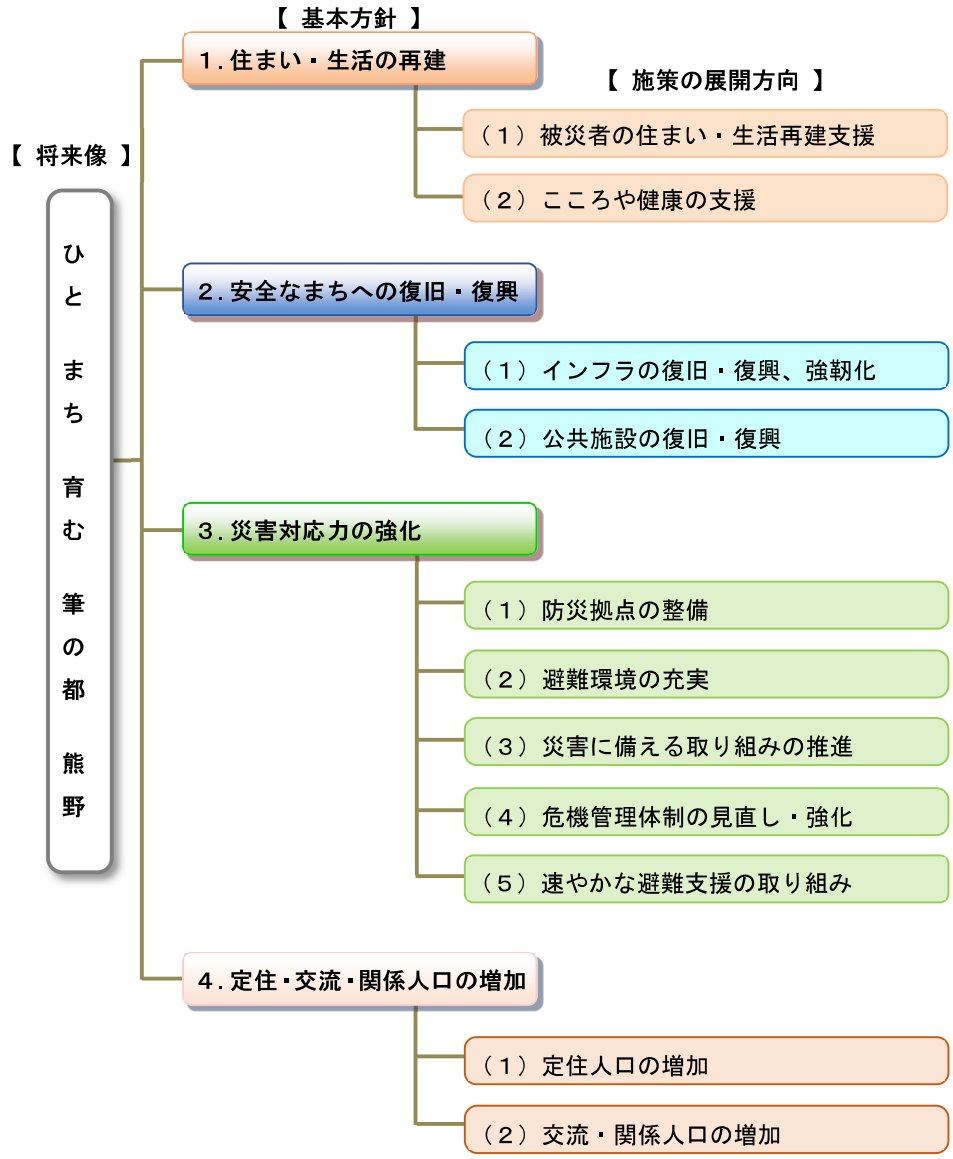

出典）熊野町災害復興計画

(2) まちづくりにおける基本的な考え方

本町の総合計画におけるまちづくりの将来像である「ひと まち 育む 筆の都 熊野　～なんかいい　ちょうどいい　そう想えるまちを目指して～」や、基本目標として掲げている「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」、「学ぶ力と豊かな心を育むまち」、「活力と魅力に満ちた元気なまち」、「安心・安全で快適に暮らせるまち」、「人と自然が調和する美しいまち」、「自立と協働 みんなで創る持続可能なまち」を踏まえ、本計画では都市計画の観点、インフラやハード整備を推進・促進するにあたり、町民とまちづくりの共通ビジョンを描き、上位計画の将来像の実現に向け、将来都市像を掲げて、未来につながるまちづくりを目指します。

また、これらのまちづくりを進めるため、デジタル技術とデータなどを積極的に活用することで、医療・福祉、商業、公共交通などの都市や地域が抱える課題の解決を図り、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組を推進します。

(3) 将来都市像

筆にのせて 未来を描く まちづくり

■主旨

本町のシンボルであり、町民の暮らしを支えてきた筆（宝）を大切にし、筆とともに町と町民の夢（未来）を描くまちづくりを目指します。

これからのまちづくりは、人口減少や災害の激甚化、感染症の世界的な蔓延など、これまで経験したことのない社会経済情勢に対応しながら取り組んでいくことが求められます。

かつて、平地の少ない熊野村では、農業だけでは生活が苦しかった時代がありました。
そのような中、若い村人たちが当時筆づくりの進んでいた地域から技術を習い、筆づくりの技が根づいていったといわれています。その後も戦争による影響で生産量の落ち込みなども経験してきましたが、幾度となく逆境を乗り越えてきました。

本町には、このように困難に立ち向かう底力があることを糧として、未曽有の事態においても、筆のように一本の筋の通った未来を描き、しなやかなまちづくりを目指します。

(4) まちづくりの目標

まちづくりにおける基本的な考え方を踏まえた将来像の実現に向けて、５つのまちづくりの目標を以下のように定めます。

目標１：安心・安全で快適に暮らせるまちづくり（主に課題１・課題３・課題４に対応）

- 本町では、平成 30 年 7 月豪雨により町全域で土石流が発生するなど、甚大な被害を受け、現在も地域の復旧・復興を進めています。一刻も早く住み慣れた地域でこれまでの生活に戻れるよう、引き続き災害復旧事業を進めます。また、近年、多発する自然災害や発生が懸念されている南海トラフ巨大地震により、住民の防災に対する意識は高まっています。これらの自然災害による被害の防止・軽減を図るため、ハード整備とソフト施策一体となった取組を進めるとともに、社会のあらゆる関係者が協働して、被害軽減対策に取り組むことで、災害に強いまちづくりを目指します。
- 将来の超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた高齢者や妊婦、乳幼児同伴者などが移動しやすい都市空間の創出を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

目標２：コンパクト＋ネットワーク型のまちづくり（主に課題１・課題２・課題３・課題４に対応）

- 本町は周囲を山に囲まれた盆地の中央にコンパクトな市街地を形成していますが、これまで経験したことのない早さでの人口減少や高齢化の進行により、まちの空洞化や地域コミュニティの衰退が懸念されています。特に、熊野団地は整備後 50 年以上が経過し、都市施設の老朽化や空き家の増加がみられ、居住環境への影響が懸念されています。このため、必要な都市機能の確保、空き家や低未利用地の有効利用、公共施設の適切な維持管理等を進め、快適に住み続けられる質の高いまちづくりを目指します。
- 本町では自家用車による移動が主な交通手段となっており、アンケート調査からも交通利便性に関するご意見が非常に多く、町内道路網に加え周辺都市との道路網の整備・維持が重要です。一方で、将来の超高齢社会の進展を見据え、過度に自家用車に依存しない交通ネットワークの強化も必要です。そこで、広域幹線道路の整備や公共交通の充実等により、周辺都市や町内の連携を強化し、誰でも円滑に移動できる都市を目指します。
- 人口増加に伴い山裾まで市街地が拡大した結果、土砂災害の危険性が高い区域に多くの住民が居住しているなど、災害に対して脆弱な都市構造となっています。このため、災害リスクの低い土地への居住誘導などにより、激甚化する自然災害に対して、誰もが安全で安心な生活を送ることができる都市を目指します。

目標３：活力・魅力満ちあふれるまちづくり（主に課題２・課題４・課題５に対応）

- 本町は、江戸時代から伝わる筆の製造を産業の中心として栄えてきた「筆の都」であり、筆の生産量は全国一となっています。町内には筆の製造所や筆にまつわる施設が点在しており、重要な観光資源となっています。また、農地や山林等の豊かな自然資源や、榊山神社をはじめ、伝統ある社寺等の歴史的資源も点在しています。これらの資源を、都市に魅力や個性を与える貴重な財産として積極的に保全・活用しながら、誰もが誇れる魅力あるまちづくりを目指します。
- 新型コロナウイルス感染症、国内において過度な人口・産業等の集中による感染リスクの顕在化により、外出自粛や人との接触機会の低減の必要性から、オンライン授業やテレワークが拡大するなど、人々のライフスタイルや価値観に大きな変化を与えています。本町は広島市・呉市・東広島市のトライアングルの中央に位置する利便性の良さに加え、周囲を山地に囲まれた自然環境を併せ持つ利点を活かし、住み働く場として、密集、密接、密閉を避け、人と人との物理的距離を保つ「新しい生活様式」に対応した、ゆとりある良好な居住環境の形成を目指します。
- 本町は平成 30 年 10 月 1 日に町制施行 100 周年を迎えました。永らく形成されてきた地域のコミュニティを今後も大切にするとともに、本町ならではの資源を求めて来訪していただける方々には、今後も本町と関わり続けていただけるようにニーズを的確に把握し、交流人口の増加を目指します。

目標４：人と自然が調和する美しいまちづくり（主に課題１・課題２・課題５に対応）

- 水辺や里山・田園風景を形づくる森林や農地は、熊野の財産として次世代に引き継いでいくことが重要と言えます。また、町内にある公園や緑地は住民の憩いの場としてだけでなく、災害発生時の避難場所や都市生態系の保全等に寄与しています。こうした豊かな自然をまちづくりの重要な要素として都市と一体的な活用を図り、都市と自然が共生する魅力あふれるまちづくりを目指します。

目標５：住民主体のまちづくり（主に課題１・課題４・課題５に対応）

- 地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを実現するためには、まちづくりの担い手として住民が自発的にまちづくりに参加することを促進し、主体的にまちづくりを行う人材の育成と活躍できる環境の整備が必要です。そのため、これまで以上に住民、事業者、行政と協働・連携によるまちづくりを推進します。

【まちづくりの課題】

課題１
平成 30 年７月豪雨の教訓を
生かした災害に強いまちづくり

課題２
社会動向に応じた
土地利用の適切な誘導

課題３
地区内道路の改善と
広域交通ネットワークの強化

課題４
良好かつ持続可能な
居住環境の形成

課題５
自然環境の保全の推進と
公共空間の活用・管理

【まちづくりの目標】

目標１
安心・安全で快適に暮らせる
まちづくり

※主に課題１・課題３・課題４に対応

目標２
コンパクト＋ネットワーク型の
まちづくり

※主に課題１・課題２・課題３・課題４に対応

目標３
活力・魅力満ちあふれるまちづくり

※主に課題２・課題４・課題５に対応

目標４
人と自然が調和する美しいまちづくり

※主に課題１・課題２・課題５に対応

目標５
住民主体のまちづくり

※主に課題１・課題４・課題５に対応

２．将来都市構造

(1) 基本的な考え方

○本町の地域特性や行動圏域をふまえ、「西部地域・中央地域・東部地域」の３地域４区分に設定します。地域ごとに中心となる拠点を配置し、それらを効果的・効率的に連携し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。

○地域ごとに中心となる拠点として、中央地域に「都市拠点」を、西部地域及び東部地域に「地域活動拠点」をそれぞれ配置します。

○周辺市町との連携を図るため、本町の交通ネットワークを支える２つの連携軸を配置します。また、町の基幹産業である筆産業の振興とまちづくりとの連携を促進するため、筆の里工房周辺から町役場周辺に「筆の軸」を配置します。

○本町は周囲を山々に取り囲まれ、山麓に田園集落が広がり、中心部には市街地が形成されています。このような都市構造を今後も守りながら、環境負荷の低減や市街地拡大の抑制、産業振興、良好な居住環境形成など、ゾーンごとの特性・役割を生かした持続可能なまちづくりを推進します。

○将来の人口推計に応じて、適正な規模の都市形成を図っていく必要があります。将来の都市構造の再編にあたっては、住民の理解と合意が前提となります。そのため、長期的な観点から、安全性、利便性、快適性に配慮しながら、安心して住み続けられる都市づくりを目指します。

■地域区分と拠点の位置

■コンパクト＋ネットワークの都市空間イメージ

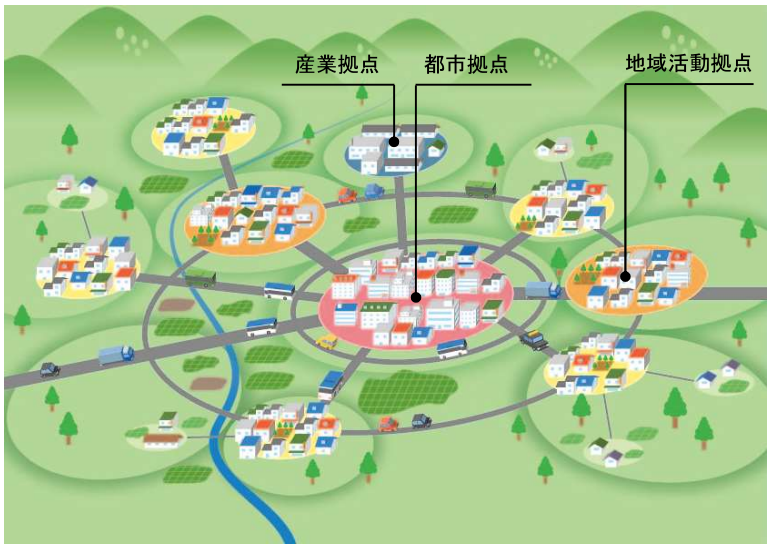

(2) 拠点の設定

町民の日常生活を維持し、多様な都市活動を支えるため、重点的に整備や保全・機能維持を図っていく拠点として、以下の拠点を設定します。

都市拠点｜町役場を中心とする商業地一帯

隣接市町との広域的な連携・補完関係の構築も考慮しながら、出来庭から萩原までの商業地・公共公益・観光・文化・医療・福祉等の都市機能の維持・集積を図るため、町役場を中心とする商業地一帯を地域生活の利便性の向上を図る「都市拠点」として位置づけます。

地域活動拠点｜熊野団地周辺、深原地区公園周辺

身近な地域における日常生活と地域活動を支えるため、くまの・みらい交流館、くまの・こども夢プラザ、西部地域健康センター等の位置する熊野団地周辺及び熊野東防災交流センターから東部地域健康センター・深原地区公園周辺をそれぞれ地域コミュニティの核となる「地域活動拠点」として位置づけます。

産業拠点｜（一）瀬野呉線バイパス沿線、深原地区、くまの産業団地

町の産業振興・雇用創出を促進するため、計画的な基盤整備を推進するとともに、周辺の豊かな自然環境との調和を図る地区として、(一) 瀬野呉線バイパス沿線や深原地区、くまの産業団地を「産業拠点」として位置づけます。

みどり・文化の拠点｜深原地区公園、筆の里工房周辺、町民グランド周辺、呉地ダム、都市緑地

人・文化・緑とのふれあいの場として整備・保全・維持・活用を図るため、深原地区公園、筆の里工房周辺地区、町民グランド周辺、呉地ダム周辺及び自然環境良好な都市緑地等を「みどり・文化の拠点」として位置づけます。

(3) 軸の設定

町内外の交通ネットワークを支えるための２つの連携軸と、筆の都を特徴づける“筆の軸”を以下のとおり設定します。

広域連携軸｜（主）矢野安浦線、（主）呉平谷線、（一）瀬野呉線、
（主）矢野安浦線バイパス、（一）瀬野呉線バイパス

広島市・呉市・東広島市等の主要都市との連携を支える道路整備の促進、バイパス機能の充実により、広域交通の強化を図り、周辺地域との都市機能の連携を推進するため、（主）矢野安浦線、（一）瀬野呉線バイパスなどを「広域連携軸」と位置づけます。

生活連携軸｜（主）矢野安浦線、（一）瀬野呉線

本町の都市軸である（主）矢野安浦線、（一）瀬野呉線を「生活連携軸」と位置づけます。これまでに培われてきた市街地空間を基調として都市機能の充実を図るとともに、相互を連絡する道路強化により厚みのある都市空間の育成を図ります。

筆の軸

筆の里工房から中心市街地を通り、良好な自然緑地をつなぐ軸を「筆の軸」として位置づけ、文化的資源を活用した歩道や修景整備を行い、熊野筆の歴史や文化を体験できるみちづくりを図ります。

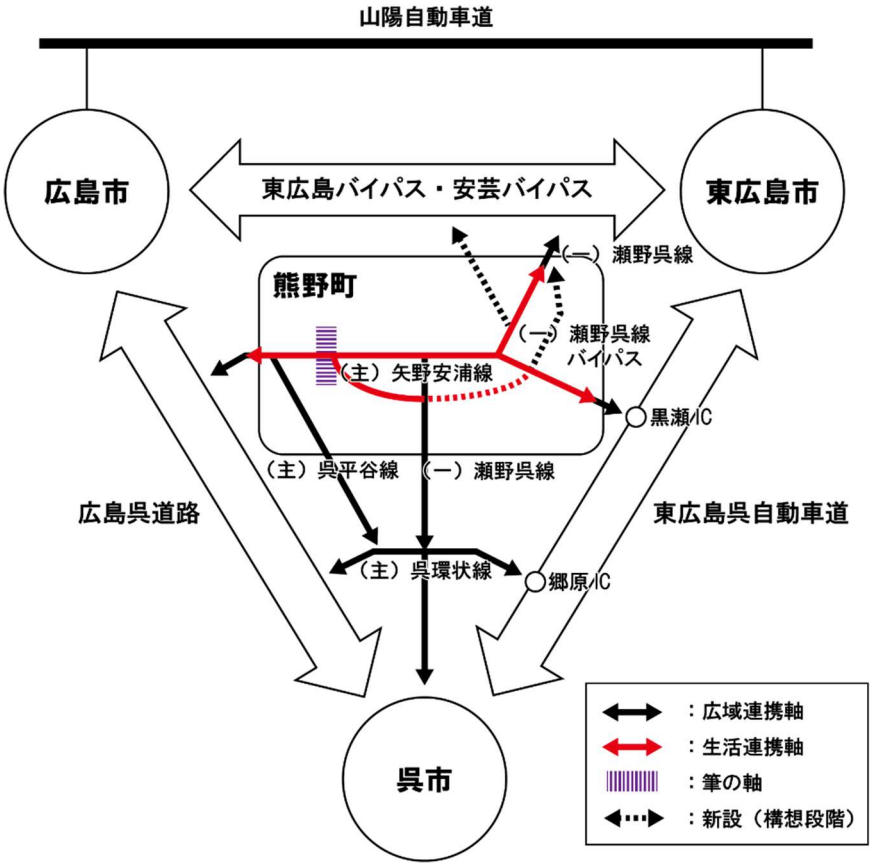

(4) ゾーンの構成

市街地・集落と自然環境の共生を支えるため、都市的エリアと自然的エリアの棲み分けを保持し、「山なみゾーン」、「田園集落ゾーン」、「住工芸共生ゾーン」、「住環境保全ゾーン」を設定し、それぞれの位置づけに応じた人口密度の維持や環境の保全・形成を図ります。

山なみゾーン

地球環境への負荷を軽減できるように、環境を保全していくとともに、農業・林業・観光業等の産業振興につなげるため、安芸アルプスをはじめとする山なみがつくるスカイラインの維持や、山林、農地等の資源の活用を図るゾーンを「山なみゾーン」に位置づけます。

田園集落ゾーン

田畑・樹林地等の農地と農家住宅等で形成される集落一帯など、農業集落と調和のとれた良好な田園環境の形成を図るゾーンを「田園集落ゾーン」に位置づけます。

住工芸共生ゾーン

町の基幹産業である筆産業の育成と、良好な田園景観と調和した住宅地の保護・育成を図るゾーンを「住工芸共生ゾーン」に位置づけます。

住環境保全ゾーン

主に団地が形成される地区など、専用住宅地としての良好な住環境の保護・育成を図るゾーンを「住環境保全ゾーン」に位置づけます。

■将来都市構造図

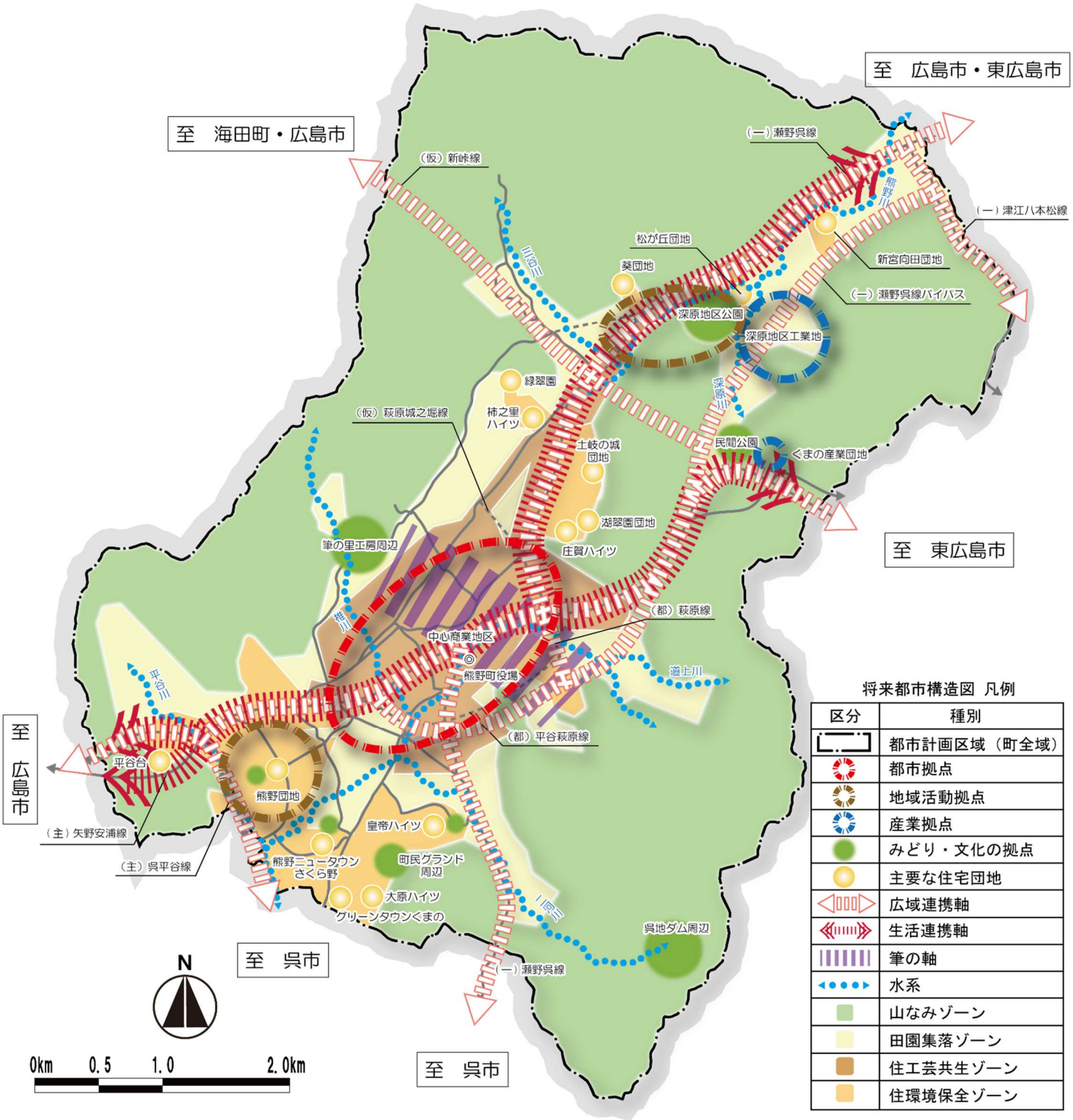
至　広島市・東広島市
至　海田町・広島市
(仮) 新峠線
(一) 瀬野呉線
熊野川
(一) 津江八本松線
松が丘団地
葵団地
新宮向田団地
(一) 瀬野呉線バイパス
深原地区公園
深原地区工業地
深原川
緑翠園
柿之里ハイツ
(仮) 萩原城之堀線
土岐の城団地
民間公園
くまの産業団地
湖翠園団地
庄賀ハイツ
筆の里工房周辺
至　東広島市
(都) 萩原線
中心商業地区
熊野町役場
道上川
平谷川
至　広島市
平谷台
(都) 平谷萩原線
熊野団地
(主) 矢野安浦線
(主) 呉平谷線
皇帝ハイツ
熊野ニュータウンさくら野
町民グランド周辺
大原ハイツ
グリーンタウンくまの
呉地ダム周辺
(一) 瀬野呉線
至　呉市
至　呉市
N
0km
0.5
1.0
2.0km
将来都市構造図　凡例
区分
種別
都市計画区域（町全域）
都市拠点
地域活動拠点
産業拠点
みどり・文化の拠点
主要な住宅団地
広域連携軸
生活連携軸
筆の軸
水系
山なみゾーン
田園集落ゾーン
住工芸共生ゾーン
住環境保全ゾーン

(5) 将来都市構造の再編プロセス

長期的には、防災上の不安が高い斜面地に近接して立地する住居については、安全な市街地への住み替え・移転を促進します。（ ⇨ ）

また、（一）瀬野呉線バイパスや（主）矢野安浦線バイパス等の計画中の幹線道路沿線は、周辺の土地利用との調和を図りながら、計画的な市街地誘導を図ります。（ ▯▯▯ ）

■土地利用の変化想定（100m メッシュ）

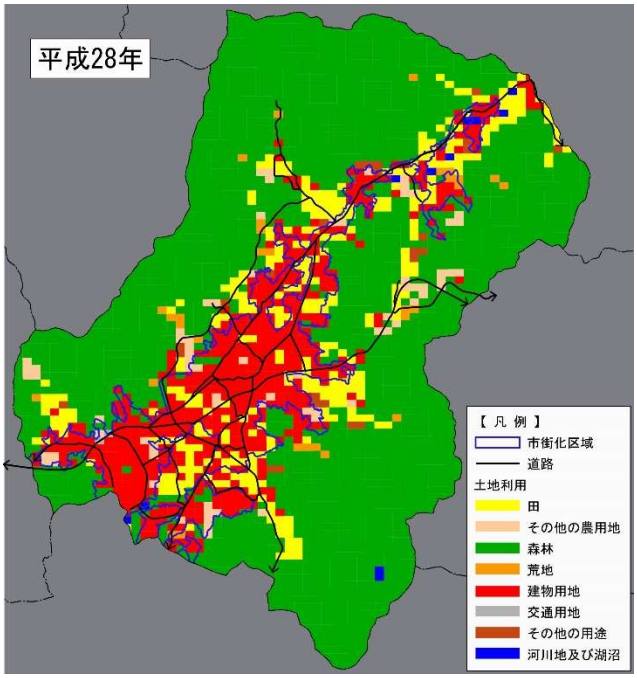

出典）国土数値情報

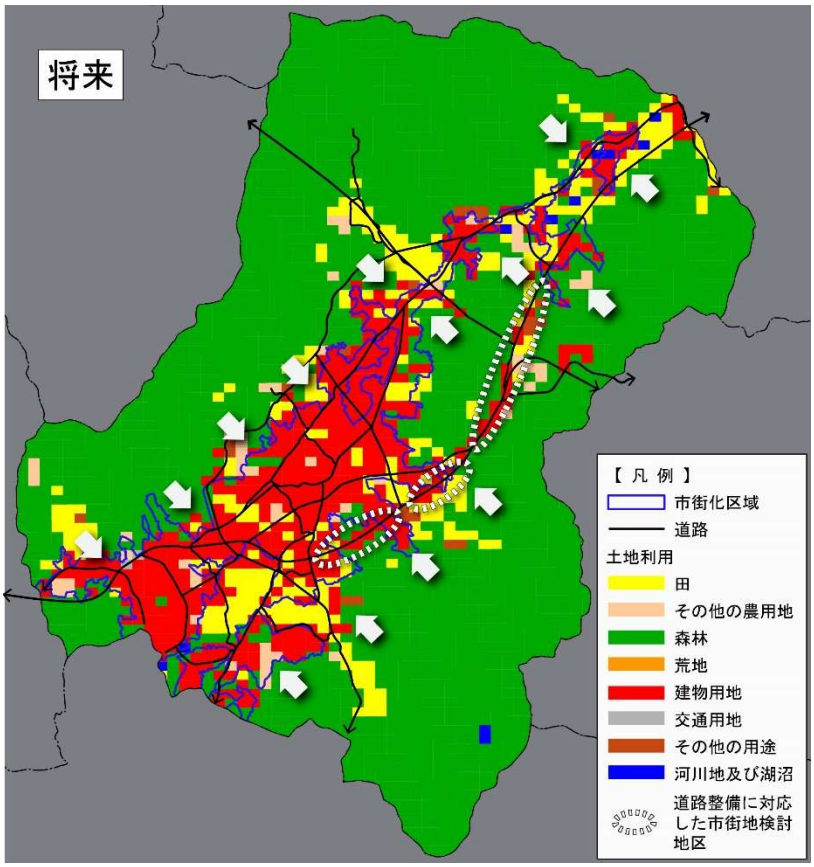

（※）将来の土地利用メッシュは、計画中の道路整備を想定し、沿道の宅地の増加や、防災上の不安が高い斜面地に近接した宅地の減少を意図して作成したイメージであり、将来推計をもとに想定したものではない。

Ⅳ. まちづくりの方針

本章では、今後 10 年間を目途とした土地利用の方針や、まちづくりの目標ごとの都市づくりの方針を定めます。

１．土地利用の方針

２．安心・安全で快適に暮らすための防災・減災まちづくりの方針

３．コンパクト＋ネットワーク型の都市施設の整備方針

４．活力・魅力に満ちあふれるまちづくりの方針

５．人と自然が調和する水と緑のネットワーク整備方針

６．住民主体のまちづくりの推進方針

将来都市像	まちづくりの目標	分野別の基本方針	
筆にのせて　未来を描く　まちづくり		土地利用の方針	■土地利用の方針 ①コンパクトかつ自然を活かした市街地形成 ②地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進
	目標１ 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり	安心・安全で快適に暮らすための防災・減災まちづくりの方針	(1) 自然災害に強い土地利用の方針 ● 安全な市街地への居住・都市機能の誘導
			(2) 防災・減災対策の強化方針 ● 市街地内の危険地区の改善 ● 市街地における避難場所の確保 ● 建築物・都市施設の安全性の向上・強靭化 ● 自然災害からの安全性の確保
			(3) 安全で安心な道路空間の整備方針 ● 幹線道路の歩行者空間及びバイパス整備 ● 生活道路空間における危険箇所対策
	目標２ コンパクト＋ネットワーク型のまちづくり	コンパクト＋ネットワーク型の都市施設の整備方針	(1) 主要な都市機能の維持・整備方針 ● 町内に必要な都市機能の維持・確保
			(2) 交通ネットワークの整備方針 ● 広域幹線道路ネットワークの形成 ● 幹線道路ネットワークの形成 ● 生活道路等の整備　● 公共交通の充実・補完
			(3) 生活インフラの整備方針 ● 需給バランスに応じた下水道の環境整備 ● 適正な住宅ストックの形成
	目標３ 活力・魅力に満ちあふれるまちづくり	活力・魅力に満ちあふれるまちづくりの方針	(1) 活力を生み出す市街地整備方針 ①良好な中心市街地整備 ● 筆の軸を活かした熊野町らしさのあるまちなみ形成 ● 居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成 ②幹線道路整備に合わせた市街地整備 ● 玄関口となる交差点空間整備 ● 広域幹線道路沿道への市街地誘導 ③ゆとりある居住環境の創出 ● 地域によるゆとりある団地地区への改良推進 ④空き家・低未利用地の有効活用 ● 中古住宅の利活用による移住・住み替え促進 ● リノベーションまちづくりの推進
			(2) 魅力あふれる景観形成の方針 ● 目印をつくる　● まちの核をつくる ● まちの軸をつくる　● 地域の広がりをつくる
	目標４ 人と自然が調和する美しいまちづくり	人と自然が調和する水と緑のネットワーク整備方針	(1) 自然環境の保全の方針
			(2) 公園・緑地の整備・活用方針 ● 身近な公園の確保と適切な維持管理 ● 緑の核の構築 ● まちを巡る緑の軸の設定
			(3) 都市環境形成の方針 ● 環境保全に関するガイドラインの制定 ● リサイクル社会の構築
			(4) 農地の保全・活用の方針 ● 都市農地の保全 ● 都市農業の推進
	目標５ 住民主体のまちづくり	住民主体のまちづくりの推進方針	(1) 継続的な都市づくり ● 公共空間の質の向上と維持管理体制の構築 ● エリアマネジメントの推進
			(2) 町民主体のまちづくりの推進 ● 町民等への支援策 ● 町民のまちづくりへの参画意識の喚起 ● まちづくりの場づくり ● 住民主体による提案制度の活用

１．土地利用の方針

1） 基本的な考え方

まちづくりの基盤となる土地利用については、長期的な視点に立って、自然と都市が共生する土地利用を基本に、地域の特性を活かしつつ、総合的かつ計画的に行います。

① コンパクトかつ自然を活かした市街地形成

人口減少が見込まれる本町においては、無秩序な市街地の外延的拡大を防止し、コンパクトかつ自然を活かした市街地形成を図るため、今後の市街地への編入は、国内でのサプライチェーンの推進や既存工場移転用地問題等の産業振興の観点から、地域の実態に合わせ工業系用途を対象に検討します。

市街化調整区域においては、原則として市街化を抑制しますが、広域幹線道路沿道等の開発動向が活発な地区においては、一定のルールをもとに秩序ある土地利用を計画的に誘導します。

② 地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進

住宅地、商業地、工業地及び集落地など各地域の土地利用特性を基本に、計画的な土地利用の実現を図ります。

市街地については、防災上の改善を図るとともに、既存ストックを活用しつつ環境改善や効率的な土地利用を誘導するための基盤整備、用途に応じた再構築を図るなど、地域特性に応じた市街地空間を形成するものとします。特に、中心市街地については、都市拠点としてふさわしいにぎわい空間の形成、中心市街地周辺については、家内工業（熊野筆）との共生を図る住宅地の形成や、計画的に整備された良好な居住環境の保護を図ります。

市街地周辺の農地は、地産地消のための土地資源として保全・活用し、農業集落と調和のとれた良好な田園環境の形成を推進します。

また、周辺の山林は自然緑地の保全に努めるとともにレクリエーションや自然に親しむ場としての活用を図ります。さらに、緑地や水辺空間の保全・活用を図る「水と緑のネットワーク」の形成を目指し、魅力ある公園の整備と河川や市街地後背地の自然緑地などとの有機的連携を図り、安らぎとうるおいのあるまちづくりを進めます。

図．土地利用の推進イメージ図

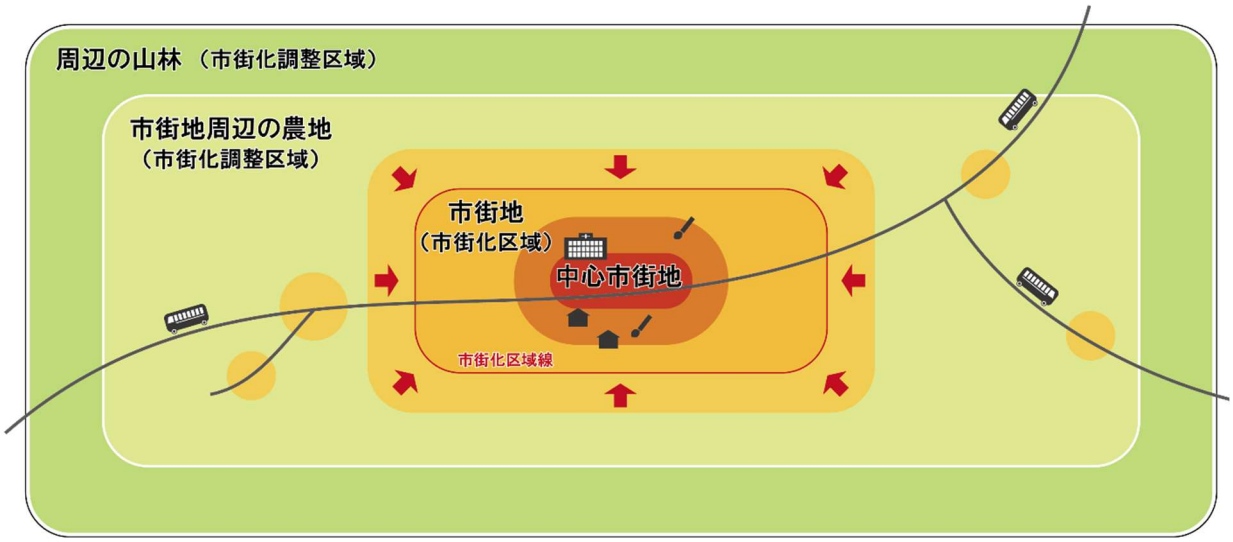

2) 都市づくりの基本方針

① 市街地の配置方針

市街地の配置については、将来の都市イメージや都市構造並びに広島圏域都市計画マスタープランの区域区分の方針における将来フレームとの整合を図りつつ、無秩序な市街地の拡大を防止し、コンパクトかつ自然を活かした市街地形成を促進するものとし、次のとおりとします。

- 良好な市街地環境の形成を図るべき地区である現行市街化区域については、原則として市街地として位置づけます。現在殆どが宅地化されておらず、将来にわたっても計画的な市街地整備の見込みがない地区及び土砂災害警戒区域等の災害発生の危険性の高い地区については、市街化区域から除外することを検討します。
- 市街地周辺は、（主）矢野安浦線バイパス等の広域幹線道路整備に併せ、市街地形成が必要とされる地区については、自然環境との調和に留意し、市街地整備の実現化方策が担保された時点で、計画的市街地として地区計画制度の活用や、市街化区域への編入を検討します。
- その他の市街化調整区域については、開発許可制度や地区計画の適正な運用などにより、無秩序な開発を抑制し、地区の実状に対応した良好な環境を保護・形成します。

このような市街地配置を適正に進め、快適で安全・安心な市街地環境を確保するため、都市計画マスタープランの高度化版となる「立地適正化計画」を策定し、住民や関係機関と協議を行いながら都市機能の誘導や居住地区の誘導について検討します。

表．市街地規模の見通し

区分＼年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
① 市街化区域人口（人）	22,643	23,441	22,272	21,674	21,674
② 市街化区域規模（ha）	559	560	560	561	561
③ 人口密度（人/ha）	40.5	41.9	39.8	38.6	38.6

注）人口密度：グロス（ ①÷② ）
令和2年は、平成27年と同程度とする。

② 土地利用の方針

熊野町の土地利用の実態や計画要因等を考慮しながら、土地利用区分及び地域イメージを設定し、将来の土地利用方針を次のとおりとします。

■土地利用区分及び地域イメージ

土地利用区分		地域のイメージ
住宅地	専用住宅地	低層及び中層住宅地として、良好な住環境を保護する地区
	一般住宅地	家内工業（熊野筆製造）との共生を図りつつ、主として住宅地としての環境を保護する地区
商業・業務地	中心商業・業務地	町民にとって中心地としてふさわしいにぎわい形成と、商業・業務、観光、公共公益、文化施設等の集積を図る地区
	最寄り商業地	まとまりのある住宅地内において、その周辺住民にとってある程度の商業集積を図ることが適当な地区
	沿道サービス施設用地	住宅地としての環境を保護しつつ、家内工業（熊野筆製造）との共生及び沿道サービス施設の誘導を図る地区
工業地	工業地	工業施設及び関連産業施設を誘導する地区
	軽工業地	流通業務施設や軽工業施設を配置する地区
その他の施設用地	主要公共施設	学校等の教育施設、地域交流活動等の公共公益施設及び処理施設等が立地する地区
	公園・レクリエーション地	大規模な公園・緑地やその他のスポーツレクリエーションの利用を図る地区
田園住宅地		営農環境の保護・育成に配慮しつつ、ある程度の宅地化を許容し、ゆとりある田園住宅地として育成する地区
農地		集落の活性化にも配慮しつつ、農地の確保を図る地区
自然緑地		市街地環境を守り、緑地空間の保全及び地球環境の保全を図る地区

住宅地

◆ **専用住宅地**

専用住宅地は、低・中層住宅を中心とした住宅専用の地区で、低層住宅や中高層の共同住宅が立地している地区、立地の可能性のある地区並びに計画的に開発された住宅地（計画を含む）に配置することとします。これらに該当する地区は、熊野団地周辺、萩原地区の熊野東中学校周辺、庄賀地の住宅団地及び周辺、並びに新宮地区の住宅団地などであり、次の視点から環境確保を図ります。

- 熊野団地など計画的に開発された住宅地については、良好な住環境を維持するための地区計画や緑地協定・建築協定等の導入を促進します。
- その他の地区については、区画道路や公園・広場等の地区施設の確保を進め、良好な居住環境の形成を図ります。

◆ 一般住宅地

一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区とし、出来庭、中溝、萩原、城之堀、呉地地区及び初神地区から新宮地区にかけての幹線道路沿いを位置づけます。

これらの地区は、昔ながらの農家住宅と都市型住宅とが混在し、農地やまとまりのある緑地などの緑を比較的多く残しており、これらを有効に活用しながら計画的な市街地整備を誘導し、生活道路や身近な公園等の生活関連施設の整備を推進します。さらに、町の基幹産業である筆産業の継承を推進するため、家内工業施設と住宅との共生を図ります。

また、狭隘(きょうあい)道路を中心とした住宅地については、道路拡幅やオープンスペースの確保など、防災面に配慮したまちづくりの誘導を図ります。

専用住宅地（熊野団地）

一般住宅地

商業・業務地

◆ 中心商業・業務地

中心商業・業務地は、中溝地区の旧街道沿いに古くから形成される商業・業務地を位置づけ、官民が一体となり、居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指して商店街のリノベーションを図るとともに、歩行者空間やストリートファニチャーなどの整備を検討し、町民にとって中心地区にふさわしいにぎわい空間の形成を推進します。

◆ 最寄り商業地

最寄り商業地は、現在、日常サービス店舗や業務施設が立地する熊野団地の中心部及び（主）矢野安浦線沿道や（一）瀬野呉線の萩原地区周辺を位置づけ、商業・業務施設や生活利便施設等を維持・誘導を図ります。

◆ 沿道サービス施設用地

沿道サービス施設用地は、現在生活連携軸となっている（主）矢野安浦線から（一）瀬野呉線にかけての地区を位置づけ、幹線道路沿道の効率的土地利用を図るとともに、住宅地の居住環境を保護しつつ、熊野筆等の家内工業施設との共生及び沿道サービス施設等の誘導を図ります。

中心商業・業務地（中溝地区）

最寄り商業地（熊野団地中心部）

沿道サービス施設用地（(一）瀬野呉線沿線）

工業地

◆ 工業地

工業地は、(一) 瀬野呉線バイパス沿線や深原地区及びくまの産業団地を工業地として位置づけ、計画的な基盤整備を推進します。また、地区計画等の導入により工業地としての環境確保を図ります。

◆ 軽工業地

軽工業地は、軽工業施設が多く立地している城之堀・初神地区の（一）瀬野呉線沿道及び主要町道沿道周辺を位置づけ、居住環境との調和を図りながら、地区計画等の導入により軽工業地としての産業の振興を図ります。

工業地（くまの産業団地）

軽工業地（初神地区）

その他の施設用地等

◆　主要公共施設

主要公共施設は、役場、学校等の行政・教育・文化施設の立地する地区を位置づけます。

◆　公園・レクリエーション地

深原地区公園や、筆の里工房周辺や民間公園などは、特徴的な地形や優れた自然景観を有する特性を生かし、自然環境の保全を図るとともに、公園・緑地やその他のスポーツレクリエーション及び観光促進を図る地区として位置づけます。今後も有効活用を図るとともに、民間資源の活用を推進します。

主要公共施設（くまの・みらい交流館）

公園・レクリエーション地（深原地区公園）

◆　田園住宅地

市街地周辺の農村集落については、田園住宅地として位置づけ、地区計画や優良田園住宅制度等を活用し、市街地の住宅地にはない、ゆとりのある市街地環境を創出し、農業による町民交流の環境と調和のとれた居住地の形成を検討します。

田園住宅地（呉地地区）

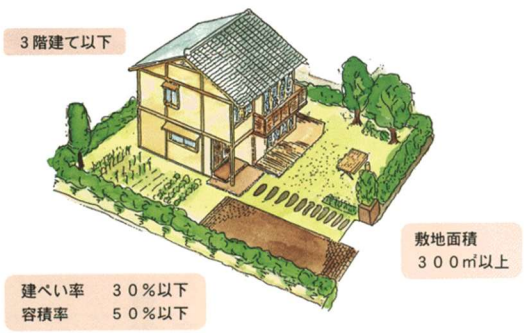

優良田園住宅のイメージ

出典）国土交通省

◆ **農　地**

市街地周辺の農地は、地産地消を図り、市街地周辺に貴重なオープンスペースを創出する土地資源として、地域の農業者のコミュニティの場を設けるなど、集落の活性化に努め、遊休農地を活用することで、農地等の利用を推進し、農地の保全に努めます。

◆ **自然緑地**

市街地における環境保全機能を有する自然緑地で、良好な自然環境を有するものや市街地の骨格を形成するものとして八幡山等を位置づけ、積極的に保全します。

市街地周辺の自然緑地は、市街地に隣接する貴重な緑地としての機能を果たしており、都市の自然環境形成の上からも保全すべき区域であることから、地域住民との協働により、交付金等を活用した自然散策用の遊歩道の整備、有害鳥獣対策としてのバッファゾーンの整備や間伐・伐採などの対策により自然緑地の保全・活用に努めます。

また、貴重な資源である清流の保護及び動植物や昆虫類が生息しやすい環境の保全を図るとともに、水辺を利用して安全な自然環境に親しめるレクリエーションの場づくりや、自然緑地とのネットワークの形成を積極的に推進します。

農地（初神地区）

自然緑地（呉地地区）

■土地利用方針図

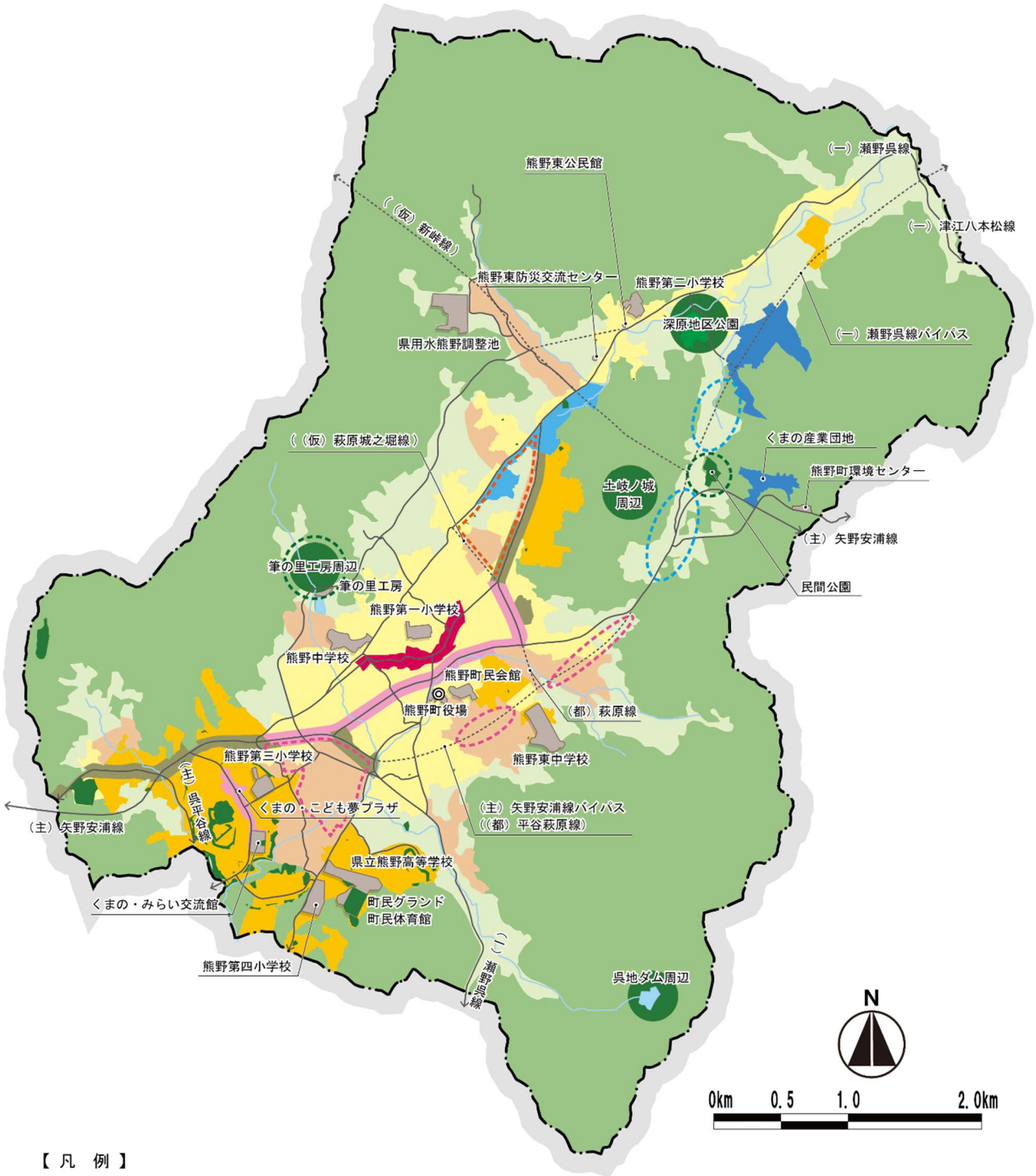

【 凡 例 】

記 号	種 別	記 号	種 別	記 号	種 別
	専用住宅地（低・中層）		軽工業地		道路整備に対応した市街地検討地区
	一般住宅地		主要公共施設		道路整備に対応した産業誘導地区
	中心商業・業務地		公園・レクリエーション地		観光・レクリエーション構想地区
	最寄り商業地		田園居住区		住工共生地区
	沿道サービス施設用地		農地		河川・ダム・池
	工業地		自然緑地	—/---	道路（既存）/ 道路（新設（構想段階））
					都市計画区域

２．安心・安全で快適に暮らすための防災・減災まちづくりの方針

(1) 自然災害に強い土地利用の方針

1) 基本的な考え方

誰もが安心して居住することのできる災害に強い都市を目指し、災害の未然防止、災害による被害の軽減等のハード整備とソフト施策を組み合わせ、災害に強いまちづくりを推進します。

そのため、ハザードマップやGISによる検証に基づき、土砂災害や洪水等の災害の危険性が高い地域の安全対策を促進するとともに、市街化調整区域では、災害危険区域内への新規開発を抑制します。また、長期的観点から、災害リスクの低い地域への居住・都市機能を誘導します。

注)『国土交通省　立地適正化計画の手引き』を基に作成

2) 都市づくりの基本方針

安全な市街地への居住・都市機能の誘導

土砂災害や洪水等の災害リスクの高い居住地域については、災害対策の促進を図るとともに、ハザードマップやGISによる検証を提示しながら、長期的に安全な市街地への居住移転を誘導し、市街化調整区域では災害危険区域内への新規開発を抑制していきます。

居住・都市機能を誘導する区域においては、住民の利用実態や意見等を踏まえて、狭隘(きょうあい)道路の解消や、特定空き家の除却等を検討します。

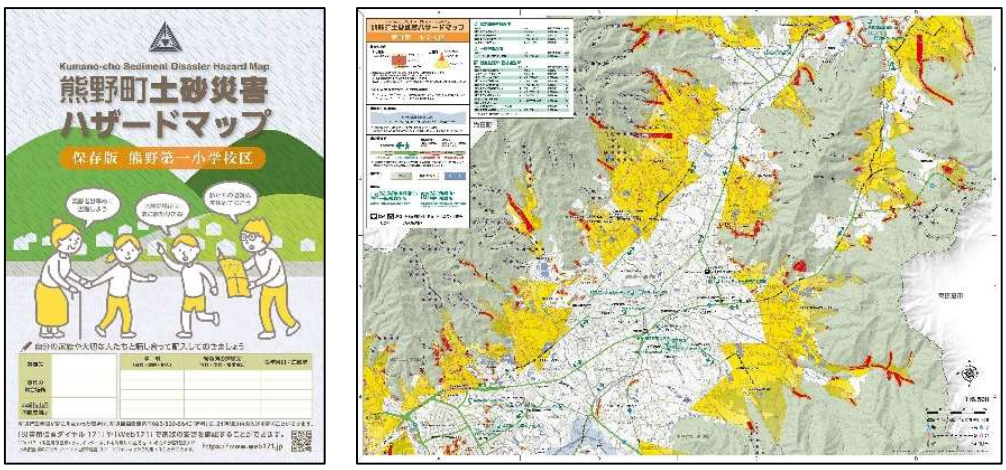

熊野町土砂災害ハザードマップ（第一小学校区）

(2) 防災・減災対策の強化方針

1) 基本的な考え方

市街地内における危険区域の改善、公共公益施設等の安全性の向上、避難場所の確保とともに、熊野町国土強靭化地域計画の早期の実現を図ります。

また、ソフト対策として自主防災組織の活性化を図るとともに、デジタル技術を活用した防災に関する情報発信や啓発、ハザードマップの活用促進や避難訓練の実施などを通じて、災害発生前に自主的な避難を行うよう、「災害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない災害は必ず発生するもの」への住民の意識改革を図り、地域防災力の向上に努めます。

2) 都市づくりの基本方針

市街地内の危険地区の改善

災害発生時における市街地の延焼の遅延や防止を図るため、木造住宅が密集する地域等における不燃化や、特定空き家の除却による防災機能を備えたオープンスペースの整備の検討を行います。また、団地等の袋小路のある地区をはじめ、避難行動に支障をきたす生活道路については、複数の経路を確保するため、地元の合意形成を図りながら、避難路の整備に努めます。

あわせて、災害発生時に正確な情報を的確に掌握・発信するための防災情報システムの確立、自主防災組織における防災教育や避難訓練の継続実施を進めます。

熊野団地内に整備された防災コミュニティセンター

市街地における避難場所の確保

避難場所については、地域防災計画に基づき、住民の迅速かつ円滑な避難を想定し、学校や公共施設を中心とした適正配置を推進します。特に、防災拠点施設となる熊野東防災交流センターの新たな整備や、町民会館、くまの・みらい交流館の増築や改修等、地域住民が安心して避難できる環境づくりを推進します。

また、要支援者等の避難所における生活に必要な設備やスペースを確保するため、福祉避難所の設置や、長期避難場所として空き家や民間賃貸住宅を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

熊野東防災交流センター　鳥瞰図

建築物・都市施設の安全性の向上・強靭化

災害発生時における救援活動の拠点となる防災上重要な施設である災害対策本部（町役場）、医療救護活動、応急対策活動、不特定多数の人が利用する避難施設について、安全性を確保するとともに、災害発生時においても必要な業務の継続が可能となるように対策を図ります。

電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設については、関係機関により施設の耐震性の確保を図るとともに、系統の多重化、拠点の分岐、代替施設の整備等の代替機能を確保していくものとします。

さらに、昭和56年以前に建築された木造住宅については、耐震診断や耐震改修の支援制度の拡充や土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の土砂災害対策工事に関する助成制度の利用促進を図りながら、災害に強いまちづくりを推進します。

避難路整備の例（大原ハイツ）

自然災害からの安全性の確保

水害対策として、災害による危険性の高い地区から長期的に安全な市街地への居住移転の誘導と合わせて、県と連携し、二河川や熊野川、普通河川の浚渫、老朽化したため池の廃止等、計画的な河川等の維持管理による治水機能の維持に努めます。

また、地域住民の協力のもと、防災教育などのソフト対策を進めるとともに、国や県等への砂防・治山事業の計画的な整備を要望しながら、災害防止を図ります。

砂防・治山事業の例（三谷川治山堰堤、大原地区砂防堰堤）

(3) 安全で安心な道路空間の整備方針

1) 基本的な考え方

① 幹線道路の安全性の向上

中心部をはじめ市街地において歩行者が「安全」で「安心」して移動できるよう、歩行者空間の整備、バイパス整備を推進します。

② 生活道路空間における危険箇所対策

交通事故等の危険性の高い箇所については、地域住民の意見を反映しながら、公共交通、自動車、歩行者及び自転車が共存できるよう、対策を検討します。

また、道路インフラ（橋梁・舗装）は、定期的な点検を実施し、個別施設計画（修繕計画）を随時更新しながら施設の長寿命化を図り、町道等における維持管理を適切に実施し、安全で快適な道路環境を確保します。

2) 都市づくりの基本方針

幹線道路の歩行者空間及びバイパス整備

（主）矢野安浦線バイパス等の都市計画道路、その他幹線道路については、歩行者空間の整備を促進するとともに、バイパス整備により、生活道路空間への自動車交通量の削減を図ります。

生活道路空間における危険箇所対策

生活道路において、歩行者空間の確保を図り、安全で安心な歩行環境づくりを推進します。

特に、主要な公共公益施設周辺については、施設へのアクセス性や通学路の安全性の向上を図るため、地域住民の意見を反映しながら、カラー舗装整備による歩車分離等、快適な歩行者空間の確保を図ります。また、通学路や避難経路に面する道路において、危険なコンクリートブロック塀の改修を促進するため助成制度の検討を進めます。

中溝地区を中心とした中心市街地をはじめ、歩きたくなるまちなかの形成を促進する地区において、公共交通、自動車、歩行者及び自転車が安全に通行・共存できる空間づくりを検討します。

町内の歩道現況（町道城上垣内線）

カラー舗装の導入例（町道山崎線）

■防災・減災まちづくりの方針図

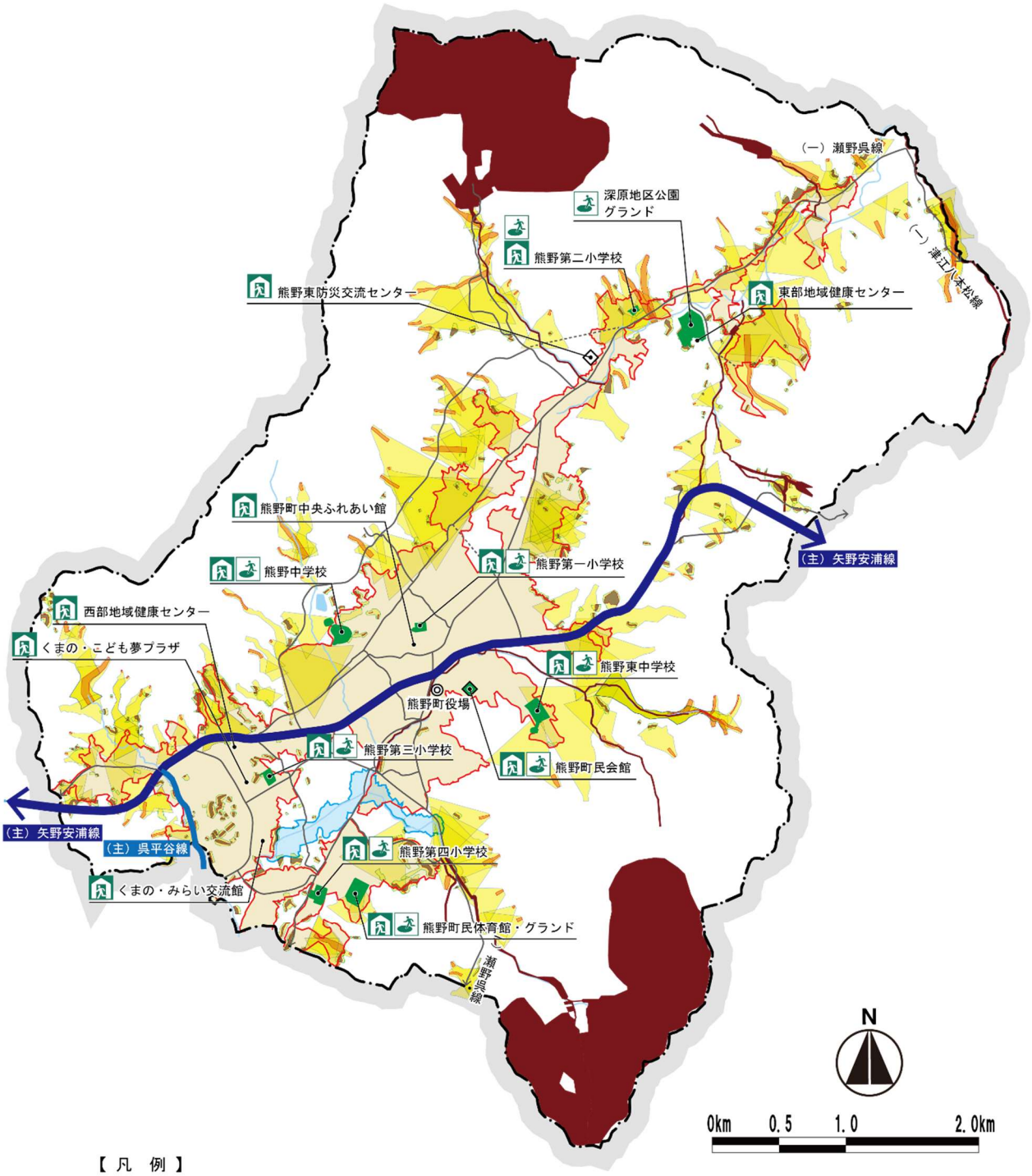

【 凡 例 】

記 号	種 別	記 号	種 別	記 号	種 別
	指定避難所		土石流警戒区域		河川・ダム・池
	指定緊急避難場所		土石流特別警戒区域		市街化区域
	第１次緊急輸送道路		急傾斜地警戒区域		都市計画区域
	第２次緊急輸送道路		急傾斜地特別警戒区域		
	主要道路		砂防指定地		
			洪水浸水想定区域		

３．コンパクト＋ネットワーク型の都市施設の整備方針

(1) 主要な都市機能の維持・整備方針

1) 基本的な考え方

広島圏域都市計画マスタープランにおいて、本町は地域拠点都市に位置づけられ、用途地域が指定された区域を中心に、周辺の市街化調整区域の集落に暮らす人々を含めた地域住民の生活を支える役割を担うものとされています。

したがって、人口減少時代においても町民の便利で文化的な生活を支える都市機能の維持を図るために、既存ストックを活かしながら、拠点への都市機能の集約を図っていきます。

また、町内に不足する都市機能については、広島市をはじめ、広島圏域の市町との連携を強化し、都市機能の適切な分担を図ります。

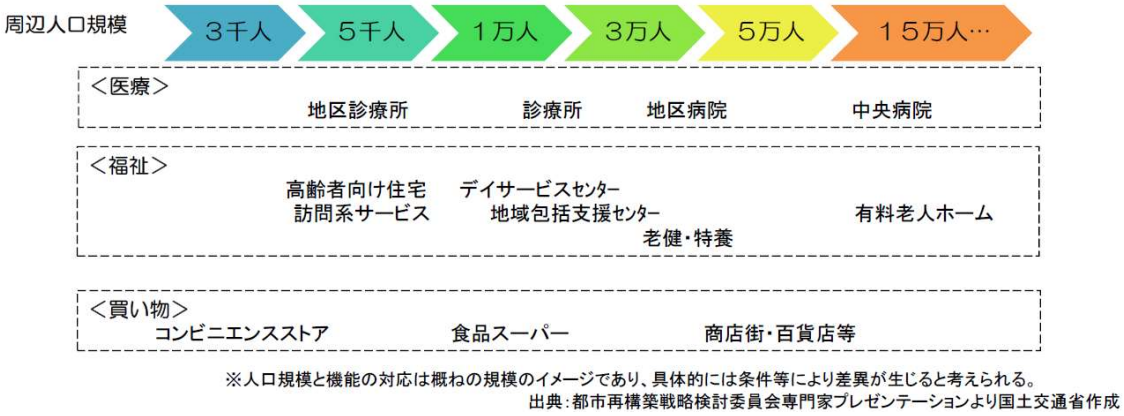

利用人口と都市機能

出典）国土交通省

2) 都市づくりの基本方針

町内に必要な都市機能の維持・確保

中心市街地や熊野団地周辺地域、幹線道路沿線等において、町内に必要な最寄り商業や地区診療所、健康・福祉施設、公共公益施設等の都市機能の維持・確保を図ります。

地域ごとの住民ニーズを把握しながら、必要な都市機能については、低未利用地等を活用しながら誘導を促進するとともに、広島市をはじめとする広島圏域の市町との連携を強化し、都市機能の適切な分担を図ります。

都市機能の例（くまの・こども夢プラザ、東部地域健康センター）

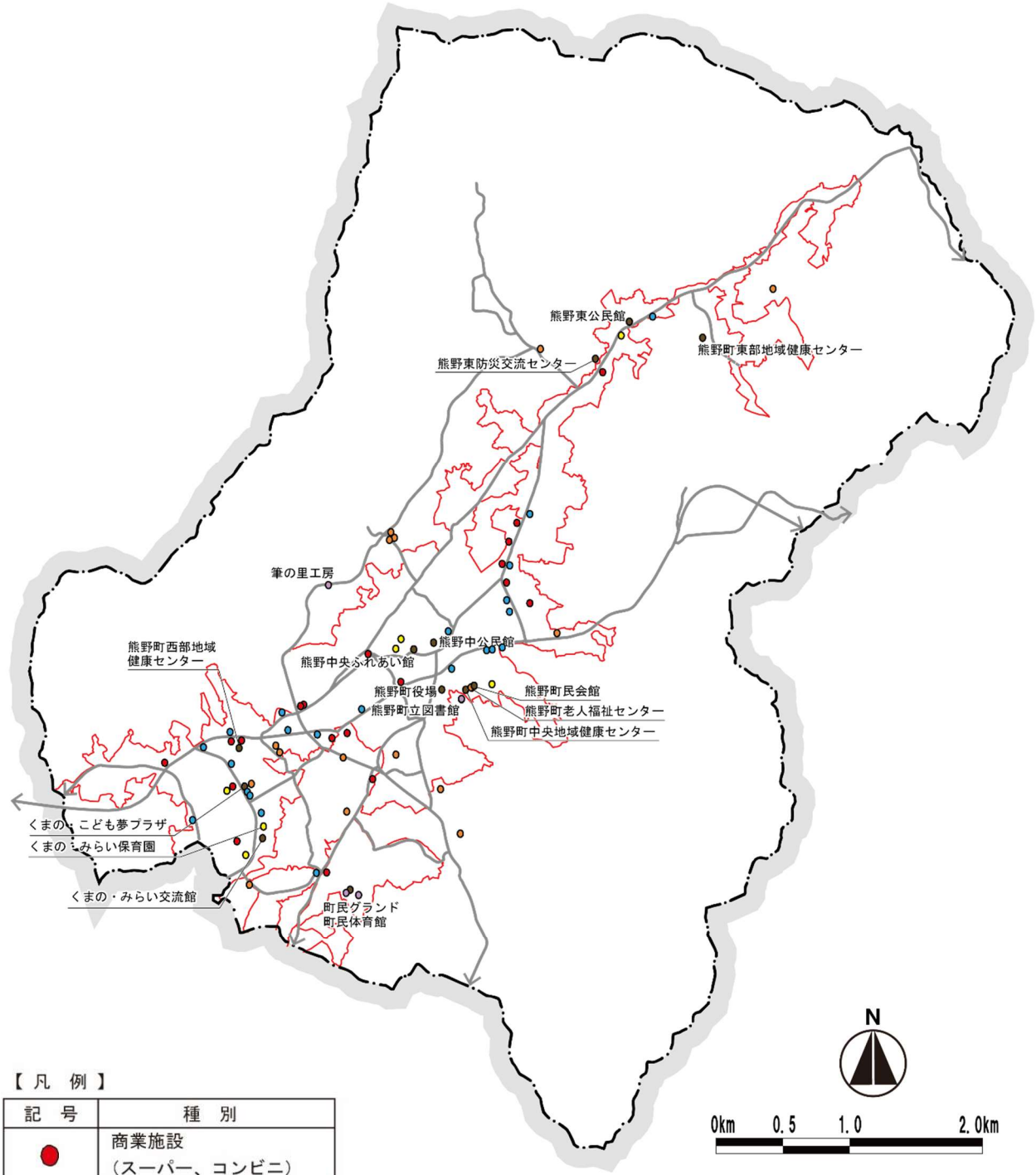

【 凡 例 】

記 号	種 別
●	商業施設 （スーパー、コンビニ）
●	医療施設 （かかりつけ医、歯科等）
●	福祉施設 （デイサービスセンター等）
●	保育施設 （保育園・幼稚園等）
●	行政施設 （役場、公共施設等）
●	文化施設 （筆の里工房、図書館等）

主要な都市機能の立地状況

資料）国土数値情報、MY CITY FORECAST 等を基に作成

(2) 交通ネットワークの整備方針

1) 基本的な考え方

町民生活の多様化、広域化など、今後の社会情勢のニーズに的確に対応するため、広域交通ネットワークの整備を図ります。

また、人と環境にやさしい交通を実現するため、町民の通勤、通学、買物といった生活における交通環境の向上を目指します。

① 骨格となる道路の適正配置

（主）矢野安浦線や（一）瀬野呉線は通過交通が多く、町内の交通環境を一層悪化させていることから、（主）矢野安浦線バイパス（(都）平谷萩原線）等の整備を進め、交通の分散化を図ります。

② 公共交通の充実・補完

交通混雑の解消に対応するため、路線バス及び町内循環型コミュニティバスの利用促進を図るとともに、交通事業者等との連携による接続強化を図ります。

また、地域活動拠点や都市拠点を結ぶ広域交通ネットワークの整備を図り、人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりを促進します。

2) 都市づくりの基本方針

広域幹線道路ネットワークの形成

広島市、呉市、東広島市のトライアングル地域の中央に位置する立地特性を活かし、物流・観光ネットワークの構築を図るため、産業振興や交流人口の増加に考慮した広域幹線道路ネットワークの形成を推進します。

そのため、（主）矢野安浦線、（主）呉平谷線、（一）瀬野呉線の機能強化や（主）矢野安浦線バイパス及び（一）瀬野呉線バイパスの整備を促進します。

また、災害発生時の代替路の確保や本町の産業拠点（くまの産業団地や深原地区工業地等）の発展のため、（仮）新峠線について、国道２号東広島・安芸バイパスへの接続の検討を進めます。

（主）矢野安浦線

（一）瀬野呉線

幹線道路ネットワークの形成

広域幹線道路ネットワークを補完するとともに、都市の骨格を形成し円滑な都市活動を支える幹線道路ネットワークを形成します。このため、未改良の（都）萩原線の整備を推進するとともに、町道深原公園線などの改良・機能維持を図ります。

生活道路等の整備

中心市街地や市街地周辺部の円滑な交通を確保するため、これらに接続する主要道路の整備・機能維持を図り、梯子型の道路網を形成します。

また、生活道路については、地域住民の意見を反映しながら、狭隘道路の改良等により、交通環境の向上を図ります。

公共交通の充実・補完

単に通勤、通学者や高齢者などの貴重な交通手段としてだけでなく、沿道対策（騒音・振動・粉塵等）や福祉対策の一環として、既存バス路線の維持に努めます。

また、路線バスではカバーしきれない交通不便地区の解消に努めるため、町内循環型コミュニティバス（おでかけ号）の運行を継続するとともに、自転車駐輪場の維持、交通事業者等との連携による新たなパーク・アンド・バスライドの導入など、引き続き公共交通と徒歩、自転車交通との結節の充実を推進します。

町内循環型コミュニティバス（おでかけ号）

バス乗り場（民間寄贈）

おでかけ号バス停

民間によるパーク＆バスライドの取組

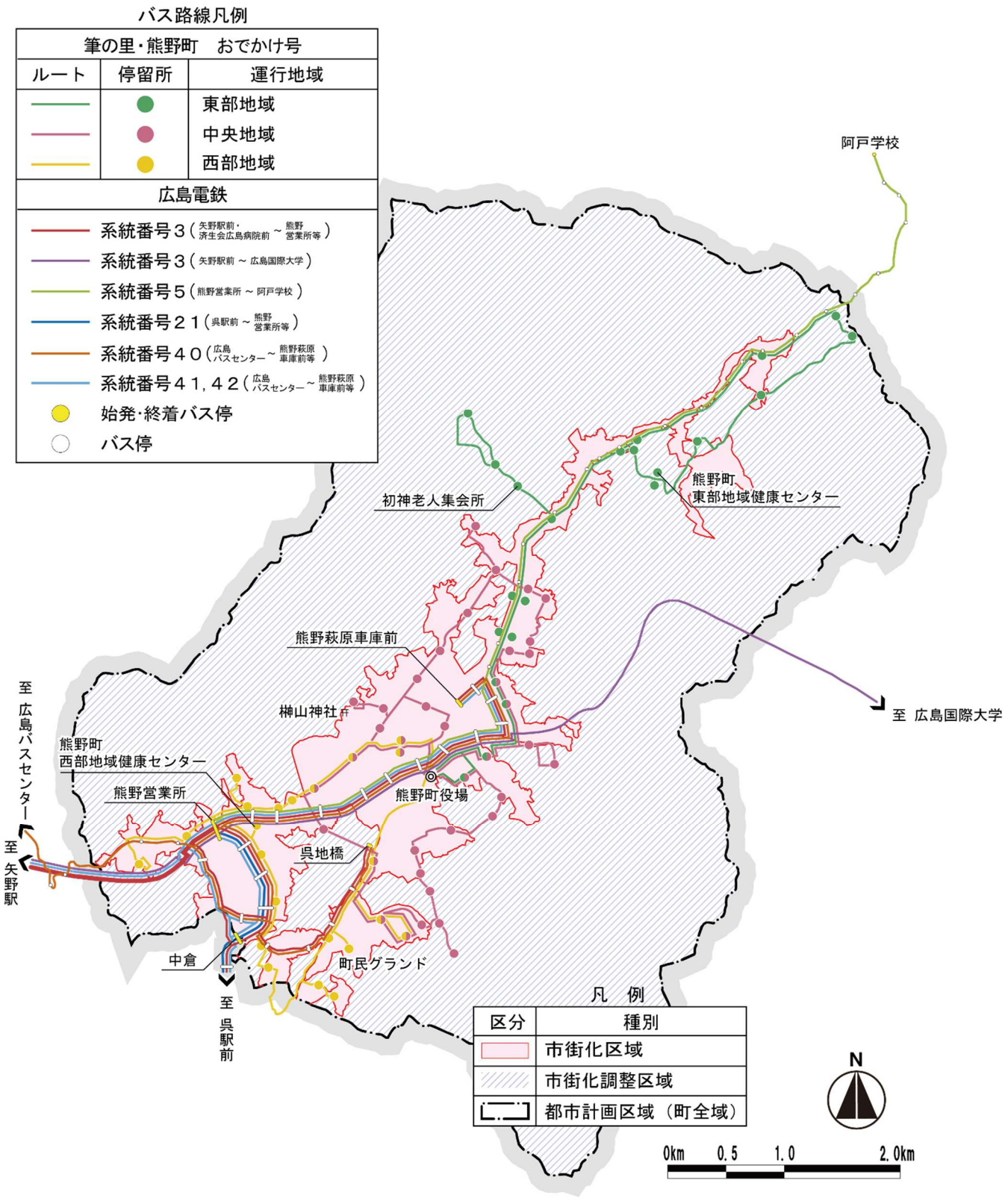
バス路線凡例
筆の里・熊野町　おでかけ号
ルート
停留所
運行地域
東部地域
中央地域
西部地域
広島電鉄
系統番号３（矢野駅前・済生会広島病院前 ～ 熊野営業所等）
系統番号３（矢野駅前 ～ 広島国際大学）
系統番号５（熊野営業所 ～ 阿戸学校）
系統番号２１（呉駅前 ～ 熊野営業所等）
系統番号４０（広島バスセンター ～ 熊野萩原車庫前等）
系統番号４１，４２（広島バスセンター ～ 熊野萩原車庫前等）
始発・終着バス停
バス停
阿戸学校
初神老人集会所
熊野町
東部地域健康センター
熊野萩原車庫前
榊山神社
至 広島国際大学
至 広島バスセンター
至 矢野駅
熊野町
西部地域健康センター
熊野営業所
熊野町役場
呉地橋
中倉
町民グランド
至 呉駅前
凡　例
区分
種別
市街化区域
市街化調整区域
都市計画区域（町全域）
N
0km
0.5
1.0
2.0km

町内のバス路線網

(3) 生活インフラの整備方針

生活インフラとは、公共下水道や町営住宅等の町民の生活に必要となる機能を支える基盤とし、以下に示すとおり整備を推進します。

1) 基本的な考え方

下水道（汚水）整備は、熊野町流域関連公共下水道事業計画に基づき、市街化区域を中心とする計画区域の公共下水道事業を推進しながら、地域特性に応じた手法によりシビルミニマムとして全町の普及を計画的に推進し、居住環境など公衆衛生の改善や河川などの公共用水域の水質保全に努めます。

さらに、今後改善・更新時期を迎える公共下水道施設については、熊野町流域関連公共下水道事業ストックマネジメント基本計画に基づき、定期的な点検・維持管理・更新を実施します。

町内に整備されている県営住宅・町営住宅については、県営住宅再編計画や熊野町営住宅再生マスタープラン、熊野町営住宅長寿命化計画に基づき、居住水準の向上、敷地の有効利用及びライフスタイルの多様化に対応する住宅の供給を推進します。また、今後の世帯数減少のトレンドを踏まえながら、既存住宅の建替統廃合など再編整備や長寿命化対策を図ります。

2) 都市づくりの基本方針

需給バランスに応じた下水道の環境整備

公共用水域の水質の保全及び生活環境の改善等に資するため、公共下水道の事業認可区域内において、多様な手法による整備を検討します。

また、公共下水道計画区域外については、浄化槽の設置整備を推進し、生活排水等による河川や農業用水の汚濁を防止するものとします。

なお、公共下水道の認可区域外においては、住宅用の小型浄化槽の新設に対して町が補助制度を制定しており、その普及促進を図っています。

さらに、今後改善・更新時期を迎える公共下水道施設については熊野町流域関連公共下水道事業ストックマネジメント基本計画に基づき、定期的な点検・維持管理・更新を実施します。

適正な住宅ストックの形成

県営住宅については、県営住宅再編計画に基づき、誰もが暮らしやすい住環境の実現を図るため、県営熊野住宅（北ブロック・南ブロック）の建替えを促進します。

また、町営住宅については、住宅施策の方針や長寿命化計画に基づき、適正な維持管理や耐震性がない木造住宅などの廃止に努めるとともに、安定した公営住宅を供給し、良好な住環境を確保します。

県営熊野住宅（北ブロック）

町営重地住宅

県営熊野住宅（南ブロック） イメージパース

出典）県営熊野住宅 48 号館ほか 6 棟建替その他工事に伴う基本設計及び 1 期実施設計委託の公募型建築プロポーザル（プロポーザル特定者より提供）

■都市施設の整備方針図

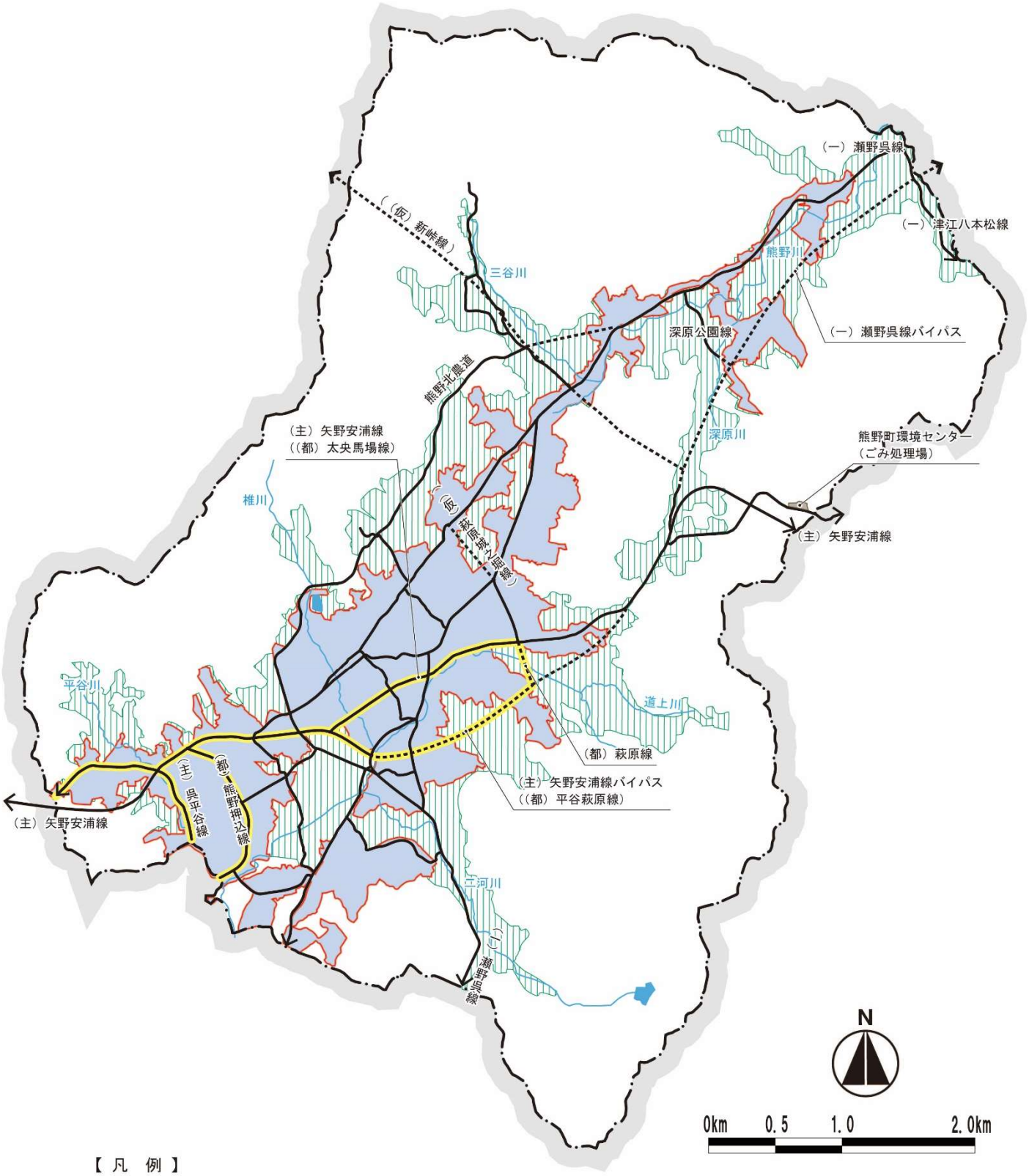

【 凡 例 】

記 号	種 別	記 号	種 別
	公共下水道全体計画区域		都市計画決定道路
	浄化槽の設置整備区域		河川・ダム・池
	道路（既存）		市街化区域
	道路（新設(構想段階)）		都市計画区域
	その他の都市施設		

４．活力・魅力に満ちあふれるまちづくりの方針

(1) 活力を生み出す市街地整備方針

① 良好な中心市街地整備

1) 基本的な考え方

熊野町中心市街地活性化基本計画を基に、筆の里工房から役場庁舎周辺の近隣商業地域を含む約75ha の範囲を中心市街地として位置づけます。本町の中心市街地には、筆産業を支える家内工業として暮らしの中に「筆づくり」文化が溶け込み、旧県道沿いの中溝商店街では熊野筆や地場産品、日用品等を「売買する」場が点在しています。また、学校や筆の里工房をはじめとする筆に関連の深い施設が多数立地するとともに、西光寺、光教坊、榊山神社等の社寺境内地も多く、「学ぶ」場や「祈る」場が創出されています。さらに、筆の里工房周辺一帯で観光交流拠点整備の計画があり、「観光する」場づくりにも力を入れています。

このような多様な活動を今後も維持・創出するとともに、町の顔として活力を生み出す中心市街地の再生・再構築を図ります。そのため、筆産業や筆文化を育み、継承するための「筆の軸」を設定し、点在する筆関連施設をキーとして、官民連携のもと町に眠る筆文化の表出、回遊性の向上を図っていきます。

□中心市街地活性化地区及びゾーニング図

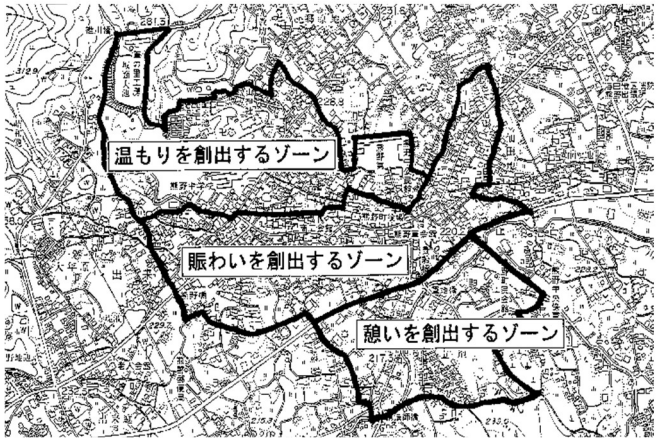

注）熊野町中心市街地活性化基本計画より

中溝商店街の現況

熊野町郷土館（学ぶ＋観光する）

榊山神社（筆まつり）

暮らしに溶け込む筆文化

2) 都市づくりの基本方針

筆の軸を活かした熊野町らしさのあるまちなみ形成

筆の里工房、榊山神社、中溝商店街、郷土館、町民会館及び役場庁舎など、町民の生活や文化を連結した軸として「筆の軸」を設定し、今後この軸を中心に筆をモチーフとした新たな施設や街路の整備を推進し、筆を再認識できるまちづくりを展開します。

また、観光需要の高まりを踏まえて、多言語に対応した案内板やピクトグラムの整備を推進し、筆文化の発信、回遊性の向上を図ります。

居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成

モータリゼーションの進展に伴い、車中心の市街地として整備されたまちなかを見直し、人口減少・少子高齢社会が到来した現代においても持続可能で、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成してきます。そのため、街路、公園、広場、民間空地等の官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導します。

特に、中心市街地のフリンジ部分の低未利用地を共同駐車場として整備するなど、まちなかに侵入する車両の通行規制を図る手法を検討し、地域住民や観光客、子どもからお年寄りまで、誰もが歩きやすい空間づくりを推進していきます。

出典）「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言（令和元年 6 月 26 日）

■中心市街地の方針図

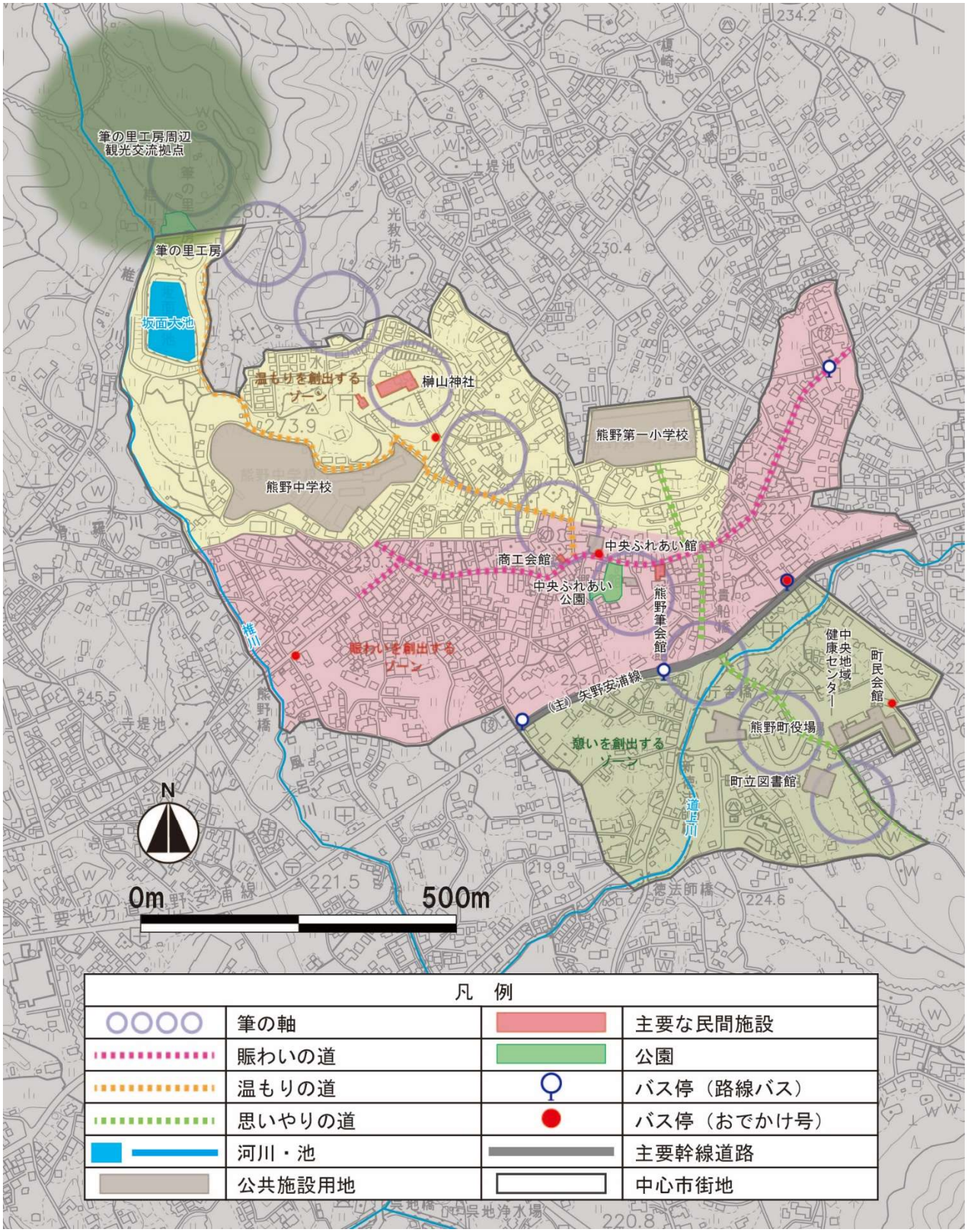
筆の里工房周辺
観光交流拠点
筆の里工房
坂面大池
温もりを創出するゾーン
榊山神社
熊野中学校
熊野第一小学校
商工会館
中央ふれあい館
中央ふれあい公園
賑わいを創出するゾーン
熊野筆会館
中央地域健康センター
町民会館
(主)矢野安浦線
熊野町役場
憩いを創出するゾーン
町立図書館
N
0m
500m
凡　例
筆の軸
賑わいの道
温もりの道
思いやりの道
河川・池
公共施設用地
主要な民間施設
公園
バス停（路線バス）
バス停（おでかけ号）
主要幹線道路
中心市街地

□　賑わいを創出するゾーン

コンセプト	魅力ある商業集積の充実と居住環境の整備の調和を図りながら、賑わいを創り出すゾーン
シンボル施設	中溝商店街、中央ふれあい館、西光寺、光教坊
具体的事業	商業の魅力づくり ⇒駐車場、ポケットパーク 賑わいの道づくり（商店街の賑わいを醸し出す道づくり） ⇒出来中線、出来中溝線、中溝萩原線、バス停留所

□　温もりを創出するゾーン

コンセプト	地域の歴史文化の継承と居住環境の整備の調和を図りながら、温もりを創り出すゾーン
シンボル施設	榊山神社、筆の里工房、ゆるぎ観音
具体的事業	温もりの道づくり（歴史をたずね、その街らしさを醸し出す道づくり） ⇒筆の軸タウントレイル 憩いの場づくり ⇒筆の里工房周辺

□　憩いを創出するゾーン

コンセプト	住民サービスの総合拠点性と居住環境の整備の調和を図りながら、憩いを創り出すゾーン
シンボル施設	役場庁舎、町民会館、図書館
具体的事業	思いやりの道づくり（人のやさしさや安らぎを醸し出す道づくり） ⇒小学校正門線、城上ノ垣内線、重地３号線 快適な居住環境づくり ⇒町営重地住宅の良好な居住環境確保

② 幹線道路整備に合わせた市街地整備

1) 基本的な考え方

本町では、整備中の（主）矢野安浦線バイパス等、広域幹線道路整備が途上段階にあります。そのため、広域幹線道路整備に合わせた沿道の計画的な市街地誘導を推進することで、交流人口の増加等による沿道の賑わい創出を図っていきます。

特に、本町の玄関口となる平谷交差点周辺においては、玄関口にふさわしい空間整備を推進します。

2) 都市づくりの基本方針

玄関口となる交差点空間整備

（主）矢野安浦線、（主）呉平谷線については、町の玄関口にふさわしい交差点付近の溜まり空間の整備など快適な道路環境を形成します。

特に、広島市や呉市方面からの玄関口となる平谷交差点と東広島市方面からの玄関口となる熊野黒瀬トンネル周辺においては、民間事業者等との連携を図りながら、情報発信等、来訪者を迎え入れるゲートとしての空間づくりを推進します。

平谷交差点

熊野町観光案内所「筆の駅」

広域幹線道路沿道への市街地誘導

（主）矢野安浦線バイパス等の都市計画道路や（一）瀬野呉線バイパス等の整備に合わせて、沿道への計画的な土地利用の誘導を図ります。

（主）矢野安浦線バイパス沿道には、周辺の市街地環境との調和を図りながら、日常生活に必要なサービス機能の誘導を図ります。（一）瀬野呉線バイパス沿道には、工業等の産業機能の誘導を促進します。さらに、熊野黒瀬トンネル周辺の（主）矢野安浦線は新たな熊野町の玄関口として、観光やレクリエーション等、観光機能の誘導を図ります。

③　ゆとりある居住環境の創出

1)　基本的な考え方

本町には、昭和 40 年代頃から計画的な住宅団地が多数整備されたため、同世代が一斉に入居した団地の高齢化や空洞化対策が必要となっています。そのため、都市と自然が近接した本町の地理的特性を生かしつつ、ライフステージの変化など、住まいに対するニーズに応じた多様な住まい選びが可能となる環境づくりを推進します。

また、高齢者、障がい者が住みやすい住宅づくりを進めていくため、バリアフリー化に向けた各種制度の普及・活用、相談の充実に努めます。

2)　都市づくりの基本方針

地域によるゆとりある団地地区への改良推進

郊外の高齢化が進む住宅団地では、空き家・空き地となった隣地の買い増しによる狭小な敷地の統合により、１戸あたりの専有面積を拡大し、菜園、共同駐車場、小規模多機能施設等、地域コミュニティの拠点施設とするなど、ゆとりある土地利用や既存ストックのリノベーション等による居住環境の向上を図ります。

また、外出自粛やテレワークの拡大等、新たな感染症等対策として「新しい生活様式」への対応が求められる時代において、職住近接で仕事以外の活動を充実させる健康的な暮らしの実現に向けたまちづくりを推進します。

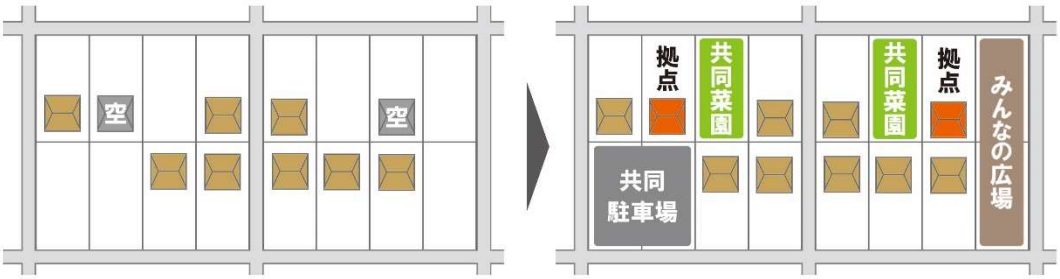

ゆとりある団地地区への改良イメージ

西部ふれあい広場

東山ポケットパーク

：熊野団地地区都市再生整備計画事業により、浄水場跡地を町民の多目的な活動の場として「西部ふれあい広場」が整備された。また、同事業により、消防屯所跡地がポケットパークとして整備された。

④　空き家・低未利用地の有効活用

1)　基本的な考え方

町内の空き家・低未利用地の増加を踏まえ、各々の立地特性に応じた対策を図ります。

既存の住宅団地においては、中古住宅の再生・リノベーション等により、魅力ある居住環境を創出し、子育て世帯の住み替えの促進等による中古住宅の流通の活性化を推進します。中心市街地においては、まちなかへの定住や滞在、交流等、多様な活動を促進するための用途転換を検討します。

また、居住環境や景観を維持するため、空き家に関する条例を制定し、空き家対策推進計画の策定を検討します。

2)　都市づくりの基本方針

中古住宅の利活用による移住・住み替え促進

熊野団地や中心市街地等、都市のスポンジ化の進行がみられる地区において、空き家・低未利用地を活用しながら、居住誘導を図ります。

そのため、空き家となった中古住宅の再生・リノベーションや、空き家バンクの活用による情報発信を検討するなど、移住や子育て世帯の住み替えを促進していきます。

リノベーションまちづくりの推進

空き家や低未利用地のリノベーションなどにより、まちづくりの起爆剤として、個性的で魅力的な都市空間づくりを推進します。

特に、中心市街地の空洞化やまちの活力低下が進行している課題に対し、空き家や低未利用地の既存ストックや新しいアイデアを持つ起業希望者・地域住民などの地域の人的資源を活用しつつ、地域活力を再生する手法として、リノベーションまちづくりによる賑わいづくりを検討します。

公民館のリノベーション事例（西公民館⇒くまの・こども夢プラザ）

(2) 魅力あふれる景観形成の方針

1) 基本的な考え方

本町の市街地及び集落地は、周囲を豊かな山々に囲まれた盆地に位置し、二河川、熊野川等の河川景観やその周辺の田園景観等、多様な景観資源を有しています。これらの景観資源を今後も維持・活用していくために、住民、事業者・団体、行政等の関係者が意識を共有し、協働しながら景観まちづくりを進めていきます。

本町の景観を以下のように類型化し、次の事項から魅力あふれる景観の形成を図ります。

- 目印をつくる（まちや地区のシンボル・ランドマークづくり）
- まちの軸をつくる（生活軸を中心とした景観づくり）
- まちの核をつくる（中心市街地一筆の里工房周辺の景観づくり）
- 地域の広がりをつくる（特色のある住宅地等の景観づくり）

◇　都市景観の類型

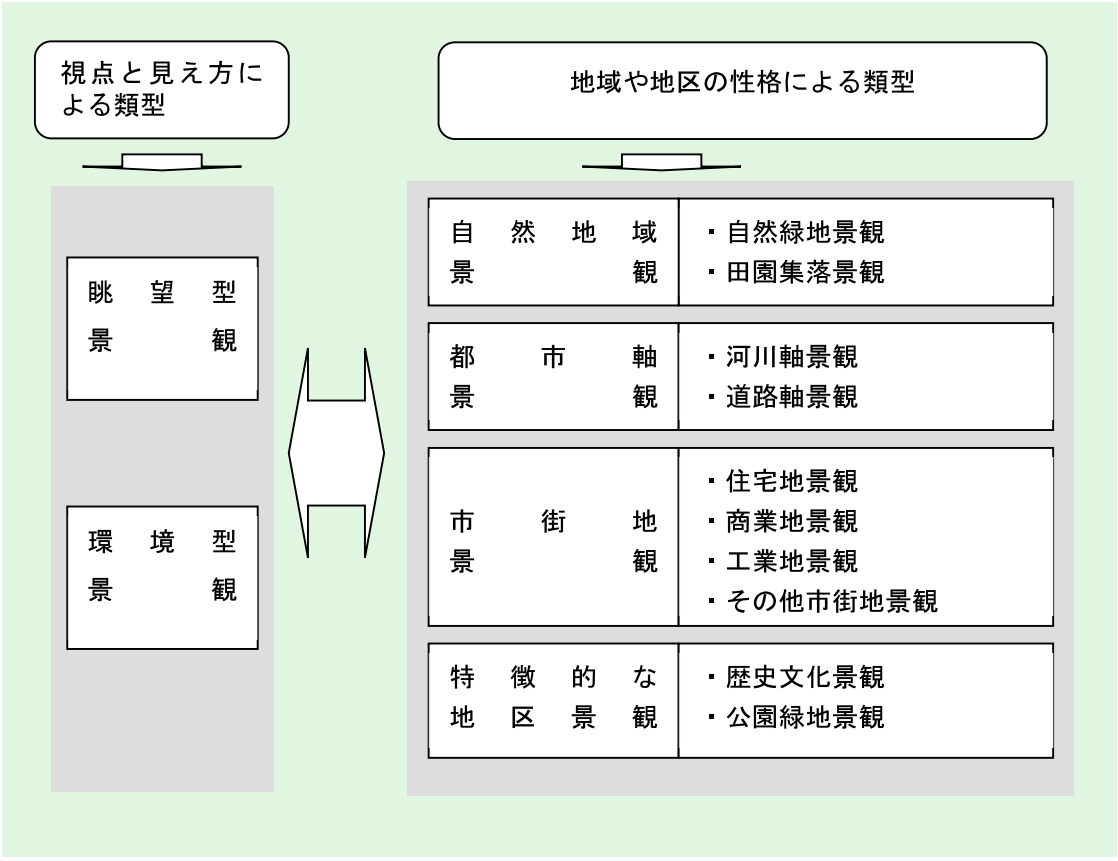

2) 都市づくりの基本方針

目印をつくる

安芸アルプスをはじめ、地域の範囲を認識させる尾根筋（スカイライン）をランドマークとして形成します。

また、社寺仏閣等の歴史的・文化的資源の保護・活用を図るとともに、平谷交差点や阿戸別れ等の主要な交差点においては、地域のシンボルとなる景観づくりを推進します。

まちの軸をつくる

市街地を南北に流れる二河川や熊野川をはじめとする河川軸景観においては、ゆとりと親しみのもてる河川空間の実現を図るため、みどり・文化の拠点を有機的に結ぶようにオープンスペースや歩行者空間の確保を図ります。

また、広域幹線道路を中心に、地域住民等と協力しながら良好な道路軸景観の形成を推進します。

まちの核をつくる

筆の里工房周辺においては、熊野筆や社寺仏閣等の地域の歴史・文化を感じさせる街並みの保全・活用を図り、自然と一体的な歴史文化拠点の形成を推進します。

また、深原地区公園や呉地ダム周辺、筆の里工房周辺などのみどり・文化の拠点においては、人・文化・緑とのふれあいの場としての整備・保全・維持・活用を図ります。

地域の広がりをつくる

熊野団地、皇帝ハイツ等の計画的戸建住宅地、旧市街地に広がる古くからの田園集落地、中心市街地や幹線道路沿道の商業地、新宮・深原地区の工業地等、地区の特性を生かした都市景観の形成を図ります。

■活力・魅力あるまちづくりの方針図

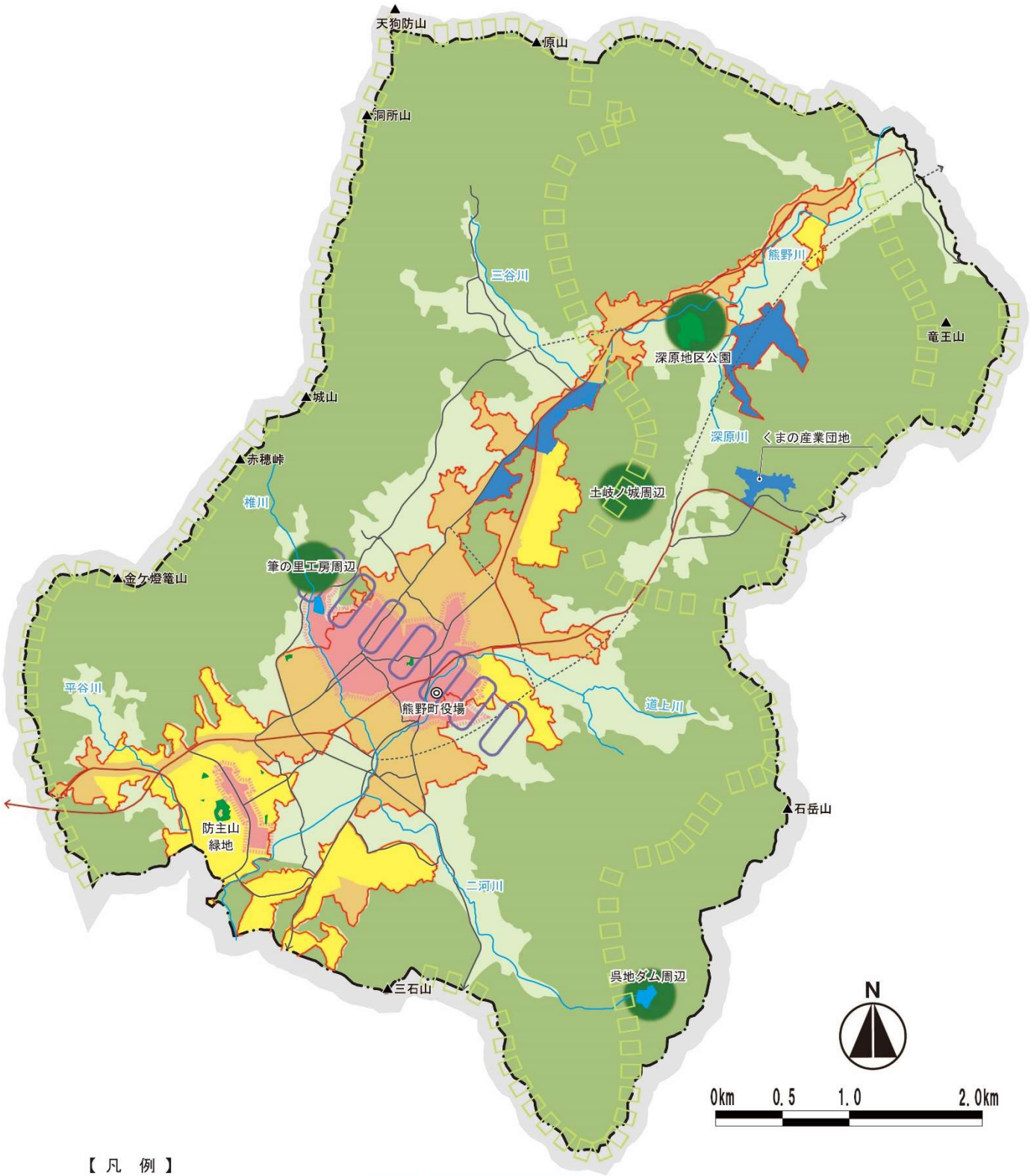

【 凡 例 】

	記 号	種 別		記 号	種 別	記 号	種 別
地域の広がり		自然緑地景観	軸		河川軸景観	—/---	道路（既存）/（新設（構想段階））
		田園集落景観			道路軸景観		市街化区域
		住宅地景観	核・目印		歴史文化軸景観		都市計画区域
		商業地景観			公園緑地景観		
		工業地景観			尾根筋		
		その他の市街地景観			都市核		

５．人と自然が調和する水と緑のネットワーク整備方針

(1) 自然環境の保全の方針

1) 基本的な考え方

個性ある風致景観を備え、うるおい豊かな都市環境を形成するため、自然条件や土地利用状況、将来都市構造等を踏まえてゾーンを設定し、各ゾーンの特長を活かす自然環境の保全・育成を図ります。

- 多様な生物が住める、山・川が一体となった自然環境の保全と回復
- 市街地を取り囲む緑地構造の保全と整備
- 身近な生活環境の中での緑の保全と創出

2) 都市づくりの基本方針

ゾーン及び緑づくりの方向性を次のように設定し、緑豊かな自然環境の保全･育成を図ります。

将来都市構造におけるゾーン	自然環境におけるゾーン	緑づくりの方向性
住環境保全ゾーン・住工芸共生ゾーン	中心市街地ゾーン	旧県道の町並み景観等を活かした景観軸の育成、細街路を活かした町並みづくり、人々の休憩・交流の場となる広場の確保、中心市街地にふさわしい景観の形成、公共施設の緑化による景観ポイントの形成、建物接道部や屋上、壁面への植栽等による連続的な緑を育成するなど、まちの魅力向上を考慮して推進 特に、筆の里工房から中心市街地を通り、重地地区の自然緑地へ至る「筆の軸」を中心として、文化的資産と一体的な緑の保全・創出、町並み景観や身近な緑の保護・形成を推進
	周辺市街地ゾーン	幹線道路等を活かした景観軸の育成、社寺等の歴史的資産と一体的となる緑の保護、地区のふれあいの核となる公園の整備や学校・公民館等の敷地の緑化、農家等の良好な屋敷林や生け垣の保全、農地の緑地としての活用、建物まわりへの連続的な緑化等により魅力ある町並みを創造
	産業拠点ゾーン	周辺市街地や幹線道路からの眺望に配慮した景観の形成や緑地の整備、工業地での緑地協定等による良好な地区環境の維持、緑の少ない施設については接道部、敷地周辺の緑化を推進
水系周辺部	川に親しむゾーン	ビオトープとしての水辺環境の整備や親水機能の確保、プロムナードや健康に留意した歩行者空間の整備、河岸緑地の保護・形成、水際の木陰づくり、ラブリバー制度の継続などの推進
田園集落ゾーン	田園集落ゾーン	農家の良好な屋敷林や生け垣の保護・形成、集落地周辺農地の緑地としての活用、地域のふれあい核となる広場の整備、地域のシンボルとなる樹木の保存、ランドマークとなる自然緑地の保全策等の推進
山なみゾーン	山なみゾーン	市街地を取り囲む樹林地の連続性の確保、良好な樹林地の保全、地域協働による緑の保全・活用策としての里山制度の検討、ランドマークとなる自然緑地の保全策等の促進、貴重種をはじめ様々な植物や小動物の生息地の良好な環境の保全

■地域の特性を方向づける緑のゾーン設定図

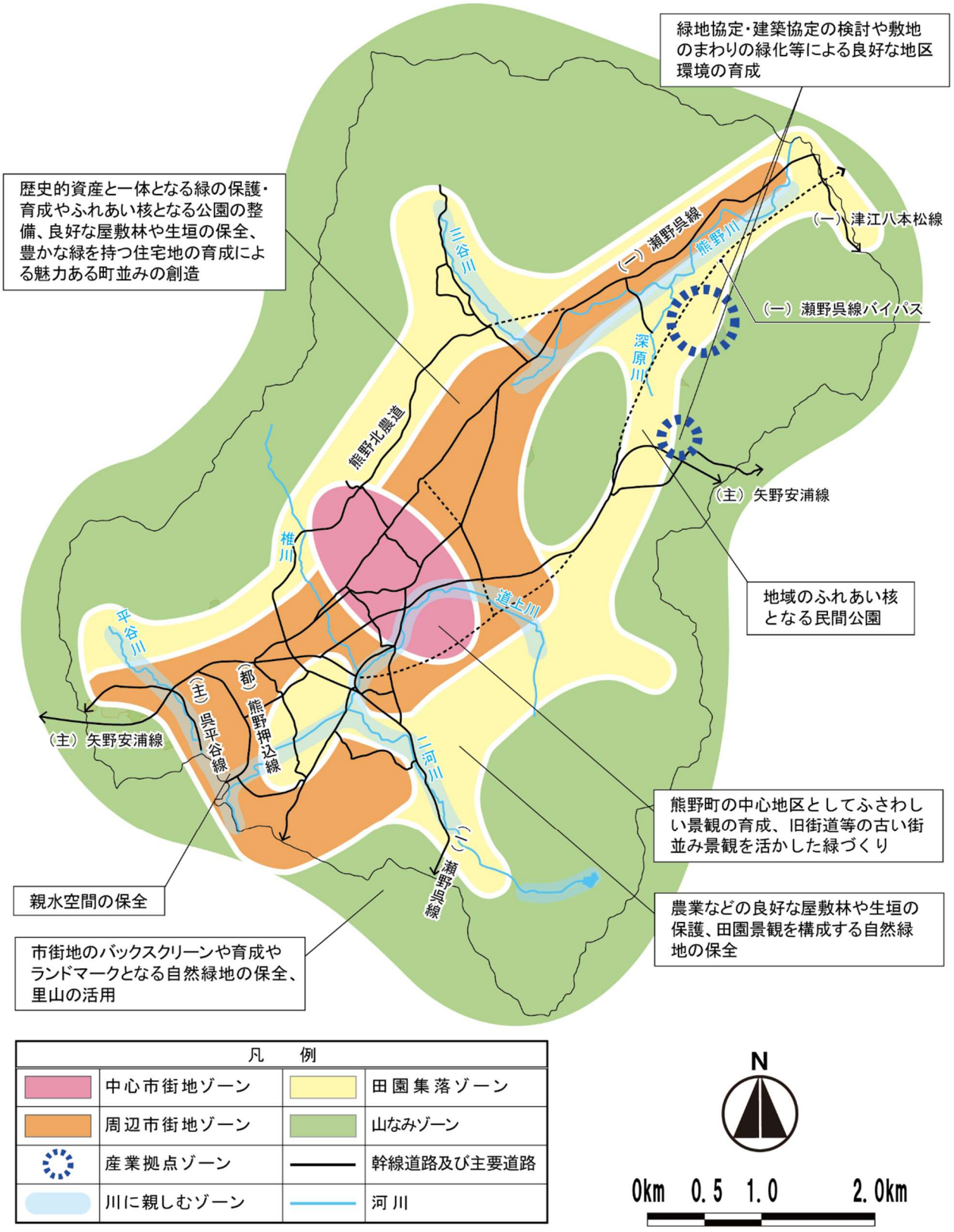

(2) 公園・緑地の整備・活用方針

1) 基本的な考え方

個性ある市街地環境を育成するため、公園や都市緑地、二河川、熊野川など熊野らしさを織りなすこれらの水と緑を、今後とも守り・活かしていきます。

また、町民の暮らしに潤いをもたらすため、公園や都市緑地などの緑の拠点を連結する緑の軸は、歩行者空間や市街地中央部を貫流する河川等を位置づけ、緑の軸沿いに公園や広場等を整備するなど、水と緑の連続性を確保しながら、積極的な活用を図ります。

さらに広域的視点においては、河川と市街地周辺や町域周辺の山々をつなぐ環境軸の設定を検討していきます。

2) 都市づくりの基本方針

身近な公園の確保と適切な維持管理

公園は、「新しい生活様式」の対応が求められる中、みどり豊かで開放的な環境の下で、散策、遊び、休息、スポーツなど、健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重な緑のオープンスペースであり、住民の交流の場、憩いの場であることから、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮しつつ、ゆとりのある規模を確保するよう努めます。

各地区の基幹となる公園の整備を図るため、市民緑地制度等を活用して民間の空き地等において公園と同等の機能を有する空間整備も推進していきます。

また、公園報奨金制度の普及促進を図るとともに、筆の里工房周辺整備事業（観光交流拠点整備）におけるPark-PFIの導入検討等、民間活力の活用についても検討し、地域との連携加速による魅力的な公園づくりを推進します。さらに、遊具による事故の未然防止を図るため、公園遊具の安全点検を行い、計画的に修繕・維持管理を行います。

表：一人当たり都市公園等面積の実態

	面積 ［ha］		
	平成 14 年時点	令和 2 年時点	令和 12 年(見込み)
街区公園（開発公園を含む）	2.36	2.66	2.76（+0.10）
地区公園	0.00	3.95	8.25（+4.30）
都市緑地	1.47	1.47	1.47
都市公園※	3.83	8.08（+4.25）	12.48（+4.40）
一人当たり都市公園面積［㎡/人］	1.46	3.40	5.94

注）一人当たり都市公園面積は、平成 14 年時点は当時の人口 26,185 人を、令和 2 年時点は平成 27 年国勢調査人口 23,755 人を、令和 12 年(見込み)は第６次熊野町総合計画における将来人口目標 21,000 人(2030 年)を基に算出した。

※ なお、令和 12 年の都市公園面積は、現在整備中の筆の里工房周辺整備事業等が完了し、4.40ha の都市公園が整備されるものと想定、現況（令和 2 年時点）の都市公園面積と当該公園面積を合計したものである。

深原地区公園を活用したキッズフェスタ

中央ふれあい公園

緑の核の構築

まちの核となる緑として、筆の里工房周辺などの適地を位置づけ、町民の健康・体力づくりや、交流・ふれあいの場を整備していきます。

本町では、平成29年より東京都豊島区と文化交流・連携を進めており、令和２年10月にソメイヨシノを寄贈していただきました。本町の緑の核として「桜の回廊」などの整備を推進します。

また、都市と自然とが共生する環境づくりに資する緑、歴史・文化を感じさせる緑の確保を図るため、中心部の市街地を一望できる土岐ノ城山、三石山、防主山、赤穂峠、ゆるぎ観音周辺等を緑の核に位置づけ、自然とのふれあいの場として関係団体と協働に努め、整備を促進します。

豊島区との連携

赤穂峠からの眺望

まちを巡る緑の軸の設定

多面的な緑の機能の有効活用を図るため、まちを巡る緑の軸として、河川等の自然軸、古くからの街並みを有する緑の生活軸、主要道路ネットワークを位置づけ、みどりの核をつなぎ、まちの回遊性を高める快適な歩行者空間づくりや民有地の緑化推進等、連続する緑を育成します。

優先度の高いものとして、筆の里工房と中心市街地とを結ぶ筆の軸（筆の里タウントレイル）を位置づけ、伝統産業や古くからの街並みを認識する空間整備を推進していきます。

平谷川沿いの緑の軸

筆の軸が感じられる景観

(3) 都市環境形成の方針

1) 基本的な考え方

本町の消費生活や産業活動は、大量生産と大量消費の構造からの転換が徐々に進んではいるものの十分ではなく、生産から消費、廃棄に至るパターンを環境への負荷の少ないものへと更に変更していく必要があります。

このため、関係機関の協力や広域的連携を強化しながら、生産から流通、消費、廃棄といった資源消費型の一方通行的な構造から、再資源化・再利用などの資源循環型への転換を図ります。

2) 都市づくりの基本方針

環境保全に関するガイドラインの制定

地域社会のあらゆる構成員が環境保全に取り組み、生活や生産が持続可能で、自然生態系が健全に保全されている環境の創造をめざし、環境保全施策を推進するためのガイドラインづくりや環境管理に向けたマニュアル作成と体制づくりを推進します。

リサイクル社会の構築

全町的なリサイクル運動を展開し、ごみの再利用とともに、ごみの発生を抑制します。また、学校や家庭での環境学習を推進するとともに、関係機関の協力を得ながら、排出されたごみの資源化率を高めます。

熊野町公衆衛生推進協議会の環境啓発ポスター・標語

(4) 農地の保全・活用の方針

1) 基本的な考え方

都市農業振興基本法の趣旨に則り、都市農地が有する農産物の供給機能、防災機能、良好な景観形成などの多面的な機能を適切かつ十分に発揮させることを通じて良好な都市環境の形成を図ります。

2) 都市づくりの基本方針

都市農地の保全

市街化区域内における都市農地には、農産物の生産・供給機能、防災機能、良好な景観形成、生物多様性の保全、レクリエーション機能など、多面的な機能があります。また、農地は活用し続けることで良好な土壌が培われていきます。しかしながら、宅地造成などが乱発することにより、地区の保水機能が低下し、洪水・内水被害の拡大が懸念されています。今後も都市農地の機能を適切かつ十分に発揮させるため、営農環境の維持及びその保全を図ります。

都市農業の推進

町民農園や市街化区域内農地をはじめとする都市農地においても、有害鳥獣対策や農業祭の開催等、都市農業の推進を図ります。

また、ＪＡ安芸や経営農家、農業委員会、町内商店等との協働により、地域で農業を推進するとともに、農産物の地産地消を促進する体制づくりに努めます。

有害鳥獣対策

農業祭

■水と緑のネットワーク方針図

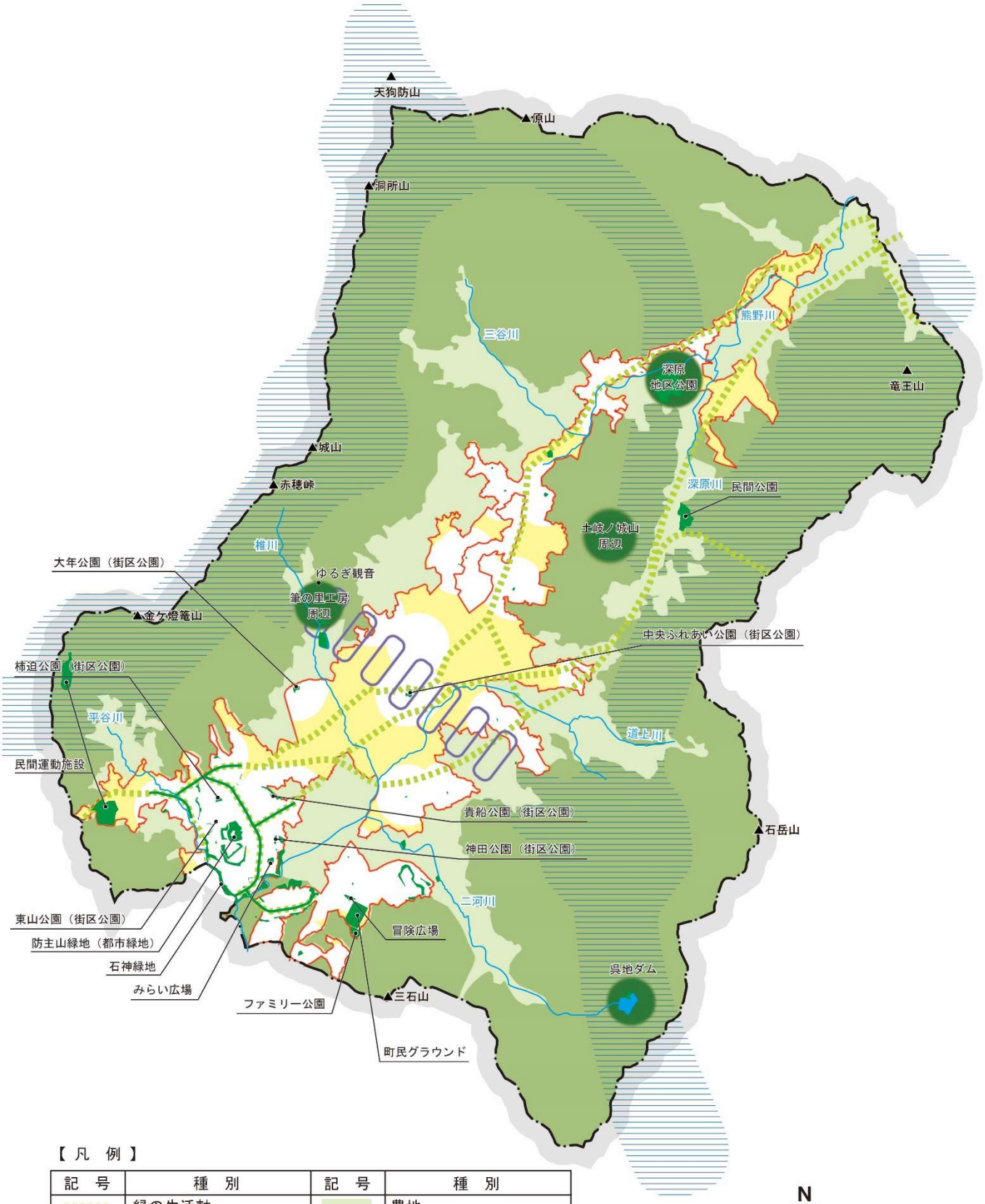

【 凡　例 】

記　号	種　別	記　号	種　別
	緑の生活軸		農地
	既存の街路緑化		自然緑地
	主要な公園・緑地		環境軸（山系）
	住区基幹公園整備地区（250m圏内に不足）		河川・ダム・池
			市街化区域
	筆の軸		都市計画区域

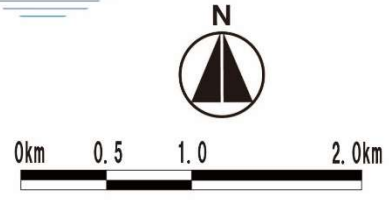

６．住民主体のまちづくりの推進方針

(1) 継続的な都市づくり

1) 基本的な考え方

道路・河川・公園等の維持管理・活用について、地域住民の関わりによって自由な発想に基づく活用やきめ細かな維持管理を可能とする体制構築を図ります。

さらに、住民・事業者・行政などが連携・協働したエリアマネジメントの活用などにより、地域の価値向上を図り、地域から愛され続けるまちづくりを促進します。

2) 都市づくりの基本方針

公共空間の質の向上と維持管理体制の構築

河川・道路等の維持管理について、地域住民による里親制度の実施継続を支援します。

また、公園報奨金制度を活用した公園の地域住民による管理については、事業の普及を推進し、公園の安定的な維持管理と活用促進を図ります。

民間で整備された公園

大原ハイツ内に住民主体で整備されている公園

エリアマネジメントの推進

これまでの量的拡大から質的充実への転換が求められる時代において、地域に暮らす住民・事業者・地権者などの多様な主体が連携し、地域の課題解決や地域の価値を高めるエリアマネジメントの取組みを創出していきます。

そのため、ラブリバー・マイロード制度等の実施団体や既存の地域団体と協力しながら、エリアマネジメント団体の立ち上げに向けた勉強会の開催や、安定した財源の確保について検討します。

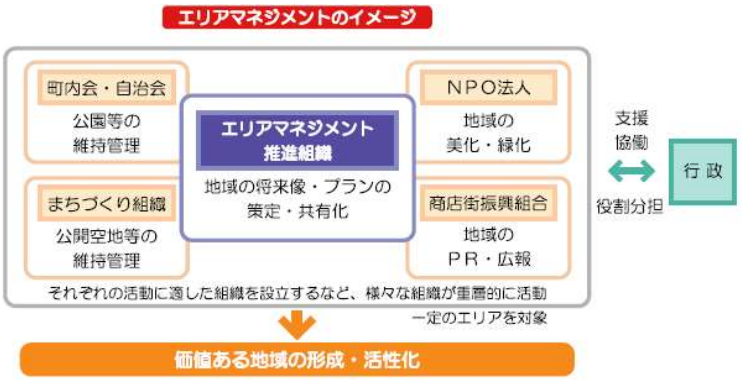

出典）国土交通省　エリアマネジメントのすすめ

(2) 町民主体のまちづくりの推進

1) 基本的な考え方

住民の多様なニーズに対応するため、町民・事業者・行政等が協力しながら進める「パートナーシップ型まちづくり」として、適正な役割分担によるまちづくりの実現に向けて、個々が主体となったまちづくりから地域が協力して行うまちづくりへと移行する必要があります。そのため、町民等への支援策、町民のまちづくりへの参画意識の喚起、まちづくりの場づくり、住民主体による提案制度を活用した地区計画等の推進について検討を行います。

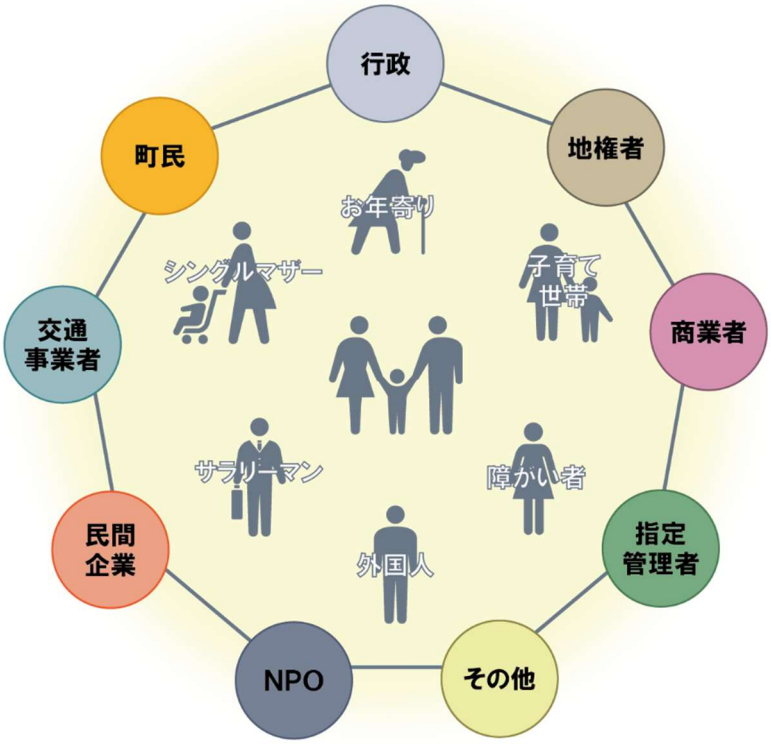

2) 都市づくりの基本方針

町民等への支援策

町民の自主的なまちづくり活動を支援するため、相談の場の確保、団体助成や専門家の派遣（コンサルタント派遣等）、主体的にまちづくりを行う人材の育成と活躍できる環境整備など、支援制度のあり方についての検討を進めます。

町民のまちづくりへの参画意識の喚起

まちづくりについての理解を広めるため、学校教育の場での活用等を含めた広報活動の充実への取組みを行うとともに、まちづくりに関する情報システム（多様なメディアによる情報公開・蓄積･提供等）や、集まりの場としての対話、情報交換ができるようなプログラムの確立について検討を進めます。

また、公園づくりや緑化運動並びに景観形成など、身近な生活空間づくりに際して、住民参加手法を取り入れる等まちづくりへの意識の喚起を図ります。

まちづくりの場づくり

町民主体のまちづくりの前提として、情報交換や合意形成の場づくりが必要とされています。

このため、地域住民相互のコンセンサスづくりの場、町民と行政とが協議する場、行政が住民に施策を説明する場など、各地域において、町民による協議会の必要性と設立についての検討を進めます。

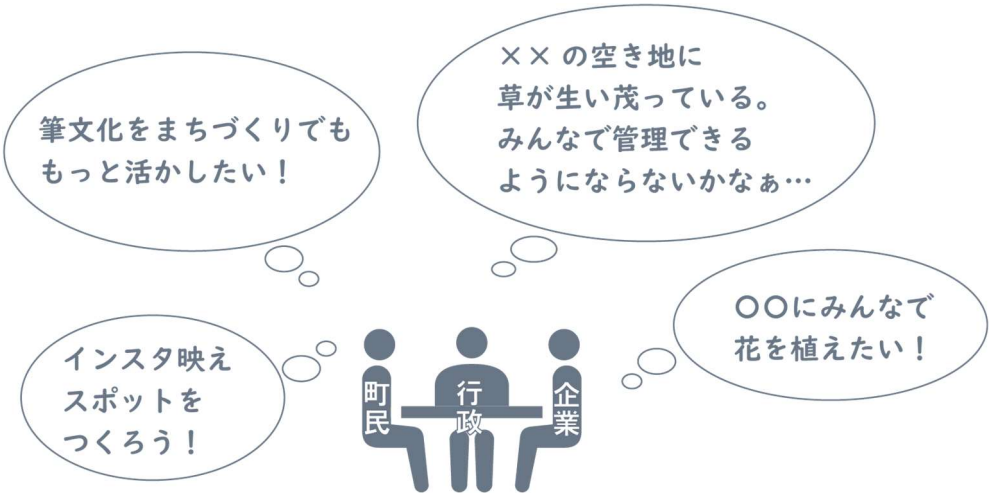

住民主体による提案制度の活用

地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを実現するには、住民が主体となって自らがまちづくりに取り組むことが重要です。このため、土地所有者やまちづくりＮＰＯ法人などが自ら、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる都市計画提案制度について、普及・啓発を図ります。また、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定めるとともに、住みよく特色のあるまちづくりを進めるツールである地区計画を活用し、住民発意によるまちづくりの促進に取り組みます。

Ⅴ．地域別構想

本章では、まちづくりの方針（全体構想）をふまえた上で、地域のまちづくりを行っていくための目標として、４つの地域別構想を定めます。

１．地域別構想について

２．地域別構想

１．地域別構想について

(1) 地域別構想の役割

「地域別構想」とは、住民が日頃身近に感じる地域に区分し、「全体構想」を踏まえ、それぞれの地域ごとの特性に応じて、目指すべき将来像を具体的に明示し、今後、住民との合意形成を図りながら、地域のまちづくりを行っていくための目標となるものです。

熊野町にとっても、本格的な住民参加によるまちづくり推進のための先駆けとなるプランであると同時に、住民の方々にまちづくりに対する具体的な認識を持ってもらうための素案としての役割を有しています。

したがって、地域の将来像、事業手法の選定、官民の役割分担等について住民合意を得ながら明確にしていく必要があります。

地域区分に関しては、土地利用の類似性、日常の生活圏（自治会・小学校・中学校等）、地域特性や地理的条件、歴史的背景などを考慮しながら、都市計画区域を次の３地域４区分に区分しています。

図：地域区分

(2) 地域区分の設定と地域の概況

地域別構想の地域区分は、地域のまとまりごとに「西部地域」、「中央地域①」、「中央地域②」、「東部地域」に区分し、設定します。

各地域の概況は、以下のとおりです。

表：地域別の概況

項目		全町	西部地域	中央地域①	中央地域②	東部地域
人口（H27）		24,750 人	8,019 人	7,451 人	6,764 人	2,516 人
世帯数（H27）		10,554 世帯	3,307 世帯	3,252 世帯	2,906 世帯	1,089 世帯
人口推移（H27-H17）		-1,305 人	-549 人	-304 人	-115 人	-337 人
高齢化率（H27）		32.4%	29.6%	34.7%	31.6%	34.7%
市街地 土地利用	住宅地	●	●	●	●	●
	商業地	●	○ 最寄り商業	● 中心商業	○ 中心商業	-
	工業地	●	-	-	○ 沿道工業	●
市街地外		自然緑地、農地、集落地				
小学校		4 校	2 校	1 校	-	1 校
中学校		2 校	-	1 校	1 校	-
地域コミュニティセンター等		9 施設	4 施設	3 施設	-	2 施設

（※１）人口・世帯数は 3 月 31 日時点 住民基本台帳

（※２）住民基本台帳法の改正により平成 24 年度からは外国人を含む。

（※３）●：主体的役割を果たす地区　　○：主体的役割を補完する地区

２．地域別構想

２－１．西部地域

(1) 地域の概要

本地域は、本町の西部に位置し、広島市や呉市方面からの玄関口として、熊野団地、川角、平谷地区を中心として市街地が広がっています。

計画的に形成された住宅団地が多い地域であり、学校や公共施設も集積しています。近年、老朽化した公共施設の建替えや跡地活用を実施するなど、社会情勢の変化に応じたまちづくりを展開しています。

平成 30 年７月豪雨では、大原ハイツをはじめ土砂災害による甚大な被害を受けた箇所も存在し、防災面の強化が求められています。

表：西部地域の概要

項目	概要
該当地区	●熊野団地（貴船、石神、神田、柿迫、東山）、川角、平谷
人口	●地域内人口は 8,019 人（本町の 32.4%）、世帯数は 3,307 世帯です。 ●高齢化率は 29.6%です。
都市計画	●全域が都市計画区域であり、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域の用途地域指定があります。
道路	●都市計画道路：平谷呉線、熊野押込線（整備済）、平谷萩原線（一部未整備） ●主要地方道：矢野安浦線、呉平谷線
河川	●二級河川：二河川、平谷川
下水道	●熊野団地地区、川角地区、平谷地区の市街化区域内は、公共下水道全体計画の区域に含まれています。
都市公園等	●都市公園：貴船公園、柿迫公園、東山公園、神田公園、防主山緑地 ●その他公園：開発公園 15 箇所 ●公共施設緑地：町民グラウンド、くまのファミリー公園、西部ふれあい広場、石神緑地、さくら野団地緑地、団地緑地、東山ポケットパーク、ぬくもりの園
学校	●小学校：熊野第三小学校、熊野第四小学校 ●高等学校：広島県立熊野高等学校
保育所・認定こども園・幼稚園	●くまの・みらい保育園、第二聖徳幼稚園、保育所ひかり学園
医療施設	●医院数：2 ●歯科医院数：4
公共施設	●熊野町西部地域健康センター、くまの・みらい交流館、くまの・こども夢プラザ、町民体育館
バス	●広島電鉄路線バスが運行しています。 ●役場を起終点とし、西部地域全域（バス停：23 箇所）を町内循環型コミュニティバスおでかけ号が運行しています。
災害リスク	●斜面地を中心に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地）、二河川周辺では洪水浸水想定区域に指定されている箇所があります。
防災	●熊野町総合ハザードマップ、熊野町土砂災害ハザードマップ（第三小学校区・第四小学校区）は策定済みです。

(2) 住民意向

- 本地域は、全項目の平均の満足度が 0.310 と全町平均（0.077）より高く、全項目の平均の重要度が 0.819 と全町平均（0.843）より低くなっています。
- 「分類評価Ⅰ」に該当する項目では、「夜間の街灯の設置による安全性」や「病院や福祉施設への行きやすさ」は、町平均に比べて重要度が高いものの、満足度が低い結果となっています。

表：西部地域の満足度・重要度

項目		満足度	重要度	分類評価
安全性	周辺の建物（自宅や周辺の家など）の不燃化や耐震化	0.208	0.808	Ⅱ
	土砂災害や水害、地震などの災害対策	0.208	1.149	Ⅰ
	避難場所や避難路の整備など、災害発生時の避難環境	0.418	0.996	Ⅳ
	公共公益施設のバリアフリー化などの状況	0.469	0.816	Ⅲ
	歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性	0.031	0.996	Ⅰ
	夜間の街灯の設置による安全性	-0.110	1.174	Ⅰ
利便性	地区をつなぐ道路網の整備状況	0.206	0.906	Ⅰ
	公共交通（鉄道やバス等）の利用のしやすさ	0.253	1.042	Ⅰ
	保育所、幼稚園、小中学校への行きやすさ	0.583	0.618	Ⅲ
	スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ	0.482	0.823	Ⅳ
	銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ	0.518	0.796	Ⅲ
	公民館などの地区の集会施設への行きやすさ	0.617	0.628	Ⅲ
	病院や福祉施設への行きやすさ	-0.019	1.091	Ⅰ
快適性	子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり	0.256	1.051	Ⅰ
	上水道・下水道（排水処理）等の整備状況	0.703	0.864	Ⅳ
	日当たりや風通しなどの周辺環境	0.922	0.656	Ⅲ
	山・川・田畑などの自然景観	0.692	0.572	Ⅲ
	ごみの排出やCO_2排出等の環境問題	0.478	0.881	Ⅳ
	騒音、振動、悪臭等の環境問題	0.495	0.799	Ⅲ
賑わい・活性化	商業地や商店街の賑わい	-0.219	0.775	Ⅱ
	筆の里工房等の文化施設の充実・活気	0.032	0.564	Ⅱ
	寺社や文化財・史跡等の歴史的・文化的景観の保全	0.107	0.551	Ⅱ
	スポーツ・レクリエーション施設の充実	0.066	0.665	Ⅱ
	地域コミュニティの活気や魅力	0.184	0.732	Ⅱ
	観光による賑わい	-0.276	0.512	Ⅱ
お住まいの地区の住みやすさ		0.758	—	—
全項目平均		0.310	0.819	—
全町平均		0.077	0.843	—

（※１）黄色網掛けは満足度が低く、重要度が高いもの（分類評価Ⅰ）

（※２）※各項目の満足度及び重要度の評価点は次式により算出

■満足度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「満足」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや満足」の票数})-1\text{点}\times(\text{「やや不満」の票数})-2\text{点}\times(\text{「不満」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

■重要度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「重要」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや重要」の票数})-1\text{点}\times(\text{「あまり重要でない」の票数})-2\text{点}\times(\text{「重要でない」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

表：分類評価

分類	評価
Ⅰ	特に重点的に改善（満足度の向上）に取り組む必要がある
Ⅱ	満足度は低いが重要度も低いため、優先順位が必ずしも高くない
Ⅲ	満足度は高いが今後も取組を重点的に維持していく必要がある
Ⅳ	満足度を維持するため、今後も取組を維持していく必要がある

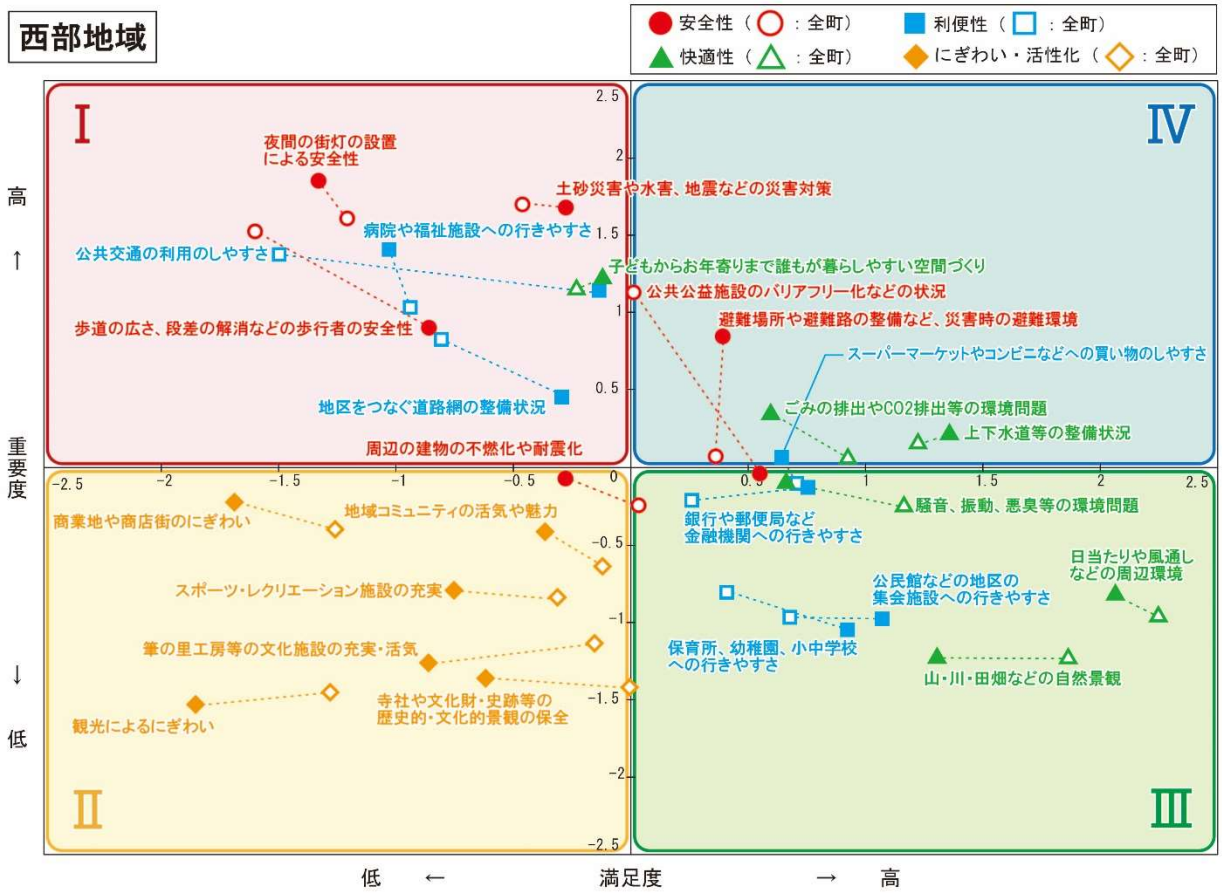

図：分類評価（西部地域）

※図は、ばらつき（標準偏差）を考慮した以下の算出方法によるため、表と数値が一致しない。

「満足・重要：2 点」、「やや満足・やや重要：1 点」、「どちらでもない：0 点」、「やや不満・あまり重要でない：-1 点」、「不満・重要でない：-2 点」とし、合計得点を算出し、項目の平均値やばらつき（標準偏差）を考慮し、満足度および重要度を算出した。

$$\text{標準化係数} = \frac{\text{評価点} - \text{評価点の平均点}}{\text{評価点の標準偏差}}$$

Q．安全なまちづくりの優先順位（３つまで）

（n=463）

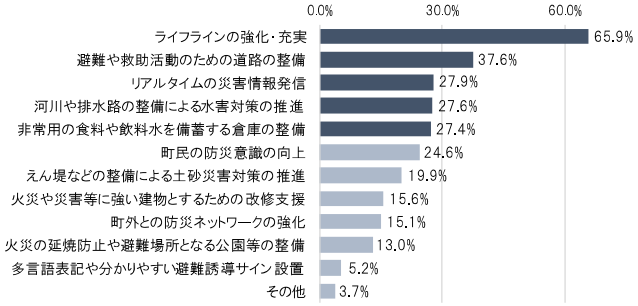

Q．道路・公共交通整備の優先順位（２つまで）

（n=459）

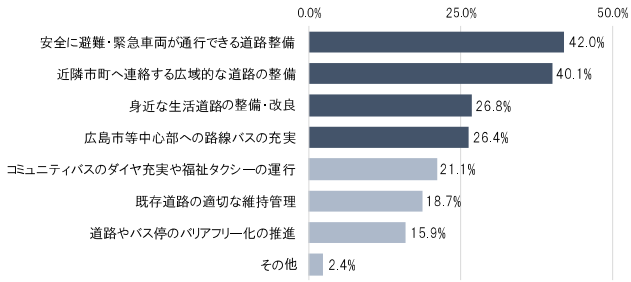

Q．良好な生活環境整備の優先順位（２つまで）

（n=456）

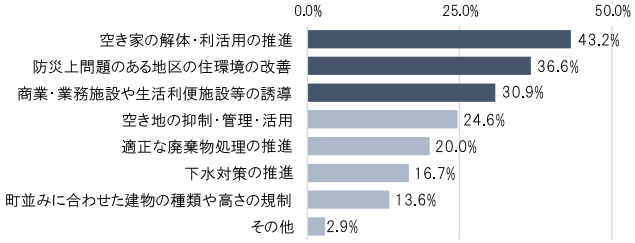

Q．景観を守るために必要な取組（２つまで）

（n=445）

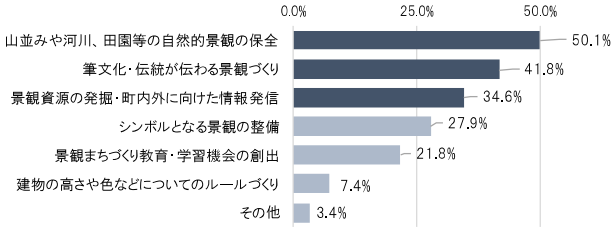

Q．熊野町で大切にしたい緑（２つまで）

（n=465）

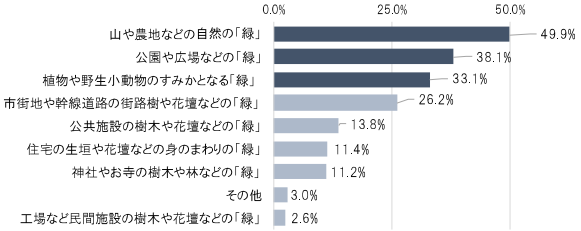

Q．緑のまちづくりの優先順位（２つまで）

（n=455）

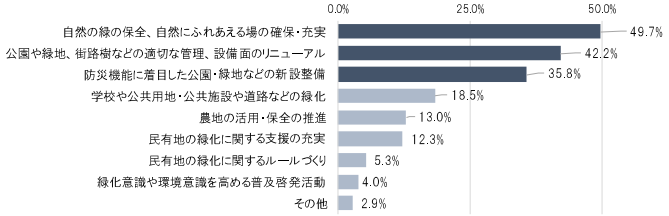

Q．熊野町の将来像（３つまで）

（n=468）

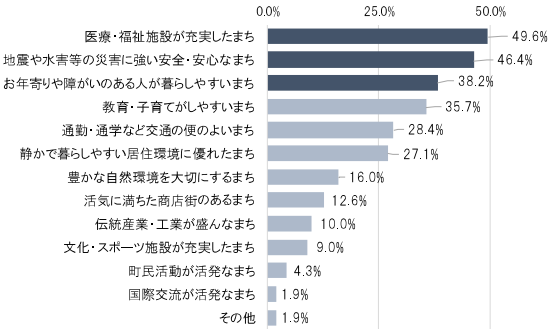

Q．まちづくり活動への参加意向

（n=485）

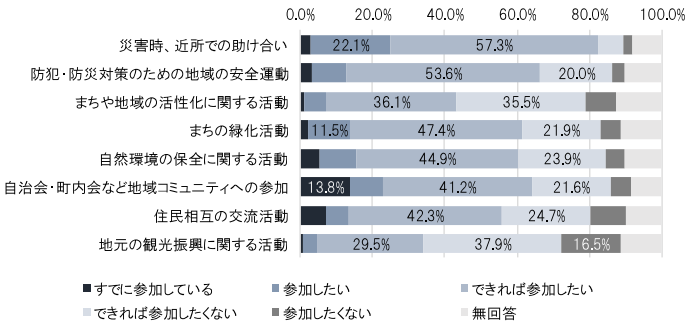

（※） ｎは回答者数［人］

(3) 西部地域のまちづくり方針

1) 基本的な考え方

西部地域は、団地の成熟化に対応し、専用住宅地としての環境保全や暮らしやすい環境づくりを進め、安定した利便性の高い居住の場として形成を進めていく、都市居住ゾーンと位置づけ、以下の基本目標を設定します。

・防災まちづくりの推進
・安心・安全・快適な道路環境づくり
・熊野町の玄関口としての顔づくり
・空き家を活用したゆとりある居住環境整備と移住促進
・活力・魅力に満ちた市街地環境づくり
・水と緑を活かしたまちづくり

2) まちづくりの方針

＜特性と課題＞

● 災害リスクの低減と安全な土地利用誘導

平成 30 年７月豪雨によって甚大な被害が生じた大原ハイツ周辺をはじめ、既存の住宅団地で災害リスクの高い地域においては、避難環境の整備や砂防・治山事業の促進など、防災機能の強化を図っていく必要があります。

また、市街化区域内において、斜面地を中心に土砂災害警戒区域（イエロー）、土砂災害特別警戒区域（レッド）があり、二河川周辺では洪水浸水想定区域が存在しています。

そのため、長期的な観点から、災害リスクの高い地域から安全な市街地への居住誘導を図っていく必要があります。

● 広域道路ネットワークの確保と歩行者空間の安全性向上

本地域には、広域幹線道路である（主）矢野安浦線、（主）呉平谷線や、それらを補完する（都）熊野押込線等、地区の骨格となる道路が存在しており、日常的な利便性向上に資するとともに、災害発生時の安全な避難環境の確保という観点からも重要な役割を果たしています。また、小学校が２校、高等学校が１校立地する文教地区であることも鑑み、歩行者空間の安全性向上にも配慮が必要とされています。

● 幹線道路沿道及び交差点空間の交流人口拡大

本地域は、広島市や呉市方面からの入口部分に位置しており、（主）矢野安浦線や（主）呉平谷線等の都市の骨格となる道路は交通量が多く渋滞箇所もみられるなど、多くの人々が行き交う地域であると言えます。

しかし、現状では玄関口となる交差点付近や幹線道路沿道に、来訪者を迎え入れるようなシンボルとなる施設や休憩場所等が不足しており、好立地条件にあるポテンシャルを活かしきれていない状況にあります。熊野町の玄関口にふさわしい交差点付近の溜まり空間の整備など、交流人口の増加を図る対策を検討していく必要があります。

● **団地の活力低下・空洞化対策**

本地域には、昭和 40 年代に造成された熊野団地をはじめ、開発後 50 年以上が経過した団地が数多く立地しているため、地域コミュニティの活力低下や、今後の急速な高齢化が懸念されています。また、町内全体で空き家の増加率が著しく、平成 30（2018）年時点では町内の住宅総数の 16.0%を占めています。

このため、空洞化した土地を資源と捉え、近隣住民による活用・管理を可能とするゆとりある居住環境整備や子育て世帯等の移住促進、空洞化を見据えた維持管理のルールづくりなどの対策を講じ、地域コミュニティの活性化を図っていく必要があります。

● **都市機能の集積を活かした賑わい創出**

本地域は、日常生活を支える商店や子育て支援施設、学校教育施設、福祉施設等が集積し、町内の中でも利便性の高い地域と言えます。

一方、住民意向から、“夜間の歩行者の安全性”や“商店街の賑わい”など賑わい・活性化に関する項目で全町平均に比べて満足度が低い傾向にあるため、既存施設の集積を活かした賑わい創出を図っていく必要があります。

● **市街地に近接した自然緑地と水辺の継続的な活用**

本地域には、市街地を縦貫する二河川水系や市街地の後背地に広がる自然緑地、団地内に点在する緑地などが存在し、都市的環境の中にも豊かな自然環境が育まれています。

また、石神緑地周辺を流れる平谷川では地域による維持管理活動（ラブリバー制度）などをはじめ、地域コミュニティによる水と緑のまちづくり活動を推進しています。

一方で、活用・維持管理の担い手の高齢化や空き地の増加などから、地域全域における継続的な活動は困難であるため、ストック効果の観点などから、優先順位を検討しながら、地域に合った活動を展開していく必要があります。

＜取組方針＞

防災まちづくりの推進

- 災害発生時における市街地の延焼の遅延や防止を図るため、地区計画制度や各事業における制度や手法等を活用することにより、木造住宅が密集する地域等における不燃化や、特定空き家の除却による防災機能を備えたオープンスペースの整備の検討を行います。
- 団地等の袋小路のある地区をはじめ、避難行動に支障をきたす可能性のある生活道路については、複数の経路を確保するため、地元の合意形成を図りながら、避難路の整備に努めます。
- 土砂災害や洪水等の災害リスクの高い居住地域については、災害対策の促進を図るとともに、ハザードマップやGIS による検証を提示しながら、長期的に安全な市街地への居住移転を誘導し、市街化調整区域では災害危険区域内への新規開発を抑制していきます。
- 大原ハイツ周辺において、日常的に地域コミュニティによって活用・管理され、災害の記憶の継承を図る、防災機能を備えた街区公園を整備します。
- くまの・みらい交流館を西部地域の防災拠点施設として位置づけ、機能の拡大を図り、地域住民が安心して避難できる環境づくりを推進します。
- 通学路や避難経路となる道路において、危険なコンクリートブロック塀の改修を促進するため助成制度の検討を進めます。
- 地域住民の協力のもと、防災教育などのソフト対策を進めるとともに、国や県等への砂防・治山事業の計画的な促進を要望しながら、災害防止を図ります。

安心・安全・快適な道路環境づくり

- 広島市・呉市・東広島市の主要都市との連携を支える（主）矢野安浦線、（主）呉平谷線を中心に、側溝や道路舗装等の適正な維持管理・予防保全など、機能強化を図ります。
- 幹線道路や通学路を中心に、歩行者空間の確保を図り、安全で安心な歩行環境づくりを推進します。特に、主要な公共公益施設周辺については、施設へのアクセス性や通学路の安全性の向上を図るため、地域住民の意見を反映しながら、カラー舗装整備による歩車分離等、快適な歩行者空間の確保を図ります。

熊野町の玄関口としての顔づくり

- 広島市、呉市方面からの玄関口となる平谷交差点は、民間事業者等との連携を図りながら、情報発信等、来訪者を迎え入れるゲートとしての空間づくりを推進します。
- （主）矢野安浦線沿道付近においては、災害リスクの高い区域を除き、道路整備に対応した沿道市街地整備手法を検討します。

空き家を活用したゆとりある居住環境整備と定住促進

- 空き家・空き地となった隣地の買い増しによる狭小な敷地の統合により、１戸あたりの専有面積を拡大し、菜園、共同駐車場、小規模多機能施設等、地域コミュニティの拠点施設とするなど、ゆとりある土地利用や既存ストックのリノベーション等による居住環境の向上を図ります。
- 空き家となった中古住宅の再生・リノベーションや、空き家バンクの活用による情報発信を検討するなど、移住や子育て世帯の住み替えを促進していきます。
- 熊野団地など計画的に開発された住宅地については、良好な住環境を維持するための地区計画や緑地協定・建築協定等の導入を促進します。

活力・魅力に満ちた市街地環境づくり

- 最寄り商業施設や地区診療所、健康・福祉施設、公共公益施設等の日常生活に必要な機能を維持するとともに、多世代交流イベント等を開催し、地域の賑わい創出を図ります。
- 県営熊野住宅の北ブロック及び南ブロックの建替えを促進し、誰もが暮らしやすい居住環境の実現を図ります。

水と緑を活かしたまちづくり

- 中心部の市街地を一望できる三石山や、防主山緑地、石神緑地周辺等を、都市と自然とが共生する環境づくりに資する緑、歴史・文化を感じさせる緑として位置づけ､地域による里山保全活動や自然とのふれあいの場としての整備を検討・推進します。
- 二河川や平谷川は、市街地と周辺緑地とを有機的に結び付け、植生回復・環境保全・親水空間の創出を図る環境軸として、親水空間の整備や水辺空間の修景等、自然に親しめる水辺環境を形成します。
- 本地域に整備された町民農園（ＪＡ安芸アグリパーク神田菜園）の利用促進を図るため、地域や農業従事者等との協働のもと、有害鳥獣対策や農業祭をはじめとする各種イベントの開催などを推進します。

■西部地域のまちづくり方針図

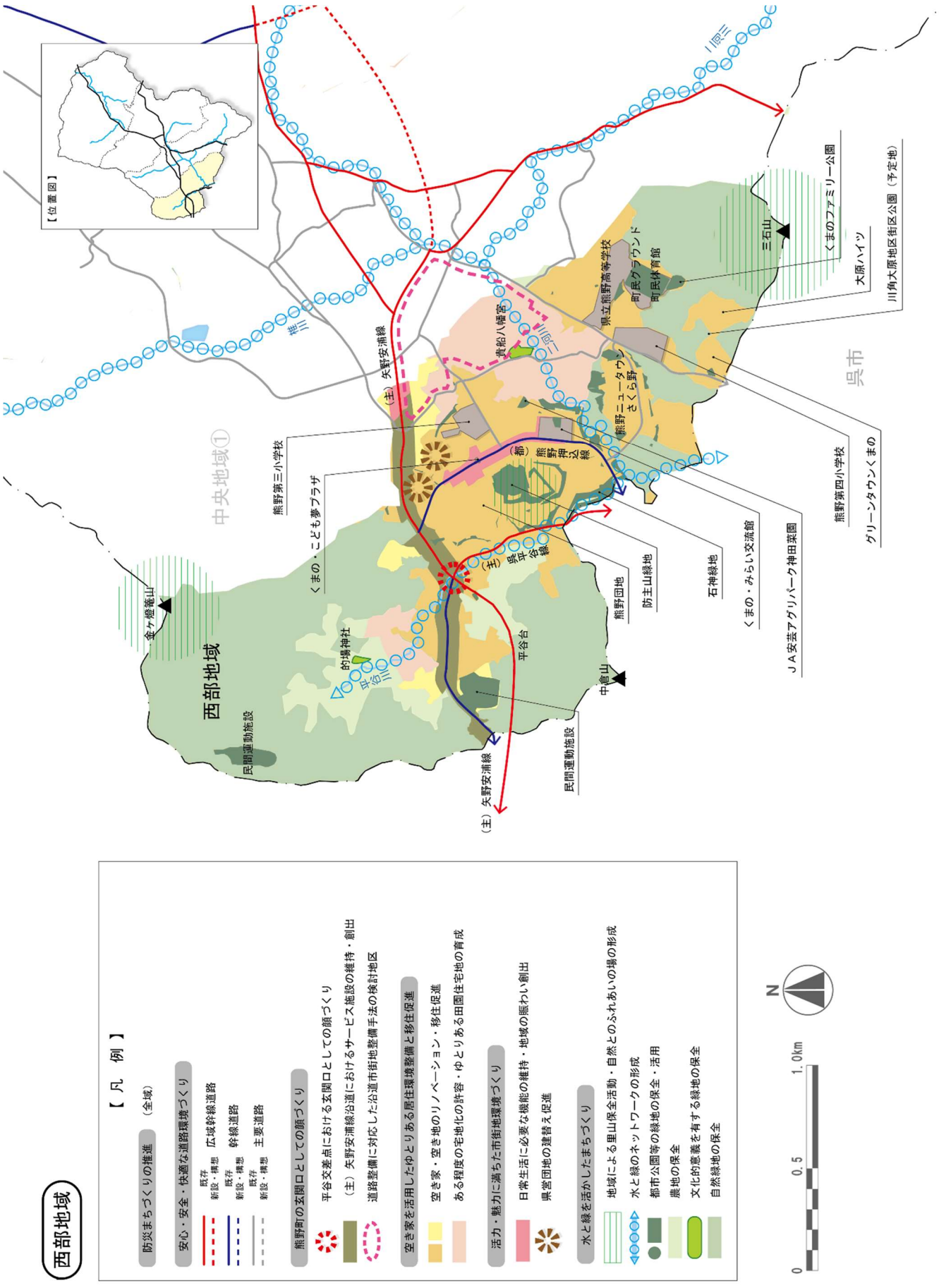

２－２．中央地域①

(1) 地域の概要

本地域は、本町の中央部に位置し、町役場や中心市街地を擁する地域で、呉地、出来庭、中溝地区が該当します。

筆の里工房周辺を観光交流拠点と位置づけ、榊山神社をはじめとする歴史・文化を伝える景観や坂面大池周辺の親水空間等を活かしながら、筆の軸周辺の活性化に向けたまちづくりを展開しています。

一方で、モータリゼーションの進展に伴い進行した中心市街地の空洞化対策や、整備中の（主）矢野安浦線バイパスに対応した沿道市街地の検討が求められています。

表：中央地域①の概要

項目	概要
該当地区	●呉地、出来庭、中溝
人口	●地域内人口は 7,451 人（本町の 30.1%）、世帯数は 3,252 世帯です。 ●高齢化率は 34.7%です。
都市計画	●全域が都市計画区域であり、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域の用途地域指定があります。
道路	●都市計画道路：太央馬場線、平谷萩原線（（主）矢野安浦線バイパス整備中） ●一般県道：瀬野呉線 ●主要地方道：矢野安浦線
河川	●二級河川：二河川 ●普通河川：道上川、椎川
下水道	●呉地地区、出来庭地区、中溝地区の市街化区域内は、公共下水道全体計画の区域に含まれています。
都市公園	●都市公園：大年公園、中央ふれあい公園 ●その他公園：開発公園 5 箇所 ●公共施設緑地：呉地ダム周辺、呉地緑地
学校	●小学校：熊野第一小学校 ●中学校：熊野中学校
幼稚園・認定こども園	●淳教幼稚園、聖徳幼稚園
医療施設	●医院数：4 ●歯科医院数：3
公共施設	●熊野町役場、熊野町公民館（熊野町民会館）、熊野中央ふれあい館、熊野中央地域健康センター、筆の里工房、図書館、熊野町郷土館、海田警察署熊野交番
バス	●広島電鉄路線バスが運行しています。 ●役場を起終点とし、中央地域全域（バス停：36 箇所）を町内循環型コミュニティバスおでかけ号が運行しています。
災害リスク	●斜面地を中心に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地）、二河川周辺では洪水浸水想定区域に指定されている箇所があります。
防災	●熊野町総合ハザードマップ、熊野町土砂災害ハザードマップ（第一小学校区）は策定済みです。

(2) 住民意向

- 本地域は、全項目の平均の満足度が-0.11と全町平均（0.077）より低く、全項目の平均の重要度も0.835と全町平均（0.843）より低くなっています。
- 「分類評価Ⅰ」に該当する項目では、「歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性」、「地区をつなぐ道路網の整備状況」や「子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり」は、町平均に比べて重要度が高いものの、満足度が低い結果となっています。

表：中央地域①の満足度・重要度

項目		満足度	重要度	分類評価
安全性	周辺の建物（自宅や周辺の家など）の不燃化や耐震化	-0.039	0.721	Ⅲ
	土砂災害や水害、地震などの災害対策	-0.245	1.201	Ⅰ
	避難場所や避難路の整備など、災害発生時の避難環境	-0.155	1.117	Ⅰ
	公共公益施設のバリアフリー化などの状況	0.004	0.812	Ⅲ
	歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性	-0.851	1.306	Ⅰ
	夜間の街灯の設置による安全性	-0.565	1.193	Ⅰ
利便性	地区をつなぐ道路網の整備状況	-0.529	1.136	Ⅰ
	公共交通（鉄道やバス等）の利用のしやすさ	-0.873	1.139	Ⅰ
	保育所、幼稚園、小中学校への行きやすさ	-0.026	0.620	Ⅲ
	スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ	0.007	0.833	Ⅳ
	銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ	0.087	0.697	Ⅲ
	公民館などの地区の集会施設への行きやすさ	0.084	0.568	Ⅲ
	病院や福祉施設への行きやすさ	-0.372	1.026	Ⅰ
快適性	子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり	-0.242	1.212	Ⅰ
	上水道・下水道（排水処理）等の整備状況	0.171	0.866	Ⅳ
	日当たりや風通しなどの周辺環境	0.582	0.656	Ⅲ
	山・川・田畑などの自然景観	0.567	0.605	Ⅲ
	ごみの排出やCO_2排出等の環境問題	0.204	0.790	Ⅲ
	騒音、振動、悪臭等の環境問題	0.285	0.802	Ⅲ
にぎわい・活性化	商業地や商店街のにぎわい	-0.488	0.798	Ⅱ
	筆の里工房等の文化施設の充実・活気	-0.032	0.583	Ⅲ
	寺社や文化財・史跡等の歴史的・文化的景観の保全	0.022	0.470	Ⅲ
	スポーツ・レクリエーション施設の充実	-0.125	0.608	Ⅱ
	地域コミュニティの活気や魅力	-0.104	0.621	Ⅲ
	観光によるにぎわい	-0.445	0.487	Ⅱ
お住まいの地区の住みやすさ		0.22	―	―
全項目平均		-0.110	0.835	―
全町平均		0.077	0.843	―

（※１）黄色網掛けは満足度が低く、重要度が高いもの（分類評価Ⅰ）

（※２）※各項目の満足度及び重要度の評価点は次式により算出

■満足度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「満足」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや満足」の票数})-1\text{点}\times(\text{「やや不満」の票数})-2\text{点}\times(\text{「不満」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

■重要度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「重要」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや重要」の票数})-1\text{点}\times(\text{「あまり重要でない」の票数})-2\text{点}\times(\text{「重要でない」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

表：分類評価

分類	評価
Ⅰ	特に重点的に改善（満足度の向上）に取り組む必要がある
Ⅱ	満足度は低いが重要度も低いため、優先順位が必ずしも高くない
Ⅲ	満足度は高いが今後も取組を重点的に維持していく必要がある
Ⅳ	満足度を維持するため、今後も取組を維持していく必要がある

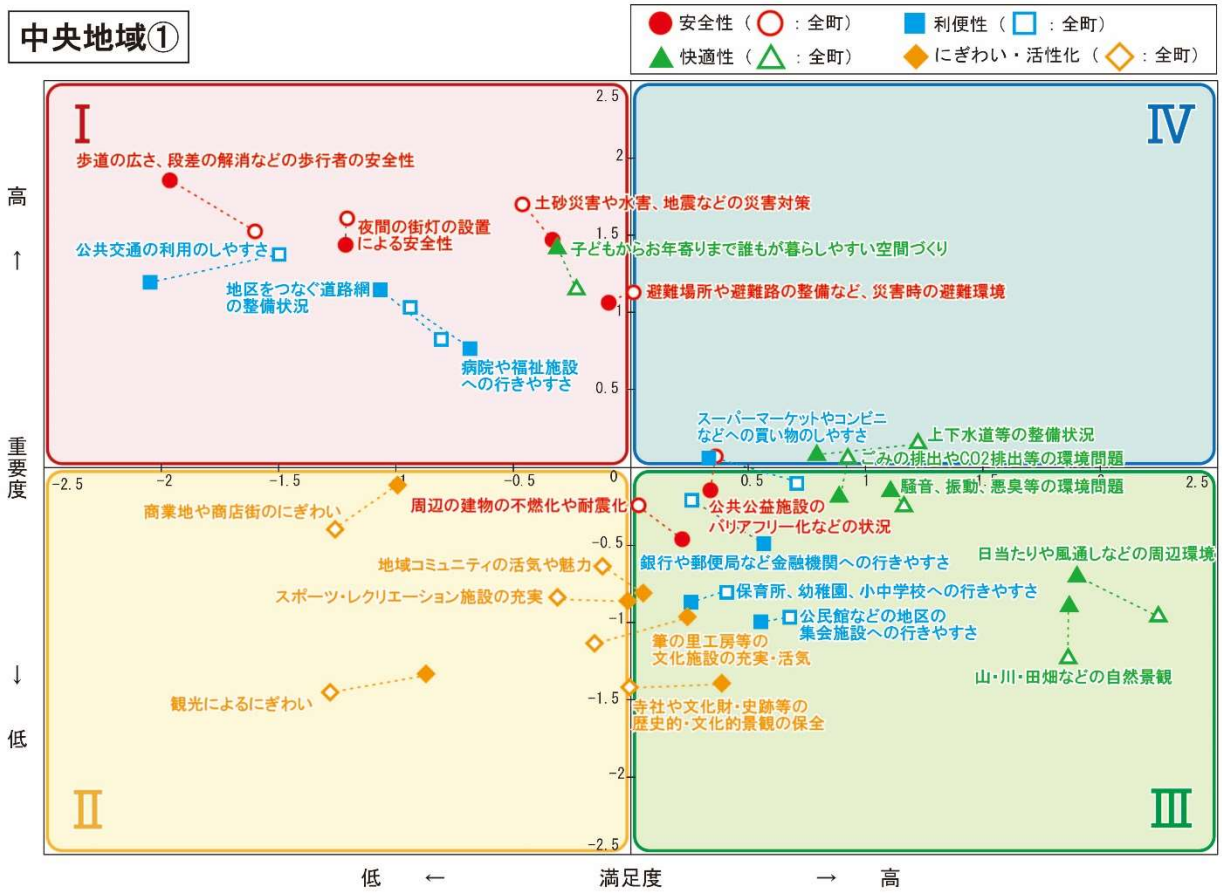

図：分類評価（中央地域①）

※図は、ばらつき（標準偏差）を考慮した以下の算出方法によるため、表と数値が一致しない。

「満足・重要：2 点」、「やや満足・やや重要：1 点」、「どちらでもない：0 点」、「やや不満・あまり重要でない：-1 点」、「不満・重要でない：-2 点」とし、合計得点を算出し、項目の平均値やばらつき（標準偏差）を考慮し、満足度および重要度を算出した。

$$\text{標準化係数} = \frac{\text{評価点} - \text{評価点の平均点}}{\text{評価点の標準偏差}}$$

Q．安全なまちづくりの優先順位（３つまで）

（n=275）

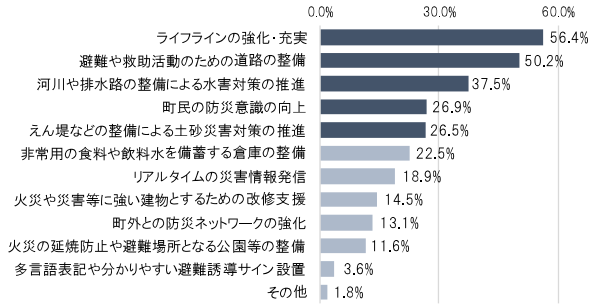

Q．道路・公共交通整備の優先順位（２つまで）

（n=276）

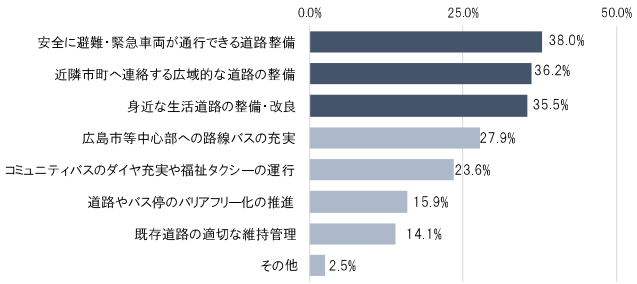

Q．良好な生活環境整備の優先順位（２つまで）

（n=275）

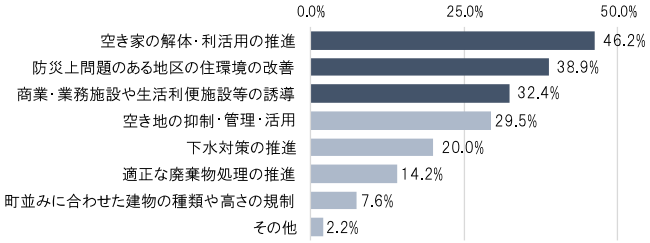

Q．景観を守るために必要な取組（２つまで）

（n=255）

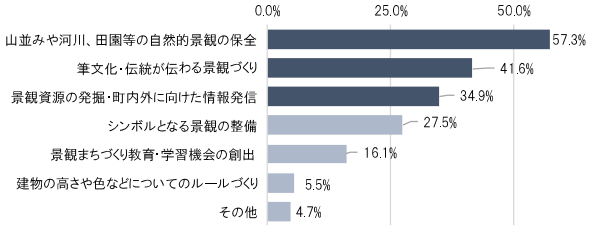

Q．熊野町で大切にしたい緑（２つまで）

（n=269）

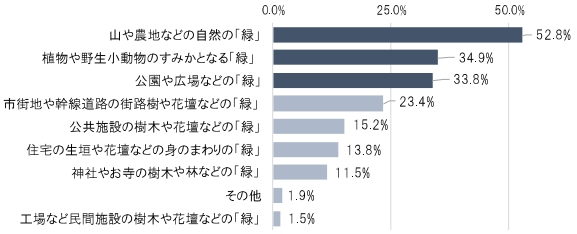

Q．緑のまちづくりの優先順位（２つまで）

（n=258）

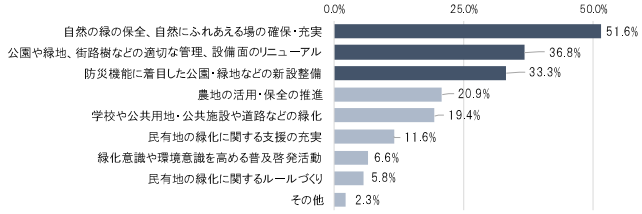

Q．熊野町の将来像（３つまで）

（n=273）

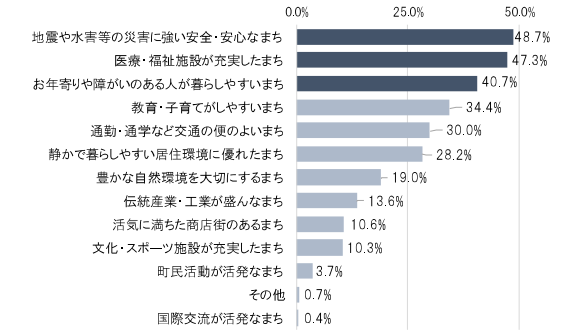

Q．まちづくり活動への参加意向

（n=287）

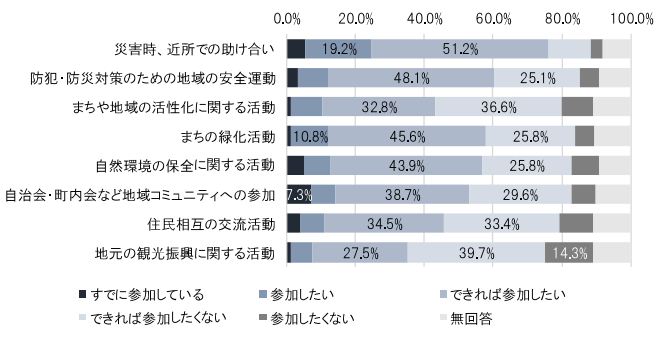

（※） n は回答者数［人］

(3) 中央地域①のまちづくり方針

1) 基本的な考え方

中央地域①(呉地、出来庭、中溝)は、中央地域②(萩原、城之堀)とともに、市街地の環境の整備や都市機能の集積を進め、快適な居住の場、活力ある賑わいの場として整備、また、筆の歴史・文化を活かした多彩で魅力的な観光交流の場としての形成を進めていく、都市活動・交流ゾーンとして位置づけています。

そこで、各種計画や地域の概要などを踏まえ、以下の基本目標を設定します。

・筆の里工房を起点とした筆の軸エリアの魅力づくり
・安心・安全・快適な道路環境づくり
・住工の共生したゆとりある居住環境整備
・町全体を支える都市拠点の機能強化
・身近な緑地空間の育成と自然環境の保全
・防災まちづくりの推進

2) まちづくりの方針

＜特性と課題＞

● 点在する観光資源の連携強化

中心市街地には、筆の里工房をはじめとする筆文化を伝える場や、榊山神社等の社寺境内地などの観光資源が点在しています。

しかし、現状では町への来訪者がそれらを巡るような観光形態ではなく、個々の施設ごとでのイベント開催によって集客を図るなど、観光・交流が建物内部に留まっている状況がみられます。

今後は、点在する観光資源の連携強化を図り、中心市街地一体として熊野町の魅力を発信するまちづくりを展開していく必要があります。

● 都市計画道路の整備に応じた市街地環境整備

本地域には、(主) 矢野安浦線バイパスをはじめとする整備中の都市計画道路が存在しています。

これらの路線は、混雑する現道の（主）矢野安浦線のバイパスとして整備を進めていますが、物流などの広域ネットワークの強化や交通渋滞緩和を主眼に置きながら、交差点付近などの沿道空間には、商業機能等を誘導するような土地利用を合わせて検討し、快適な道路環境を計画的に整備していく必要があります。

● 筆産業振興とゆとりある居住環境整備の両立

本町の主産業である筆産業は、その多くが家内工業により支えられています。

今後も伝統産業の継承を重んじながら、農のある暮らしの場として、ゆとりある居住環境の整備を図っていく必要があります。

● **中心市街地の空洞化対策**

本地域は、町役場や中心市街地、主要幹線道路沿道の商業地等、町全体を支える商業・公共公益・医療・福祉等の都市機能が集積する都市拠点を擁しています。

しかし、モータリゼーションの進展に伴い、中心市街地の空洞化が進行し、活力が低下している状況にあるため、現状のままでは町全体を支える拠点としては十分に機能しない可能性があります。

そのため、周辺市町との連携強化を図るとともに、他地域にはない機能を提供する都市拠点の維持・形成を図っていく必要があります。

● **身近な緑地の質の向上と生物多様性に配慮した自然環境の保全**

本地域は、身近な公園緑地が他地域に比べて不足しています。しかしながら、筆の里工房から中心市街地を有機的に結ぶ坂面大池などの良好な親水空間や社寺境内地が集積しており、他地域にはない魅力ある緑地空間が存在します。

住民意向からも読み取れるように、今後の緑のまちづくりにおいては、公園緑地の量的な充足以上に、身近な緑地空間の質の向上を図っていくことが求められています。

また、呉地ダム周辺をはじめ、二河川、椎川、道上川の３つの河川など、絶滅危惧種を含む多様な動植物の生息地がネットワーク状に形成されています。

今後も貴重な動植物の住処となる自然環境の保全を図るため、公共施設の整備等の際には配慮していく必要があります。

● **脆弱な地区の改善**

本地域には、旧市街地をはじめ、狭隘（きょうあい）道路や袋小路のある地区が存在しています。

また、市街地内においても、洪水により浸水する可能性のある地区や、土砂災害警戒区域等に指定される地区が存在しています。

近年頻発化・甚大化する豪雨等の災害に備えるため、防災まちづくりを進めていく必要があります。

＜取組方針＞

筆の里工房を起点とした筆の軸エリアの魅力づくり

- 筆の軸エリアを中心に、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成するため、街路、公園、広場、民間空地等の官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導します。
- 公共交通、自動車、歩行者及び自転車が安全に通行・共存できる道路空間づくりを推進します。
- 中心市街地のフリンジ部分の低未利用地を共同駐車場として整備するなど、誰もが歩きやすい空間づくりを推進していきます。

安心・安全・快適な道路環境づくり

- 広域連携軸として、都市計画道路（主）矢野安浦線バイパスの整備を促進します。
- （主）矢野安浦線バイパスの整備に合わせて、交差点付近などの沿道空間には、周辺の市街地環境との調和を図りながら、日常生活に必要なサービス機能の誘導を図ります。
- 主要な公共公益施設周辺については、施設へのアクセス性や通学路の安全性の向上を図るため、地域住民の意見を反映しながら、カラー舗装整備による歩車分離等、快適な歩行者空間の確保を図ります。
- 既存の道路については、側溝や道路舗装等の適正な維持管理・予防保全を推進します。

住工の共生したゆとりある居住環境整備

- 二河川や椎川周辺の空き家・耕作放棄地等の活用が可能となる仕組みを検討し、ゆとりある居住環境の創出を図ります。
- 家内工業を主とする筆産業を振興し、住工の共生を実現・担保するため、地区計画や建築協定、緑地協定の導入等、良好な居住環境を安定的に維持するための地区のルールづくりを促進します。

町全体を支える都市拠点の機能強化

- 中心市街地の空洞化やまちの活力低下が進行している課題に対し、空き家や低未利用地の既存ストックや新しいアイデアを持つ起業希望者・地域住民などの地域の人的資源を活用しつつ、地域活力を再生する手法として、リノベーションまちづくりによる賑わいづくりを検討します。
- 中心市街地や幹線道路沿線等において、町内に必要な最寄り商業や地区診療所、健康・福祉施設、公共公益施設等の都市機能の維持・確保を図ります。
- 老朽化が進んでいる町営住宅については、住宅施策の方針や長寿命化計画に基づき、適正な維持管理や耐震性がない木造住宅などの廃止に努めるとともに、安定した公営住宅を供給し、良好な居住環境を確保します。

身近な緑地空間の育成と自然環境の保全

- 筆の里工房周辺整備事業（観光交流拠点整備）における Park-PFI の導入検討等、民間活力の活用についても検討し、地域との連携加速による魅力的な公園づくりを推進します。
- 地区の基幹となる公園の整備を図るため、市民緑地制度等を活用して民間の空き地等において公園と同等の機能を有する空間整備も推進していきます。
- 呉地ダム周辺においては、清流の保護及び動植物や昆虫類が生息しやすい環境の保全を図ります。
- 都市と自然とが共生する環境づくりに資する緑、歴史・文化を感じさせる緑の確保を図るため、中心部の市街地を一望できるゆるぎ観音周辺等を自然とのふれあいの場として整備促進します。
- 榊山神社や大年神社の社叢等、市街地内の緑地や文化財、緑化された公共施設及び緑の核、地域内の山林、河川とのネットワーク化を図り、緑の豊かな環境づくりを進めます。
- 周辺地域の農業従事者等との協働のもとに、本地域に整備された町民農園（ＪＡ安芸アグリパーク呉地菜園）の利用促進を図ります。

防災まちづくりの推進

- 土砂災害や洪水等の災害リスクの高い居住地域については、災害対策の促進を図るとともに、ハザードマップを提示しながら、長期的に安全な市街地への居住移転を誘導し、市街化調整区域では災害危険区域内への新規開発を抑制していきます。
- 通学路や避難経路となる道路において、危険なコンクリートブロック塀の改修を促進するため助成制度の検討を進めます。
- 熊野町民会館を中央防災拠点施設と位置付け、講堂の特定天井の解消や避難所としての機能拡大を図り、地域住民が安心して避難できる環境づくりを推進します。
- 地域住民の協力のもと、防災教育などのソフト対策を進めるとともに、国や県等への砂防・治山事業の計画的な促進を要望しながら、災害防止を図ります。

■中央地域①のまちづくり方針図

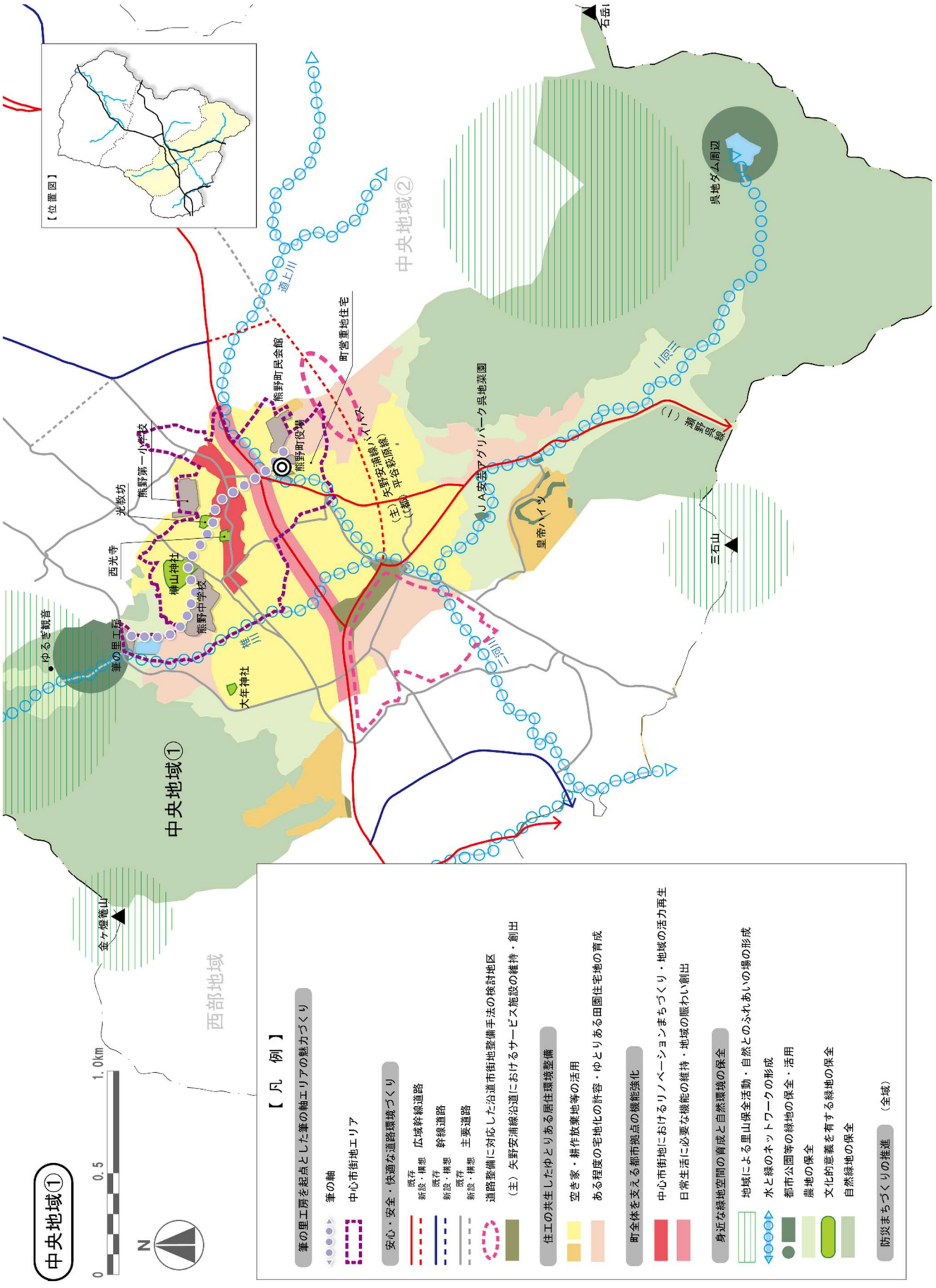

２－３．中央地域②

(1) 地域の概要

本地域は、本町の中央部に位置し、中心市街地の一部や軽工業地、くまの産業団地、民間公園等を擁する地域で、萩原、城之堀地区が該当します。

阿戸別れ交差点から北部につながる（一）瀬野呉線沿線にはサービス施設等が集積し、町民の日常生活を支えています。

また、黒瀬方面からの入口付近に立地する観光交流促進機能も有する民間公園や、地域北部や道上川沿いに広がる農地、土岐ノ城山など、豊かな自然環境も有する地域です。

表：中央地域②の概要

項目	概要
該当地区	●萩原、城之堀
人口	●地域内人口は 6,764 人（本町の 27.3%）、世帯数は 2,906 世帯です。 ●高齢化率は 31.6%です。
都市計画	●全域が都市計画区域であり、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域の用途地域指定があります。
道路	●都市計画道路：太央馬場線、萩原線（未整備）、平谷萩原線（（主）矢野安浦線バイパス整備中） ●一般県道：瀬野呉線（バイパス整備中） ●主要地方道：矢野安浦線
河川	●道上川
下水道	●萩原地区、城之堀地区の市街化区域内は、公共下水道全体計画の区域に含まれています。
都市公園	●その他公園：開発公園 11 箇所
学校	●中学校：熊野東中学校
保育所	●くまの中央保育園
医療施設	●医院数：6 ●歯科医院数：4
公共施設	●熊野町環境センター（ストックヤード）
バス	●広島電鉄路線バスが運行しています。 ●役場を起終点とし、中央地域全域（バス停：36 箇所）を町内循環型コミュニティバスおでかけ号が運行しています。
災害リスク	●斜面地を中心に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地）に指定されている箇所があります。
防災	●熊野町総合ハザードマップ、熊野町土砂災害ハザードマップ（第一小学校区）は策定済みです。

(2) 住民意向

- 本地域は、全項目の平均の満足度が 0.005 と全町平均（0.077）より低く、全項目の平均の重要度は 0.909 と全町平均（0.843）より高くなっています。
- 「分類評価Ⅰ」に該当する項目では、「歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性」、「災害発生時の避難環境」、「公共公益施設のバリアフリー化などの状況」や「地区をつなぐ道路網の整備状況」等は、町平均に比べて重要度が高いものの、満足度が低い結果となっています。

表：中央地域②の満足度・重要度

項目		満足度	重要度	分類評価
安全性	周辺の建物（自宅や周辺の家など）の不燃化や耐震化	0.009	0.862	Ⅲ
	土砂災害や水害、地震などの災害対策	−0.205	1.282	Ⅰ
	避難場所や避難路の整備など、災害発生時の避難環境	−0.116	1.244	Ⅰ
	公共公益施設のバリアフリー化などの状況	−0.028	1.030	Ⅰ
	歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性	−0.922	1.446	Ⅰ
	夜間の街灯の設置による安全性	−0.421	1.296	Ⅰ
利便性	地区をつなぐ道路網の整備状況	−0.514	1.170	Ⅰ
	公共交通（鉄道やバス等）の利用のしやすさ	−0.769	1.282	Ⅰ
	保育所、幼稚園、小中学校への行きやすさ	−0.048	0.764	Ⅱ
	スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ	0.685	0.698	Ⅲ
	銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ	0.023	0.782	Ⅲ
	公民館などの地区の集会施設への行きやすさ	0.060	0.604	Ⅲ
	病院や福祉施設への行きやすさ	−0.130	1.030	Ⅰ
快適性	子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり	−0.088	1.163	Ⅰ
	上水道・下水道（排水処理）等の整備状況	0.507	0.895	Ⅳ
	日当たりや風通しなどの周辺環境	0.763	0.584	Ⅲ
	山・川・田畑などの自然景観	0.651	0.548	Ⅲ
	ごみの排出やCO_2排出等の環境問題	0.332	0.955	Ⅳ
	騒音、振動、悪臭等の環境問題	0.472	0.849	Ⅲ
にぎわい・活性化	商業地や商店街のにぎわい	−0.307	0.757	Ⅱ
	筆の里工房等の文化施設の充実・活気	0.051	0.740	Ⅲ
	寺社や文化財・史跡等の歴史的・文化的景観の保全	0.047	0.607	Ⅲ
	スポーツ・レクリエーション施設の充実	−0.108	0.765	Ⅱ
	地域コミュニティの活気や魅力	−0.079	0.750	Ⅱ
	観光によるにぎわい	−0.332	0.613	Ⅱ
お住まいの地区の住みやすさ		0.591	―	―
全項目平均		0.005	0.909	―
全町平均		0.077	0.843	―

（※１）黄色網掛けは満足度が低く、重要度が高いもの（分類評価Ⅰ）

（※２）※各項目の満足度及び重要度の評価点は次式により算出

■満足度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「満足」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや満足」の票数})-1\text{点}\times(\text{「やや不満」の票数})-2\text{点}\times(\text{「不満」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

■重要度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「重要」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや重要」の票数})-1\text{点}\times(\text{「あまり重要でない」の票数})-2\text{点}\times(\text{「重要でない」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

表：分類評価

分類	評価
Ⅰ	特に重点的に改善（満足度の向上）に取り組む必要がある
Ⅱ	満足度は低いが重要度も低いため、優先順位が必ずしも高くない
Ⅲ	満足度は高いが今後も取組を重点的に維持していく必要がある
Ⅳ	満足度を維持するため、今後も取組を維持していく必要がある

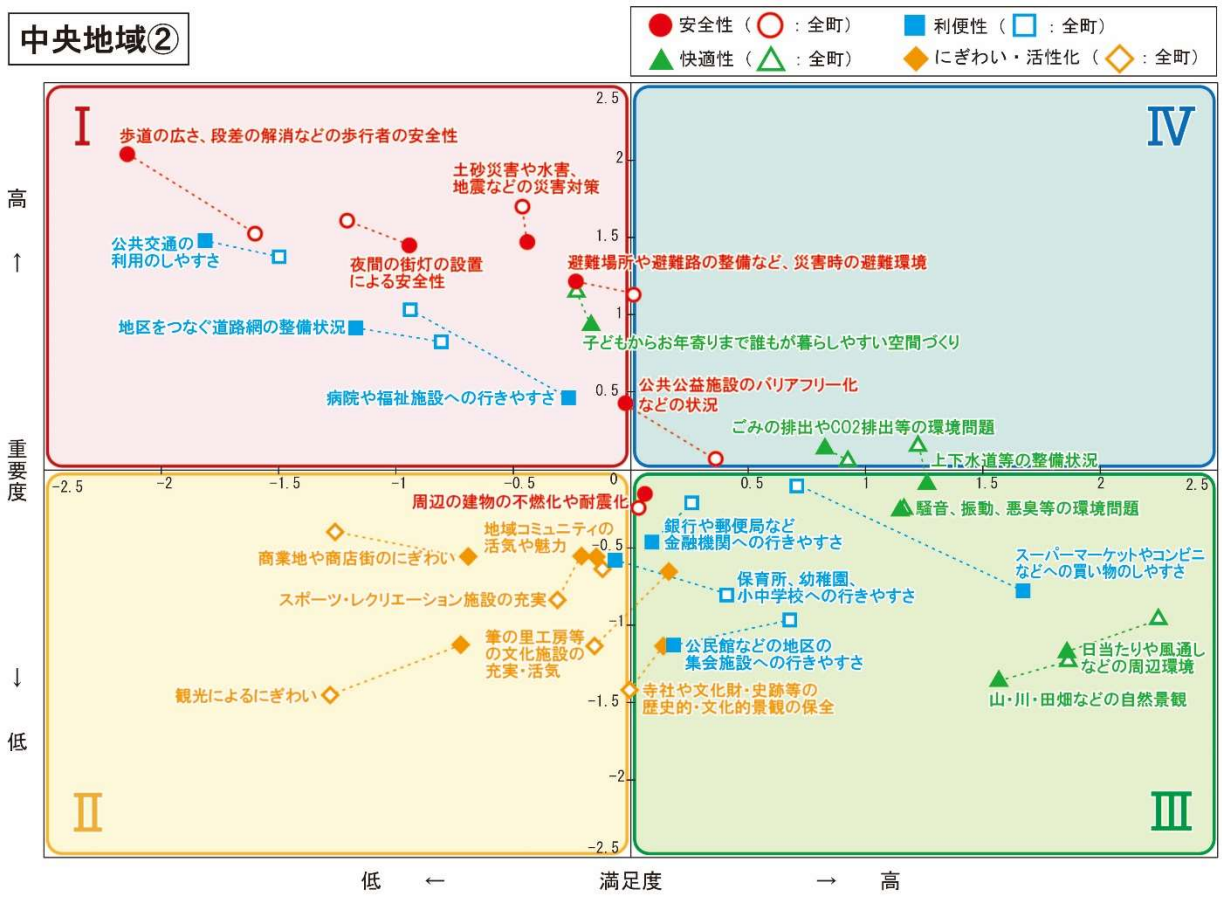

図：分類評価（中央地域②）

※図は、ばらつき（標準偏差）を考慮した以下の算出方法によるため、表と数値が一致しない。

「満足・重要：2 点」、「やや満足・やや重要：1 点」、「どちらでもない：0 点」、「やや不満・あまり重要でない：-1 点」、「不満・重要でない：-2 点」とし、合計得点を算出し、項目の平均値やばらつき（標準偏差）を考慮し、満足度および重要度を算出した。

$$\text{標準化係数} = \frac{\text{評価点} - \text{評価点の平均点}}{\text{評価点の標準偏差}}$$

Q．安全なまちづくりの優先順位（３つまで）

（n=212）

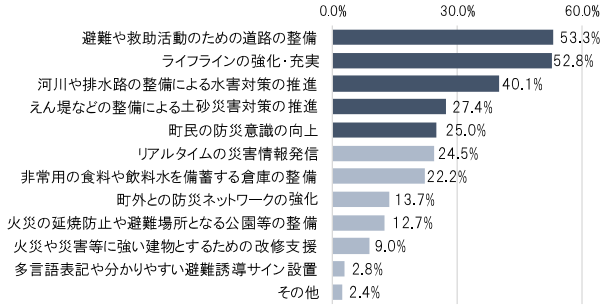

Q．道路・公共交通整備の優先順位（２つまで）

（n=211）

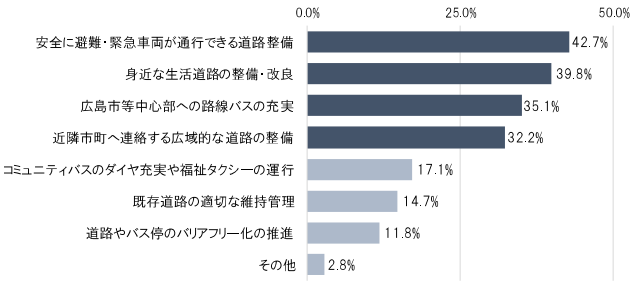

Q．良好な生活環境整備の優先順位（２つまで）

（n=209）

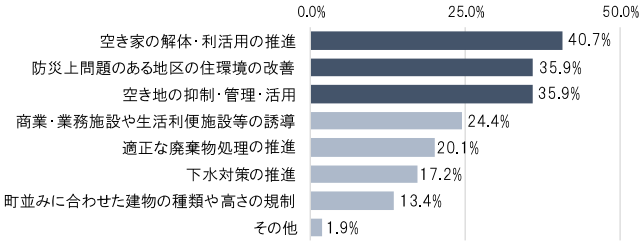

Q．景観を守るために必要な取組（２つまで）

（n=198）

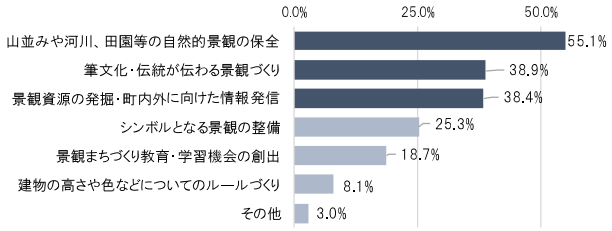

Q．熊野町で大切にしたい緑（２つまで）

（n=207）

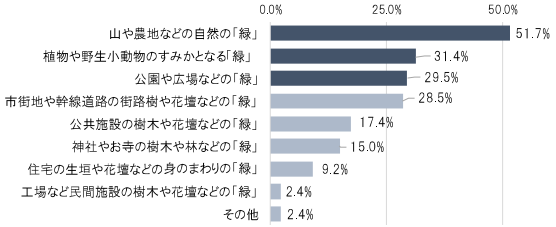

Q．緑のまちづくりの優先順位（２つまで）

（n=206）

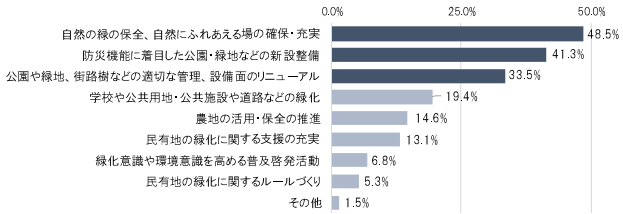

Q．熊野町の将来像（３つまで）

（n=211）

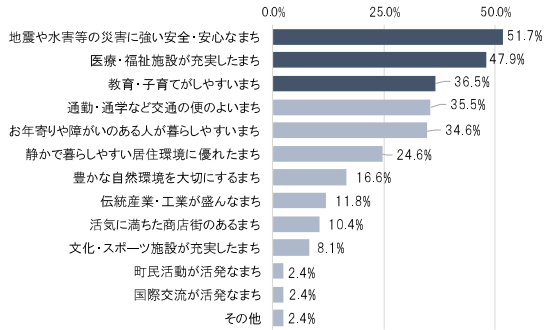

Q．まちづくり活動への参加意向

（n=222）

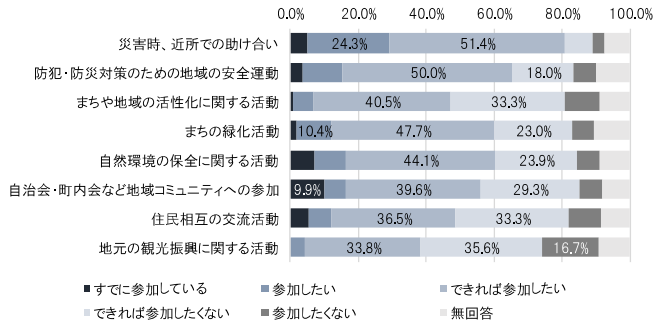

（※）ｎは回答者数［人］

(3) 中央地域②のまちづくり方針

1) 基本的な考え方

中央地域②(萩原、城之堀)は、隣接する中央地域①(呉地、出来庭、中溝)とともに、市街地の環境の整備や都市機能の集積を進め、快適な居住の場、活力ある賑わいの場として整備、また、筆の歴史・文化を活かした多彩で魅力的な観光交流の場としての形成を進めていく、都市活動・交流ゾーンとして位置づけています。

そこで、各種計画や地域の概要などを踏まえ、以下の基本目標を設定します。

- 町全体を支える都市拠点の機能強化
- 安心・安全・快適な道路環境づくり
- 住農工の共生したゆとりある居住環境整備
- 豊かな自然環境の保全・活用
- 防災まちづくりの推進

2) まちづくりの方針

＜特性と課題＞

● 市街地の空洞化対策

本地域は、幹線道路の（主）矢野安浦線と（一）瀬野呉線沿道の商業地等、町全体を支える商業・医療・福祉等の都市機能が集積する都市拠点を擁しています。

また、近年では小規模な宅地開発等が行われたため、人口の減少も町内で最も低くなっており、地域コミュニティの活性化が期待されます。

しかし、古い家屋が多く点在しているため、空洞化が進行しないよう、市街地の維持・形成を図っていく必要があります。

● 道路整備の加速化とニーズに応じた沿道環境整備

本地域には、(都）平谷萩原線や（都）萩原線が存在しており、早期整備に向けて県に働きかけていく必要があります。

また、(一）瀬野呉線のバイパス整備によって利便性の向上が図られるエリアにおいては、新たな産業機能の誘致や民間公園の機能拡大を促進するため、計画的な土地利用誘導が求められています。

さらに、災害発生時の避難環境整備や安全な歩行者空間整備を求める住民意向が強いことをふまえて、主要道路のネットワーク化や歩行者の安全性向上を図っていく必要があります。

● 多様な用途による土地利用が調和した地区の形成

本地域は、居住、商業、工業、筆産業、農業、自然環境等など、多様な用途による土地利用が図られてきた地域です。そのため、宅地と軽工業地が隣り合わせにある地区も存在しています。

今後は、人口減少に伴い発生する空き地・空き家等を有効活用し、ゆとりある土地利用を推進していく必要があります。

● **生物多様性に配慮した自然環境の保全・活用**

本地域は、身近な公園・緑地は不足傾向にありますが、市街地周辺の農地や河川（道上川）、緑の核としての土岐ノ城山等の自然資源を有しています。

しかし、住民意向によれば、自然にふれあえる場の確保・充実が求められており、周囲に身近な自然緑地が存在していても、それを充分に享受できる環境は不足しています。

今後は、生物多様性に配慮しながら、自然とのふれあいの場づくりを推進していくことが求められています。

● **脆弱な地区の改善**

本地域には、旧市街地をはじめ、狭隘（きょうあい）道路や袋小路のある地区が存在しています。

また、市街地内においても、土砂災害警戒区域等に指定される地区が存在しています。

近年頻発化・甚大化する豪雨等の災害に備えるため、防災まちづくりを進めていく必要があります。

＜取組方針＞

町全体を支える都市拠点の機能強化

- 中心市街地の空洞化やまちの活力低下が進行している課題に対し、空き家や低未利用地の既存ストックや新しいアイデアを持つ起業希望者・地域住民などの地域の人的資源を活用しつつ、地域活力を再生する手法として、リノベーションまちづくりによる賑わいづくりを検討します。
- 中心市街地や幹線道路沿線等において、町内に必要な最寄り商業や地区診療所、健康・福祉施設、公共公益施設等の都市機能の維持・確保を図ります。
- （一）瀬野呉線のバイパス整備を見据えて、東広島市方面からの玄関口となる熊野黒瀬トンネル周辺においては、民間事業者等との連携を図りながら、情報発信等、来訪者を迎え入れるゲートとしての空間づくりを推進します。

安心・安全・快適な道路環境づくり

- 広域連携軸として、（主）矢野安浦線、（一）瀬野呉線の機能強化のためそれぞれのバイパス整備を促進するとともに、（都）萩原線の整備を進めます。
- 町北部の山裾の地域を連絡する熊野北農道等、都市の骨格を形成し円滑な都市活動を支える幹線道路ネットワークを形成します。
- 既存の道路については、側溝や道路舗装等の適正な維持管理・予防保全を推進します。

住農工の共生したゆとりある居住環境整備

- 高齢化が進む住宅団地では、空き家・空き地となった隣地の買い増しによる狭小な敷地の統合により、１戸あたりの専有面積を拡大し、菜園、共同駐車場、小規模多機能施設等、地域コミュニティの拠点施設とするなど、ゆとりある土地利用や既存ストックのリノベーション等による居住環境の向上を図ります。
- 計画的に開発された住宅地については、住農工の共生を実現・担保するため、地区計画や建築協定、緑地協定の導入等、良好な居住環境を安定的に維持するための地区のルールづくりを促進します。
- 和田地区～松田地区（城之堀）にかけて形成されている軽工業地は、周辺の居住環境に配慮しつつ工業機能の維持・保全を検討します。
- （一）瀬野呉線バイパス沿線及びくまの産業団地を産業拠点として位置づけ、町の産業振興を図るとともに、職住近接の暮らしの場を創出します。

豊かな自然環境の保全・活用

- 都市と自然とが共生する環境づくりに資する緑、歴史・文化を感じさせる緑の確保を図るため、中心部の市街地を一望できる土岐ノ城山周辺において、自然とのふれあいの場の整備を検討・推進します。
- 地域内に分布する農地は、地産地消のための土地資源として、農地の保全を図ります。
- 道上川は、貴重な水辺空間として適切に維持管理し、多様な生物の生息地としての保全に努めます。
- 東広島市方面からの玄関口となる熊野黒瀬トンネル周辺においては、既存の民間公園や民間事業者等との連携を図りながら、自然とのふれあいの場、情報発信等、来訪者を迎え入れるゲートとしての空間づくりを促進するため、適切な土地利用の誘導を図ります。

防災まちづくりの推進

- 土砂災害等の災害リスクの高い居住地域については、災害対策の促進を図るとともに、ハザードマップやGISによる検証を提示しながら、長期的に安全な市街地への居住移転を誘導し、市街化調整区域内では災害危険区域内への新規開発を抑制していきます。
- 水害対策として、普通河川の浚渫、老朽化したため池の廃止等、県と連携しながら計画的な河川等の維持管理による治水機能の維持に努めます。
- 地域住民の協力のもと、防災教育などのソフト対策を進めるとともに、国や県等への砂防・治山事業の計画的な促進を要望しながら、災害防止を図ります。

■中央地域②のまちづくり方針図

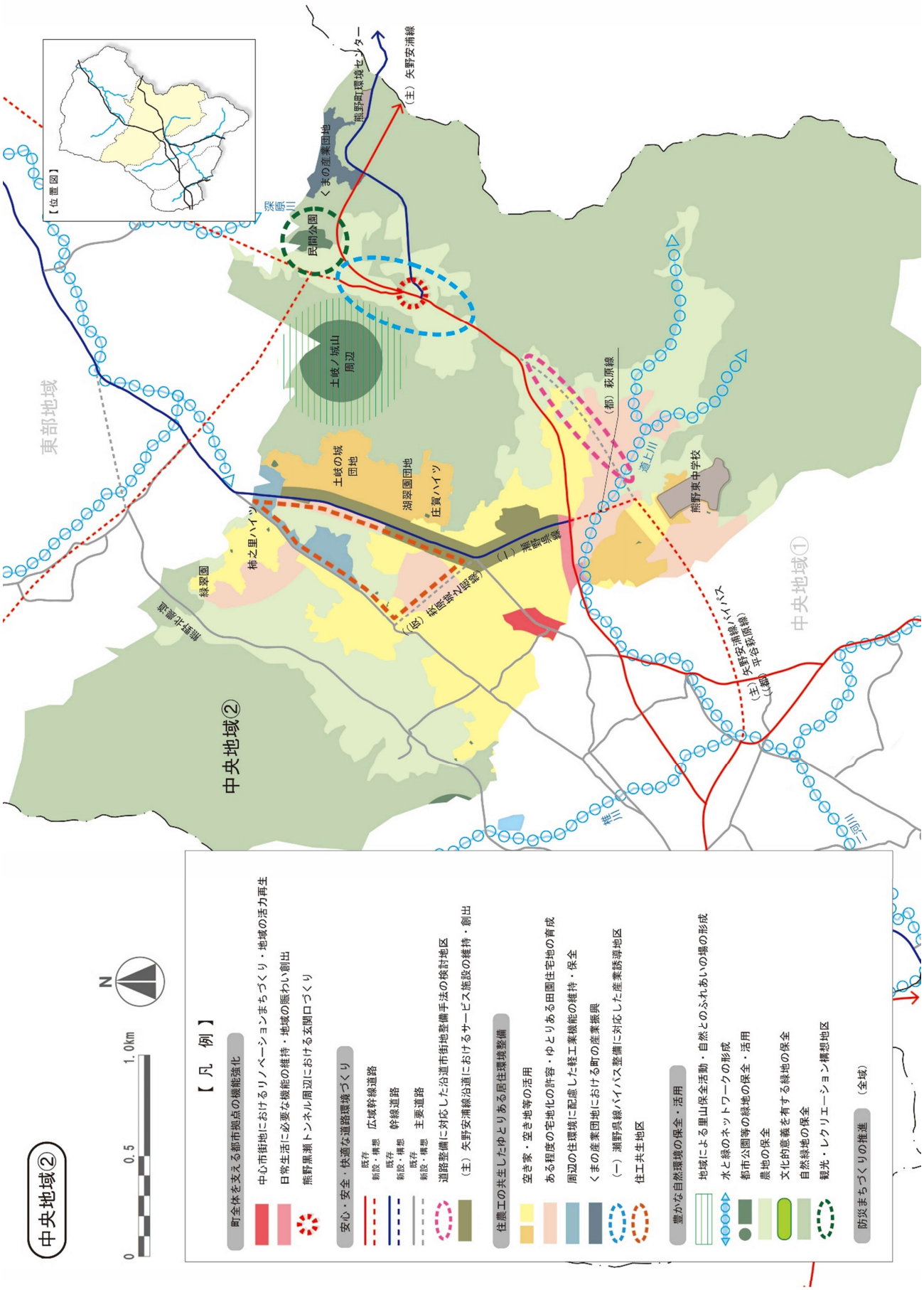

２－４．東部地域

(1) 地域の概要

本地域は、本町の北東部に位置し、(一) 瀬野呉線沿道に市街地が形成された地域であり、初神、新宮地区が該当します。

深原地区における工業集積地や町内唯一の地区公園、深原地区公園を有していることや山林を背景に広がるのどかな田園集落が特徴的です。

防災の観点からは、近年のハザードエリアの見直しにより、それまで指定避難所とされていた東公民館が土砂災害警戒区域に指定されたことから、安全な市街地への避難環境整備を進めています。

表：東部地域の概要

項目	概要
該当地区	●初神、新宮
人口	●地域内人口は 2,516 人（本町の 10.2%）、世帯数は 1,089 世帯です。 ●高齢化率は 34.7%です。
都市計画	●全域が都市計画区域であり、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域の用途地域指定があります。
道路	●一般県道：瀬野呉線（バイパス整備中）、津江八本松線
河川	●二級河川：熊野川 ●砂防河川：深原川、三谷川
下水道	●初神地区、新宮地区の市街化区域内は、公共下水道全体計画の区域に含まれています。
都市公園	●都市公園：深原地区公園 ●その他公園：開発公園 5 箇所
学校	●熊野第二小学校
保育所	●初神保育園
医療施設	●ー
公共施設	●熊野東公民館、熊野町東部地域健康センター
バス	●広島電鉄路線バスが運行しています。 ●役場を起終点とし、東部地域全域（バス停：21 箇所）を町内循環型コミュニティバスおでかけ号が運行しています。
災害リスク	●斜面地を中心に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地）に指定されている箇所があります。
防災	●熊野町総合ハザードマップ、熊野町土砂災害ハザードマップ（第二小学校区）は策定済みです。

(2) 住民意向

- 本地域は、全項目の平均の満足度が-0.230と全町平均（0.077）より低く、全項目の平均の重要度も0.842と全町平均（0.843）より低くなっています。
- 「分類評価Ⅰ」に該当する項目では、「土砂災害や水害、地震などの災害対策」、「公共交通の利用しやすさ」や「病院や福祉施設への行きやすさ」等は、町平均に比べて重要度が高いものの、満足度が低い結果となっています。

表：東部地域の満足度・重要度

項目		満足度	重要度	分類評価
安全性	周辺の建物（自宅や周辺の家など）の不燃化や耐震化	-0.102	0.703	Ⅲ
	土砂災害や水害、地震などの災害対策	-0.614	1.366	Ⅰ
	避難場所や避難路の整備など、災害発生時の避難環境	-0.401	1.125	Ⅰ
	公共公益施設のバリアフリー化などの状況	-0.109	0.791	Ⅲ
	歩道の広さ、段差の解消などの歩行者の安全性	-0.693	1.186	Ⅰ
	夜間の街灯の設置による安全性	-0.482	1.162	Ⅰ
利便性	地区をつなぐ道路網の整備状況	-0.496	1.046	Ⅰ
	公共交通（鉄道やバス等）の利用のしやすさ	-1.283	1.311	Ⅰ
	保育所、幼稚園、小中学校への行きやすさ	-0.316	0.766	Ⅱ
	スーパーマーケットやコンビニなどへの買い物のしやすさ	-0.445	0.955	Ⅰ
	銀行や郵便局など金融機関への行きやすさ	-0.847	0.977	Ⅰ
	公民館などの地区の集会施設への行きやすさ	-0.101	0.769	Ⅲ
	病院や福祉施設への行きやすさ	-0.934	1.159	Ⅰ
快適性	子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい空間づくり	-0.365	0.985	Ⅰ
	上水道・下水道（排水処理）等の整備状況	0.144	0.962	Ⅳ
	日当たりや風通しなどの周辺環境	0.848	0.581	Ⅲ
	山・川・田畑などの自然景観	0.812	0.581	Ⅲ
	ごみの排出やCO_2排出等の環境問題	0.348	0.777	Ⅲ
	騒音、振動、悪臭等の環境問題	0.522	0.672	Ⅲ
にぎわい・活性化	商業地や商店街のにぎわい	-0.606	0.574	Ⅱ
	筆の里工房等の文化施設の充実・活気	-0.088	0.469	Ⅲ
	寺社や文化財・史跡等の歴史的・文化的景観の保全	-0.058	0.433	Ⅲ
	スポーツ・レクリエーション施設の充実	-0.110	0.555	Ⅲ
	地域コミュニティの活気や魅力	-0.145	0.680	Ⅲ
	観光によるにぎわい	-0.493	0.453	Ⅱ
お住まいの地区の住みやすさ		0.029	―	―
全項目平均		-0.230	0.842	―
全町平均		0.077	0.843	―

（※１）黄色網掛けは満足度が低く、重要度が高いもの（分類評価Ⅰ）

（※２）※各項目の満足度及び重要度の評価点は次式により算出

■満足度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「満足」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや満足」の票数})-1\text{点}\times(\text{「やや不満」の票数})-2\text{点}\times(\text{「不満」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

■重要度

$$\frac{2\text{点}\times(\text{「重要」の票数})+1\text{点}\times(\text{「やや重要」の票数})-1\text{点}\times(\text{「あまり重要でない」の票数})-2\text{点}\times(\text{「重要でない」の票数})}{\text{無回答を除く票数}}$$

表：分類評価

分類	評価
Ⅰ	特に重点的に改善（満足度の向上）に取り組む必要がある
Ⅱ	満足度は低いが重要度も低いため、優先順位が必ずしも高くない
Ⅲ	満足度は高いが今後も取組を重点的に維持していく必要がある
Ⅳ	満足度を維持するため、今後も取組を維持していく必要がある

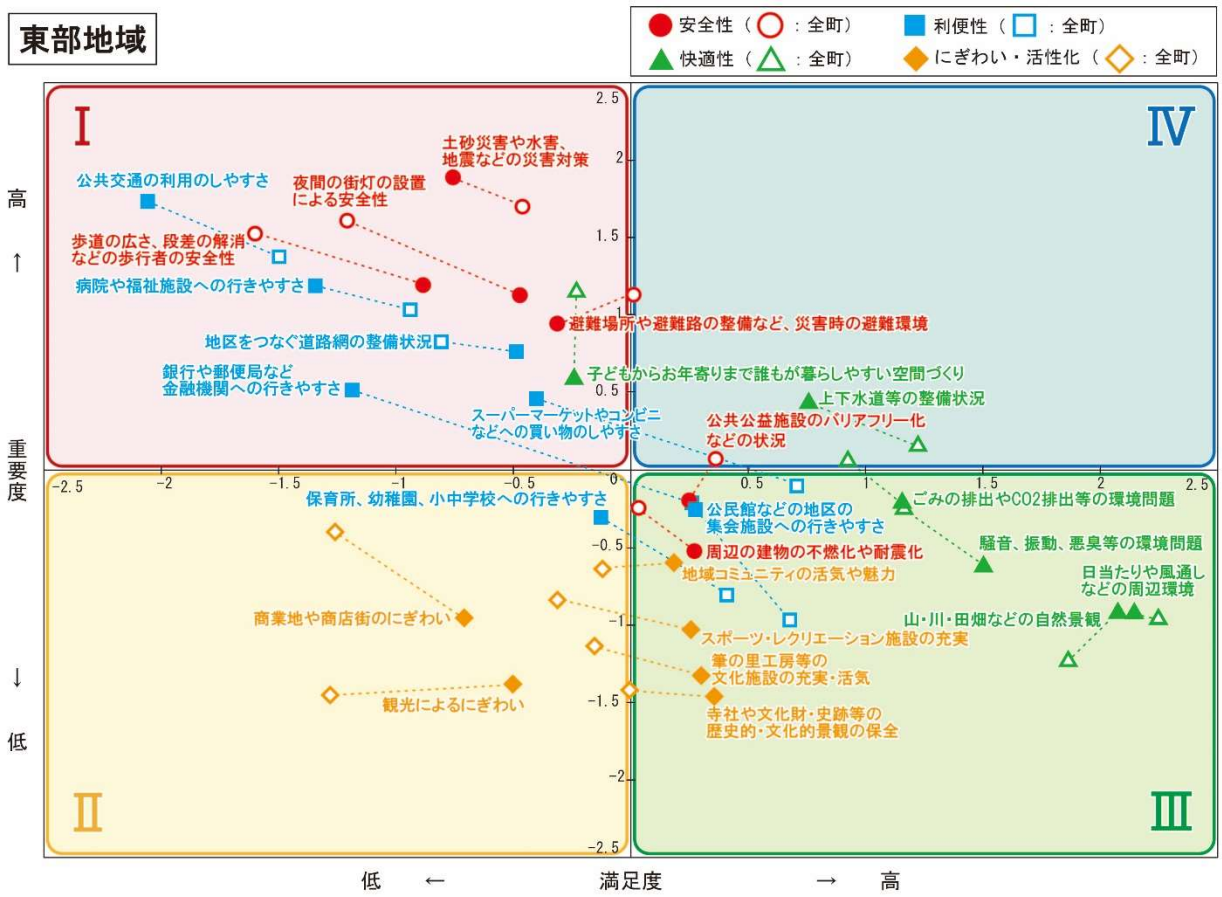

図：分類評価（東部地域）

※図は、ばらつき（標準偏差）を考慮した以下の算出方法によるため、表と数値が一致しない。

「満足・重要：2 点」、「やや満足・やや重要：1 点」、「どちらでもない：0 点」、「やや不満・あまり重要でない：-1 点」、「不満・重要でない：-2 点」とし、合計得点を算出し、項目の平均値やばらつき（標準偏差）を考慮し、満足度および重要度を算出した。

$$\text{標準化係数} = \frac{\text{評価点} - \text{評価点の平均点}}{\text{評価点の標準偏差}}$$

Q．安全なまちづくりの優先順位（３つまで）

（n=135）

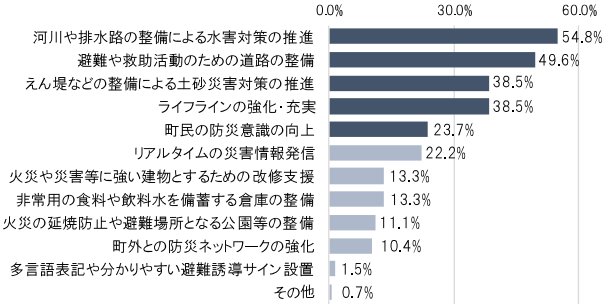

Q．道路・公共交通整備の優先順位（２つまで）

（n=135）

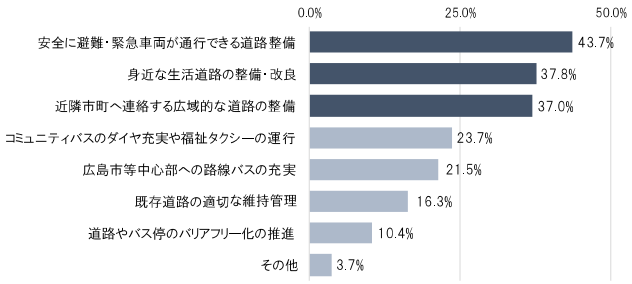

Q．良好な生活環境整備の優先順位（２つまで）

（n=135）

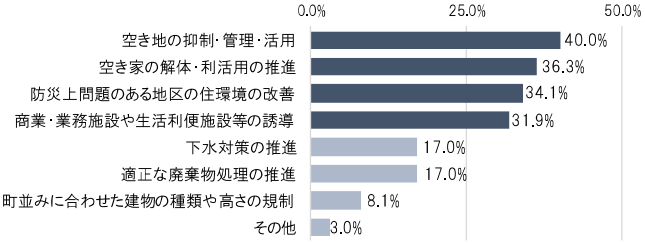

Q．景観を守るために必要な取組（２つまで）

（n=132）

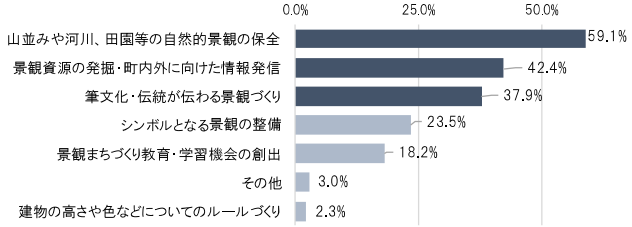

Q．熊野町で大切にしたい緑（２つまで）

（n=136）

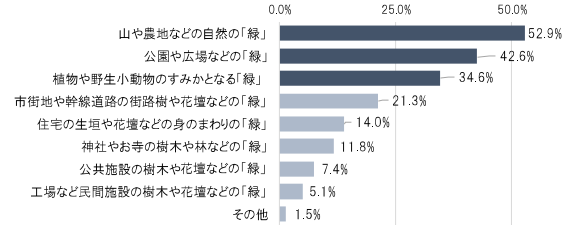

Q．緑のまちづくりの優先順位（２つまで）

（n=133）

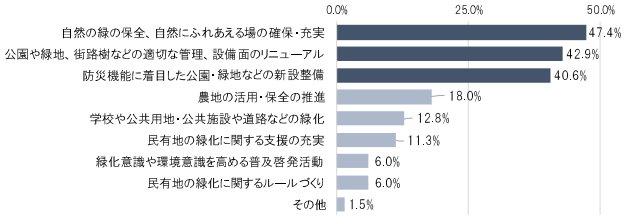

Q．熊野町の将来像（３つまで）

（n=140）

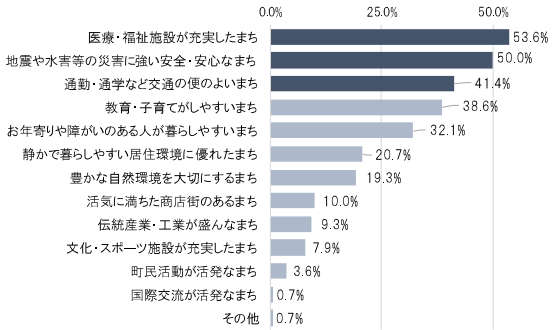

Q．まちづくり活動への参加意向

（n=140）

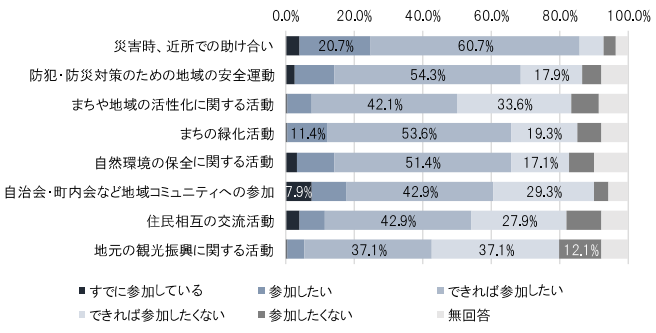

（※）ｎは回答者数［人］

(3) 東部地域のまちづくり方針

1) 基本的な考え方

東部地域は、豊かな自然環境と調和した環境づくりや生産基盤の整備を進め、潤いある田園居住の場、地産地消を先導する農業振興の場、また、企業用地の整備や既存工業の集積を活かした企業誘致を進め、新たな産業振興の場としての形成を進める、田園居住・生産ゾーンとして位置づけています。

そこで、地域の概要を踏まえ、以下の基本目標を設定します。

- 防災まちづくりの推進
- 安心・安全・快適な道路環境づくり
- 産業拠点づくり
- 身近な公園・緑地の継続的な活用・管理
- 農のある風景の育成

2) まちづくりの方針

＜特性と課題＞

● 災害リスクの低減と安全な土地利用誘導

平成 30 年７月豪雨の際に、三谷川や熊野川の氾濫や土砂災害により道路閉塞が生じた箇所をはじめとする脆弱な都市基盤を有する地区においては、河川整備や砂防・治山事業の促進など、防災機能の強化を図っていく必要があります。

また、市街化区域内において、斜面地を中心に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が存在し、熊野川等の河川においては、浸水想定区域が示されておらず、ハザードエリアを早期に示す必要があります。

そのため、長期的な観点から、災害リスクの高い地域から安全な市街地への居住誘導を図っていく必要があります。

● 広域道路ネットワークの強化と計画的な土地利用誘導

（一）瀬野呉線のバイパス整備によって利便性の向上が図られるエリアにおいては、新たな産業機能の誘致を促進するため、計画的な土地利用誘導が求められています。

さらに、平成 30 年７月豪雨の教訓から災害発生時の代替路の確保や本町の産業拠点（深原地区工業地）の発展のため、新たな広域道路ネットワークを図る（仮）新峠線の検討していく必要があります。

● 町の第二次産業の振興

本町の工業は、筆産業が従業者数・事業所数ともに全体の半数程度を占めていますが、他にも、金属製品製造業や輸送用機械器具製造業などのシェアも高く、その多くが本地域や中央地域②に立地しています。

今後も本町の第二次産業を支え、職住近接の暮らしの場を維持・発展していくための道路等の基盤を整備していく必要があります。

● **身近な公園・緑地の継続的な活用・管理**

本地域は、町内唯一の地区公園（深原地区公園）を有しており、地域の指定管理者を中心に、植樹やキッズフェスタなどの各種イベントの開催や日常的な管理・運営が行われています。

また、本地域には、市街地を縦貫する熊野川水系や自然緑地など、豊かな自然環境が形成されています。

今後も官民一体となり、身近な公園・緑地の継続的な活用・管理を推進していくことが求められています。

● **農業の振興と農地の保全**

本地域は、(一) 瀬野呉線沿線にコンパクトに市街地が広がり、後背地に広がるのどかな田園風景は町内随一の景観を形成しています。

一方、町内全体で農家の高齢化や耕地面積の小規模化の傾向がみられるため、新規就農者の育成や休耕田の有効利用の推進などにより、農業の振興や農地の保全を図っていく必要があります。

＜取組方針＞

防災まちづくりの推進

- 防災拠点施設として、熊野東防災交流センターの整備や地域住民が安心して避難できる環境づくりを推進します。
- 団地等の袋小路のある地区をはじめ、避難行動に支障をきたす生活道路については、複数の経路を確保するため、地元の合意形成を図りながら、避難路の整備に努めます。
- 土砂災害等の災害リスクの高い居住地域については、災害対策の促進を図るとともに、ハザードマップやGISによる検証を提示しながら、長期的に安全な市街地への居住移転を誘導し、市街化調整区域では災害危険区域内への新規開発を抑制していきます。
- 水害対策として、熊野川、普通河川の浚渫、老朽化したため池の廃止等、県と連携しながら計画的な河川等の維持管理による治水機能の維持に努めます。
- 地域住民の協力のもと、防災教育などのソフト対策を進めるとともに、国や県等への砂防・治山事業の計画的な促進を要望しながら、災害防止を図ります。

安心・安全・快適な道路環境づくり

- 広域連携軸として、(一) 瀬野呉線の機能強化のため、バイパス整備を推進し、市街地内の通過交通の排除、渋滞緩和を目指します。また、現道区間においては、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- 災害発生時の代替路の確保や本町の産業拠点（くまの産業団地や深原地区工業地等）の発展のため、（仮）新峠線について、国道２号東広島・安芸バイパスへの接続の検討を進めます。
- 既存の道路については、側溝や道路舗装等の適正な維持管理・予防保全を推進します。

産業拠点づくり

- 深原地区における計画的な基盤整備を推進するとともに、工業地としての環境確保を図り、熊野町の産業拠点として育成していきます。
- 田園環境と調和した産業拠点の形成を図るため、地区計画等の導入を促進します。

身近な公園・緑地の継続的な活用・管理

- 市街地周辺の自然緑地は、市街地に隣接する貴重な緑地としての機能を果たしており、都市の自然環境形成の上からも保全すべき区域であることから、地域住民との協働により、交付金等を活用した自然散策用の遊歩道の整備~~や~~、有害鳥獣対策のバッファゾーンの整備や間伐・伐採などの対策により自然緑地の保全・活用に努めます。
- 熊野川や三谷川、深原川は、市街地と周辺緑地とを有機的に結び付け、植生回復・環境保全・親水空間の創出を図る環境軸として、水辺環境を保全します。
- 深原地区公園は、自然環境の保全を図りつつスポーツ・レクリエーションの振興を図る拠点かつ災害発生時における避難地として、今後も有効活用を図るとともに、民間資源の活用を推進します。

農のある風景の育成

- 地域内に分布するまとまりのある農地は、今後とも食料の安定供給を図るための土地資源として、農地の保全を図ります。
- 農家の良好な屋敷林や生垣の保全､集落地周辺農地の緑地としての活用を促進します。
- ＪＡ安芸や経営農家、農業委員会、町内商店等との協働により、地域で農業を推進するとともに、農産物の地産地消を促進する体制づくりに努めます。

■東部地域のまちづくり方針図

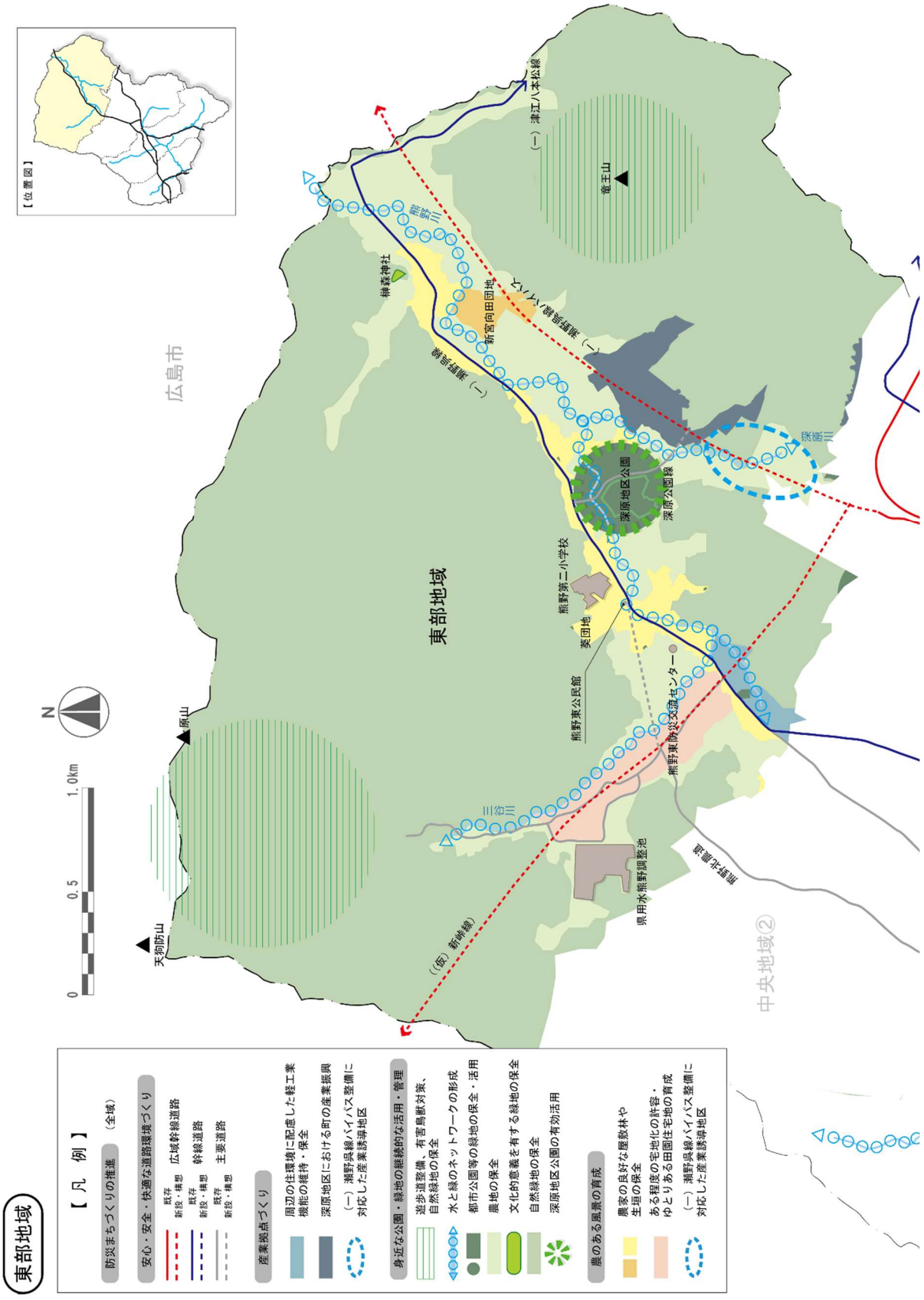

■町全域のまちづくり方針図

町全域

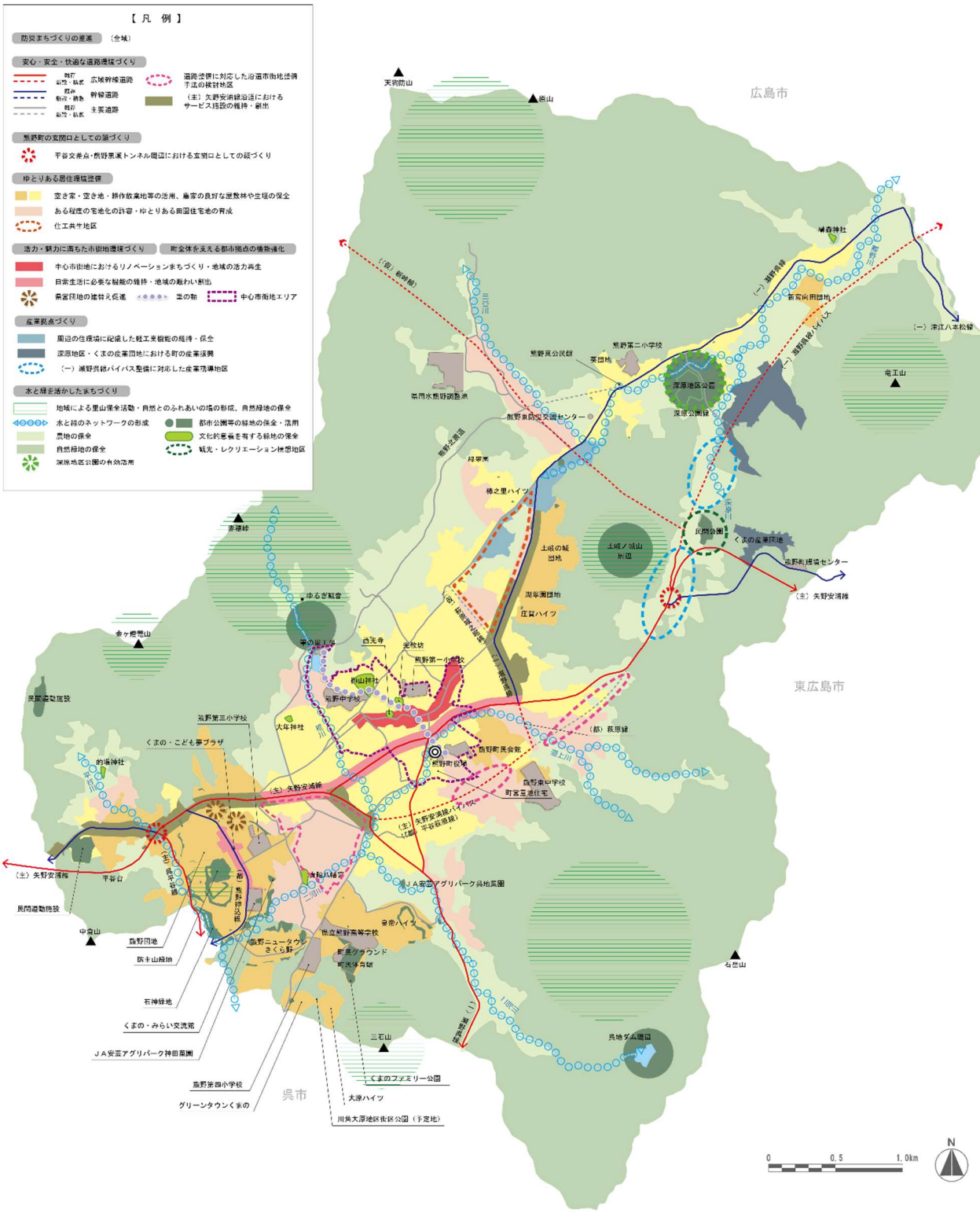

Ⅵ. 計画の推進方針

本章では、都市計画マスタープランの実現に向けた体制や計画の運用方針など、計画の推進方針について記載します。

１．多様な主体の協働によるまちづくりの推進

２．効率的な都市運営

３．計画の適切な運用

１．多様な主体の協働によるまちづくりの推進

熊野町都市計画マスタープランで掲げたまちづくりの目標や、各種まちづくりの方針の実現を図るためには、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりに取組むことが求められます。以下に、協働のまちづくりにおける各主体の役割を整理します。

■協働のまちづくりにおける役割

○町民の役割｜町民及びまちづくり協議会、NPO、地元のまちづくり団体等

町民は、まちづくりの主役であることから、まちづくりの目標を共有し、一人ひとりが身近なまちづくりに関心を持ち、各種計画に対する意見やアイディアの提供、まちづくり勉強会等への参加など、まちづくり活動に積極的に参画することが求められます。

さらに、地域の魅力の維持・創出を図るため、地域コミュニティが主体となって、緑化運動やボランティア活動、まちづくりのルールづくり、祭り・イベントの実施等、地区レベルのまちづくり活動を推進する体制づくりが必要となります。

○事業者の役割｜営利企業や業界団体等

事業者は、自らの業務活動の維持・発展とともに、地域の構成員として積極的・主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。また、まちの発展のために、まちづくり計画の策定・運用等にも積極的に参画し、社会的役割を担っていくことが必要です。

○行政の役割｜担当課の垣根を超えた連携組織

行政は、より良いまちづくりを推進するために、町民や事業者が参画するまちづくり施策の実現を図るとともに、多様な主体がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりや支援を通して、人材の育成に努めます。施策の実施に当たっては、国や県等の関係機関と連携して総合的・計画的・効率的に推進します。また、まちづくり活動では町民、事業者、行政が情報を共有していくことが重要であるため、積極的な情報公開を行います。

多様な主体の協働によるまちづくりのイメージ

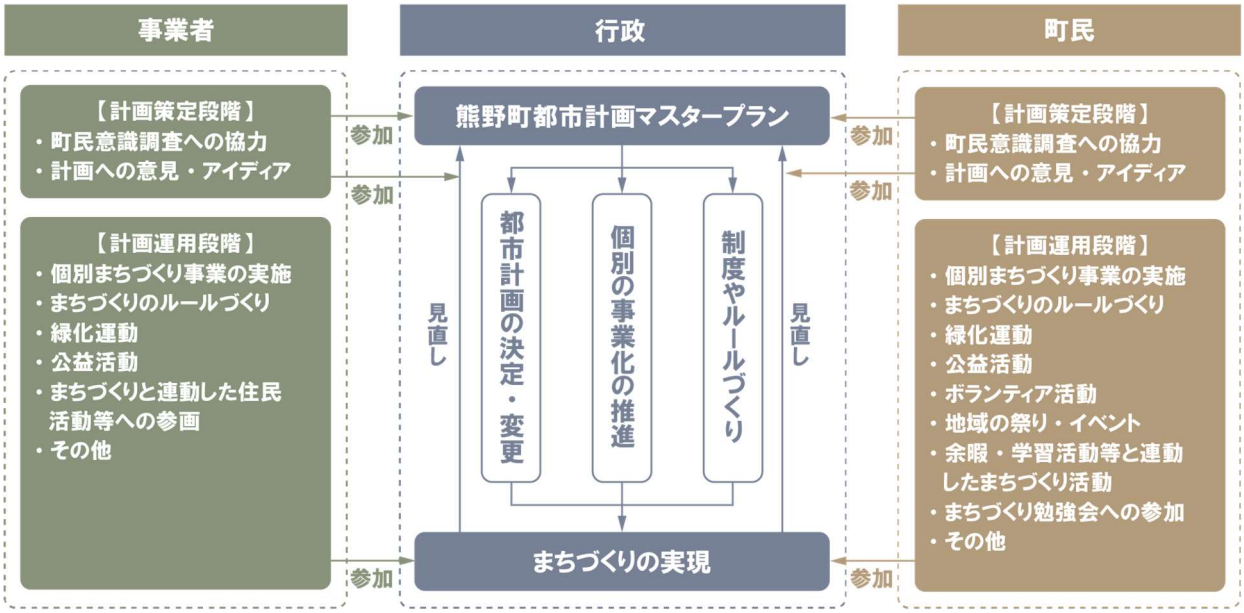

２．効率的な都市運営

これからのまちづくりにおいては、人口減少・少子高齢社会に対応した効率的な都市運営が求められます。そのため、以下に示す３つの観点から、その実現を図ります。

○各種計画との連携

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進するためには、都市計画や建設分野だけではなく、商工、農政、観光、防災、環境、福祉、教育・文化など、様々な分野と連携しながら、総合的に進めていく必要があります。

そのため、関係各課の連携をこれまで以上に強化し、各種計画や事業と調整を行い、連携を図ることによって相乗効果を生み出し、効率的な都市運営を実現します。

○民間活力の積極的な導入

持続可能なまちづくりを進めるためには、できるだけ税財源に頼ることのない公共サービスの提供が求められることから、PPP／PFI 手法をはじめとする民間活力の導入に積極的に取り組みます。

それにより、様々な場面で民間が持つ専門的な知識や技術が活用され、より一層質の高い公共サービスの提供が期待されます。

○デジタル技術の活用

デジタル技術の進展により、自動運転技術の進化や、人やモノがインターネットでつながるなど、暮らしが大きく変革しつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を契機に、オンライン授業やテレワークなどのデジタル技術が日常生活に急速に普及し、デジタル技術活用の重要性がより一層高まる中、町内全域での情報通信基盤や、それを活用するための制度等の環境整備が求められています。

今後は、デジタル技術やデータなどを積極的に活用しながら、医療・福祉、商業、公共交通などの都市や地域が抱える課題の解決を図り、持続可能な都市経営を実現するため、スマートシティの取組の推進を検討します。

３．計画の適切な運用

都市計画マスタープランの内容が個別部門計画や施策、事業へと移行するよう、PDCA サイクルに基づき、概ね５年ごとに進捗状況の検証を行い、必要が生じた場合は見直しを行います。

検証方法のイメージ

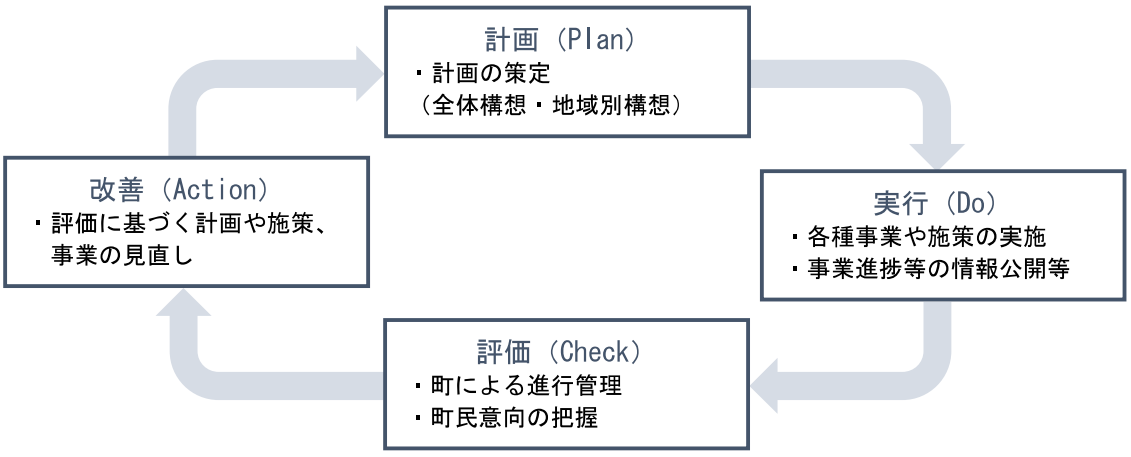

参考資料

【A・B・C】

GIS（Geographic Information System）

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。（地理情報システム）

NPO（Nonprofit Organization）

非営利団体・組織。日本では住民が主体となって社会的な活動を行っている民間の非営利団体を指すことが多い。なおNPO法人（特定非営利活動法人）は、NPOのうち「特定非営利活動促進法」に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体。

Park-PFI（公募設置管理制度）

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き制度。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

PFI（Private Finance Initiative）

公共事業や公共施設の建設、維持管理、運営等を民間企業に委ね、その資金や経営ノウハウ、技術ノウハウを活用するという手法のこと。

PPP（Public Private Partnership）

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。ＰＰＰの中には、ＰＦＩ、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（ＤＢＯ）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

【あ行】

空き家バンク

空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組み。行政側は情報提供を行うが、手続等は家主や仲介業者などとの交渉となる。

インフラ

インフラストラクチャーの略。道路、公園、上下水道、空港、河川などの産業や生活の基盤となる施設。

ウォーカブル

居心地のいい歩きたくなるまちなかの形成を目指したまちづくりのこと。世界の多くの都市で、まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活躍を繰り広げられる場へと改変する取組が進められている。これらの取組は、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止のほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながる。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組み。

【か行】

既存ストック

ストックとは、「在庫品、手持ちの品」、「国富・資本」などを指し、本計画における「既存ストック」とは、これまでに整備された道路や公園、下水道等の都市基盤施設や公共施設、建築物などのことをいう。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定される区域で、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため指定される区域。

旧耐震基準

1981（昭和 56）年５月 31 日までの建築確認において適用されていた基準。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる。

景観計画

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

建築協定

住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善することを目的として、土地の所有者及び借地権を有する者が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について定めた協定。

公園報奨金制度

公園の清掃及び除草等の維持管理活動を自発的に行う団体に対し、報奨金を交付することにより、その円滑な運営を図り、もって、安全で快適な公園の利用を確保するための制度。

交流人口

その地域に訪れる（交流する）人のことを指し、観光、通勤・通学、買い物等で一時的・短期滞在から成る人口のことをいう。その地域に住んでいる人（定住人口）に対する概念。

コンパクト+ネットワーク型の都市

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める都市。

【さ行】

災害危険区域

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域。

サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として、積極的に開発・整備する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自主防災組織

地域住民などによる地域単位の任意の防災組織のこと。

指定管理者制度

地方自治法第 244 条の 2 に基づき、株式会社等の民間事業者を含む法人やその他の団体の中から地方公共団体が指定管理者を指定し、公の施設の管理を代行させる制度のこと。

シビルミニマム

自治体が住民のために保障しなければならないとされる、最低限度の生活環境基準。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

住区基幹公園

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

住宅ストック

ある時点までにその地域に蓄積されている既存住宅のこと。

集約型都市構造

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。

浚渫

海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

ストリートファニチャー

街路や広場などに置かれる、ベンチ・案内板・水飲み場などの屋外装置物の総称。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。

生産年齢人口

15～64 歳人口。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している 500 ㎡以上の規模の区域。（市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 ㎡まで引き下げることが可能）

【た行】

タウントレイル

トレイルは自然の小道の意味。この意を受け、まちの歴史や文化を顕在化し、体験できるように整備したものをタウントレイルと呼ぶ。

地域ブランド

「地域に対する消費者からの評価」であり、地域が有する無形資産の一つ。地域ブランドは、地域そのもののブランドと、地域の特徴を生かした商品のブランドとから構成される。

地区計画

地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

ツール

道具、工具、用具、手段、方法などのこと。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

デジタル技術

「デジタル」とは、状態を表す量を量子化、離散化して処理を行う方式のことをいう。デジタル技術とは、人々の生活においてスマートフォンやタブレット、PC を通じて多くのサービスが提供されることや、民間ビジネスにおいてデータを収集・活用して最適なサービスを提供すること等を可能とする技術のことを指す。

田園住居地域

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している住居系用途地域。

特定空き家

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画基礎調査

都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となる調査。

都市計画制度

まちづくりのルールを定めたもの。地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定していく。

都市計画提案制度

地域住民等と行政が一体となったまちづくりを進めるため、地域の住民やＮＰＯなどが都市計画を提案することができる制度。

都市再生整備計画事業

都市再生特別措置法第 46 条第１項に基づき、市町村が策定する都市再生整備計画に則り実施される事業のこと。

都市のスポンジ化

人口減少等の急速な進行に伴い、空家・空地が時間的・空間的にランダムに発生する現象。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。

【な行】

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

年少人口

0～14 歳人口。

【は行】

ハザードマップ

地震、洪水、津波、火山の噴火などが起きた場合に備えて、地域の住民が迅速かつ安全に避難できることを目的に、被害が想定される区域とその程度、さらに避難場所や避難経路、災害時の心得などの情報を地図上に表したもの。

バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

パーク・アンド・バスライド

都市の外縁部において、1 人乗り車からバス等の大量公共交通機関へ乗り換える手法。

広島広域都市圏

広島市の都心部からおおむね 60km 圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの 24 市町で構成される。平成５年（1993 年）、13 市町により「広島広域都市圏形成懇談会」を設立以降、圏域というエリア設定を生かしてその一体的発展に向けた交流・連携を推進している。平成 24 年（2012 年）には 4 町が加わり、「広島広域都市圏協議会」に改称し、さらに、平成 27 年（2015 年）に 7 町が加わり、現在に至っている。

広島中央地域連携中枢都市圏

呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町の 4 市 4 町で構成される。平成 29 年（2017 年）10 月の連携協約以降、圏域市町の市長・町長で構成する「広島中央地域連携中枢都市圏協議会」において定期的な協議を行い、平成 30（2018 年）3 月には「広島中央地域連携中枢都市圏ビジョン」を 5 ヵ年計画で策定している。

フリンジ

都市の周縁部。周縁部に駐車場を集約化することで、まちなかに流入する車両を抑制し、歩行者空間を創出するまちづくりが推奨されている。

プロセス

過程、手順のこと。

プロムナード

散歩道散策道。

ポケットパーク

都市の中の憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり、公立の公園にならない公有地または民間の土地を借用し造ったりしたもの。バス停の周り、商店街の一部、交差点などに設置する場合が多い。

【ま行】

モータリゼーション

交通の自動車化、大衆の生活の中に自動車が広く普及すること。

【や行】

用途地域

都市計画区域及び準都市計画区域内で、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種の高さについて制限を行う地域。

ユニバーサルデザイン

子どもや高齢者など様々な人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインする考え方のこと。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

ライフライン

エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、現代人が日常生活を送る上で必須のインフラ設備をいう。

ラブリバー・マイロード

住民団体・学校・企業などが、ボランティアで道路あるいは河川の美化・清掃に取組み、行政が活動を支援する仕組み。

ランドマーク

山や建築物などの目標物。ランドマークの重要な特色は、周囲の物からひときわ目立ち、覚えやすい特異性を有することにある。

立地適正化計画

急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

リノベーション

遊休不動産の再生、すなわち遊休化した建物を改修し、利活用すること。

リノベーションまちづくり

遊休不動産のリノベーションを連鎖的に展開し、建物の再生に留まらないエリアの再生を目指す取組み。

連携中枢都市圏

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね１以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏。

老年人口

65 歳以上人口。

【わ行】

ワークショップ

多様な人たちが主体的に参加し、参加者同士の相互作用を通じて創造と学習を生み出す会合形態。

熊野町都市計画マスタープラン
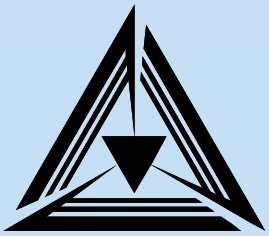
発 行 日：令和３年3月
発　　行：熊野町
編　　集：熊野町 建設農林部 都市整備課
〒731-4292
広島県安芸郡熊野町中溝一丁目１番１号
TEL：(082)820-5608